



インドにおける宗教と経済行動：マイクロデータを利用した定量的分析

山本, 明日香

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2024-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8268号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008268>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

令和3年12月
神戸大学大学院経済学研究科
経済学専攻
指導教員 佐藤隆広
山本明日香

博士論文

インドにおける宗教と経済行動：マイ
クロデータを利用した定量的分析

令和3年12月
神戸大学大学院経済学研究科
経済学専攻
指導教員 佐藤隆広
山本明日香

目次

序章 インドにおける宗教と宗教の経済学	1
第1節 はじめに	1
第2節 インドにおける宗教.....	3
第2-1節 憲法と相続法	3
第2-2節 信仰心と宗教行動	7
第2-3節 宗教観と人間関係	11
第2-4節 経済と宗教.....	14
第3節 宗教の経済学	16
第3-1節 先行研究.....	16
第3-2節 インドにおける宗教の経済学.....	22
第4節 本稿の構成	23
第1章 インド女性の健康状態とヒンドゥー教徒相続（改正）法：全国家族健康調査 （National Family Health Survey）を利用して.....	27
第1節 はじめに	27
第2節 ヒンドゥー教徒相続法とその改革	29
第3節 女性の健康状態	30
第3-1節 低身長.....	32
第3-2節 低体重.....	33
第3-3節 喘息.....	33
第4節 実証分析	33
第4-1節 先行研究.....	34
第4-2節 データと識別方法	35
第4-3節 推定結果.....	46
第5節 考察と結論	48
第2章 インドにおける宗教間賃金格差の計量経済分析：全国標本調査（National Sample Survey）と定期労働力調査（Periodic Labour Force Survey）を利用して.....	51
第1節 はじめに	51
第2節 宗教間教育格差と留保制度	52
第3節 賃金格差の先行研究.....	55

第4節 データと記述統計	58
第5節 実証分析	62
第5-1節 ミンサー型賃金関数の推定	62
第5-2節 Blinder-Oaxaca 分解	65
第5-3節 Heckman の2段階推定	70
第5-4節 2段階推定の結果を利用した Blinder-Oaxaca 分解	72
第6節 考察と結論	74
第3章 インドにおける巡礼と宗教に関する計量経済分析：国内旅行支出調査 (Domestic Tourism Expenditure Survey) を利用して	76
第1節 はじめに	76
第2節 世俗化仮説	77
第3節 インドにおける国内旅行	78
第4節 実証分析	80
第4-1節 データ	80
第4-2節 推定	84
第5節 結論	94
結論	96
参考文献	98
<日本語文献>	98
<英語文献>	100
<web サイト>	109
<データ>	112
図表	114
<序章>	114
<序章：図>	114
<序章：表>	121
<第1章>	126
<第1章：表>	126
<第1章：付表>	133
<第2章>	134

< 第 2 章 : 図 >	134
< 第 2 章 : 表 >	142
< 第 2 章 : 付図 >	166
< 第 2 章 : 附表 >	167
< 第 3 章 >	181
< 第 3 章 : 図 >	181
< 第 3 章 : 表 >	182

謝辞

博士論文の作成にあたって、演習や特殊研究にてご指導いただいた佐藤隆広先生、梶谷懐先生、佐野晋平先生、村上善道先生、勇上和史先生に心より感謝致します。

福味敦先生、上池あつ子先生、絵所秀紀先生、石上悦朗先生、黒崎卓先生、小川道大先生、中溝和弥先生をはじめとするインド研究者の先生方には、研究会やセミナーで多くの適切で有益なコメントやアドバイスをいただきました。感謝の意を表します。

佐藤ゼミの先輩である原口華奈先生、古田学先生、水野寛之さん、経済学研究科の先輩である浅海達也先生と同期の江元正和さんには、公私共に大変お世話になりました。感謝の意を表します。

本研究は日本学術振興会特別研究員奨励費 21J10112 の助成を受けたものです。

序章 インドにおける宗教と宗教の経済学

第1節 はじめに

230以上の国と地域を対象とした Pew Research Center's Forum on Religion and Public Life (2012)によれば、2010年時点で58億人以上が世界中で何らかの宗教的な属性を持つ。実に世界人口69億人(2010年)のうち84%である。内訳は、キリスト教徒が32%、イスラーム教徒が23%、ヒンドゥー教徒が15%、仏教徒が7%、ユダヤ教徒が0.2%となっている。

<図 0-1 をここに挿入>

インド政府による2011年のセンサス (Government of India, n.d., 2015; Ministry of Home Affairs, 2015)によれば、インドの人口は12億1085万4977人である¹。図 0-1で示すように、宗教別人口割合はヒンドゥー教徒が79.8% (9億6630万人)、イスラーム教徒が14.2% (1億7220万人)、キリスト教徒が2.3% (2780万人)、シク教徒が1.7% (2080万人)、仏教徒が0.7% (840万人)、ジャイナ教徒が0.4% (450万人)、その他が0.7% (790万人)である。言及なし (Not Stated) はわずか0.2% (290万人)であるため、ほとんどのインドの人々は何らかの宗教を持っていると言えよう²。

本稿の研究目的は、このように非常に宗教的かつ多様な宗教的属性を持つと言えるインド人のマイクロデータを利用して、開発経済学の主要なトピックである格差問題や人的資本の蓄積などと宗教との関係に焦点を当て、経済行動における宗教の重要性を明らかにすることである。

研究にあたっては、「宗教の経済学 (Economics of Religion)」のアプローチを用いて、開発経済学研究ならびにインド地域研究分野への貢献を目指した。宗教の経済学は、個人や社会の宗教が経済行動に与える影響を、経済学によって分析しようとするもの

¹ Government of India (2020)によれば、2020年のインドの人口は13億8,000万人である。本文中で使用しているデータの年次が2011年と少し古いのは、宗教別人口を調査したセンサスのうち利用可能な最新のデータが2011年調査であるため。

² カースト別人口割合は、SCs (指定カースト) が16.2%、STs (指定部族) が8.2%である。OBCs (その他後進諸階級) については正式な統計はなく、30~50%程度のようなだ。インド全国標本調査 (NSS) 第68次によれば43.1%である。

である。Azzi & Ehrenberg (1975)や Iannaccone (1992)に代表される宗教の経済学は、比較的新しい分野だと言える。その研究対象は、ヨーロッパにおけるキリスト教徒に焦点を当てたものが中心である。例えば、プロテスタンティズムが労働倫理や節約などを通じて資本主義の発展に影響を与えたことを主張した Weber (1905)に対する実証分析などである (Guiso, Sapienza, & Zingales, 2003; Basten & Betz, 2013; Becker & Woessmann, 2009; Becker, Cinnirella, & Woessmann, 2010; Rubin, 2014)³。

その一方で、インドのようなキリスト教徒を中心としない発展途上国に焦点を当てた研究は少ない。しかしながら、インドのマイクロデータには個人の情報として宗教的属性が含まれていることが多い。本稿で使用する全国家族健康調査 (National Family Health Survey: NFHS)、全国標本調査 (National Sample Survey: NSS)、定期労働力調査 (Periodic Labour Force Survey: PLFS) といったマイクロデータもそうである。よってインドは、宗教の経済学研究が進んでいない地域や文化圏のなかでは研究のための材料に恵まれているといえる。

本稿の特色と意義は、McCleary & Barro (2006)や Barro & McCleary (2019)のいう宗教性と経済との双方向の作用を検証している点である。これは、一方では個人の宗教性が人的資本にいかに関与し、それが経済の成績にいかに関与を与えるかということ、他方では、経済発展や制度が、いかに宗教への参加や信仰に影響するかということである。

インドにおける宗教のあり方は実に複雑である。経済発展や所得水準の向上に伴い、宗教の在り方は変化しているようにも見えるし、宗教が関係する格差が依然として存在しているようにも見える。このように、インドにおいても宗教性と経済の関係は一方的なものではないため、様々な側面から検証していく必要がある。

本章は、第1章から第3章までに関係する前提知識を説明することを目的としている。第2節では、インドにおける宗教を様々な側面から概観する。第2-1節では、憲法および相続法といった法律面で宗教がどのように扱われているかを説明する。第2-2節では、大学や調査機関による調査レポートをもとに、インド人の信仰心の水準が非常に高いことと、その一方で宗教行動は変化している可能性を示す。第2-3節では、

³ そのほか、Greif (2006)は11世紀から12世紀の地中海貿易におけるイスラーム世界とヨーロッパ世界のそれぞれの貿易商の行動信念の相違を発見した。寺西(2014)は日英の宗教と経済社会システムを比較した。

同じく調査レポートをもとに、インド人の宗教観と人間関係を整理し、他の宗教を尊重しつつも人間関係は同質である傾向が高いことを示す。第 2-4 節では、宗教間に残る経済格差を概観する。また、政治のトピックとしての経済と宗教についても説明する。第 3 節では、宗教の経済学について説明する。第 3-1 節では先行研究について整理する。第 3-2 節ではインドを対象としてどのような研究が行われてきたかを整理する。第 4 節では、本稿全体の構成を説明する。

第 2 節 インドにおける宗教

第 2-1 節 憲法と相続法

本節では、憲法および相続法上の宗教の扱いについて整理し、憲法上で掲げられている理念と実際に運用されている相続法には違いがあることを説明する。

インドは、憲法上は信教の自由が保障されており、政教分離された世俗的な国家である。インド憲法第 25 条⁴は、信教の自由を規定したものである。第 1 項は「公の秩序、道徳、衛生及びこの編のその他の既定の制限内で、何人も等しく良心の自由を保障され、自由に信仰を告白し、祭祀を行い及び布教する権利を保障される (Subject to public order, morality and health and to the other provisions of this Part, all persons are equally entitled to freedom of conscience and the right freely to profess, practice and propagate religion.)」とされている (Government of India, 2019; 孝忠, 1992)。1976 年の第 42 次憲法改正では、インドが世俗的な国家であることが明記された。前文では、インドが「主権を有する民主主義共和国 (sovereign democratic republic)」から「主権を有する社会的・世俗的・民主主義共和国 (sovereign, socialist secular democratic republic)」という表現に変更された (Government of India, 2019; 孝忠, 1992)。Government of India (2019) にも、「インドは、議会制度を持つ主権的な社会主義の世俗的な民主共和国である (It is a Sovereign Socialist Secular Democratic Republic with a parliamentary system of government.)」と記載されている。

カーストや宗教による差別は禁止されている。インド憲法第 15 条は、「国家は、宗

⁴ 第 25 条の注 2 では、「ヒンドゥー教徒とはシク教、ジャイナ教、又は仏教を信仰する者を含むものと解釈しなければならない (the reference to Hindus shall be construed as including a reference to persons professing the Sikh, Jaina or Buddhist religion, and the reference to Hindu religious institutions shall be construed accordingly.)」と書かれている (Government of India, 2019; 孝忠, 1992)。

教、人種、カースト、性別、出生地またはそれらのいずれかのみを理由として、公民に対する差別を行ってはならない (The State shall not discriminate against any citizen on grounds only of religion, race, caste, sex, place of birth or any of them.)」 (Government of India, 2019; 孝忠, 1992) としており、カーストによる差別を禁止している。さらに第 17 条は「『不可触民制』は廃止され、いかなる形式におけるその慣行も禁止される。『不可触民制』より生ずる無資格を強制することは、法律により処罰される犯罪である ("Untouchability" is abolished and its practice in any form is forbidden. The enforcement of any disability arising out of "Untouchability" shall be an offence punishable in accordance with law.)」 (Government of India, 2019; 孝忠, 1992) ことを規定している。あくまで差別が禁止されているのであり、カーストそのものが撤廃されたわけではないことに注意しなければならない。

しかしながら、憲法上で掲げられている理念が必ずしも適用されているわけではない。例えばインド憲法第 44 条は、「国は、公民のために、インド領内をつうじての統一民法典を保障するよう努めなければならない (The State shall endeavour to secure for the citizens a uniform civil code throughout the territory of India.)」 (National Portal of India n. d.; 孝忠 1992) と規定している。しかしながら、上述した憲法第 25 条による信教の自由に関する基本権が侵害され、マイノリティーの抑圧を惹起する恐れがあると反対があり、統一民法典制定は達成されていない (National Portal of India, n. d.; ラウ, 2016)。

現在、相続の規定は宗教ごとに異なり、法律は大きく分けて 3 つある⁵。多数派であるヒンドゥー教徒およびインド土着の宗教であるシク教徒・仏教徒・ジャイナ教徒の規定が「ヒンドゥー教徒相続法」、イスラーム教徒の規定が「シャリーア適用法」、キリスト教徒やゾロアスター教徒および民事婚者の規定が「インド相続法」である。それぞれの相続法について簡単に説明する。

独立後、1956 年に制定されたヒンドゥー教徒相続法 (The Hindu Succession Act, 1956) では、女性の地位の向上を目指すために、基本的には女性にも男性と同等の相続権が与えられた。しかしながら、先祖代々の土地・家屋などの合同家族財産については例外で、居住権はあっても相続権は与えられなかった (Roy, 2015)。インドでは均分相続が原則であることや、女性は結婚によって生家を離れる場合がほとんどということが

⁵ 以下の記述は伊藤(2005)およびチャンディラマニ(2006)を参考にした。

主な理由だと考えられる。

1956年ヒन्दゥー教徒相続法については、合同家族財産の相続に関する規定が男女平等に反するとされ、相続法の州レベルの改正が1970年代から1990年代にかけて行われた。インドの相続法は連邦議会と州議会の双方が立法権限を有する「共通管轄事項」であるため、全国レベルで定められた法律を州レベルで改正できる。1976年に施行されたヒन्दゥー合同家族システム（廃止）法（The Kerala Joint Hindu Family System (Abolition) Act, 1975）では、ケーララ州内の合同家族制度が全面的に廃止され、合同家族財産は個人財産に振替えられた。1986年にはアーンドラ・プラデーシュ州で（The Hindu Succession (Andhra Pradesh Amendment) Act, 1986）、1989年にはタミル・ナドゥ州で（The Hindu Succession (Tamil Nadu Amendment) Act, 1989）、1994年にはカルナータカ州およびマハーラーシュトラ州で（The Hindu Succession (Karnataka Amendment) Act, 1994; The Hindu Succession (Maharashtra Amendment) Act, 1990⁶）ヒन्दゥー教徒相続（改正）法が制定された。これらは相続上の混乱を避けるため、運用開始時点で未婚の場合に限るという条件付きの適用であった。したがって、この法の制定を持って息子と娘の相続権における完全なる平等が達成されたとは言えなかった。

2005年、ジャンムー・カシミール州を除くインド全土でヒन्दゥー教徒相続（改正）法（The Hindu Succession (Amendment) Act, 2005）が制定され、娘の未婚条件が撤廃された。したがって、法律上は相続において完全な男女平等が達成されていると言える。

1937年ムスリム・パーソナル・ロー（シャリーア）適用法（The Muslim Personal Law (Shariat) Application Act, 1937）では、相続を含む家族法についてイスラーム法（シャリーア）の原則に則ることが規定されている。ただし、独立前に行われたイギリスによる制度移植や国際条約批准および一般法による置換や成文化等が行われている（伊藤, 2016）ため、適用範囲は限定されている。

慣習法上の相続人は、自分の相続権を維持しつつ、遺産の一定割合をシャリーア上の原則によって修正された相続人に与えることとなっている。男系親族への優先的扱いは残るが、女性男系親族の権利もある程度は認められる（チャンディラマニ, 2006; 伊藤, 2016）。財産は常に個人所有のものである。そして、父の財産の相続権は父の兄弟が父の息子以上に持つ。被相続人が死亡すると財産は細分化されるため、とりわけ

⁶ 全文は Laws of India (n.d.) 参照。

世帯主の死は財産争いを惹起しがちであり共同体の存続は困難である。また、相続権を持つ人間が複数の共同体に分かれて生活している場合が多い⁷（中根, 1970）。

その他の宗教を持つ人々および一般法に基づいて婚姻した夫婦の相続に関する規則は 1925 年インド相続法（The Indian Succession Act, 1925）により定められる。同法の適用は、「ヒンドゥー教徒、イスラーム教徒、仏教徒、シク教徒、ジャイナ教徒を除く」と条文内で言及されている。異宗教間結婚は非常に稀ではあるが、1954 年特別婚姻法（The Special Marriage Act, 1954）により可能である。同法は、家族法ではなく一般法による婚姻を行うための法律である。同法によって婚姻した夫婦には、当事者双方のいずれの家族法も適用されないし、宗教的儀式の挙行は必要とされない。また、婚姻予告、婚姻予告の公示および宣誓供述書の提出などが規定されている（チャンディラマニ, 2006）。

1925 年インド相続法は、ヒンドゥー法とイスラーム法が適用される者以外を対象とした相続法という性質ゆえに、全 392 条とかなり長い。これは全 31 条から成る 1956 年ヒンドゥー教徒相続法と単純比較しても、10 倍以上の長さである。少数派とはいえ、全ての宗教者に同等の規則を適用することはできないため、同法には、「この条文はゾロアスター教徒には適用されない」などといった注意書きが散見される。

インド相続法は、これまで三度改正されている。1962 年インド相続（改正）法（The Indian Succession (Amendment) Act, 1962）、1991 年インド相続（改正）法（The Indian Succession (Amendment) Act, 1991）、2002 年インド相続（改正）法（The Indian Succession (Amendment) Act, 2002）がそれにあたるが、いずれもヒンドゥー教徒相続法の州別改正および 2005 年ヒンドゥー教徒相続（改正）法のような抜本的改革ではなく、条文内の各宗教徒法について修正が加えられる程度にとどまっている。

本節で確認したことは次の 2 点である。第一に、インド憲法では信教の自由が規定されており、カーストによる差別は禁止されている。第二に、宗教ごとに差のない統一民法を制定することが憲法で定められているものの、実際は宗教ごとに異なる民法が運用されている。

⁷ 当然ながら、相続権を持つ人間が多いほど相続割合は減少する。そのような場合、相続人は故人の職業をそのまま引き継ぐことも困難であるため、社会的に低い立場に置かれることも多いという（中根, 1970）。

第 2-2 節 信仰心と宗教行動

<図 0-2、図 0-3 をここに挿入>

図 0-2 と図 0-3 では、センサスデータに基づき、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒のそれぞれの人口の推移を、1951 年から 2011 年にかけて 10 年単位で示した。図 0-2 はヒンドゥー教徒の人口の推移、図 0-3 はイスラーム教徒の人口である。1951 年に 3 億 350 万人だったヒンドゥー教徒は、2011 年には 9 億 6630 万人まで増加した。イスラーム教徒は、1951 年には 3540 万人だったが、2011 年には 1 億 7220 万人になった。

いずれにしても大幅な増加であるが、ヒンドゥー教徒の 2011 年の人口成長率が 16.76%であるのに対し、イスラーム教徒は 24.6%である。このペースが続けば、インド全体の人口割合で見るとヒンドゥー教徒が減少し、イスラーム教徒が増加するだろう。つまり、宗教別人口割合の大まかな傾向は変わらないものの、少しずつ変化している。

このような状況下で、インド人の価値観は変化しているのだろうか。世界価値観調査 (World Values Survey) は、世界の人々の社会的、政治的、経済的、宗教的、文化的な価値観を科学的、学術的に調査するための国際的な研究プログラムである。価値観やその経年変化が、国や地域の社会的、政治的、経済的発展にどのような影響を与えるかを評価することを目的として、1981 年に欧州価値観調査 (European Values Study) の発展形として開始された。現在では 120 以上の国や地域を対象に、5 年ごとに調査が行われている。

インドで最初の世界価値観調査は、Wave 2 (1990-1994) に相当する 1990 年であった。その後、1995 年 (Wave 3 (1995-1998))、2001 年 (Wave 4 (1999-2004))、2006 年 (Wave 5 (2005-2009)) と調査が続き、利用可能な最新のデータは 2012 年 (Wave 6 (2010-2014)) の調査のものである。

本稿では、1990 年調査 (World Values Survey, 1990) と 2012 年調査 (World Values Survey, 2012) の結果を比較する。1990 年調査は、インド人 2,500 人 (男性 1,337 人、女性 1,163 人) に対して質問している。内訳は、ヒンドゥー教徒が 2,206 人 (88.2%)、イスラーム教徒が 138 人 (5.5%)、キリスト教徒 (カトリック) が 40 人 (1.6%)、キリスト教徒 (プロテスタント) が 26 人 (1.0%)、仏教徒が 18 人 (0.7%)、キリスト教徒

(東方正教会)が11人(0.4%)となっている。また、31人(1.2%)がその他の宗教、28人(1.1%)が無宗教であり、ユダヤ教徒の回答者と無回答の者がそれぞれ1人(いずれも女性)いる。2012年調査は、インド人4,078人(男性2,290人、女性1,785人)に対して質問している。内訳は、ヒンドゥー教徒が3,339人(81.9%)、イスラーム教徒が447人(11.0%)、キリスト教徒が65人(1.6%)、仏教徒が25人(0.6%)となっている。また、184人(4.5%)がその他の宗教、18人(0.4%)が無宗教である。1990年調査と比較するとカテゴリーの数が少なくなっており、その他の宗教に当てはまる人がそれに応じて増加していることに注意しなければならない。また、1990年調査と2012年調査ではシク教徒やジャイナ教徒のカテゴリーが存在しない⁸。

以上のように、世界価値観調査はスモールサンプルであるとはいえ、概ねインドの宗教別人口比率に即した調査となっている。まとまった数調査されているヒンドゥー教徒やイスラーム教徒の結果は、信用できると考える。この調査のなかから、いくつかの質問について取り上げてみたい。なお、1990年調査のカトリック、プロテスタント、東方正教会は全てキリスト教徒として一纏めにしている。

<図0-4、図0-5、図0-6をここに挿入>

図0-4から図0-6で示したような世界価値観調査の結果を見る限り、1990年から2012年にかけて、インドの人々は、少なくとも信仰上では宗教性を失っていないか、あるいはやや宗教的になっているようである。宗教はとても重要であると考える人の割合は、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒、仏教徒で増加している。ヒンドゥー教徒は48%から65%に、イスラーム教徒は67%から79%に、仏教徒は33%から76%になっている。キリスト教徒のみ減少しているが、1990年の62%と2012年の57%で割合的にほとんど差はない。自身を宗教的であると考える人の割合は、ヒンドゥー教徒は82%から89%に、イスラーム教徒は84%から89%に、キリスト教徒は83%から89%に、仏教徒は78%から84%に増加しているため、やはりキリスト教徒が宗教を重要であると考えなくなったわけではないことが分かる。神を信じる人の割合は、ヒンドゥー教徒は94%から97%にやや増加し、イスラーム教徒は97%から96%にやや減少、キリス

⁸ 2001年調査や2006年調査ではシク教徒およびジャイナ教徒のカテゴリーが存在する。

ト教徒は 95%から 98%にやや増加、仏教徒は 67%から 48%に減少している。

<図 0-7、図 0-8 をここに挿入>

図 0-7 と図 0-8 から分かるように、教会（宗教組織）に大きな信頼を寄せている人の割合と、冠婚葬祭を除き、日常的に週一回、あるいは週一回以上礼拝に参加している人の割合について、それぞれ変化を比較すると興味深いことが分かる。宗教組織に対する信頼は、ヒンドゥー教徒、イスラーム教徒、キリスト教徒、仏教徒のいずれも、1990 年と比較すると 2012 年には大幅に増加している。ヒンドゥー教徒は 57%から 79%、イスラーム教徒は 78%から 85%、キリスト教徒は 62%から 88%、仏教徒は 33%から 80%になっている。一方で、週一回以上礼拝に参加している人の割合は、いずれも少なからず減少している。ヒンドゥー教徒は 52%から 43%、イスラーム教徒は 72%から 65%、キリスト教徒は 90%から 68%、仏教徒は 39%から 24%になっている。

この結果は、信仰心そのものと宗教行動、ここでは実際に礼拝に参加するかどうかには隔たりがあることを示唆している。すなわち、インドの人々は信仰や宗教性を失っていないが、何らかの理由で礼拝に参加しなくなっている。

それでは、インド人は世俗化しているのだろうか。日常の宗教的な習慣に関する調査結果をもとに考察したい。宗教に対する選好や宗教的な習慣について、より詳細な調査を元に議論するために、ピュー研究所による調査結果(Pew Research Center, 2021)を抜粋する。この結果からは、現代のインドにおける人々の宗教観の大まかな傾向を伺うことができる。調査は、インドの 29,999 人の成人（18 歳以上）を対象に、2019 年末から 2020 年初頭にかけて 26 の州と連邦直轄地で行われた。

回答者の内訳は、22,975 人のヒンドゥー教徒、3,336 人のイスラーム教徒、1,782 人のシク教徒、1,011 人のキリスト教徒、719 人の仏教徒、109 人のジャイナ教徒、これらのいずれの宗教にも属さない人が 67 人である。

<表 0-1 をここに挿入>

表 0-1 によれば、多くのインド人にとって、宗教活動は世帯の中での活動を中心としている。81%が自宅に祭壇や神棚、宗教的シンボルを置いて礼拝をしており、78%が

宗教指導者を招いて自宅で宗教儀式を行ったことがあると答えている。61%がヒンドゥー教で聖なる植物とされているホーリーバジル（トゥルシー）を自宅に飾っているが、宗教により大きな差がある（Pew Research Center, 2021）⁹。

<表 0-2 をここに挿入>

世帯の外での活動を見てみよう。表 0-2 によれば、宗教的な巡礼をしたことがあるのは 56%である。年齢での内訳は、巡礼をしたことがある 18 歳から 34 歳までの人が 49%、35 歳以上は 61%で後者の方が多い。日常的に祈ると答えた人の 60%が巡礼をしたことがあるのに対し、そうではない人は 48%であった。宗教ごとの内訳は、ヒンドゥー教徒が 58%、イスラーム教徒が 37%、キリスト教徒が 48%、シク教徒が 62%、仏教徒が 54%、ジャイナ教徒が 55%であり、インド発祥ではないイスラーム教徒やキリスト教徒が巡礼している割合は少し小さい。しかしながら、イスラーム教徒の中でも、最近経済的な困難に直面したことがある人（過去 1 年間に食費、薬代、住居費などが払えなかったことがある人）で巡礼をしたことがある人は 41%で、そうではないイスラーム教徒（34%）よりわずかに高い（Pew Research Center, 2021）。

<表 0-3 をここに挿入>

ほとんどの人が毎月またはそれ以上の頻度で礼拝所や教会を訪れている一方で、これらの礼拝所に寄付をしている人はさらに多い（表 0-3）。89%が自分の宗教に関連した礼拝所に寄付をしていると答えており、78%が礼拝所以外の慈善活動に寄付をしていると答えている。大卒は礼拝所に 90%、慈善活動に 81%寄付しており、大卒未満の人はそれぞれ 89%、77%と、大卒者のほうが寄付をする傾向がある。また、宗教遵守度が高いほど、礼拝所だけでなく、他の慈善活動にも寄付をする傾向がある。自分の生活にとって宗教が非常に重要であると答えた人の 80%が慈善活動に寄付をしている

⁹ それ以外の宗教的・精神的な慣習は、あまり一般的ではない。例えば、インド政府はヨガをインドの主要な習慣として強く推奨しているが、62%はヨガをしたことがないと答えている。読経もそれほど一般的ではなく、読経や誦経を聞く頻度は年に 1 回かそれ以下と答えているのが 58%で、22%は全くしないと答えている（Pew Research Center, 2021）。

のに対し、宗教があまり重要でないと答えた人で寄付をしているのは 68%である (Pew Research Center, 2021)。

本節で確認したことは次の 3 点である。第一に、インド人の多くは宗教を重要だと考えており、神を信じている。第二に、インド人の宗教性や信仰は失われておらず、礼拝所や慈善活動への献金をする人は多いが、礼拝への参加は減少している。第三に、世帯の中での宗教的行為に参加する人と比較すると、世帯の外での宗教的行為に参加する人は少ない。

第 2-3 節 宗教観と人間関係

本節では、前節に引き続いて Pew Research Center (2021) より、インド人の宗教観と人間関係について整理する。

<図 0-9 をここに挿入>

図 0-9 で示した通り、インド人は、宗教的寛容さを、国家としての自分たちのあり方の中心的部分だと考えている。したがって、ほとんどの人が、「真のインド人」であるためには、すべての宗教を尊重することが非常に重要であると答えている。そうした宗教的寛容さは、宗教的価値であると同時に、市民的価値でもある。インド人は、他の宗教を尊重することが、自分たちの宗教コミュニティの一員であることの意味における非常に重要な部分であるという見解で一致しているのである (Pew Research Center, 2021)。

中には、本来は特定の宗教の概念であっても、それが宗教を超えたインド人の共通の価値観となっていることがある。例えば、インドのヒンドゥー教徒の 77% がカルマ¹⁰を信じている。カルマは本来、ヒンドゥー教や仏教などのインド発祥の宗教における概念である。それにもかかわらず、インドのイスラーム教徒がカルマを信じている割合は、ヒンドゥー教徒と同程度である。同様に、インドのキリスト教徒の 32% は、ヒンドゥー教の中心の信仰であるガンジス川の浄化力を信じていると答えている (Pew Research Center, 2021)。

¹⁰ 「過去（世）での行為は、いずれ必ず自分に返ってくる」という因果応報の法則

大多数のインド人は、自国の宗教的自由度が高いと考えている。「自分の宗教を実践するのはとても自由だ」と答えた人は、全体の 91%を占めている。ヒンドゥー教徒は 91%、イスラーム教徒は 89%、主要な宗教コミュニティのなかでも最も低いシク教徒でさえ、82%という高い割合を示している。「他の宗教に属する人々がその人自身の信仰を実践することが非常に自由である」と答えている割合は全体の 79%である (Pew Research Center, 2021)。

<表 0-4 をここに挿入>

宗教的な差別があるかどうかという質問の結果によれば、国内の 6 つの主要な宗教グループのいずれに対しても、差別が多いと思っていない人が多数派である(表 0-4)。一般的に、ヒンドゥー教徒、イスラーム教徒、キリスト教徒は、自分の宗教グループに対する差別が多いと答える人の割合が、他の宗教の人々に対する差別が多いと答える人の割合よりもわずかに多くなっている。例えば、ヒンドゥー教徒への差別が多いと感じているヒンドゥー教徒は 21%で、イスラーム教徒への差別が多いと考えているヒンドゥー教徒は 17%である。反対に、イスラーム教徒への差別が多いと感じているイスラーム教徒は 24%であり、ヒンドゥー教徒への差別が多いと考えているイスラーム教徒は 16%である。つまり、インドでは少数派のコミュニティのメンバーを含め、宗教的差別が広く行われていると認識しているインド人は比較的少ないということである (Pew Research Center, 2021)。

<表 0-5、表 0-6 をここに挿入>

多くのインド人は宗教的寛容さを尊重すると答えており、実際に宗教的自由度が高いと考えているにもかかわらず、彼らは、他の宗教グループの人々と自分たちについて、基本的には共通点が多くないと考えているようである (表 0-5、表 0-6)。ジャイナ教徒の 66%、シク教徒の 52%が「ヒンドゥー教徒との共通点が多い」と答えているが、それ以外は他の宗教グループと「大きく異なっている」と答える割合が大きい。ヒンドゥー教徒の 66%は、自分たちはイスラーム教徒とは全く違うと考えており、イスラーム教徒も同様に、64%が自分たちはヒンドゥー教徒とは全く違うと答えている (Pew

Research Center, 2021)。

<表 0-7 をここに挿入>

インド人の多くが、友人関係の多くが同じ宗教の者で構成されていると答えている (表 0-7)。調査では、親しい友人の宗教が「すべて」(45%) または「ほとんど」(40%) 自分と同じ宗教であるという結果が得られている。ヒンドゥー教徒であれば、47%は親しい友人のすべてがヒンドゥー教徒で、39%は友人のほとんどがヒンドゥー教徒であると答えている。イスラーム教徒であれば、45%は親しい友人のすべてがヒンドゥー教徒で、44%は友人のほとんどがヒンドゥー教徒であると答えている。それ以外の人々 (キリスト教徒、シク教徒、仏教徒、ジャイナ教徒) も、自分のグループ内で友人関係を築く傾向がある。彼らは、「すべて」自分と同じ宗教であると答える割合が20%台と割合的に小さくなっているものの、「ほとんど」が45%から56%と高い (Pew Research Center, 2021)。

<図 0-10 をここに挿入>

婚姻関係については、友人関係以上に同じ宗教グループの中で結ばれている (図 0-10)。配偶者が自分と同じ宗教を信仰していると回答したのは99%である。内訳をみると、ヒンドゥー教徒が99%、イスラーム教徒が98%、キリスト教徒が95%、シク教徒と仏教徒が各97%となっており、いずれも非常に高い割合を示している (Pew Research Center, 2021)。

異宗教間で婚姻関係が結ばれることは少ないだけでなく、積極的に反対されているようである。67%は自分の宗教グループの女性について、65%は自分の宗教グループの男性について、それぞれ他の宗教グループと結婚するのを止めるのは非常に重要だと回答している。女性のほうが男性より、他の宗教グループとの結婚が忌避される割合がわずかに多いが、差はそれほど大きくない。ヒンドゥー教徒は女性について67%・男性について65%、イスラーム教徒は女性について80%・男性について76%、シク教徒は女性について59%・男性について58%、ジャイナ教徒は女性について66%・男性について59%、それぞれ自分たちの宗教グループ以外と結婚しないようにすることが

非常に重要であると答えている。そのように考える人が比較的少ないのがキリスト教徒と仏教徒である。キリスト教徒は女性について 37%・男性について 35%、仏教徒は女性について 46%・男性について 44%、それぞれ自分たちの宗教グループ以外と結婚しないようにすることが非常に重要であると答えている (Pew Research Center, 2021)。

以上のような友人関係や婚姻関係についてのその他の傾向としては、宗教的な人のほうが異宗教間結婚を阻止すべきと考えており、特に現与党であるインド人民党 (Bharatiya Janata Party: BJP) 支持者はその傾向が強い。また、宗教間結婚に対する考え方に、回答者の男女差はあまりない。また、大卒者は、それ未満の人と比較すると、友人関係の「すべて」が同じ宗教グループの人で構成されていると答える割合が小さく、異宗教間結婚を阻止すべきと考える人の割合も小さい。北部や中央部に比べて、南部は異宗教間結婚を阻止すべきと考える人の割合が低い (Pew Research Center, 2021)。

本節で確認したことは次の 2 点である。第一に、インド人の多くは宗教的寛容さを尊重しているが、その一方で友人関係や婚姻関係は同じ宗教グループ内で完結している。第二に、特定の宗教グループへの差別が存在すると感じている人は全体の 4 分の 1 程度であり、大多数ではない。

これらの結果からはインドにおいて、全体的に人々の生活と宗教が切り離せないものであることがわかるだろう。若年層や大卒以上の高学歴の者は、そうでない者と比較すると友人関係や婚姻関係が広く、リベラルであるように思われるが、その差はわずかである。

第 2-4 節 経済と宗教

宗教が経済に与える影響を明示的に示すことは難しい。しかしながら、前節で示したように、生活や宗教規範などを通じて宗教は人々の経済行動に影響を与えていると言える。本節では、教育レベルや賃金における宗教間格差の存在を整理するとともに、政治的なトピックとしての宗教と経済に焦点を当てる。

<図 0-11 をここに挿入>

近年、インドは急速な経済発展を続けている (World Bank, 2021)。それにもなっ

て教育水準や所得水準も向上しているものの、ヒन्दゥー教徒とイスラーム教徒の間

には教育レベルや賃金レベルに差があることが様々な文献で明らかにされている。イスラーム教徒は、ヒンドゥー教徒と比較すると平均的に教育レベルが低いだけでなく、ヒンドゥー教徒の下位カーストと比較しても教育レベルが低い (Borooah & Iyer, 2005; Alam & Raju 2007; Pieters, 2011; Dsouza et al., 2015)。また、イスラーム教徒は、ヒンドゥー教徒と比較すると平均的に賃金が低い (Dutta, 2006; Borooah, Dubey, & Iyer, 2007; Bhaumik & Chakrabarty, 2009, 2010)。図 0-11 のように第 2 章で利用する NSS のデータでも、イスラーム教徒の平均対数賃金はヒンドゥー教徒と比較すると一貫して低いことが分かる。

インドにおけるイスラーム教徒の「後進性」の認識は、2006 年にマンモハン・シン政権下でサチャル (Sachar) 委員会報告書 (Government of India, 2006a) が発表された後、より一般的な認識となった (近藤, 2009)。サチャル委員会報告書は、イスラーム教徒は宗教的な教育機関 (マドラサ) を好み、女子教育に熱心ではないという印象論を否定している。インドにおけるイスラーム教徒が最初から後進的であったわけではなく、徐々に他の宗教コミュニティから取り残されたことを示している (近藤, 2009)。

その理由の一つにはヒンドゥー教徒の低カーストに対する、議席、公務への就職あるいは高等教育機関などへの入学にあたって枠を設ける留保制度や、奨学金などのアフーマティブ・アクションがあると考えられる。留保制度は、ヒンドゥー教徒の指定カースト (Scheduled Castes: SCs) や指定部族 (Scheduled Tribes: STs) に対して、議席、公務への就職あるいは高等教育機関などへの入学にあたって留保枠を割り当てている。こうしたヒンドゥー教徒の下位カーストにはアフーマティブ・アクションが用意されていても、同じような境遇のイスラーム教徒には適用されていないという状況が見られる。

先行研究は、教育レベルの格差が賃金レベルにも影響を与えていることを明らかにしている。イスラーム教徒はヒンドゥー教徒より賃金面で劣位に置かれていることは、NSS のような標本調査の結果から広く認識されている。宗教間賃金格差が何によって生じているのかを検証した論文で得られている結論は、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の間で差別があるから賃金格差が生じているのではなく、教育レベルが異なっているためにそれが賃金格差につながっているのだ、ということで概ね共通している (Dutta, 2006; Borooah, Dubey, & Iyer, 2007; Bhaumik & Chakrabarty, 2009; 2010)。

第 2-1 節で述べた通り、インドは憲法上世俗的な国家である。しかしながら、歴史

上政治と宗教は切っても切り離せないものであった。現在のナレンドラ・モディ政権においても実質的にはそうである。中溝(2015)は、経済成長と宗教ナショナリズムの台頭の間接的な関係を、モディの政策を通じて議論している。モディは、自身が長年州首相を務めてきたグジャラート州の経済成長を強調し、2014年のインド第16次下院総選挙に勝利し、初めてインド中央政府首相となった。モディがグジャラート州首相であった時期の経済成長は、「グジャラート・モデル」と称されている。これは、インフラを整備し、内外の資本を積極的に誘致することによって経済成長を実現したというものである。その一方で、モディの政策には、イスラーム教徒を激しく攻撃することによってヒन्दゥ教徒の支持を獲得しようとする側面がある(中溝, 2015)。グジャラート州首相在任中の2002年のグジャラート州暴動や、2019年のジャンムー・カシミール州の特別自治権剥奪、2019年の市民権(改正)法の施行(The Citizenship (Amendment) Act, 2019)などは、これにあたるだろう。

このように、経済的な側面では、特にヒन्दゥ教徒とイスラーム教徒の間には教育レベルや賃金レベルの格差があることが明らかになっている。また、経済と宗教は政治的に重要なトピックとなっている。

本節で確認してきたように、インド人やインド社会の価値観や行動と宗教は深く関係している。このような現状を踏まえ、第3節では宗教の経済学分野でこれまで行われてきた研究について説明する。

第3節 宗教の経済学

第3-1節 先行研究

本節では、まず本稿が依拠する宗教の経済学の大まかな概念を説明し、代表的な研究について説明する。次に、本稿で取り扱うテーマに関係する先行研究を挙げる。宗教の経済学の代表的なサーベイ論文としては、Iannaccone (1998)や Barro & McCleary (2006)、Iyer (2016)がある¹¹。

そもそも、宗教とは何か。Iyer (2018)は、一般的に受け入れられている、宗教の単一の定義はないとしている。実質的な定義は、宗教を哲学または信念体系とし、それを使用して我々の世界を理解しようとすることを指す。機能的な定義は、宗教が人々の

¹¹ 重要な語句の和訳は中田(2018)を参考にした。

生活においてどのような役割を果たしているかに焦点を当てている (Iyer, 2018)。宗教の経済学では、後者の機能的な定義に則って宗教を解釈している。

Iannaccone (1998)によると、宗教の経済学とは、経済学のツールと方法¹²を用いて、宗教を被説明変数として研究したり、宗教を説明変数として他の社会経済的成果について研究したりするものを指す。宗教の経済学は JEL 分類コード (JEL Classification Codes) で Z12: Religion が割り当てられている。この分野は近年急速に発展しており、論文数も増加している (Chen & Hungerman, 2014)。

宗教の経済学は、「宗教経済学 (Religious economics)」¹³と呼ばれるものとは区別されなければならない (Iyer, 2016)。「宗教経済学」は、ある特定の経済政策を促進または批判するために神学的な原理や聖典を引用するものである (Iannaccone, 1998)。このような「宗教経済学」には、キリスト教の神学者や聖職者によるものや、ある種の「イスラーム経済学」、「仏教経済学」などが当てはまる。例えば、「イスラーム経済学」は、コーランとスンナに由来する経済原則に沿って、銀行、課税、所得再分配、金融のシステムを分析し、正当化し、実行しようとしている (Iannaccone, 1998)。「仏教経済学」は、近代経済学に批判的な立場をとり、仏教的な観念を重要視する。財ではなく解脱を重視し、富への執着はそれを妨げるものとする。消費は人間の幸福のための手段に過ぎず、最小の消費で最大の幸福を得ることではなければならないとする (Schumacher, 1991)。したがって、これらの「宗教経済学」は経済学のツールや方法を使用しようとする立場とは異なる (Iannaccone, 1998; Iyer, 2016)。

まず、宗教の経済学分野において代表される古典的論文について説明する。経済学や社会学における宗教の研究においては、「合理的選択アプローチ」と呼ばれるものが存在する (Azzi & Ehrenberg, 1975; Iannaccone, 1992, 1998; Montgomery, 1996; Stark, Iannaccone, & Finke, 1996; Stark & Finke, 2000; Berman, 2000; スターク, 2014)。このアプローチでは、個人は宗教の合理的な消費者であり、費用対便益や初期能力賦存量との相対的な関係に基づき、宗教を信じるか信じないか、あるいはどの宗教を信じるかを決定する。

¹² 公共経済学、労働経済学、産業組織論、開発経済学、国際貿易論といった既存の分野や方法論およびゲーム理論や計量経済学のツールを指す。

¹³ 「神学経済学」は、キリスト教神学の必要性を強調しつつ、経済学における神学的な側面と、神学における経済学的な側面を議論しようとするものである (Oslington, 2000)。

Azzi & Ehrenberg (1975)は、ミクロ経済学的なモデルを使った、経済学者による最初期の研究である。彼らは、アメリカにおける宗教性についての実証分析を行っており、家計の時間配分と教会への出席について、家計行動の多期間効用最大化モデルを使って理論的な説明を行った。モデルの重要な前提条件の一つは、個人の宗教的な活動への参加には死後の世界で利益があり、個人の効用関数の中に死後世界での消費 (afterlife consumption) が含まれているということである。彼らは、男性と女性の間には賃金の差があるため時間の機会費用が異なり、宗教活動への参加の差が説明できると主張した。賃金が上昇すればするほど、宗教活動への参加に費やされる時間が減るということである。

Azzi & Ehrenberg (1975)によれば、教会への出席の動機は3つに分けられる。「救済動機」(死後の世界での充足を期待しての宗教参加)、「消費動機」(現在の宗教活動そのものに満足すること)、「社会的圧力動機」(教会への出席がネットワーク効果を生みビジネスでの成功の可能性を高める)である。アメリカの教会の会員数と教会の出席者数のデータを用いた実証分析では、1. 女性の方が男性よりも教会関連の活動に参加していること、2. 教会への出席は年齢とともに増加していること、3. 収入と教会への出席との間には弱い相関関係しかなく、通常は正の関係か逆U字型の関係にあり、中所得者が最も高いこと、4. アフリカ系アメリカ人は白人よりも教会への出席率が高いこと、5. 都市部よりも農村部の方が教会への出席率が高いことを示した。これらの結果は、教会に出席する傾向が高いグループは相対的に機会費用が低く、「救済動機」が重要になっていることを示している。Iannaccone (1998)によれば、Azzi & Ehrenberg (1975)のモデルは、この分野におけるその後の多くの経済学研究におけるモデルの基礎となっている。

合理選択アプローチへの批判の一つは、「宗教(信教)の自由」という概念が、そもそも大部分が先進国やヨーロッパの現象であるということである。例えば本稿で取り扱うインドでは、個人は生まれたコミュニティでの宗教にそのまま属するのが通常である。宗教を「選択」することは、生まれたコミュニティで生活する権利を放棄することを意味する。このような理由から、合理選択アプローチは前提条件から「社会的圧力動機」を無視しているため、ヨーロッパ以外における宗教について説明できないという欠点があった。

この問題点に対応したのが Iannaccone (1992)のクラブ財モデルである。クラブ財¹⁴モデルは、宗教を、宗教団体のメンバーから構成されるクラブによって生産され、メンバーに正のリターンをもたらすようなクラブ財として捉えて分析する。Iannaccone (1992)は、宗教内での異常な習慣（例えば、何らかのスティグマや犠牲を強いることや、その他の異常な行動）や、非効率的に感じられるような宗教的に禁忌とされる行為が存在する場合に、宗教団体のメンバーの効用がなぜ増加するのかを説明している。合理的なメンバーを持つ宗教は、このような習慣や規定を通じて、メンバーの宗教に対する熱心さを測り、選別する。これはある種のコストであり、世俗的な活動に対する税金であるということだ¹⁵。

Iannaccone (1992)は、チャーチ（教会）とセクトを区別している。既存の文化から非常に逸脱した規範を持つグループはセクトと、より一般的な文化と融合しているグループはチャーチとそれぞれ定義される。セクト的な宗教団体のほうが、セクト的でない宗教的なグループよりもネットワークが緊密で、メンバーからの援助が大きい。これは、Iannaccone (1992)以降の研究でも同様のことが確認されている（Iannaccone 1992; Berman 2000; Chen 2010）。このセクトとチャーチの区別はキリスト教的な概念に適用されてきたが、キリスト教以外の宗教やヨーロッパ以外の地域の宗教にも同様に有効であるとされた。以上が、宗教の経済学における理論分野の重要な先行研究である。

先行研究で取り上げられているもののなかには、世俗化仮説という大きなテーマがある。この仮説は、経済発展に伴って社会的・経済的思考の規範が宗教に関係するものから、科学的あるいは非宗教的・世俗的な規範に置き換わっていくというものである。Iyer (2016)によると、世俗化仮説は、1990年代頃まで社会学者によって大部分が受け入れられていた。しかしながら反例も出てきたので、この世俗化仮説が正しいかどうかは分かっていない。

世俗化仮説の検証は、主に実証研究を中心に行われている。実証研究では、宗教は従来、祈りやその他の「信仰、信じること (Believing)」という指標のような宗教的信

¹⁴ クラブ財は、非競合的かつ排他的な財のことである。

¹⁵ Hungerman (2014a)は、宗教的な戒律が行動を決定する上で強い役割を果たしていることを示した。このようなメンバーの選別により、宗教団体はフリーライダーを排除している (McBride, 2007)。一方で McBride (2015)は、宗教団体が潜在的な会員に一時的なフリーライダーを認めることで、将来の会員数や貢献度が高まる可能性があるため、フリーライダーは宗教団体にとってリスクはあるが必要な投資であるとした。

念という観点から測定されるか、あるいは「所属、所属すること (Belonging)」という指標のような宗教への参加や教会への出席という観点から測定されてきた。これらの指標は、現在では宗教的規制や迫害に関するデータも含めて拡張されており、国際的な規制や暴力の指標も組み込まれている (Finke, 2013; Iyer, 2016; Barro & McCleary, 2019) ¹⁶。

マクロ経済学的な実証研究の代表的なものに、宗教への参加と信仰がその国の経済成長率に与える影響を検証した Barro & McCleary (2003)がある。彼らはペン・ワールド・テーブル (Penn World Tables) や世界開発指標 (World Development Indicators) などをもとに構築されたデータセットに、世界価値観調査や国際社会調査プログラム (International Social Survey Programme: ISSP) のデータを加えたパネルデータを用いて、宗教参加と信仰が経済成長にどのような影響をあたえるのかを検証した。教会への出席率が一定レベルに達すると、宗教的信仰 (天国、地獄、死後の世界への信仰など) が増加し、経済成長に正の影響を与えた。しかしながら、宗教参加 (教会への出席率) は経済成長に対して負の影響を与えていた。

Barro & McCleary (2005)は、188 カ国のデータを使用し、どのような国が特定宗教の国家宗教 (国教) 化を選択するかという分析を行った。サンプルのうち 40%が国教を持っており、大きな政権交代がない国では、国家宗教は永続的であり、1900 年に国家宗教が存在していれば、数十年後の 1970 年や 2000 年には存在している傾向が高い。さらに、一人当たり GDP が高い豊かな国の人々は、貧しい国に比べて宗教に費やす時間が統計的に有意に減少することを示した。しかしながら、それは組織的な宗教に向けての金銭的な貢献が増加することで相殺されるため、経済発展が宗教のバラエティや国教の有無に対して与える効果は曖昧であるという。

さらに McCleary & Barro (2006)は、国教が存在すると、国家はその宗教に対して補助金を提供するので、宗教への需要と宗教参加が増加する可能性があること、反対に国家が宗教を規制すると宗教の供給に影響するため、宗教参加が減少することを示した¹⁷。McBride (2010)は、経済成長が宗教の衰退をもたらすと過去に予測されていたに

¹⁶ 宗教多元主義 (Religious pluralism) についての議論は世俗化仮説と関連している。従来、宗教多元主義は宗教活動を低下させるとされてきたが、世俗化仮説と同様反例もあり、研究が進められている (McBride, 2008)。

¹⁷ 反対に North & Gwin (2004)は、国教の存在が教会への出席率を低下させることを示した。

もかわらず、実際にはそうっていないのはなぜなのかを検証した。市場が非常に世俗化されている場合と、反対に宗教性が高い場合では、経済成長が市場にほとんど影響を与えないことを示した¹⁸。

世俗化仮説にはいくつかの証拠があるように思われるが、それが宗教市場における需要側の変化によって引き起こされるのか供給側の変化によって引き起こされるのかは議論の対象となっている。特に、供給側をコントロールすることは容易ではない。宗教市場における競争環境は国ごとに違っており、アメリカのように宗教市場の参入・退出が自由な国もあれば、インドのように参入・退出が自由ではなく、既存の宗教が重要な役割を占めている国もある。しかも、宗教の需要と供給は相互に刺激し合う関係にあり、ある国における宗教への参加頻度は宗教組織の数と強い相関を持つため、これらを明確に識別することは容易ではない (Olson, 2011)。つまり、世俗化仮説が成立しているのかどうかはまだ明らかではなく、仮に成立していたとしても、それは部分的なものだという可能性もある。

以上のように、世俗化仮説に関する実証分析は、従来マクロデータを使用したものが主であったが、異質性に対応するため、近年では特定の国や地域に限定したマイクロデータを利用した研究にシフトしてきている。例えば、Buser (2015)は、エクアドルにおける宗教性に対する所得の影響を検証した。政府の現金給付プログラムの適格基準の変更という外生的な所得変動を用いて、回帰不連続アプローチにより、所得が宗教性に及ぼす因果関係を推定し、所得の高い世帯ほど教会への出席率が高いという結果を得た。Liang & Dong (2019)は、中国総合社会調査 (Chinese General Social Survey) を用いて、1986年の義務教育法 (The Compulsory Education Law) の施行を個人の教育達成度の操作変数とし、教育が個人の宗教観に与える因果効果を調べた。彼らは教育が世俗化をもたらすことや、また、宗教活動と社会活動の間には代替関係があることを示した。

宗教の経済学を取り扱った日本語文献はごくわずかである。住家(2017)、中田(2018)、Barro & McCleary (2019)の邦訳であるバロー&マックリアリー(2021)が挙げられる。

¹⁸ 所得や経済成長のほか、教育から世俗化の証拠を見つけた論文もある (Becker & Woessmann, 2013; Hungerman, 2014b)。

第 3-2 節 インドにおける宗教の経済学

第 2 節で説明したように、インド人は全体的に宗教的であり、人々の生活と宗教の距離は近いと言える。本節では、第 3-1 節で説明した宗教の経済学を取り扱った文献のうちから、特にインドでどのような研究がされてきたのか、どのような課題があるのかを確認する。

欧米やキリスト教圏を対象とした宗教の経済学研究が豊富であるのに対し、発展途上国を対象とした研究は少ない (Iyer, 2016; Barro & McCleary, 2019)。アジアの、またキリスト教徒が多数派ではないインドを対象とした研究は、特に経済史の研究や、信仰や宗教参加をテーマとした研究についてはあまり進んでいないのが現状である (Iyer, 2016, 2018)。

宗教の経済学を冠していなくとも、インドにおいて宗教に焦点を当てた経済学研究は数多く存在する。なぜなら、特にヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の間に教育レベルや所得などの様々な面で格差があることが認識されていたり (Bhaumik & Chakrabarty, 2009)、度々宗教間での紛争が発生していたり (Mitra & Ray, 2014; Iyer & Shrivastava, 2018) と、インド社会や政治に対する研究と宗教は切り離せないものになっているからである。

少なくとも政府機関主導で調査されたマイクロデータには、個人の属性として性別や年齢と並び宗教が質問されている。民間による調査でも、宗教に関する情報があることが多い。特別な調査をせずとも、宗教のコントロールがしやすい点は実証研究上の大きなメリットとなる。

インドにおける宗教の経済学についてまとめたものに Iyer (2018)がある。開発経済学の領域である格差・不平等や紛争の研究について触れつつ、主として彼女らの研究グループによる独自調査のインド宗教調査 (Indian Religious Survey) とその分析結果を取り上げている。インド宗教調査は、2006 年から 2010 年の間に 7 つの主要州 (ジャンムー・カシミール州、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州、マディヤ・プラデーシュ州、グジャラート州、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州) で調査された、568 の宗教団体 (ヒンドゥー教徒の団体が 272 件、イスラーム教徒の団体が 248 件、キリスト教徒の団体が 25 件、その他 (シク教徒やジャイナ教徒の団体) が 23 件) の情報で構成されている。彼女らは、宗教団体による宗教的な決定と世俗的なサービスの相互依存関係を研究するために、1991 年のインドにおける経済自由化以前と以後

で、宗教団体が周辺の団体との競争に勝つためにどのように戦略を変化させたのかを、特に宗教的サービスと非宗教的サービスの提供の程度を通じて検証している (Iyer, Velu, & Weeks, 2014; Iyer, 2018)。

結果として、宗教団体は、他の団体との差別化を図るため、また宗教的競争やインドの経済格差の拡大に対応するために、経済自由化後は教育や健康に関するサービスを提供するようになっていくことを明らかにした (Iyer, Velu, & Weeks, 2014; Iyer, 2018)。また、Iyer, Velu, & Mumit (2014) は同じデータを利用して、競合団体がノンパーソナル・コミュニケーション・チャンネル（非対面型のコミュニケーション、テレビ・新聞・雑誌など）を多用すると、団体は報復的にパーソナル・コミュニケーション・チャンネル（対面でのコミュニケーション、手紙や電話など）を増やすことを示唆し、競合団体が非宗教的サービスの提供を増加させるのであれば、団体はノンパーソナルなチャンネルを増加させ、パーソナルなチャンネルを減少させることで対応することを明らかにした。

宗教の経済学研究は、マクロデータを利用した実証研究からマイクロデータを利用した実証研究に移行してきているが、実験経済学的手法によってデータを取られることもある。例えば Keuschnigg & Schikora (2014) は、インドの宗教的に異質な集団間での、公共財への自発的な貢献について実験した。公共財ゲームにおける貢献に文化的な多様性は影響しないが、指導者がいる場合には文化的な多様性により協力度が低下することを明らかにした。

他には、歴史的な資料やデータを使用した経済史の研究も行われている。例えば、中世の貿易港においてヒンドゥー教徒とイスラーム教徒が、互いの利益を交換・共有することにより、より良い制度と協力、さらに民族間の寛容性をもたらし、19世紀から20世紀におけるヒンドゥー・ムスリム紛争の可能性を最小化したことを示した Jha (2013) や、植民地時代のインドにおける読み書きと宗教の関係を論じ、識字率は宗教的権威、政治団体、教育機関の相互作用によって決定されると主張した Chaudhary & Rubin (2011) がある。

第4節 本稿の構成

前節までの先行研究を踏まえ、本節では、本稿（博士論文全体）の構成について説明する。本稿を構成するのは第1章「インド女性の健康状態とヒンドゥー教徒相続（改

正) 法 : 全国家族健康調査 (National Family Health Survey) を利用して」、第 2 章「インドにおける宗教間賃金格差の計量経済分析 : 全国標本調査 (National Sample Survey) と定期労働力調査 (Periodic Labour Force Survey) を利用して」、第 3 章「インドにおける巡礼と宗教に関する計量経済分析 : 国内旅行支出調査 (Domestic Tourism Expenditure Survey) を利用して」である。

McCleary & Barro (2006) や Barro & McCleary (2019) は、宗教性は政治や経済との間で双方向の作用を持つことを主張している。宗教が経済や社会に与える影響を検証するときの課題は、個人の宗教性が人的資本にいかに関与し、それが経済の成績にいかに関与を与えるかということである¹⁹。言い換えれば、これは宗教を回帰分析における説明変数として捉えていることになる。反対に、経済発展や制度が、いかに宗教への参加や信仰に影響するのかを検証する場合は、宗教を被説明変数として捉えていることになる。本稿では、第 1 章と第 2 章で「説明変数としての宗教」を取り扱い、第 3 章では「被説明変数としての宗教」を取り扱う。

インドのマイクロデータを利用した宗教の経済学・開発経済学研究として、本稿のリサーチクエストとなるものは次の 3 点である。1. 生活と宗教が依然として密接な関係にあるインド社会において、宗教的な規範の変化は、女性の健康状態にどのような影響を及ぼしたか。これは、第 1 章で取り組む課題である。2. 宗教的な属性の違いは、教育投資行動への違いを通して賃金にどのような影響を及ぼすか。これは、第 2 章で取り組む課題である。3. インドにおける所得水準の向上は、宗教行動の相対的重要性にどのような影響を及ぼすか。これは、第 3 章で取り組む課題である。

宗教の経済学サイドからは文献としては認識されていないが、宗教間の制度の違いを分析に応用した研究が存在する。その一つが、ヒन्दゥー教徒相続法改正の研究である。主なテーマは相続法改革によって親から子どもへの合同家族財産の相続がどう変化したのか (Deininger et al., 2013; Roy, 2015) や、相続法改革によって生じた別の側面への影響 (Roy, 2015; Anderson & Genicot, 2015; Rosenblum, 2015; Bose & Das, 2017, 2021; Makino, 2019; Deininger et al., 2019; 山本, 2021)、相続法改革の影響を受けた女性

¹⁹ 本稿では、何が宗教性や信念を生み出したのかについては議論していない。例えばノース(2016)の考えによれば、「諸宗教に体现されるようになった人口と資源に関する根源的な制約が、信念の起源だろう……なぜなら、前近代の世界では宗教こそ、もっとも有力で組織化された信念構造だったから」(ノース, 2016: 207)。

がその子どもに対してどのように扱いを変化させるか（Bose & Das, 2017, 2021; Deininger et al., 2019）などである。

第1章「インド女性の健康状態とヒンドゥー教徒相続（改正）法：全国家族健康調査（National Family Health Survey）を利用して」は、ヒンドゥー教徒相続法の改正が、世帯内における娘の扱いにどのような影響を与えるのかを、彼女たちの健康状態を通じて測ろうとするものである。これは、生活と宗教が依然として密接な関係にあるインド社会において、宗教的な規範の変化は、女性の健康状態にどのような影響を及ぼしたかというリサーチクエスチョンと関連している。

第1章では、1970年代から1990年代にかけて南部の5つの州で行われた1956年ヒンドゥー教徒相続法の州別改正・新法制定と、女性の栄養状態の代理変数としての健康状態の関係を検証した。改正により女性に不動産など合同家族財産の相続権が与えられ、性別における不平等が是正されたことで、男性と女性が相続人として同等に扱われるようになり、健康についての投資が増加した可能性がある。あるいは合同家族財産の相続の代わりに、補償的な投資が行われた可能性も考えられる。この仮説のもと、相続法改正と健康状態にいかなる関係が存在するのかを、3期間の全国家族健康調査データ（NFHS）により検証する。

第2-4節で触れたように、インドにおいては宗教間に経済的な課題が残っている。これは非常に重要なテーマであるにもかかわらず、先行研究が豊富であるとは言えない。Bhaumik & Chakrabarty (2009)は、そもそも宗教と収入の関係自体があまり解明されておらず、特に1980年代から1990年代にかけては、圧倒的にキリスト教国であるアメリカとカナダを中心に検討されてきたことを指摘している。そして、宗教間賃金格差を検証したこれらの論文で得られている結論は、イスラーム教徒はヒンドゥー教徒より賃金面で劣位に置かれているということや、教育レベルについての宗教間格差が存在するということが概ね共通している。

第2章「インドにおける宗教間賃金格差の計量経済分析：全国標本調査（National Sample Survey）と定期労働力調査（Periodic Labour Force Survey）を利用して」では、サンプルセレクションバイアスを修正したBlinder-Oaxaca分解を用いて、宗教の違いが人的資本を通じて賃金へ与える影響を分析し、賃金格差の通時的な変化を検証する。この研究は、宗教的な属性の違いは、教育投資行動への違いを通して賃金にどのような影響を及ぼすかというリサーチクエスチョンと関連している。

ここで、第 2-2 節でも触れたインド人の巡礼と「世俗化仮説」について考えたい。世界価値観調査で週一回以上礼拝に参加している人の割合が減少していたように、経済発展によってある種の「参加」を伴う宗教行動が減少する可能性がある。インド人の宗教性は失われていないものの、その宗教性の表現として巡礼は選ばれなくなっているのかもしれない。これは、行動における部分的な「世俗化」と呼べるのではないだろうか。

第 3 章「インドにおける巡礼と宗教に関する計量経済分析：国内旅行支出調査 (Domestic Tourism Expenditure Survey) を利用して」では、「被説明変数としての宗教」を扱い、宗教活動の決定要因について分析する。これは、インドにおける所得水準の向上は、宗教行動の相対的重要性にどのような影響を及ぼすかというリサーチクエスチョンと関連している。

具体的には、インドにおける所得水準と巡礼の関係を検討する。インドにおける国内旅行は、大きく発展し、より一般的なものになっている。また、宗教コミュニティごとに旅行行動の行先や目的には異なる傾向があると想定される。第 3 章の目的は、インドにおける人々の旅行行動と所得にはどのような関係があるのか、また、旅行行動と宗教的属性には関係があるのかどうかを、マイクロデータを利用して計量経済学的な検証を行うことである。具体的には、NSS の特別調査であるインド国内旅行支出調査のデータを使用し、旅行者の支出や宗教的属性と、旅行行動との間にどのような関係があるのかを検証する。

第1章 インド女性の健康状態とヒンドゥー教徒相続（改正）法：全国家族健康調査（National Family Health Survey）を利用して

第1節 はじめに

健康への投資は、男女の能力を形作り、その潜在能力を社会で発揮できるようにするためのものである（世界銀行, 2012）。これを厳密に測るためには、親が子どもにどのような食事を与えてきたのか、その食事に栄養分はどれだけ含まれていたのか、普段過ごす家屋の清潔は保たれているのかどうか、病気になったときには医者を受診できたのか、その医者は現代医学的な知識を持つ医者であるのか、どのような薬を投与されたのか…というように、様々な情報が求められる。

しかしながら、こと成人女性において、こうした情報が出生時からすべて揃ったデータを入手するのは至難である。結局のところ、健康投資は、それそのものではなく、その結果としての「健康状態」によって代理されるものになってくるのだろう。

本稿が対象とするインドは、近年経済的に急激な成長を遂げている。その一方で、インド人の栄養状態や体格については、成長の遅れが指摘されている。この栄養の欠乏状態を指して、ディートン(2014)は「20世紀半ばに生まれたインド人は、新石器革命やその前の狩猟採集民までを含む歴史上のどの大きな人口集団よりも貧しい子ども時代を過ごしてきたと思われる。健康な体を維持できるだけの食料が不足してただけでなく、鉄分や脂肪分が不足していた。インド人の子どもは今でも地球上で一番痩せ細って背が低い部類に入るが、それでも親世代や祖父母世代よりは背が高いし、太っている。だがインド人の脱出の速度は遅く、……（男性は）10年で0.5センチ……女性は1センチ伸びるのに60年かかっている」と述べている。インド人が健康面で、全体的に先進国より劣位に置かれているだけではなく、そのうち、さらに女性は男性より劣位に置かれているのである。

これは単に、女性だけの問題に留まるものではない。同じくディートン(2014)の言葉を借りれば、「男性も必然的に背が低くて栄養不足の女性から生まれてくるため、自身の体格や認知機能の発達を自ら阻害していることになる」のである。つまり、女性の健康状態を改善することは、後の世代の男性の健康状態を改善することにも繋がるので、結果的には幅広い層が恩恵を受けることになる。

冒頭で触れた健康への投資は、広義には人的資本への投資という意味での、親から

子どもへの「相続」となる (Bird, 2007)。たとえ所得が増えても、自動的に健康への投資が増加するわけではない。バナジー&デュフロ(2012)によると、栄養価のある食べ物と競合する圧力や欲望が大きすぎるために、貧困状態にある人々は収入が増加しても短期的には栄養状態が改善しないが、人々が子どもや妊婦の栄養摂取に投資すると、社会的な見返りはすさまじいものになるという。そして、胎児期や幼少期の栄養状態は、例えば身長 (Deaton, 2008) や体重 (Black et al., 2013) など、成人後の健康状態に影響する。

序章でも説明した通り、本稿が対象とするインドでは、全国民に適用される統一民法が導入されておらず、所属する宗教ごとに異なる規則が運用されている。多数派を占めるヒンドゥー教徒などに適用される法律の下では、伝統的に、合同家族財産、つまり先祖代々の土地や家屋のような不動産に関する相続権が女性には与えられなかった。

しかし 1970 年代より、特定の州で格差を是正するべく法律の制定や改正が行われ、2005 年に全国的に土地相続の不平等を改善するべく、2005 年ヒンドゥー教徒相続 (改正) 法が制定されたことで、法律上の格差は大幅に縮小された。

ヒンドゥー教徒相続 (改正) 法は、インドに長く続いてきた相続の枠組みに変化を生じさせた。それだけではなく、女性の土地所有権は彼女自身の健康状態 (あるいは、健康状態を改善させるためのケア) などによって定義されるエンパワーメントと相関関係がある (Meinzen-Dick et al., 2019) ために、その変化の要因としての相続法改革に焦点をあてた実証研究が存在する (Roy, 2015; Anderson & Genicot, 2015; Makino, 2019)。

そこで本稿では、ヒンドゥー教徒相続法の段階的な改正と、それに伴う女性のエンパワーメントの効果としての健康状態の関係を実証的に検証する。第 2 節では、ヒンドゥー教徒相続法の近現代における法整備とその改正について説明する。第 3 節では、インドにおける女性の健康状態について、これまでどのような研究が行われてきたのかを概観する。第 4 節では、全国家族健康調査を利用して Triple-Difference (Difference-in-Difference-in-Difference) による推定を行い、ヒンドゥー教徒相続 (改正) 法と改革の影響を受けた女性の健康状態 (低身長、低体重、喘息) に因果関係があるのかどうかを検証する。第 5 節では、分析による結果を基に、健康状態という観点からみたヒンドゥー教徒相続 (改正) 法の意義を考察する。

計量経済学的手法によってヒンドゥー教徒相続法の改革のインパクトを扱った既

存研究は存在するが、それほど多くはない (Deininger et al., 2013; Roy, 2015; Rosenblum, 2015; Anderson & Genicot, 2015; Bose & Das, 2017, 2021; Makino, 2019; Deininger et al., 2019; 山本, 2021)。また、女性の健康状態を直接的に被説明変数にした研究は、本稿が初めてである。

本稿では、成長期を過ぎて成人した女性のデータのみを使用する。そのため彼女らの健康状態は、実際には改革のインパクト以外にも様々な要因に影響された結果を反映しているものだと考えられるが、推計にあたっては可能な限り他の要因をコントロールすることで対処した。

第2節 ヒンドゥー教徒相続法とその改革

現在のインドでは、婚姻や相続などの家族法が適用される場面で、それぞれの宗教法及び慣習法が用いられている。こうした分野は、連邦議会と州議会の双方が立法権限を有する「共通管轄事項」として憲法第 246 条に規定されている。したがって、連邦議会で制定された法律を、一部の州議会が改定して運用する、ということが可能である (孝忠, 1992; チャンディラマニ, 2006)。

1956 年には「ヒンドゥー教徒統一法」の一つとして、ヒンドゥー教徒相続法が制定された。同法は、ジャンムー・カシミール州を除くインド全土に適用され、またヒンドゥー教徒に限らず、仏教徒、シク教徒、ジャイナ教徒にも適用された。これらは全てインド土着の、あるいは発祥の宗教である (National Commission for Women, n.d.; チャンディラマニ, 2006; 杉山, 2016)。

1956 年ヒンドゥー教徒相続法は、女性に相続権を与えた点については大きな変化であるが、合同家族財産に関しては、女性の相続権は制限されていた。例えば、合同家族財産が先祖代々の住宅ならば、息子は共同所有者の一人として分割を要求できる。しかし、娘には居住権はあっても、それを相続する権限は付与されなかった (Roy, 2015)。

この点について不平等であると受け止められ、1970 年代から 1990 年代にかけて、南インドの五つの州で新法の制定や法改正が行われた。

1976 年に施行されたヒンドゥー合同家族システム (廃止) 法では、ケーララ州内の合同家族制度が全面的に廃止され、州内の全ての合同家族について、合同家族財産を個人財産に変えて廃止した。この改革は男女問わず個人財産を認め、かつ相続におけ

る不平等も解消した（山崎, 1991）。

1986 年にはアーンドラ・プラデーシュ州で、1989 年にはタミル・ナードゥ州で、1994 年にはカルナータカ州とマハーラーシュトラ州で、それぞれヒन्दゥー教徒相続（改正）法が制定された。同改正法では、合同家族財産の保有者が死亡した場合、その妻と娘に対し、息子と同等の権利が与えられた。

ケーララ州の改革後、約 20 年間に四つの州で法改正が行われたことになるが、これらは息子と同等の権利を与える娘について、運用開始時点で未婚の場合に限る、という条件付きの適用であった。したがって、この法の制定を以て、息子と娘の相続権における完全な平等が達成されたとは言えなかった。

本稿では直接取り扱わないが、その後 2005 年には、ジャンムー・カシミール州を除くインド全土で 2005 年ヒन्दゥー教徒相続（改正）法が制定された。同法は合同家族を否定するものではないが、娘は息子と同等の権利を持っていることを強く主張する内容となっている。同時に、先の四州の改正ではあった、娘の未婚条件が撤廃されている。さらに、被相続人の母や寡婦についても、男性と同様の扱いを受けることになった（Anderson & Genicot, 2015）。この画期的改正をもって、インド全土の相続法は大きな変化を見せた。

これらの改革については、政策的な研究の対象とされている。ケーララ州とその他四州の改革では、新たな法律の制定と、既存の法律の改正という、性質上の違いはあるものの、それによって女性の土地相続権を含む合同家族財産の相続権が拡大されたという点において、内容的には同質のものとして捉えることができる。本稿では、便宜上、ケーララ州の法制定とその他四州の法改正をまとめて「改正」あるいは「改革」と呼ぶものとする。

本稿は、こうした改革による効果が女性のエンパワーメントに対して効果的に働きかけた面があったのかどうかについて、健康状態を表した変数を使用することで検証する。第 4 節で説明するように、個人の健康状態を直接被説明変数とした研究は、本稿が初めてである。

第 3 節 女性の健康状態

第 2 節では、インドにおけるヒन्दゥー教徒相続法の形成と近年の改正について説明した。第 4 節で行う分析のアウトカム変数として健康状態に関する変数を利用する

ので、本節では、インドにおける女性の健康状態について概観する。

女性の健康状態に関する研究は、そのどれもが、相続法の改革に関係なく重要であり、盛んに研究されている分野である。したがって、ここでは女性のエンパワーメントの結果としての栄養状態、そしてそれに伴う健康状態の改善として考えられるものだけを扱い、簡単に検討することとする。

個々の健康状態の説明に入る前に、定義について簡単に説明することにしたい。同じ言葉を使用している場合でも、子どもについての議論か大人についての議論かでその定義が異なる場合があるため、注意が必要である。

香川(2017)によると、子どもの場合は年齢に対する身長や、年齢に対する体重が重要視される。前者の場合は、年齢に対する身長が 2 標準偏差低いか、それ未満の場合に発育阻害 (Stunting) と定義され、後者の場合は、年齢に対する体重が 2 標準偏差低いか、それ未満の場合に低体重 (Underweight) と定義される。

しかし、第 4 節で説明する通り、本稿の分析では成人女性のデータを使用するため、この定義とは異なる定義を使用する。Detels et al. (2015)によると、成人の低身長の定義は、同性かつ同年齢の平均的な身長より 2 標準偏差低いか、それ未満であることとされる。また、低体重の定義は BMI (ボディマス指数、Body Mass Index) を使うことが一般的である。WHO (n.d.)によると、体重 w kg、身長 h m の人の BMI は、 $BMI = w/h^2$ と定義される。

こうして算出された BMI が、16.00 未満の場合は「痩せすぎ」、16.00 以上かつ 16.99 以下の場合は「痩せ」、17.00 以上かつ 18.49 以下は「痩せぎみ」、18.50 以上かつ 24.99 以下の場合は「普通体重」、25.00 以上かつ 29.99 以下の場合は「前肥満」、30.00 以上かつ 34.99 以下の場合は「肥満 (1 度)」、35.00 以上かつ 39.99 以下の場合は「肥満 (2 度)」、40.00 以上の場合は「肥満 (3 度)」として扱われる。

本稿では、低身長については「同性かつ同年齢の平均的な身長より 2 標準偏差低いか、それ未満であること」を基準とし、低体重については BMI を基準として「痩せすぎ」や「痩せ」を当てはめることとする²⁰。なお、第 4 節で行う実際の推計において

²⁰ 「痩せぎみ」を含めた BMI18.50 未満を栄養失調とする (バナジー&デュフロ, 2012) 場合もあるが、「痩せぎみ」のカテゴリーには、単なる体質や美容目的の痩せが少なくない割合で混じっていると考えられる。よって本稿では、栄養失調によるものだと思われる層を抽出するために、「痩せ」と「痩せすぎ」のみを使用した。

は、低身長についてやや粗い定義を使用する。

第 3-1 節 低身長

インドにおいて、特に女性の平均身長伸びは著しく小さいことが知られている。身長についての研究は、第 1 節で引用したものを含め複数存在する (Deaton, 2007, 2008; Deaton & Drèze, 2009; ディートン, 2014; バナジー&デュフロ, 2012)。

Deaton & Drèze (2009)は、インド人全般、その中でも特にとりわけ女性は、著しく身長伸びが遅いことを指摘した。近年経済発展を続ける中国とインドの両国民を比較すると、中国人が男性・女性共に 10 年で平均的に 1cm 増加するペースで成長を続けているのと比較して、インド人女性は平均的に 1cm 増加するのに 60 年もかかるペースでしか成長が見られない、というのである。また、女性の栄養状態が悪いことに伴う、子どもの低栄養状態は、サブサハラアフリカ諸国未満であるという。

なぜこれほどに、インド人女性の身長伸びが悪いのか。これについては、様々な議論があり、統一的な見解や結論はでていない (Deaton, 2007; Panagariya, 2013; Coffey et al., 2013; バナジー&デュフロ, 2012)。人種的な限界があるためだという見解が否定されはじめ、母親の社会的地位が低いと子どもの身長が低くなるという研究 (Coffey et al., 2014)、乳幼児期から低栄養状態が続いていることが成人後の低身長に繋がるのだという議論 (Victora et al., 2008)、インド在住の乳幼児とイギリス在住のインド系乳幼児のデータを比較して、世代が進めば身長が伸びるようになることを明らかにした Tarrozi (2008)の研究などがある。野外排泄²¹などを行うことによって居住区域の衛生状態が悪化し、寄生虫の寄生や病気の罹患が発生することで、身体が栄養を取り込めなくなり、それが低身長に繋がるのだという研究も存在する (Humphrey, 2009)。インドでは、政府が野外排泄を減らすための活動を行っており、野外排泄は低身長についての有力な原因の一つであると考えられる。

以上を総合すると、低身長に繋がる要因は様々なものが考えられるため、相続法改革のみの効果を抽出するのは非常に難しい。しかし、粗く栄養状態が低身長に繋がる

²¹ Gillespie (2013)は、女性の社会経済的地位の低さおよび野外排泄の習慣が、栄養状態や健康状態の悪さに繋がっていることを指摘している。教育を受けず、若くして母親になった場合は特に地位が低くなり、世帯の意思決定や資源の管理を行うことができない傾向がある。

のだと捉えるならば、相続法改革によって女性がエンパワーされ、栄養状態が改善することで、身長が増加に繋がるという側面があるのではないかと考えられる。

第 3-2 節 低体重

第 3-1 節で議論した低身長と同様に、女性も同じ権限を持ったことで、食事・栄養面での待遇が改善したならば、低体重の割合が減ると予想できる。

Black et al. (2013)によると、胎児期から乳幼児期にかけて低栄養状態に置かれていると、成人後の肥満に繋がる。これは一見本稿の仮定と矛盾するようではあるが、結局のところ、低栄養が原因で正常な体重から逸脱してしまうという部分では同じである。したがって、過体重であれ低体重であれ、結局は栄養状態の改善によって減少すると想定することができる。

第 3-3 節 喘息

喘息の原因には、大気汚染やストレス、栄養不足など、様々なものがある。個々人の発症原因を本稿で使用する調査データから識別・特定することは不可能である。しかし、発症原因のうち、女性の全体的な健康状態の改善という大きな括りのなかでは相関関係があると想定される。

オーストラリアで調査を行った Kozyrskyj et al. (2010)によると、高所得者層の喘息患者が年々減少しているのに対して、低所得者層ではほぼ横ばいのままであり、減少が見られなかったという。この結果に従えば、インドにおいても住居の質や栄養状態が高所得者層と比較して劣悪であると考えられる低所得者層では、喘息の要因となるものが増加するのではないかと考えられる。もし相続法改革によって女性が恩恵を受けているならば、それは喘息発症者の相対的な減少としてあらわれるかもしれない。

このように、いずれも直接的な因果関係によって説明できるわけではないものの、ここまで説明してきた「低身長」・「低体重」・「喘息」は、いずれも女性のエンパワーメントと何らかの関係がありそうである。次節では、これらを被説明変数とした推計を行う。

第 4 節 実証分析

第 2 節で説明した相続法改革の場所と時期、第 3 節で概観したインドにおける女性

の健康状態を踏まえ、本節では Triple-Difference によって、ヒンドゥー教徒相続（改正）法と健康状態に因果関係があることを実証する。

第 4-1 節 先行研究

経済学者による相続法改革に関する先行研究では、ヒンドゥー教徒相続法の州別改正のタイミングを考慮したうえで、法改正効果について分析が行われてきた。

各州の改正タイミングは、第 2 節で説明した通りである。ただし、ケーララ州については、時期が先行しすぎていることや、1956 年ヒンドゥー教徒相続法の改正ではなく合同家族システムの廃止法であるという、他改正法との性質の違いを理由として研究対象から外されている場合がある。

先行研究は、大まかに二種類に分けることができる。一つは相続法改革によって親から子どもへの合同家族財産の相続がどう変化したのかという分析（Deininger et al., 2013; Roy, 2015）、相続法改革によって生じた別の側面への影響についての分析（Roy, 2015; Anderson & Genicot, 2015; Rosenblum, 2015; Bose & Das, 2017, 2021; Makino, 2019; Deininger et al., 2019; 山本, 2021）である。

後者についてももう少し詳細に説明しよう。Makino (2019)は、州別改正による相続権が得られなかった女性については、ダウリ（結婚持参金）の存在が婚姻先の世帯における女性の地位を高めること、そして男性と同等の相続権を持つようになった女性については、妊娠・出産や高額品の購入に対する意思決定とダウリとの間に負の相関関係があることを確認した。

改正法の制定が、ある側面では女性に対して不利益をもたらしている可能性を示唆する研究も存在する。Anderson & Genicot (2015)は、改正によって男女の相続権が同等化したことで女性がエンパワーされ、女性（妻）と男性（夫）の世帯内衝突が改正前と比較して増加し、衝突を苦しめた結果として男女双方における自殺率が増加したという結果を発見した。Rosenblum (2015)は、改正対象世帯に生まれた女兒は、男児と比較して死亡率が高くなるということを、Quadruple-Difference (Difference-in-Difference-in-Difference-in-Difference) の手法を使って明らかにした。

Roy (2015)や Bose & Das (2017)、Deininger et al. (2019)、山本 (2021)は、改正によって女性の教育水準が向上するかどうかについて研究している。Roy (2015)や山本 (2021)では、親が娘に土地を相続させる代わりに教育投資を補償的に行なっているのではないかという仮定のもと、使用するデータやトリートメントグループの違いはあ

るが、いずれも教育に対して正の効果を確認している²²。また、Deininger et al. (2019)の分析では、世代が進んでも女性に対する持続的なエンパワーメント効果がみられ、むしろ強固になっていると示されている。

本稿は、後者の相続法改革によって生じた別の側面への影響についての分析にあたる。ヒンドゥー教徒相続（改正）法によって、女性がエンパワーされ、その結果として健康状態に変化があるのかどうかを検証しようというのが、本稿の目的である。

第 4-2 節 データと識別方法

本稿で使用するのは、4 期に渡って行われた全国家族健康調査（National Family Health Survey of India: NFHS）のデータのうち、身長・体重についての情報が不十分な 1 期目を除いた 3 期間のデータである。2 期目（NFHS-2）は 1998 年 11 月-1999 年 12 月、3 期目（NFHS-3）2005 年 11 月-2006 年 8 月、そして 4 期目（NFHS-4）は 2015 年 1 月-2016 年 12 月に行われた。

調査内容は保健衛生に関する質問が主である。NFHS-2 は 92,486 世帯に関する質問と 15 歳から 49 歳の女性 90,303 人への質問（配偶者である男性への質問はない）、NFHS-3 は 109,041 世帯に関する質問と 15 歳から 49 歳の女性 124,385 人、15 歳から 54 歳の男性 74,369 人への質問、NFHS-4 は 601,509 世帯に関する質問と 15 歳から 49 歳の女性 699,686 人、15 歳から 54 歳の男性 112,122 人への質問で、それぞれ構成されている。

NFHS-2 と NFHS-4 の調査年には約 17 年の差がある。サンプルは、それぞれの調査時点における 15 歳から 49 歳の女性であって、単年度データであるので、これらをそのままパネルデータ化して分析することはできない。

主たるデータとするのは調査対象女性本人に質問されている個人データ（Individual Women's Data - Individual Recode）と、その所属世帯に関する情報が含まれる世帯員データ（Household Listing Data - Household Member Recode）の二つである。世帯員デー

²² 本稿は健康と栄養状態に焦点を当てているが、山本 (2021)は教育に焦点を当てている点で違いがある。山本 (2021)は、被説明変数として教育年数と、新聞・雑誌を読む習慣に関するダミー変数を利用した。女性のエンパワーメントへの効果を検証しているという点では同じであるが、インドでは教育と健康のそれぞれが大きなトピックになっているため、関連する先行研究が異なる。NFHS データを使用している点や、推定の手法やロバストネスチェックの方法は一致している。

タとしては調査対象世帯の居住州、世帯構成員の性別や年齢、世帯主の宗教やカースト、世帯の土地（農地）所有面積、その土地の状態（灌漑／非灌漑）などについての変数が存在する。個人データとしては女性について、婚姻状態や婚姻時の年齢（あるいは結婚年）、出産歴や子どもの健康状態、家族計画の方法など、詳細な質問が行われている²³。

ただし、いずれも調査年次を追うごとに質問内容は微妙に異なっている²⁴。基本的な個人情報の部分を例に出すと、NFHS-2 では、既婚女性である回答者の、調査時点での年齢が質問されているが、出生年（西暦）は質問事項に入っていない。本稿では調査時の年齢と調査年を基に出生年を計算して識別に使用するが、多少のズレが発生する。

本稿では NFHS-2 から NFHS-4 までのデータを使用し、Triple-Difference の手法を活用して分析を行う²⁵。すなわち、改正の対象となった女性（トリートメントグループ）の識別に対して、改正州への居住、出生年、世帯の土地所有をそのための変数とする。改正州というのは、すなわちケーララ州、アーンドラ・プラデーシュ州²⁶、タミル・ナードゥ州、カルナータカ州、マハーラーシュトラ州を指す。それぞれの州における改正年と女性の年齢（出生年）を比較し、改正年において女性が 20 歳以下であって、かつ土地を所有している世帯に所属していれば、改正の影響を受けたと考える。

世帯の土地所有の有無を利用するのは、その世帯がヒンドゥー教徒相続（改正）法によって影響を受けたか否かを識別するためである。これは、ある世帯が土地（合同家族財産）を持っていなかったとすれば、ヒンドゥー教徒相続（改正）法が制定されたところで、その世帯の世帯主には相続の枠組みを変える動機がないからである。

Ministry of Agriculture and Farmers' Welfare (2019a)によると、本稿でいうところの土地所有世帯である農家は土地所有面積によって五分類できる。上記のような、1 ヘク

²³ NFHS-1,2 は既婚女性、あるいは死別や離別を経験した女性のみが調査対象となっているが、NFHS-3,4 は正式な結婚状態にない女性に対してもある程度質問が行われている。

²⁴ 自然なことではあるが、質問内容がより詳細になっていく。

²⁵ ただし、1956 年ヒンドゥー教徒相続法の適用対象外となったジャンムー・カシミール州はデータから外している。同州では、代わりに 1956 年ジャンムー・カシミールヒンドゥー教徒相続法（The Jammu and Kashmir Hindu Succession Act, 1956）が制定された（Agarwal 1994: 211）。

²⁶ なお、アーンドラ・プラデーシュ州には、2014 年に分離独立したテランガーナ州を含めて推計している。

タール未満の土地所有世帯は零細農家 (Marginal Farmer)、1 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満の土地所有世帯は小規模農家 (Small Farmer)、2 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満の土地所有世帯は半中規模農家 (Semi-Medium Farmer)、4 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満の土地所有世帯は中規模農家 (Medium Farmer)、そして 10 ヘクタール以上の土地所有世帯は大規模農家 (Large Farmer) である。

Ministry of Agriculture and Farmers' Welfare (2019b)によると、農地所有面積の平均は 2015-16 年度時点で 1.08 ヘクタールである。本稿の対象となる改正五州の州別平均は、以下の通りである。ケーララ州が 0.18 ヘクタール、アーンドラ・プラデーシュ州が 0.94 ヘクタール、カルナータカ州が 1.35 ヘクタール、マハーラーシュトラ州が 1.35 ヘクタール、タミル・ナドゥ州が 0.75 ヘクタールとなっている。農地所有面積をみても、改正五州のなかで、特にケーララ州が異質であることがわかる。ケーララ州は、合計でみた平均的な土地所有面積こそ小さいものの、大規模農家の土地所有面積は、他州の平均的な大規模農家の土地所有面積と比較すると、西ベンガル州とアッサム州に次ぐ大きさである。

改革によって合同家族財産の均分相続が息子のみならず娘をも対象として行われるように、少なくとも法律上は変わった。世帯の保有する土地の面積が小さければ、それが均分相続された後には極めて小さなものになってしまうだろう。

また近年は、伝統的なカーストによる土地所有構造に変化が見られ、旧来土地を持たなかった社会階層が農地を購入する事例がある (Bakshi, 2008; Kapur et al., 2010)。購入した土地は個人財産であって合同家族財産ではない。第 2 節で説明した通り、ヒンドゥー教徒相続法改正によって娘の土地相続権が強化されたのは、合同家族財産としての土地に限られる。個人財産としての土地に関しては、1956 年ヒンドゥー教徒相続法が制定された時点で、既に娘にも息子同様の土地相続権が認められていた。

以上のことから、様々な背景を持った層をトリートメントグループから除外し、かつ世帯主の子どもたちが均分相続を行った後も一人当たりの土地面積が一定以上確保されるような世帯のみをトリートメントグループとして扱うために、本稿では零細農家と定義される 1 ヘクタール未満の土地所有世帯を土地なし世帯として扱った。この点は、山本 (2021)と同様である。

NFHS には、どのラウンドにおいても世帯の土地所有面積が調査されているが、その質問内容やデータ内容はラウンドごとに微妙に異なっている。本稿で使用する範囲

において、相違点は全部で三つある。一つ目は、面積単位の違いである。NFHS-2,3 においては、面積単位がエーカーで記録されているが、NFHS-4 ではヘクタールである。上記の農家の定義に従い、エーカー単位をヘクタール単位に換算して土地所有世帯の識別に使用することとした。二つ目は、数値の細かさである。それぞれ小数第一位まで面積情報が存在するが、上述のように単位が異なる。よって、ヘクタール換算した面積を識別に利用する際、ラウンドごとにわずかながら農家を分類するためのボーダーラインが異なる。三つ目は、質問されている土地の違いである。NFHS-2 では、耕作中の土地（land under cultivation）の面積が質問されているが、NFHS-3,4 では農地（agricultural land）の面積として質問されており、耕作中か否かは問われていない。

これらの相違点はあるものの、推計への利用が不相当とされるほどの致命的な相違ではないと考え、本稿では小規模農家以上を土地所有世帯として扱い、非土地所有世帯と零細農家はあわせて非土地所有世帯扱いとした。農地の灌漑・非灌漑や耕作中かどうかについては、区別せずに扱った。

本稿では、Roy (2015)や Rosenblum (2015)などの多くの先行研究と同様に、土地のすべてが合同家族財産であるという強い仮定を置く。NFHS では、世帯の所有する土地が個人財産と合同家族財産のどちらであるのかを厳密に判別することができないからである。これは、非常に誤差の大きい代理変数である。また、本来であれば合同家族財産には先祖代々の家屋なども含まれるのであるが、本稿の推計では土地のみが合同家族財産であるとする。

改正州に居住していない女性、改正州に居住していたとしても法改正時点で 21 歳以上であった女性、土地を所有していない世帯（あるいは、所有していても零細農家である世帯）の女性は、いずれもコントロールグループと設定する。第 2 節で説明した通り、州別改正段階においては、相続法改正時点で未婚の女性のみが改正の恩恵を受けられる。女性の平均結婚年齢が 18.1 歳（NFHS-4、個人データ）であることを考慮すると、20 歳を超えた女性は相続法の対象にならなかった可能性が高くなる。よって、法改正時点で 21 歳以上だった者は改正の影響を受けなかったと想定するのは自然であると思われる。

NFHS では、女性とその夫、あるいは彼女が所属する世帯単位で質問が行われているため、多くは結婚によって生家を離れ婚姻先に住む既婚女性については、個人の属性（年齢、教育年数など）は分かっても、両親の居住地や年齢、生死などは一切質問

されていない。したがって、識別することやコントロールすることができない。これが、NFHS の弱点である。

この問題に対処するため、本稿では、個人データにあるデータをすべて使用するのではなく、発達段階がほぼ終了していると考えられる、調査時点で 22 歳以上の女性のデータに限定する。また、先述の通り既婚女性の生育時の属性をコントロールするための情報は不足しているため、データを世帯主の娘に限定する。

世帯員データでは世帯主を中心に、世帯構成員の世帯主との関係を識別することができる。すなわち、世帯主と世帯主の娘を識別することで、まず両親のうち片方を特定する。ここで問題になってくるのが、一夫多妻状態となっている場合と、異常値が存在する場合である。まず、一夫多妻状態となっている場合について説明する。一つの世帯内に複数の世帯主の配偶者がいる場合、娘の母親が誰であるのかを特定することはできない。したがって、本稿の推計では機械的に、配偶者の一人だけをデータセットに残すことにした。その上で、世帯主の娘と配偶者の年齢を比較して、女性の年齢が上であったり、配偶者との年齢差が 10 歳未満であったりした場合は、娘をデータセットから外した。同様に、異常値が存在する場合、つまり世帯主よりも娘の年齢が高かったり、年齢差が 10 歳未満であったりした場合は、娘をデータセットから外した。

すなわち、本稿の推計では、平均的な結婚年齢を過ぎてもなお両親と同居している女性のみデータセットを使用して推計しているため、セレクションバイアスの懸念はある。しかし、こうすることで女性の両親については、年齢や教育年数をコントロールすることができるし、少なくとも世帯主が法改正より前に死亡していたために、財産分与に関して法改正による恩恵が一切なかったというような女性はデータから除外することができる。

基本となる推計式は、以下の通りである。使用する変数については、その詳細な定義と平均値、標準偏差、最大値、最小値をまとめて付表 1-1 に示している²⁷。

$$Y_{isk} = a_{1s}D_s + a_{2k}D_k + a_3AG_i + a_{12sk}D_s * D_k + a_{13s}D_s * AG_i + a_{23k}D_k * AG_i \\ + \delta_1 D_{is,(k \geq k' - 10)} * AG_i + \delta_2 D_{is,(k' - 15 \leq k \leq k' - 11)} * AG_i + \delta_3 D_{is,(k' - 20 \leq k \leq k' - 16)} * AG_i$$

²⁷ 州ダミー、出生年ダミー、またはそれらの交差項については省略している。また、低身長ダミー、低体重ダミー、喘息ダミーはそれぞれ一定数の欠損がある。

$$+X_{isk} + \varepsilon_{isk} \tag{1.1}$$

健康状態を表す被説明変数としては、低身長ダミー、低体重ダミー、喘息ダミーを使用する。 Y_{isk} がこれにあたり、 k 年生まれの s 州に居住する世帯主の娘 i のアウトカム変数（低身長ダミー、低体重ダミー、喘息ダミー）を示す。

低身長ダミーは、女性が同年代の女性の平均身長と比べて、2標準偏差より小さいか否かを示す二値変数である。ここでいう同年代とは、本稿で使用するデータ内で10年ごとに区切られたコーホートのことを示す。例えば、1984年生まれのある女性は、1980年から1989年に誕生し、両親と同居している女性の平均身長と比較される。

つまり、世代が進むにつれて、低身長であるボーダーライン（平均身長−2標準偏差）はわずかながら上昇していく。本稿では、2人しかデータセットに存在しない1940年代生まれの女性を除き、1950年代から1990年代までにかけて、世代ごとにそれぞれ5通りのボーダーラインを設定した。具体的には、1950年代生まれが136.83cm、1960年代生まれが138.59cm、1970年代生まれが139.58cm、1980年代生まれが140.18cm、1990年代生まれが140.44cmである²⁸。1940年代生まれの2人の身長については、いずれの年代のボーダーラインも超えているため、彼女らは低身長にはあたらないと設定している。

低体重ダミーは、WHO (n.d.)のBMIの定義を使用した。BMIが17.00未満であれば1、17.00以上であれば0となる二値変数である。BMIの定義上、16.00未満は「痩せすぎ」、16.00以上17.00未満は「痩せ」と定義されている。つまり、低体重ダミーは「痩せ」以下の体重であるかどうかを表す二値変数となる。

喘息ダミーは、個人データにおける女性本人への質問をもとに、彼女が喘息症状を持っているかいないかを表す二値変数である。この質問項目は、低身長ダミーや低体重ダミーとは異なり、NFHS調査時に診断を下しているのではなく、本人の回答に依拠したものであるため、ある程度の回答者バイアスが懸念される。

身長と体重に関する質問は、NFHS-2からNFHS-4までのデータで分析する。また、喘息に関する質問は、NFHS-3から調査が開始されたため、NFHS-3,4のデータのみ使用可能である。

²⁸ なお、計算上は、小数第6位までの数値となっている。

もし改正によって、相続人として娘が息子と同等に扱われるようになり、世帯内の女性の待遇が改正以前と比較して改善しているならば、これらのアウトカム変数は有意に減少するはずである。あるいは、親が娘に合同家族財産を相続させる代わりに、健康投資や栄養状態といった別の側面で補償的な相続を行っているならば、やはりアウトカム変数は有意に減少するはずである。ただし、元々は娘に合同家族財産の相続権がないために、親は補償的な相続を行っていたが、法律改正で補償的行動がなくなった可能性も考えられる。この場合、アウトカム変数は有意に増加するか、非有意になるだろう。

トリートメントグループには、州別改正州にある土地所有世帯に居住しており、ヒンドゥー教徒、仏教徒、シク教徒、ジャイナ教徒のいずれか（以下、ヒンドゥー教徒など）であって、改正時 20 歳以下であれば該当することとなる。

ただし、トリートメントグループを示す変数は、改正時の年齢によって三つに分ける。一つ目が、改正時点で 10 歳以下（出生前の女性も含む）である二値変数 ($D_{is,(k \geq k' - 10)}$) である。二つ目が、改正時点で 11-15 歳である二値変数 ($D_{is,(k' - 15 \leq k \leq k' - 11)}$) である。そして三つ目が、改正時点で 16-20 歳である二値変数 ($D_{is,(k' - 20 \leq k \leq k' - 16)}$) である。 k' は州別改正州の法改正年を示す。

これらの年齢層による分類は、それぞれ第二次性徴期より前、第二次性徴期の前半、第二次性徴期の後半に対応している。Indian Academy of Pediatrics (n.d.)によると、インド人の女性は、身長・体重ともに、14-15 歳ごろまでは急激な増加がみられる。こうした第二次性徴期の追加的な身長の伸び、体重の増加は、18-20 歳ごろには逡減している。

これに世帯が土地を所有しているか否かを示す土地所有ダミー (AG_i) を掛けて Triple-Difference とし、こうした改正州への居住、出生年（年齢）、世帯の土地所有の条件を満たせば、該当する二値変数が 1 となり、そうでなければ 0 となるように作成した。

そして、世帯や出生年、居住州などのコントロールをするために、以下を説明変数としている。推計式における X_{isk} がこれにあたる。世帯のコントロールのために推計式に入れているのは、女性の父親の年齢、母親の年齢、父親の教育年数、母親の教育年数、都市ダミー、世帯の 5 歳未満の子どもの数、指定カースト (Scheduled Castes: SCs) ダミー、指定部族 (Scheduled Tribes: STs) ダミー、世帯の資産所有状況ダミー (テ

レビ、ラジオ、時計、オートバイ) である²⁹。また、調査年次を示す NFHS ダミーも含まれる。そして、出生年と居住州をコントロールするために、出生年と居住州の固定効果をそれぞれ入れた上で、さらにその交差項を説明変数としている。州ダミーが D_s 、出生年ダミーが D_k としてそれぞれ表され、 $a_{1s}D_s$ が州固定効果 (State Fixed Effect)、 $a_{2k}D_k$ が出生年固定効果 (Year of Birth Fixed Effect)、 a_3AG_i が土地所有世帯固定効果 (Landed-Household Fixed Effect)、 $a_{12sk}D_s * D_k$ が州 × 出生年固定効果 (State * Year of Birth Fixed Effect)、 $a_{13s}D_s * AG_i$ が州 × 土地所有世帯固定効果 (State * Landed-Household Fixed Effect)、 $a_{23k}D_k * AG_i$ が出生年 × 土地所有世帯固定効果 (Year of Birth * Landed-Household Fixed Effect) である。推定パラメータの数は、それぞれ a_{1s} が 31 (州ダミーの数) - 1 の 30 個、 a_{2k} が 45 (出生年ダミーの数) - 1 の 44 個、 a_3 が 1 個、 a_{12sk} が (州ダミーの数 - 1) * (出生年ダミーの数 - 1) である 1,320 個、 a_{13s} が州ダミーの数 - 1 の 30 個、 a_{23k} が出生年ダミーの数 - 1 の 44 個となる。 ε_{isk} は誤差項である。

このように様々な固定効果を入れることは、当然 Triple-Difference の手法を使用する上で重要なものではあるが、主食の違いや大気汚染の程度など、州ごとや都市・農村ごとの相違点などをコントロールするという上でも非常に重要になってくる。

本稿では、ロバストネスチェックとしてイスラーム教徒・キリスト教徒のみを使用するプラセボ分析を行った。

$$\begin{aligned}
 Y_{isk} = & a_{1s}D_s + a_{2k}D_k + a_3AG_i + a_{12sk}D_s * D_k + a_{13s}D_s * AG_i + a_{23k}D_k * AG_i \\
 & + \delta_4 P_{is,(k \geq k' - 10)} * AG_i + \delta_5 P_{is,(k' - 15 \leq k \leq k' - 11)} * AG_i + \delta_6 P_{is,(k' - 20 \leq k \leq k' - 16)} * AG_i \\
 & + X_{isk}\mu + \varepsilon_{isk}
 \end{aligned} \tag{1.2}$$

州別改正が行われた州に居住している、出生年が先述の規定を満たす、という条件は固定し、ヒन्दゥー教徒などではなくイスラーム教徒あるいはキリスト教徒であれば 1、そうでなければ 0 となるような二値変数を、三種類のプラセボ変数として作成した。一つ目が、改正時点で 10 歳以下 (出生前の女性も含む) のプラセボグループを示す二値変数 ($P_{is,(k \geq k' - 10)}$) である。二つ目が、改正時点で 11-15 歳のプラセボグループを示す二値変数 ($P_{is,(k' - 15 \leq k \leq k' - 11)}$) である。そして三つ目が、改正時点で 16-20 歳

²⁹ 貧富の度合いを示す NFHS 独自の指標 Wealth Index が存在するが、調査年次をまたいで比較させることは難しい。

のプラセボグループを示す二値変数 ($P_{is,(k'-20 \leq k \leq k'-16)}$) である。

これらに世帯の土地所有ダミー AG_i を掛けてプラセボを作成しているので、つまり、こうしたプラセボグループとトリートメントグループとで条件的に異なるのは、ヒンドゥー教徒などなのか、それともイスラーム教徒・キリスト教徒なのかという宗教的属性のみである。推計式(1.2)式で使用するイスラーム教徒・キリスト教徒は全員ヒンドゥー教徒相続（改正）法の適用対象外であり、コントロールグループとなる。プラセボグループは、本来であればコントロールグループの中に数多く存在する者の一部に過ぎない。

ただし、彼女らは改正州に居住しており、年齢的な条件を満たしており、土地所有世帯に属しているという点でトリートメントグループと類似した性質を持っている。したがって、ヒンドゥー教徒相続（改正）法の制定前後でのアウトカムの変化は、トリートメントグループとプラセボグループで同様の变化、つまりコモントレンド（Common Trend）があるはずである。彼女らの健康状態に影響を及ぼす何らかの別の要因が存在しない限りは、プラセボグループにはヒンドゥー教徒相続（改正）法の制定前後においてコモントレンド以外の变化が存在しないはずである。

<表 1-1、表 1-2 をここに挿入>

表 1-1 と表 1-2 はヒンドゥー教徒などとイスラーム・キリスト教徒、それぞれ宗教別に分けた記述統計量である。全ての州、非改正州、改正州と分類して示している。改正州については、改正時点の年齢でさらに分類をしている。

表 1-1 で、ヒンドゥー教徒などに限定した場合の非改正州と改正州の変数を比較すると、低身長ダミー、低体重ダミー、喘息ダミーは、出生時期や州ごとでの変化がさほど大きくない。ただし、低体重ダミーと喘息ダミーについては、わずかながら改正州の方が平均的に高くなっている。出生時期ごとにみると、改革時に 21 歳以上だった女性の 4%が喘息であるのに対して、10 歳以下であった女性は 2%に減少している。土地所有の程度はあまり変わらないが、平均的にみると改正州の方がわずかに大きい。しかし、改正州については世代別でみると、土地所有の程度が小さくなっていくことがわかる。改正州の改正時 21 歳以上の女性は、29%が土地所有世帯に居住しているが、16-20 歳や 11-15 歳では 19%にまで低下し、10 歳以下では 15%にまで低下し

ている。

表 1-2 のイスラーム・キリスト教徒に限定した場合の結果を見ても、低身長ダミー、低体重ダミー、喘息ダミーの改正州・非改正州間の差は大きくないことが分かる。ただし、表 1-1 では喘息の症状がある女性が、世代が進むにつれて徐々に少なくなっていることが示されていたのに対して、表 1-2 では、わずかながら平均的に増加していることがわかる。また、土地所有の程度についても表 1-1 とは異なり、平均的に非改正州の方が大きい。ただし、世代別でみると、土地所有の程度が小さくなっていっている点は表 1-1 と同様である。

土地所有世帯の割合が表 1-1 と表 1-2 のいずれにおいても減少していることは、都市化の進行や、世代が進んだことで均分相続によって一世帯あたりの土地所有面積が減少したことなどが原因として考えられる(柳澤・押川・杉本, 2014)。

<表 1-3、表 1-4 をここに挿入>

表 1-3 と表 1-4 では、改正州と非改正州のデータでバランステストを行い、トリートメントグループとコントロールグループの間に先行バイアスが存在するかどうか、存在するとしたらどの程度のバイアスがあるのかを確認した。

まず表 1-3 は、データをヒन्दゥー教徒などに限定して、改正の対象となる前の世代である 1956 年以前の生まれ (パネル A)、ケーララ州を除いた 1966 年以前の生まれ (パネル B)、ケーララ州以外の改正州を除いた 1956 年の生まれ (パネル C) の女性を、それぞれ比較している。

パネル A では、改正州の女性が非改正州の女性より、1%水準で有意に非土地所有世帯に居住していることが示されている。改正州の女性の 21%が土地所有世帯に居住しているのに対し、非改正州の女性は 41%が土地所有世帯に居住している。低身長ダミーや低体重ダミーについては、有意なバイアスは見受けられない。喘息ダミーについては、調査開始が NFHS-3 からである。NFHS-3 調査時点で最も高年齢なのは、1956 年生まれの女性であるので、パネル A に該当する女性は存在しない。

パネル B では、1%水準で有意に改正州が非改正州より土地所有が少なく、0.1%水準で世帯の子どもの数が少ないなど、いくつかの変数において先行バイアスがある。調査時点での数を比べているため、正確な数を反映していないが、改正州の方が世帯

の子どもの数が少ないので、その分、娘一人当たり割り当てる資源は大きいだろうと考えられる。推計の際は、この世帯の子どもの数をコントロールする。低身長ダミーや低体重ダミーについては、有意なバイアスは見受けられない。喘息ダミーについては、1966年以前の女性を比べているため、1956年生まれから、1965年生まれの女性のデータを使用して、先行バイアスの有無を調べているということになる。しかし、有意な先行バイアスは存在しないという結果になった。

パネル C では、母親の教育年数が 5%水準で有意に非改正州より長いなどの先行バイアスが認められ、ケーララ州の全体的な教育水準の高さがうかがえる。土地所有については、1956年以前の生まれの女性は、全員が 1ヘクタール未満の土地所有世帯に居住していた。ケーララ州の土地所有面積の小ささが、このバランステストからもわかる。パネル A と同様、喘息ダミーを比較することができない。低体重ダミーについては有意な差はないが、低身長ダミーについては、ケーララ州の女性の方が、非改正州の女性より、5%有意に低身長であるという結果になっている。

次に表 1-4 は、表 1-3 と同様の条件で、ヒンドゥー教徒などだけでなくイスラーム教徒・キリスト教徒もデータに追加して、パネル A と同様の条件（パネル D）、パネル B と同様の条件（パネル E）、パネル C と同様の条件（パネル F）で比較している。

存在する先行バイアスの大まかな傾向は、表 1-3 に示したものと同様である。特に、土地所有については、パネル D, E, F のすべてで有意に改正州の方が非改正州より土地所有の割合が小さく、表 1-3 のパネル A, B, C と同様の傾向を示している。キリスト教徒が入っていることで、改正州と非改正州の STs の比率は、パネル D では 1%有意で、パネル E では 0.1%有意で、それぞれ非改正州の方が STs の割合が少ないという結果になっている。母親の教育年数は、パネル D では 5%有意に、パネル E では 1%有意に、それぞれ改正州の方が長いという結果になっている。喘息ダミーについては、データの存在と女性の出生年との関係の都合上。パネル D とパネル F では結果が欠損している。低体重ダミーについては、どのバランステストにおいても、有意に差があるという結果を示してはいない。低身長ダミーについては、表 1-3 のパネル C と同じく、ケーララ州と非改正州を比較したパネル F においてのみ、有意に差があるという結果になっている。

表 1-3 と表 1-4 の結果を総合すると、改正五州のなかでもケーララ州とそれ以外では、とりわけ両親の教育水準と、低身長ダミー、そして土地所有の程度に大きな隔た

りがあることが分かる。ケーララ州の法制定が早かったことから、それ以外の改正州と同様に扱うべきではないかもしれない。よって、本稿の推計では、ケーララ州を含めた推計と、ケーララ州を除外した推計の二種類を行うこととした。

ケーララ州を除いても、改正州と非改正州の土地所有の程度は、改正州の方が少ないという結果になった。ケーララ州を除いたバランステストである表 1-3 のパネル B と、表 1-4 のパネル E は、確かにどちらも 5%有意に改正州の土地所有の程度が小さくはあるが、その差はそれぞれ 0.06 と 0.07 であり、非常に小さい。したがって、本稿では比較のうえで問題がないと考えた。

第 4-3 節 推定結果

<表 1-5 をここに挿入>

表 1-5 はヒンドゥー教徒などのみのデータを使用して推計式(1.1)式による分析を行った際の結果である。(1)と(2)は低身長ダミーを被説明変数にした推計結果、(3)と(4)は低体重ダミーを被説明変数にした推計結果、(5)と(6)は喘息ダミーを被説明変数にした推計結果をそれぞれ示している。(1)と(3)と(5)ではジャンムー・カシミール州を除く全ての州のデータを使用し、(2)と(4)と(6)ではそこからケーララ州のデータを除外している。

低身長ダミーを被説明変数にした(1)と(2)の推計では、どのトリートメントグループも非有意であった。また、(1)と(2)を比較するとわかるように、ケーララ州をデータセットに残すかどうかは、結果にあまり影響を及ぼさなかった。個々の説明変数を見ると、まず、SCs であることは、そうでない女性と比較して平均的に 5%有意で 0.3-0.4 パーセンテージポイント低身長になる傾向があるという結果になった。女性が居住している世帯が、時計やオートバイといった資産を持っている場合は、わずかながら低身長になる傾向が低いという結果となった。さらに、両親の教育年数は、いずれも低身長になる傾向を下げる効果があった。

低体重ダミーを被説明変数にした(3)と(4)の推計では、いずれのトリートメントグループも有意になった。まず(3)の推計から確認すると、改正時 10 歳以下のグループは、1%有意で平均的に 13.6 パーセンテージポイント低体重である傾向が低い。改正時 11-

15歳のグループは、1%有意で平均的に14.0パーセンテージポイント低体重である傾向が低い。改正時16-20歳のグループは、5%有意で平均的に11.4パーセンテージポイント低体重である傾向が低い。その他の説明変数の傾向は、(1)と(2)の推計に類似しているが、この推計ではさらに、STsダミーが有意にプラスの係数を示し、土地所有世帯や都市は有意にマイナスの係数を示している。つまりSTsであることは、そうでない女性と比較して平均的に低体重である傾向が高く、土地所有世帯や都市に居住している女性は、平均的に低体重である傾向が低い。ケーララ州を除外した(4)の推計は、トリートメントグループの変数の傾向としては(3)とあまり相違がなかった。

<表 1-6 をここに挿入>

表 1-6 はイスラーム教徒とキリスト教徒のみのデータを使用して、推計式(1.2)式による分析を行った際の結果である。結果(1)から(6)において、使用している州の基準は表 1-5 と同様である。

表 1-6 の結果からはいずれのプラセボグループも、他のイスラーム教徒やキリスト教徒と比較して健康状態がよいという証拠は認められない。結果(1)と(2)は低身長ダミーを被説明変数にした推計であり、有意であるのは父親の教育年数だけである。結果(3)と(4)は低体重ダミーを被説明変数にした推計であり、SCsダミーがプラスで有意となっており、一方で時計所有ダミーやオートバイ所有ダミーなどがプラスで有意となっている。結果(5)と(6)は喘息ダミーを被説明変数にした推計であり、オートバイ所有ダミーなどがプラスで有意となっており、父親の教育年数がマイナスで有意となっている。

更なる厳密な推定のためには、ヒンドゥー教徒などであるかどうかを加味した Quadruple-Difference が必要であると思われる。しかしながら、本稿のような Triple-Difference でも相当数のコントロールを行っているため、単純な Quadruple-Difference を行うには説明変数が多くなりすぎるという問題がある。したがって、より粗いコントロールを行う必要があり、これは稿を改めて行いたい。

以上の結果を総括すると、改正時10歳以下のトリートメントグループは、コントロールグループと比較すると、いずれも1%有意に低体重である割合や喘息に罹患している割合が減少するという結果になった。また、推計によって有意水準は異なるもの

の、改正時 11-15 歳のグループと 16-20 歳のグループも有意に低体重である割合や喘息に罹患している割合が減少するという結果になった。すなわち、改正時にある程度高年齢であったとしても、追加的に健康水準に改善がみられるのだと、本稿の推計結果からは結論づけることができる。

ただし、対照的に、いずれのトリートメントグループにおいても、低身長である割合に有意な変化は見られなかった。この理由を含め、本節で行った Triple-Difference による分析結果が何を示すのか、また先行研究と整合的であるかどうかは次節にて検討する。

第 5 節 考察と結論

本節では、第 4 節で行った実証分析結果を基に、ヒन्दゥー教徒相続（改正）法がどのように相続の枠組みや形態に影響し、女性の健康状態を変化させるのかを考察する。

前節では、1956 年ヒन्दゥー教徒相続法が改正された州に居住しており、かつそれによって土地を相続する権限を得た女性の健康状態が有意に向上していることを実証した。

ただし、本稿の推計に使用した女性のグループは、成人してもなお自分の両親と同居しているという、インド社会の中では特殊な女性たちである。調査時 22 歳以上という年齢では、結婚して実家ではない世帯に所属している女性の方が多数派であろう。このような状態に置かれているという時点で、本稿で使用するデータセットに入っている女性たちは、いずれも一般的な女性よりは、両親からの扱いが手厚いとも考えられる。よって、本稿で得られた結果をそのままインド社会の女性全体に対して当てはめて議論すべきではないだろう。しかし少なくとも、このような特殊な集団に限れば、ヒन्दゥー教徒相続法の州別改正と、女性の健康状態との間には関係がありそうである。

本稿のデータセットによる推計では、トリートメントグループの改正時 10 歳以下の女性の低体重である割合は、コントロールグループの女性と比較すると 12.8 パーcentageポイントから 13.6 パーcentageポイント低くなっている。また、改正時 11-15 歳については、コントロールグループの女性と比較すると 12.9 パーcentageポイントから 13.9 パーcentageポイント低くなっているし、改正時 16-20 歳の女性に

については、コントロールグループの女性と比較すると 10.1 パーcentageポイントから 11.3 パーcentageポイント低くなっている。改正によって女性がエンパワーされ、栄養状態が改善されたことによって平均的に体重が増加したと考えるならば、この結果は自然である。

喘息である割合は、トリートメントグループの改正時 10 歳以下の女性がそうでない女性より 6.2 パーcentageポイントから 6.6 パーcentageポイント低くなっている。また、同じくトリートメントグループの改正時 11-15 歳の女性が 4.1 パーcentageポイントから 5.0 パーcentageポイント低くなっており、16-20 歳の女性が 4.9 パーcentageポイントから 6.2 パーcentageポイント低くなっている。第 3 節でも述べた通り、喘息には様々な原因があるため、おおまかにではあるが、栄養状態や衛生状態が改善されたことで、それらを原因とする喘息が改善されたのだと考えるならば、この結果も低体重ダミーを被説明変数とした推計と同様、自然であると思われる。

しかしながら、低身長ダミーを被説明変数にした推計は、いずれも非有意な結果となった。居住州のコントロールはしていても、人種のコントロールをしていないということに理由があるかもしれない。同じインド人という括りであったとしても、地域ごとに様々な人種が居住しており、それをコントロールし切れていないという可能性がある。一般的には、改正がなかった北部に身長の高い人が多く、改正があった南部に、身長の低い人が多い。低身長の要因として、人種的なものは否定されてきているものの、本当に一切影響がなかったのかどうかを、データセットを変えて研究する余地はあろう。

総合すると、栄養状態の代理変数としての健康状態に限ってみれば、女性の相続権が拡大したことに伴って、結果的に女性がエンパワーされ、身長に変化は見られないものの、低体重の低下に改善が見られたり、喘息症状に改善が見られたりしているのだ、というのが本稿の発見である。

総括すると本稿の推計では、1970 年代から 1990 年代にかけて行われた改革による影響を受けたと考えられる、改正州に住むヒन्दゥー教徒・ジャイナ教徒・シク教徒・仏教徒であって、NFHS 調査時に 20 歳以下の両親と同居している、1ヘクタール以上の土地所有世帯の世帯主の娘は、そうでない世帯主の娘と比較すると体重や喘息症状の面で改善がみられるという結果が得られた。

これはあくまで、インド社会の中では特殊な集団にのみデータを絞った結果である。よって、本稿で得られた結果をそのままインド社会の女性全体に対して当てはめることは難しいだろう。一般的な成人女性が、改正によってどのような恩恵を受けたのかどうかは、女性の実家の情報を識別できるような、NFHS ではない別のデータを使った推計と考察を行う必要がある。

また本稿では、2015-16年の調査である NFHS-4 のデータを使用しているものの、全国レベルで制定された 2005 年ヒンドゥー教徒相続（改正）法に対する実証分析は一切行っていない。第 2 節で説明した通り、1990 年代までのヒンドゥー教徒相続法の州別改正と、2005 年ヒンドゥー教徒相続（改正）法とでは、改正時未婚という条件の有無において改正の恩恵を受ける対象が異なっているが、親が子どもに投資をするか否かの決定への影響という観点からは、州別改正法と 2005 年ヒンドゥー教徒相続（改正）法に大きな違いはないと考えてよいのではなかろうか。すでに Deininger et al. (2019)がこのインパクトについて研究しているが、データの制約上、非常に狭い範囲でのみ実証分析を行っており、更なる精緻化の余地がある。

州別改正が行われなかった州においても、2005 年ヒンドゥー教徒相続（改正）法によって女性の健康状態に影響が出るのかどうかは大変興味深く、今後の研究の課題としたい。

第 2 章 インドにおける宗教間賃金格差の計量経済分析：全国標本調査（National Sample Survey）と定期労働力調査（Periodic Labour Force Survey）を利用して

第 1 節 はじめに

インドは近年、経済自由化を経て目覚ましい経済成長を遂げており、GDP や労働者の平均賃金は大幅に向上している。しかしながら、農村・都市の格差や、男女間の格差、カースト間の格差など、依然として様々な点で格差が存在することは無視できない（ILO, 2018）。

多数派であるヒンドゥー教徒と、イスラーム教徒の宗教間でも格差が存在し、研究の対象となっている。インド平均と比較すると、ヒンドゥー教徒の下位カーストやイスラーム教徒は経済的に劣位に置かれており、識字率は低い（Bhalotra et al., 2010; Deolalikar, 2010）。2006 年に発表された非常に重要なインド政府の報告書においては、イスラーム教徒とヒンドゥー教徒の下位カーストの間でも差が生じていることが指摘されている（Government of India, 2006a）。格差の要因が何であるのかは、第 3 節で述べるように、まだ完全に解明されているとは言えない。

イスラーム教徒は、賃金が平均的にヒンドゥー教徒より低いことも知られている。様々な先行研究で、この賃金格差が生じる要因は宗教的な差別であるというよりも、宗教間の平均的な教育レベルの差が、賃金格差に反映された結果であることが指摘されている（Bhaumik & Chakrabarty, 2009; Bhaumik & Chakrabarty, 2010; Dsouza et al., 2015）。

先行研究では、インドの経済自由化や、ヒンドゥー至上主義政権の台頭などが起こった特定の時期に焦点を当てて、こうした賃金格差の要因が分析・分解されてきた。このような研究の結果は、グループ間の教育レベルの差が賃金格差に影響している、という点では一致している。一方で短期・中期的なデータを利用した検証にとどまっているために、他の要因の賃金格差への影響については研究によって結果が異なる。

本稿では、宗教的な属性の違いは、教育投資行動への違いを通して賃金にどのような影響を及ぼすかを検証する。インド政府による調査を利用し、賃金格差の拡大・縮小の推移と、その格差が何によって説明されるのかを推定する。とりわけ本稿では、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の宗教間賃金格差のうち、特にアファーマティブ・アクションの対象であるヒンドゥー教徒の下位カーストである SCs (Scheduled Castes、

指定カースト) や STs (Scheduled Tribes、指定部族) と、イスラーム教徒の宗教間賃金格差に焦点を当てる。

第2節では、インドにおける宗教間教育格差と留保制度について概観する。第3節では、インドにおける宗教間賃金格差についての先行研究をまとめ、これまでの研究での結論と論点を整理する。第4節では、計10年分のデータを利用して、約36年間における人々の教育レベルや賃金レベルの大まかな傾向を宗教別に概観する。第5節では、宗教間賃金格差の変遷について明らかにしていく。第5-1節では、都市の男性賃金労働者のうちの常用労働者に限定してミンサー型賃金関数の推定を行う。第5-2節では、Blinder-Oaxaca 分解により、宗教間格差の要因分解を行う。第5-3節では、Heckman の2段階推定を行う。第5-4節では、Heckman の2段階推定を利用した Blinder-Oaxaca 分解を行う。

第2節 宗教間教育格差と留保制度

本節では、インドにおける宗教間の教育格差について整理し、主にヒンドゥー教徒を対象としたアフーマティブ・アクションである留保制度 (Reservation Policy) について概観する。

インドのイスラーム教徒は全体として、教育達成度の点で他の宗教コミュニティよりも遅れていることが様々な文献で指摘されている。イスラーム教徒は、平均的にヒンドゥー教徒と比較して教育レベルが低く、さらにヒンドゥー教徒の下位カーストと比較しても教育レベルが低い (Borooah & Iyer, 2005; Alam & Raju, 2007; Pieters, 2011; Dsouza et al., 2015)。

こうした、インドにおけるイスラーム教徒の「後進性」の認識は、2006年にサチャル (Sachar) 委員会報告書 (Government of India, 2006a) が発表された後、より一般的な認識となった (近藤, 2009)。サチャル委員会は、2005年3月にマンモハン・シン首相 (当時) によって設立され、インドのイスラーム教徒の社会的、経済的、教育的状況を調査した。この調査で使用されたデータは、2001年のセンサスと、全国標本調査 (National Sample Survey: NSS) の第55次 (1999-2000年)、第61次 (2004-05年) の各調査である。

サチャル委員会報告は、「イスラーム教徒は一般的な教育機関ではなく宗教的な教育機関 (マドラサ) を好み、女子教育に熱心ではない」という印象論を否定している

(近藤, 2009)。むしろ、インドにおけるイスラーム教徒が最初から後進的であったわけではなく、徐々に他の宗教コミュニティから取り残されたことを示している。イスラーム教徒の教育レベルは、インド独立時には一般的なヒンドゥー教徒よりは後進的だったものの、SCs や STs よりは上だったという。しかしながら、こうしたヒンドゥー教徒の低カーストに対しては留保制度や奨学金などのアフーマティブ・アクションが続けられたため、SCs や STs の教育レベルは改善した (近藤, 2009; Government of India, 2006a)。本稿で使用するデータでも、イスラーム教徒と SCs/STs の間で逆転現象が起きている (第 4 節参照)。

イスラーム教徒の教育レベルが低いことは、彼らが保守的な価値観を持つからではなく、他の要因に原因があるとする研究が主流となっている。近藤(2009)は、この他の要因を「特性」と表現する。特性とは、両親の教育レベルや所得、周囲の環境といった、イスラーム教徒の周辺の状態の要因を指す。

例えば、教育と宗教、カーストの相互関係に着目した Borooah & Iyer (2005)は、インドにおける子どもの就学が、宗教 (ヒンドゥー教、イスラーム教) やカースト (指定カースト、非指定カースト) などのコミュニティ規範に影響されているかどうか、またどの程度影響されているかを検証し、宗教やカーストの効果の大きさは、子どもたちが置かれている環境に依存することを明らかにした。両親が識字能力を持っているような好ましい環境では、コミュニティ効果の大きさはごくわずかであるが、好ましくない状況では、コミュニティ効果が大きいという。

このような宗教間教育格差は、世代間移転も含む様々な要因によるものだろう。しかしながら、制度面で明らかなのは、ヒンドゥー教徒の下位カーストのみを対象とし、イスラーム教徒を対象外としたアフーマティブ・アクションが存在することである。

Bhaumik & Chakrabarty (2009)によると、低カーストで経済的に遅れているヒンドゥー教徒は、公共部門の仕事の 50%近くを確保するアフーマティブ・アクションの恩恵を受けているが、イスラーム教徒に対する体系的なアフーマティブ・アクションは存在しない。その結果、ほとんどの州では、イスラーム教徒が公共部門の労働力に占める割合は 5%にも満たないという。

代表的なアフーマティブ・アクションが、留保制度である。留保制度とは、特定のグループに対して、議席、公務への就職あるいは高等教育機関などへの入学にあたって枠を設けるものである。1950 年の憲法制定時、連邦下院ならびに州下院議員の議

席および公務への就職について、人口比に応じた優先枠を、SCs および STs に対して設けることを定めた（浅野, 2007）。SCs はアウトカーストとしてカーストの枠外におかれたコミュニティのことを指し、STs は少数民族として指定されたものを指す。

留保制度は、近年さらに強化されている。具体的には、1990 年にマンダル委員会（第二次後進階層委員会）報告書の提言を採択したことで、下位カースト、特に OBCs の政治的権限が大幅に強化された。マンダル委員会報告は、全人口の 52%を占める 3,743 のカーストが後進階層に含まれる一方、公務に関しては 12.5%しか占めていないことを示した。それを元に、27%の留保を OBCs に設けることを勧告した（浅野, 2007）。これに反対する人々により、大規模な抗議運動が行われた。

2006 年 1 月の憲法第 93 次改正は、憲法第 15 条に第 5 項を追加するもので、これは「国が法律により、いかなる社会的および教育的に後進な階級の市民、指定カーストおよび指定部族の向上のために、マイノリティによる機関を除き、私立のものを含む、教育機関への入学に関して、これが国からの援助の有無にかかわらず、特別な規定を設けることを妨げない」という内容の規定である（Government of India, 2006b）。この改正により、上位の大学でも OBCs の留保が行われうることになった。27%という大ききから、留保制度の対象とならない学生への逆差別であるとする意見や、教育機関の質の低下につながるという理由により反対運動が起こり、違憲性を問うための公益訴訟も行われた（浅野, 2007, 2009）。

しかしながら、結局は 2007 年に、2006 年連邦教育機関（入学の留保）法（The Central Educational Institutions (Reservation in Admission) Act, 2006）が施行され、高等教育機関の入学枠について、SCs に 15%、STs に 7.5%、OBCs に 27%の留保を、一部の例外を除き行うことが定められた（Government of India, 2007; 浅野, 2007）。

2019 年には、インド憲法第 103 回改正により、中央政府が運営する教育機関や私立の教育機関への入学、および中央政府の管轄する業務への就職について、10%の留保枠（優先枠）追加が定められた（The Union Government tabled the Constitution (One Hundred And Twenty-Fourth Amendment) Bill, 2019）。これは、社会的弱者層（Economically Weaker Section: EWS）の留保枠について定めたものである（Government of India, 2019a）。EWS は、年間の収入が 80 万ルピー（約 1.1 万ドル）に満たず、広い土地や家屋を持たず、かつ SCs/STs/OBCs のいずれにも属さない層を指す（Government of India, 2019b）。つまり、近年の留保制度は、必ずしもヒन्दゥー教徒の下位カーストを対象としたも

のではなくなってきたのである。

このように、留保制度は近年変化しているものの、歴史的にはヒンドゥー教徒を対象にして運用されてきた。本稿は、このような留保制度の制定や改正について、インパクトの研究をしようとするものではない。しかしながら、本稿で使用する 1980 年代から 2010 年代にかけては、このような制度的背景の変化があったことは考慮に入れておかなければならないだろう。

Kijima (2006b)は、インド政府がアファーマティブ・アクションのための留保政策を導入した後も、SCs と STs は引き続き所得が低い状況にあることを明らかにした。NSS の 38 次 (1983 年)、43 次 (1987-88 年)、50 次 (1993-94 年)、55 次 (1999-2000 年) の雇用・失業調査を利用し、世帯レベルで検証している。インドにおける SCs/STs 世帯と上位カースト世帯の生活水準の格差は、SCs/STs 世帯が上位カースト世帯に比べて人的・物的資本を保有していないことだけでなく、所得を生み出すための構造が著しく異なっていることによっても生まれており、それは主に彼らが居住する地域の地理的な違いによるとした。

第 3 節 賃金格差の先行研究

本節では、インドにおける宗教間格差について、教育と所得・賃金の双方に関する先行研究を整理する。

インドのマイクロデータを利用して、農村・都市間、男女間、あるいは技能・非技能労働者間の賃金格差の存在を明らかにした文献は数多く存在する (Kingdon, 1998; Kijima & Lanjouw, 2005; Kijima, 2006a; Vatta & Sato, 2012; Das, 2012; Sengupta & Das, 2014; Duraisamy & Duraisamy, 2016; Lee & Wieb, 2017; Deshpande et al., 2018; Balakumar & Chattopadhyay, 2020)。インドの労働市場において、賃金格差は全体的に拡大傾向にあるとされる (Srivastava, 2019) ため、賃金格差の要因を研究することは今後のインド社会において重要である。本節では、その中でも、インドにおけるカーストや宗教に焦点を当てた文献について概観する。

Kijima (2006b)や Bhaumik & Chakrabarty (2009)が指摘しているように、生活水準や賃金収入における民族間・カースト間の格差の原因を分析した研究はそれほど新しいものではなく、既存研究がある (Banerjee & Knight, 1985; van de Walle & Gunewardena 2001; Ito, 2009; Bhaumik & Chakrabarty, 2008; Bhaumik & Chakrabarty, 2010; Borooah, 2005;

Kijima, 2006b; Madheswaran & Attewell, 2007)。

その一方で、インドの個人レベルのマイクロデータを用いて宗教間賃金格差を検証した論文はあまり多いとは言えない (Dutta, 2006; Borooah, Dubey, & Iyer, 2007; Bhaumik & Chakrabarty, 2009, 2010)。Bhaumik & Chakrabarty (2009)は、そもそも宗教と収入の関係自体があまり解明されておらず、特に 1980 年代から 1990 年代にかけては、圧倒的にキリスト教国であるアメリカとカナダを中心に検討されてきたことを指摘している³⁰。

とはいえ、宗教間賃金格差を検証したこれらの論文で得られている結論は、イスラーム教徒はヒンドゥー教徒より賃金面で劣位に置かれているということや、教育レベルについての宗教間格差が存在するということが概ね共通している。

Borooah et al. (2007)は、NSS 第 55 次 (1999-2000 年) の 25 歳から 45 歳までの男性のデータを使用し、彼らが自営業者、常用労働者、臨時労働者のいずれの雇用カテゴリーに属するか、その確率を多項ロジットモデルにより推定し、ヒンドゥー教徒の一般カーストと様々な宗教グループや STs/SCs の賃金を、Blinder-Oaxaca 分解によって比較した。イスラーム教徒の労働者が正規の給与所得者になる確率は、上位カーストのヒンドゥー教徒よりも有意に低いことを示した。また、イスラーム教徒と比較して STs/SCs の常用労働者としての雇用は 5 パーcentageポイント増加していることを明らかにした。

Bhaumik & Chakrabarty (2009)と Bhaumik & Chakrabarty (2010)は、カースト間や宗教間の所得格差の決定要因を検証している。彼らが政策の転換点として強調しているのは、1990 年のマンダル委員会報告書の採択と、1989 年からの BJP による宗教政治の台頭である。彼らは、こうした転換点の前後で、カースト間や宗教間の所得格差がどのように変動したかを推定した。分析には、NSS の 43 次 (1987-88 年)、50 次 (1993-94 年)、55 次 (1999-2000 年)、60 次 (2004-05 年) の雇用・失業調査を利用した。また、ジャンムー&カシミール州や北東部諸州をサンプルから除外し、主要 16 州の 21 歳から 60 歳の常用労働者の男女をサンプルとして使用した。彼らが明らかにしたことは次の 4 点である。1. 上位カーストは、SCs/STs や OBCs よりも平均的に恵まれて

³⁰ Bhaumik & Chakrabarty (2009)は、ある宗教グループが他の宗教グループよりも相対的に困窮していることが深刻な紛争を引き起こす可能性につながることも指摘している。

いる。2. ヒンドゥー教徒はイスラーム教徒よりも裕福であり、そのどちらでもない宗教に属する人々はヒンドゥー教徒よりも裕福である。3. 1987-88年から1999-2000年にかけて、カースト間の収入の差は減少したが、イスラーム教徒と非イスラーム教徒（ヒンドゥー教徒やキリスト教徒）の収入の差は拡大し、非イスラーム教徒の収入が増加している。4. ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の賃金労働者間の教育レベルの違いが、2つの宗教グループの収入の違いに大きく関わっているが、教育へのリターンの違い（非属性格差）は平均対数所得の違いを説明しない。

こうした先行研究で使用されているデータや手法は、かなり限られたものとなっている。よく使われているデータは第4節で説明するNSS(Kijima & Lanjouw, 2005; Kijima 2006a; Madheswaran & Attewell, 2007; Bhaumik & Chakrabarty, 2009; Bhaumik & Chakrabarty, 2010; Mukherjee & Majumder, 2011; Das, 2012; Azam, 2012; Sengupta & Das, 2014; Dsouza et al., 2015) や National Council of Applied Economic Research (NCAER)の調査 (Borooah & Iyer, 2005)、世界銀行の Living Standard Measurement Study (LSMS)の調査 (Ito, 2009) などであり、手法はミンサー型賃金関数の推定や Blinder-Oaxaca 分解とその応用 (Borooah & Iyer, 2005; Bhaumik & Chakrabarty, 2009, 2010) が主である³¹。

特に、Blinder-Oaxaca 分解とその応用では、宗教間の教育レベルの属性格差が所得の差の多くを説明している一方で、教育レベルの非属性格差（差別）は所得の差をあまり説明しないという結果が得られている (Bhaumik & Chakrabarty, 2009, 2010; Dsouza et al., 2015)。男女間の賃金格差において明確に非属性格差が存在し、女性の賃金が低くなっているという研究や、ヒンドゥー教徒内の一般カーストと SCs/STs 間の賃金格差は、非属性格差によって説明できる部分があるという研究 (Borooah, 2005) とは対照的なものである。

NSSの50次(1993-94年)、61次(2004-05年)、68次(2011-12年)を利用した Dsouza et al. (2015)は、ヒンドゥー教徒の上位カーストとその他の宗教グループ（ヒンドゥー教徒やイスラーム教徒以外のグループ）は、先進州のフォーマル・セクターに従事している傾向があるのに対し、ヒンドゥー教徒の下位カーストとイスラーム教徒の大部分は、後進州のインフォーマル・セクターに従事している傾向があることを明らかにした。このことが、イスラーム教徒や SCs/STs の低賃金や社会経済的な立場の弱さに

³¹ これらの先行研究は、労働者のデータを使った研究、いわば労働供給側からの研究が中心となっている。

つながっているという³²。しかしながら、イスラーム教徒の低賃金をもたらす構造的な格差（非属性格差）は、安定して有意にはなっておらず、やはり教育水準の低さなどの属性格差が大きいという。

ただし、労働市場での経験年数や年齢が所得の差を説明するかどうかは、研究によって分かれている。Bhaumik & Chakrabarty (2010)は、カースト間および宗教間の所得格差は、年齢（経験年数と同義）の非属性格差によっても説明できるとしている。Dsouza et al. (2015)は、経験不足による属性格差が賃金格差に影響するとしている。

このように、様々な文献によって既に宗教間賃金格差の存在自体は明らかにされていると言ってよいだろう。今後の政策を考える上で、より着目していかなければならないのは、どちらも経済的に劣位に置かれているヒन्दゥー教徒の下位カーストとイスラーム教徒の賃金格差であると考えられる。また、先行研究の主な関心は、1990年頃の政治的・政策的変化であった。格差は留保制度の変化やインドの経済自由化を挟んだこの40年ほどでどのように変わっていったのだろうか。先行研究によって結果が分かれている、経験年数や年齢がどの程度賃金格差を説明できるのかということは、長期間のデータを同じように分析することで検証可能である。

第4節 データと記述統計

第3節では、先行研究をサーベイし、宗教間の賃金格差を取り扱った研究がそれほど多くはないことや、ヒन्दゥー教徒とイスラーム教徒の賃金格差は、差別（非属性格差）というよりも教育レベルや労働市場における経験年数で説明できることを確認した。

本節では、多くの先行研究が使用している全国標本調査（National Sample Survey: NSS）に加えて定期労働力調査（Periodic Labour Force Survey: PLFS）を使用し、これらのデータ上において、1983年から2018-19年にかけて教育レベルがどのように変化しているのかを宗教ごとに確認・比較する。

NSSは、統計・事業実施省（Ministry of Statistics and Programme Implementation: MOSPI）傘下の全国標本調査局（National Sample Survey Office: NSSO）が行っている調査であ

³² 個人がフォーマル・セクターで働いているか、それともインフォーマル・セクターで働いているかの区別をNSSのデータではできない。そのため、本稿ではこの点について検討していない。

る。いくつか種類があり、定期的に行なわれている（あるいは、行なわれていた）ものには、家計消費支出（Household Consumer Expenditure）調査や、本稿で使用する雇用・失業（Employment and Unemployment）調査がある。

PLFS は、2017 年から行われている調査で、雇用・失業調査に代わり、労働力の調査を MOSPI が主導で毎年行うものである。質問内容は NSS と似ているものの、複数の相違点が見られる。これについては後述する。

本稿では、NSS の雇用・失業調査の第 38 次（1983 年）、第 43 次（1987-88 年）、第 50 次（1993-94 年）、第 55 次（1999-2000 年）、第 61 次（2004-05 年）、第 64 次（2007-08 年）、第 66 次（2009-10 年）、第 68 次（2011-12 年）、PLFS の 2017-18 年調査と 2018-19 年調査の計 10 年分のデータを使用し、1983 年から 2019 年のインドにおける宗教学間賃金格差の長期動向を比較する。

個人の雇用形態は、自営業者と賃金労働者に大別される。本稿では賃金労働者のデータのみを使用する。自営業者であれば、社会全体や各自の経済状態に応じて、自分の収入をある程度コントロールすることができるからである。また、賃金労働者の収入には、給与、ボーナス、給与外給付が含まれるが、時間外労働による収入は含まれない。

NSS や PLFS で定義されている賃金労働者には、常用労働者と臨時労働者が存在する。常用労働者（Regular wage/ salaried employee）とは、農業部門または非農業部門で雇用され、その見返りとして定期的に（毎日または定期的な労働契約の更新ではなく）給与を受け取っている人を指す。このカテゴリーには、定期的な賃金を得ている人だけでなく、出来高払いの賃金や給料を受け取っている人、フルタイムおよびパートタイムの有給の見習いも含まれる（MOSPI, 2016）。臨時労働者（Casual wage labour）とは、農業部門または非農業部門で労働に従事し、日雇いや定期的な労働契約の条件に従って賃金を受け取る人を指す³³。

本稿の推定では、基本的には都市の男性常用労働者にのみサンプルを限定し、さらに 15-65 歳の生産年齢人口のデータのみを使用する。この層であれば、季節・気候変

³³ フォーマル・セクター、インフォーマル・セクターという概念もインドではよく見られるが、これは政府への登録の有無によって分けられることが多い（黒崎, 2020）。一般的に、インフォーマル・セクターは労働市場の最底辺に位置づけられる（木曾, 2007）。

動や一時的なショックの影響を比較的受けづらいたと想定されるからである。Borooah et al. (2007)は、働き盛りの世代にとって、常用労働者・臨時労働者・自営業者のうち、常用労働者が最も望ましいカテゴリーであるとしており、その根拠としてマイノリティの雇用について検討するインドの委員会の方針を挙げている。臨時労働者は、インフォーマルな労働市場の一部と考えられ、一般的に低賃金で不安定な雇用契約を結び、社会保障給付がほとんどない経済活動に従事している (Dutta, 2005)。

<表 2-1 をここに挿入>

表 2-1 は、推定に使用するデータの記述統計量である。付録として、その中からヒンドゥー教徒のみを抽出した記述統計量、イスラーム教徒のみを抽出した記述統計量、ヒンドゥー教徒のなかから一般カーストと OBCs を抽出した記述統計量、ヒンドゥー教徒のなかから SCs と STs を抽出した記述統計量をそれぞれ作成している (付表 2-3 から付表 2-6)。

<図 2-1、図 2-2、図 2-3、図 2-4、図 2-5 をここに挿入>

図 2-1 から図 2-5 は、上記の記述統計量の中から最終学歴ダミーを取り出したものである。時系列で並べることにより、推定に使用する都市の男性常用労働者のサンプルの中での最終学歴別の割合が、どのように変化していったかを確認することを目的としている。図 2-1 から図 2-5 は、それぞれが表 2-1 と付録の付表 2-3 から付表 2-6 に対応している。

サンプル全体を比較した図 2-1 を見ると、1983 年の都市の男性常用労働者は(後期)中等教育修了³⁴が最も多く、27.8%だった。その次に多いのが初等教育を修了していない層 (以下「初等教育未修了」)³⁵で、21.2%だった。次に後期初等教育卒業が 19.1%と

³⁴ 第 38 次 (1983 年) と第 43 次 (1987-88 年) では、「後期中等教育 (Higher Secondary) 卒業」の区分が存在せず、「前期中等教育 (Secondary) 卒業」の次の段階は「大卒・大卒以上」となっている。第 50 次 (1993-94 年) からは新たに「後期中等教育卒業」の枠ができています。そのため、本稿では便宜上、「前期中等教育卒業」と「後期中等教育卒業」を同一に扱い、「(後期) 中等教育卒業」と表記する。

³⁵ この層には、識字能力はあるものの公教育を受けていない者と非識字の者が混在している。これらの層を同一カテゴリーにしている理由は、後述するように NSS では最

続き、大学卒業（高等教育卒業、以下「大卒」）³⁶は 17.2%に留まっていた。2018-19 年には、この割合は一変している。大卒は 37.5%にまで増加し、初等教育未修了は 6.3%まで減少した。

インド社会において多数派であり、本稿で利用するサンプルにおいても全体の 79.3%（1983 年）、77.2%（2018-19 年）を占めるヒンドゥー教徒のみに限定して比較しても、この傾向は同様である。図 2-2 を見ると、1983 年にはやはり（後期）中等教育修了が最も多く 28.5%で、初等教育未修了が 20.1%、大卒は 18.3%だったが、2018-19 年には初等教育未修了は 5.9%まで減少し、大卒が 38.9%にまで上昇している。

さらに、ヒンドゥー教徒の一般カーストと OBCs だけを取り出すと（図 2-3）、彼らはヒンドゥー教徒の中上位カーストであるため容易に想定できることではあるが、より教育レベルが高くなっていることが分かる。2018-19 年の大卒は 41.9%であり、初等教育未修了はわずか 5.1%である。

一方で、イスラーム教徒だけを抽出してみると（図 2-5）、かなり傾向が異なることが分かる。1983 年には、初等教育未修了が 35.5%と、都市の男性常用労働者かつイスラーム教徒のなかでは、多数派であった。一方で、大卒は非常に少なく、わずか 8.9%であった。2018-19 年には、この傾向は改善を見せており、大卒は 24.8%にまで上昇した。しかしながら、依然として最も多いのは（後期）中等教育修了の 30.3%である。初等教育未修了は最も少なくなっているが、それでも 11.0%である。

ヒンドゥー教徒のなかの STs と SCs はそれぞれ 4.8%と 10.6%（1983 年）、8.1%と

終学歴しか分からないことと、比較の簡単化のためである。第 38 次（1983 年）では、初等教育を修了していない層は「非識字 (not literate)」「正規の教育を受けていないが識字能力がある (literate without formal schooling)」「初等教育を卒業していないが識字能力がある (literate but below primary)」のいずれかであった。第 50 次（1993-94 年）からは、「正規の教育を受けていないが識字能力がある」人々が、どこで識字教育を受けたかを、より詳細に質問している。

³⁶ 大卒以上についても、NSS の質問票上は様々なカテゴリーがあるが、すべて同一扱いとしている。具体的には、第 38 次（1983 年）では一般教育 (general education) 大卒・大卒以上 (graduate and above in) の内訳として、「農学 (agriculture)」「工学 (engineering technology)」「薬学 (medicine)」「その他 (other subjects)」の 4 つのカテゴリーがあった。第 61 次（2004-05 年）からはこのような区分がなくなり、「ディプロマ (単科コース、diploma/certificate course)」「大卒 (graduate)」「院卒以上 (postgraduate and above)」というカテゴリーに変更された。大学の学士課程は通常 3 年であるものの、専門によって標準就学年数が異なり、またディプロマの標準就学年数は 1~2 年の短期となっている。本稿で同一扱いとしているのは、これらをすべて区別することは非常に難解であるためである。

18.1% (2018-19年) 存在する。これらについても確認してみると (図 2-4)、1983年には42.5%が初等教育未修了であって、大卒はわずか5.7%だった。2018-19年には大幅に教育状況が改善し、(後期) 中等教育修了が割合的に最も多く、30.2%であった。大卒割合も上昇し27.0%であった。

図 2-4 で注目すべきは、初等教育未修了が9.1%にまで減少していることである。つまり、イスラーム教徒と、ヒンドゥー教徒の STs・SCs を比較すると、後者の方が1983年時点には初等教育を修了していない層が割合的に多かったにもかかわらず、2018-19年にはより少ない割合まで減少しているのだ。記述統計量レベルで見ても、イスラーム教徒の教育レベルの改善のスピードが遅れていることが、この図によって分かるだろう。

以上のように、本節では、推定で利用するデータについて記述統計量レベルで確認した。次節では、賃金関数の推定や格差の分解を行う。

第5節 実証分析

第5-1節 ミンサー型賃金関数の推定

前節で説明したデータセットをもとに、本節では、1983年から2018-19年までの10か年のデータを利用してミンサー型賃金関数の推定を行う (Card, 1999)。特に、賃金と教育レベルや宗教的属性の関係に着目する。

$$\ln(\text{wage}_i) = \alpha + \sum_j \beta_j \text{educ}_{ij} + \mathbf{Z}'_i \boldsymbol{\mu} + \varepsilon_i \quad (2.1)$$

ここで、 i は個人を表し、 j は教育レベルを表す。(2.1)式によるミンサー型賃金関数の推定にあたっては、教育レベルと賃金の間に非線形関係を想定し、教育レベルを表す変数として初等教育未修了の層をレファレンスとして最終学歴ダミーを使用した推定を行う。教育年数そのものではなく、最終学歴ダミーを用いている理由は、NSSのほとんどの調査において、教育年数に関する質問がないからである。つまり、例えば個人が大学を途中で退学したとしても、大学での教育年数はカウントされず、(後期) 中等教育卒業として記録される。したがって、教育を追加的に1年増加させると、賃金がどの程度上昇するのかという推定式にはなっていないし、あるいは Hungerford &

Solon (1987)のように、教育段階ごとに異なる学年ごとのダミー変数を用いて収益率を検証する、というような推定式にもなっていないことに注意されたい。

$\ln(\text{wage}_i)$ は対数をとった賃金を表す。本稿で推定に利用するのは常用労働者 (Regular worker) の賃金のみであるため、ミンサー型賃金関数の推定において、臨時労働者 (Casual wage labour) は除外する。賃金 (対数値) については、NSS では曜日ごとの日給が質問されているので、本稿の推定ではそれに倣って日給を基準にしている。また、NSS における日給は金納 (Cash) と物納 (Kind) を足し合わせた額となっている。PLFS では、常用労働者の場合月給が質問されているため、NSS と PLFS で基準が全く同じわけではない。本稿では、PLFS で質問されている月給を 30 で割った日給を基準にしている。また、PLFS では常用労働者・臨時労働者としてそれぞれ複数の収入がある場合、月給と日給の両方が質問されている。しかしながら、常用労働者で日給を受け取っている者はごくわずかである³⁷。したがって、本稿の推定ではそれらの情報を使用していない。

Z_i は個人属性と世帯属性を表す。ここで、個人属性は、労働市場における潜在的な経験年数、経験年数の二乗、婚姻状態ダミー (レファレンスダミーは未婚ダミー)、産業ダミー (National Industrial Classification for India: NIC コード³⁸、上 2 桁レベル、レファレンスは農業・狩猟 (Agriculture and Hunting))、職業ダミー (National Classification of Occupation: NCO コード³⁹、上 1 桁レベル、レファレンスは単純作業の従事者⁴⁰ (Elementary Occupations))⁴¹を含んでいる。Kijima (2006b)と同様、労働市場における潜在的な経験年数は年齢 - (教育年数+5) で表す。NSS ではほとんどの調査で教育年数の質問をしていないため、教育年数は最終学歴を元に算出する。すなわち、ある教育段階の途中で退学した場合は、その一つ前の段階を最終学歴とするので、個人が実際に通学した年数と教育年数が一致するとは限らないことに注意されたい。産業ダミーに使用している NIC コードは 5 種類 (NIC-1970, NIC-1987, NIC-1998, NIC-2004, NIC-2008)、職業ダミーに使用している NCO コードは 2 種類 (NCO-1968, NCO-2004)、

³⁷ 例えば、PLFS の 2018-19 年調査で使用する、都市の男性常用労働者 21,505 サンプルのうち、日給について回答があるのは 20 サンプルにとどまっている。

³⁸ NIC コードについては MOSPI (n.d.a)を参照。

³⁹ NCO コードについては Ministry of Labour & Employment (n.d.)を参照。

⁴⁰ 和訳は総務省(2008)に準ずる。

⁴¹ 産業ダミーと職業ダミー、地域ダミーを加えることにより、部分的に労働需要側の要因もコントロールしている (澤田(2003)を参考)。

それぞれ存在するため、推定にあたっては古いコードに統一する処理を行っている。コードの対照表については、付表 2-1 と付表 2-2 を参考にされたい。

世帯属性は、世帯員数、SCs（指定カースト）ダミー、STs（指定部族）ダミー、宗教ダミー⁴²（レファレンスダミーはヒンドゥー教徒）、地域（State Region）ダミー、調査時期ダミー⁴³を含んでいる。そして、 ε_i は誤差項である。

<表 2-2 をここに挿入>

表 2-2 は、ミンサー型賃金関数の推定結果である⁴⁴。特に着目したい最終学歴ダミーの係数の推移は図 2-6 に、イスラーム教徒ダミーの係数の推移は図 2-7 に、それぞれ示している。

<図 2-6、図 2-7 をここに挿入>

まず、図 2-6 から確認してみよう。最終学歴ダミーの係数は、第 38 次（1983 年）から第 64 次（2007-08 年）頃までは安定して推移している。初等教育未修了の層と比較すると、1983 年調査時の初等教育を修了した層は 16.1%、後期初等教育を修了した層は 31.2%、（後期）中等教育を修了した層は 64.5%、大卒は 102.4%、それぞれ賃金が高くなっている。2007-08 年調査時の初等教育を修了した層は 13.5%、後期初等教育を修了した層は 26.0%、（後期）中等教育を修了した層は 46.0%、大卒は 91.8%、それぞれ賃金が高くなっている。つまり、教育の収益率がこの期間ほぼ一定であったと考えられる。この結果は、第 38 次（1983 年）から第 64 次（2007-08 年）の NSS データを利用した Vatta & Sato(2012)と共通している。しかしながら、リーマンショックの影響もあったと考えられる 2009-10 年の結果を考慮しなくても、2011-12 年以降は大卒ダミー

⁴² 内訳は、イスラーム教徒、キリスト教徒、シク教徒、ジャイナ教徒、仏教徒、ゾロアスター教徒、その他である。

⁴³ NSS におけるサブラウンド（調査時期）は、三か月単位でどの期間に調査が行われたのかが分かるようになっている。一方、PLFS においては、調査月が分かるようになっている。PLFS ではサブラウンドという呼称が使われていないが、簡単化のために調査時期ダミーとして同一に扱っている。

⁴⁴ 紙幅の都合上省略しているが、産業ダミーと職業ダミーを説明変数に加えずに推定した場合でも、同様の結果が得られる。

の係数が小さくなっている。つまり、大卒者の教育の収益率が低下していることを示している。

なぜ大卒者の収益率が低下しているのかについては、本稿では検証していないため、はっきりしたことは言えない。しかしながら、図 2-1 でも示したように、1990 年代以降インドにおける大卒者は大幅に増加した。それまで希少だった大卒者の供給が増加したことで、相対的に収益率が低下した可能性が考えられる。

次に、イスラーム教徒ダミーの係数の推移を表す図 2-7 を確認する。1983 年には、イスラーム教徒はヒンドゥー教徒と比較して平均的に対数賃金が低かったが、その程度は 1993-94 年まで連続で悪化する。その後は 2004-05 年までやや改善傾向になるが安定はしない。2009-10 年はリーマンショックの影響もあってか、イスラーム教徒ダミーは非有意となっている。2011-12 年は再度悪化するが、最新の 2018-19 年には若干改善している。

第 5-2 節 Blinder-Oaxaca 分解

本節では、グループ間の平均対数賃金の差を、属性の差異に由来する部分（属性格差）と属性の評価に由来する部分（非属性格差）に分解する。つまり、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の平均賃金の差は、彼らの教育レベルをはじめとする説明変数の違いによるものなのか、それとも教育のリターンをはじめとする説明変数の評価の違い、すなわち説明できない賃金格差（つまり差別）が存在するのかを、Blinder-Oaxaca 分解で明らかにする（Blinder, 1973; Oaxaca, 1973; Oaxaca & Ransom, 1988, 1994）。

まず、一般的な Blinder-Oaxaca 分解の式について説明する。

$$\begin{aligned} & \ln(\overline{wage}_t)^H - \ln(\overline{wage}_t)^I \\ &= \bar{X}_t^H \widehat{\beta}_H - \bar{X}_t^I \widehat{\beta}_I \\ &= (\bar{X}_t^H - \bar{X}_t^I) \widehat{\beta}_H + \bar{X}_t^I (\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}_I) \quad (2.2) \end{aligned}$$

ここで、 $\ln(\overline{wage}_t)^H$ はヒンドゥー教徒の平均賃金（対数值）であり、 $\ln(\overline{wage}_t)^I$ はイスラーム教徒の平均賃金（対数值）である。最小二乗法（OLS）の性質より、平均賃金の式は $\ln(\overline{wage}_t)^H = \bar{X}_t^H \widehat{\beta}_H$ というように表すことができる。したがって、3 つ目の式展開の第 1 項 $(\bar{X}_t^H - \bar{X}_t^I) \widehat{\beta}_H$ は属性格差、第 2 項 $\bar{X}_t^I (\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}_I)$ は非属性格差を表す。

ところで、前述の(2.2)式は、以下の(2.3)式で表されるように、基準が2つのグループのどちらであっても可能な分解であるため、どちらに基準を置くかによって得られる結果が異なってしまうという問題点がある。

$$\begin{aligned} & \ln(\overline{wage}_i)^H - \ln(\overline{wage}_i)^I \\ &= (\bar{X}_i^{H'} - \bar{X}_i^{I'})\widehat{\beta}_H + \bar{X}_i^{I'}(\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}_I) \\ &= (\bar{X}_i^{H'} - \bar{X}_i^{I'})\widehat{\beta}_I + \bar{X}_i^{H'}(\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}_I) \quad (2.3) \end{aligned}$$

第5-1節の記述統計量でも確認したように、イスラーム教徒とヒन्दゥー教徒は人口割合が大きく異なる。したがって、本稿では Blinder-Oaxaca 分解を行うにあたって、特定のグループをレファレンスにするのではなく、以下で説明するように2つのグループの賃金関数の推定値を加重平均したものを、差別がない場合の賃金の推定値 (no-discrimination wage structure) として用いることで、(2.2)式を書き換える。

$$\begin{aligned} & \ln(\overline{wage}_i)^H - \ln(\overline{wage}_i)^I \\ &= \bar{X}_i^{H'}\widehat{\beta}_H - \bar{X}_i^{I'}\widehat{\beta}_I \\ &= (\bar{X}_i^{H'} - \bar{X}_i^{I'})\widehat{\beta}^* + \bar{X}_i^{H'}(\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}^*) + \bar{X}_i^{I'}(\widehat{\beta}^* - \widehat{\beta}_I) \quad (2.4) \end{aligned}$$

(2.4)式は、 $(\bar{X}_i^{H'} - \bar{X}_i^{I'})\widehat{\beta}^*$ は属性格差、 $\bar{X}_i^{H'}(\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}^*) + \bar{X}_i^{I'}(\widehat{\beta}^* - \widehat{\beta}_I)$ は非属性格差である。この非差別の属性値 β^* を、どのように設定すればいいのかについて考える。一例としては次のようになる (Jann, 2008)。

$$\widehat{\beta}^* = 0.5\widehat{\beta}_H + 0.5\widehat{\beta}_I \quad (2.5)$$

これは、 $\widehat{\beta}^*$ について、2つのグループのそれぞれの係数の平均を取ったものを設定した場合である。比較する両グループの割合が同程度であれば、この比較で十分だろう。しかしながら、両グループの割合の違いを考慮した場合、 $\widehat{\beta}^*$ のウェイトづけは以下のように表せる。

$$\widehat{\beta}^* = \frac{n_H}{n_H + n_I} \widehat{\beta}_H + \frac{n_I}{n_H + n_I} \widehat{\beta}_I \quad (2.6)$$

ここで、 n_H はヒンドゥー教徒のサンプルサイズ、 n_I はイスラーム教徒のサンプルサイズである。両グループのサンプルサイズの割合を考慮し、 $\widehat{\beta}^*$ のウェイトづけを決定している。

この考え方を応用したものが、Neumark (1988)や Oaxaca & Ransom (1994)である。 W は非イスラーム教徒（ヒンドゥー教徒など）のサンプルの数を、イスラーム教徒を含めたサンプル全体で割った、 $\widehat{\beta}^*$ のウェイトづけをしたものである。したがって、以下の(2.7)式のように表すことができる。

$$W = \frac{n_H}{n_H + n_I}$$

$$(1 - W) = \frac{n_I}{n_H + n_I}$$

$$\widehat{\beta}^* = W \widehat{\beta}_H + (1 - W) \widehat{\beta}_I \quad (2.7)$$

得られた $\widehat{\beta}^*$ を代入することで、2グループ間の平均対数賃金の差は以下のようになる。

$$\begin{aligned} & \ln(\overline{wage}_I)^H - \ln(\overline{wage}_I)^I \\ &= (\overline{X}_I^{H'} - \overline{X}_I^{I'}) \widehat{\beta}^* + \overline{X}_I^{H'} (\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}^*) + \overline{X}_I^{I'} (\widehat{\beta}^* - \widehat{\beta}_I) \\ &= (\overline{X}_I^{H'} - \overline{X}_I^{I'}) [W \widehat{\beta}_H + (1 - W) \widehat{\beta}_I] + \overline{X}_I^{H'} [\widehat{\beta}_H - W \widehat{\beta}_H - (1 - W) \widehat{\beta}_I] + \overline{X}_I^{I'} [W \widehat{\beta}_H + (1 - W) \widehat{\beta}_I \\ & \quad - \widehat{\beta}_I] \\ &= (\overline{X}_I^{H'} - \overline{X}_I^{I'}) [W \widehat{\beta}_H + (1 - W) \widehat{\beta}_I] + \overline{X}_I^{H'} [(1 - W) \widehat{\beta}_H - (1 - W) \widehat{\beta}_I] + \overline{X}_I^{I'} [W \widehat{\beta}_H - W \widehat{\beta}_I] \\ &= (\overline{X}_I^{H'} - \overline{X}_I^{I'}) [W \widehat{\beta}_H + (1 - W) \widehat{\beta}_I] + (1 - W) \overline{X}_I^{H'} (\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}_I) + W \overline{X}_I^{I'} (\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}_I) \\ &= (\overline{X}_I^{H'} - \overline{X}_I^{I'}) [W \widehat{\beta}_H + (1 - W) \widehat{\beta}_I] + [(1 - W) \overline{X}_I^{H'} + W \overline{X}_I^{I'}] (\widehat{\beta}_H - \widehat{\beta}_I) \quad (2.8) \end{aligned}$$

<表 2-3、表 2-4、表 2-5 をここに挿入>

この(2.8)式を利用して行った Blinder-Oaxaca 分解の結果は、表 2-3、表 2-4、表 2-5 の通りである。表 2-3 はヒンドゥー教徒とイスラーム教徒を比較した結果、表 2-4 はヒンドゥー教徒のなかの一般カースト・OBCs とイスラーム教徒を比較した結果、表 2-5 はヒンドゥー教徒のなかの SCs/STs とイスラーム教徒を比較した結果である。

表 2-3 と表 2-4 の結果は非常に似通っている。平均的な対数賃金は、1983 年から 2018-19 年まで徐々に上昇しているものの、常にイスラーム教徒の方が低い。1983 年の平均対数賃金は、ヒンドゥー教徒が 2.990 で、イスラーム教徒が 2.776 である。2018-19 年の平均対数賃金は、ヒンドゥー教徒が 6.205 で、イスラーム教徒が 5.977 である。そして、その対数賃金の差に最も大きく寄与しているものは、教育レベルを表す説明変数（最終学歴ダミー）の違いであることが分かる。つまり、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の賃金格差は、教育レベルの属性格差で説明できるということである。ただし、初等教育修了の男性常用労働者は、属性格差が有意にマイナスであり、イスラーム教徒の賃金が高くなっている。この結果は、イスラーム教徒が相対的に学校教育を受けていないため、小学校卒業の割合が多くなっていることに起因していると思われる。

しかしながら、表 2-5 の結果は他の二つとは異なり、興味深い推移を示している。具体的には、1983 年段階では、SCs/STs の対数賃金は有意にイスラーム教徒よりも低いという結果になっており、両者の差は有意ではない。大卒の男性常用労働者の比較を見ても、1983 年と 1987-88 年には属性格差が有意にマイナス（つまり、イスラーム教徒のほうが SCs/STs より賃金が高い）という結果になっている。この傾向は、1999-2000 年から 2004-05 年にかけて一旦非有意になり、2007-08 年からは、それまでとは反対に、大卒の男性常用労働者の対数賃金は、有意にプラス（つまり、イスラーム教徒のほうが SCs/STs より賃金が高い）という結果になっている。これは、5-1 節で確認した、都市の男性常用労働者におけるイスラーム教徒と SCs/STs の大卒割合の増加の推移と似た結果である。

<図 2-8、図 2-9、図 2-10 をここに挿入>

図 2-8、図 2-9、図 2-10 は、教育レベルおよび経験年数による属性格差・非属性格差

の合計が、各グループの平均対数賃金の格差に占める割合（寄与度）を表した図である⁴⁵。図 2-10 は、1983 年データを削除している。これは、1983 年の結果がそれ以降の結果と比較して異常に大きくなってしまっているため、推移が分かりづらいことに対応したものである。

図 2-8 は、表 2-3 で示したヒンドゥー教徒とイスラーム教徒を比較した *Blinder-Oaxaca* 分解の結果のうち、教育レベルで説明できる差と経験年数で説明できる差、およびそれらの属性格差・非属性格差を表したものである。教育レベルによる属性格差の寄与度は安定して大きく、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の平均対数賃金の差は、40%から 66%程度が教育レベルの属性格差によって説明できることが分かる。

図 2-9 は、ヒンドゥー教徒の一般カースト+OBCs とイスラーム教徒を比較している。教育レベルによる属性格差の寄与度は 40%から 70%程度であり、図 2-8 と同様、少しずつ縮小傾向にある。

図 2-10 は、ヒンドゥー教徒の SCs/STs とイスラーム教徒を比較している。1983 年を異常値とすると、1987-88 年以降、2004-05 年までは教育レベルによる賃金格差の説明はあまりできないことがわかる。しかしながら、2007-08 年以降、教育レベルの属性格差の寄与度がプラスに転じている。つまり、教育レベルの差で説明できる SCs/STs とイスラーム教徒の間の賃金格差が少しずつ拡大していく。また、経験年数の属性格差の寄与度も大きいという結果になった。

<図 2-11 をここに挿入>

図 2-11 は、図 2-8、図 2-9、図 2-10 から教育の属性格差の寄与度のみを抽出したものである。SCs/STs とイスラーム教徒の比較は、はるかに変動が大きいことが分かる。特に 2004 年以前は、SCs/STs とイスラーム教徒の賃金格差は、ヒンドゥー教徒全体やヒンドゥー教徒の中上位カーストとイスラーム教徒の賃金格差とは性質が異なっているようだ。

本稿では、宗教間賃金格差の単なる時系列的な比較をしているにすぎないので、な

⁴⁵ 教育レベルでは、初等教育卒業ダミー、後期初等教育卒業ダミー、後期中等教育卒業ダミー、大学卒業ダミーの結果を合わせて計算している。経験年数では、経験年数および経験年数の二乗項の結果を合わせて計算している。

ぜこのような現象がみられるのかについて明らかにすることはできない。しかしながら、その原因の一つには、やはり留保制度の改革が想定される。SCs/STsの賃金の改善は、高等教育卒業による効果が大きいと思われ、その時期は大学に具体的な留保枠が定められた2007年と時期的には重なるところがあるからだ。

第5-3節 Heckmanの2段階推定

これまで行ってきた、都市の男性常用労働者のみを使用した分析では、個人が常用労働者になれるかどうかを一切考慮していない。したがって、サンプルセレクションバイアスが発生している可能性がある。そこで本項では、都市の男性常用労働者のサンプルだけではなく、都市の男性臨時労働者のサンプルも活用して、Heckmanの2段階推定を行う⁴⁶。

$$\begin{aligned} \ln(\text{wage}_i^*) &= \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\beta} + \varepsilon_i \\ \text{wage}_i^* &= \text{wage}_i \quad \text{if } \mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma} + u_i > 0 \Leftrightarrow d_i = 1 \\ \text{wage}_i^* &= 0 \quad \text{if } \mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma} + u_i \leq 0 \Leftrightarrow d_i = 0 \quad (2.9) \end{aligned}$$

ここで、 wage_i^* は前述のミンサー型賃金関数の推定では欠損扱いにした臨時労働者も含めた賃金である。 d_i は、個人が常用労働者であるかどうかを示すダミー変数で、 $d_i = 1$ であれば個人*i*は常用労働者である。

ただし、 $\varepsilon_i \sim N(0, \sigma_\varepsilon^2)$, $u_i \sim N(0, 1)$, $\text{cov}(\varepsilon_i, u_i) = \sigma_{\varepsilon u}$ とする。このとき、 $d_i = 1$ と $\mathbf{X}_i, \mathbf{V}_i$ を所与とした $\ln(\text{wage}_i)$ の条件付き期待値は以下のように表せる。

$$\begin{aligned} & E[\ln(\text{wage}_i) | d_i = 1, \mathbf{X}_i, \mathbf{V}_i] \\ &= E[\ln(\text{wage}_i^*) | \mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma} + u_i > 0] \\ &= E[\ln(\text{wage}_i^*) | u_i > -\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma}] \\ &= E[(\mathbf{X}'_i \boldsymbol{\beta} + \varepsilon_i) | u_i > -\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma}] \\ &= \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\beta} + E[\varepsilon_i | u_i > -\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma}] \\ &= \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\beta} + \sigma_{\varepsilon u} E[u_i | u_i > -\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma}] \end{aligned}$$

⁴⁶ 臨時労働者に関する記述統計量は紙幅の都合上省略しているが、詳細については著者より提供が可能である。

$$\begin{aligned}
&= \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\beta} + \sigma_{\varepsilon u} \frac{\phi(\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma})}{\Phi(\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma})} \\
&= \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\beta} + \sigma_{\varepsilon u} \lambda \quad (2.10)
\end{aligned}$$

\mathbf{V}_i はミンサー型賃金関数の推定と同様の変数を使用するが、常用労働者になるかどうかに影響する変数として、世帯の15歳未満の子どもの数と66歳以上の高齢者の数を足し合わせ、それを15歳から65歳の生産年齢人口で割った従属人口指数(dependency ratio)を追加する。本来であれば、従属人口指数の代わりに資産などを追加すべきなのだが、残念ながらNSSやPLFSには、世帯や個人の資産を示すようなデータが含まれていない。世帯の農地所有面積についての情報は、NSSの一部調査にしか存在しない。

従属人口指数を追加する根拠は、世帯に子どもや高齢者がどの程度いるかが、常用労働者となるか臨時労働者となるかの選択に影響を与え、その割合が多い場合は介護や育児に時間を取られるため、臨時労働者になる傾向があると考えられるからである。Kadoya & Khan (2016)やKadoya & Khan (2017)によれば、インドの社会では宗教や経済的な背景を問わず、年老いた両親は家族の中で尊敬される立場にある。通常、年老いた親を老人ホームに預けたり、専門家に介護を依頼したりすることは好まれない。また、政府が支援する社会保障制度や年金、社会保険などが手厚くないことから、介護において親は子どもに大きく依存する傾向がある。また、年老いた親を介護するのは息子やその配偶者の役割であるとされる。反対に娘は結婚して家を出るので、実の親の介護は期待されておらず、義理の親の面倒を見ることになる。したがって、男性であつても従属人口指数の係数はマイナスになると想定される。

(2.10)式の λ は逆ミルズ比、 $\phi(\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma})$ は密度関数、 $\Phi(\mathbf{V}'_i \boldsymbol{\gamma})$ は分布関数である。一般的に、教育を受けた人のほうが常用労働者になりやすいと考えられるので、 λ の係数 $\sigma_{\varepsilon u}$ がプラスであれば、5-1節で行ったミンサー型賃金関数の推定(OLS)による教育の収益率は、Heckmanの2段階推定より過少に推定されていることになる。反対に、 λ の係数 $\sigma_{\varepsilon u}$ がマイナスであれば、Heckmanの2段階推定より過大に推定されていることになる。

<表 2-6 をここに挿入>

表 2-6 は、宗教を限定せずに Heckman の 2 段階推定を行った結果である。2 段階の推定を行っても、最終学歴ダミーが示す係数の向きや有意水準はほとんど変わらないことが分かる。また、従属人口指数の係数は、予想通りにマイナスである。

イスラーム教徒ダミーを見ると、ほとんどの年で、1 段階目の推定と 2 段階目の推定が両方マイナスで有意になっていることがわかる。つまり、常用労働者になれるかどうかという点でもイスラーム教徒はヒンドゥー教徒より劣位にあり、さらにそのバイアスを除いた推定を行っても、やはりイスラーム教徒はヒンドゥー教徒より対数賃金が有意に低いのである⁴⁷。

また、逆ミルズ比 λ の係数 σ_{eu} の符号は 2007-08 年まではマイナスであるが、2009-10 年は非有意、2011-12 年以降はプラスになっている。途中で符号が逆転していることには理由があると思われるが、その原因が何であるのかは判然としない。また、 σ_{eu} がマイナスになっている 2007-08 年までは、Heckman の 2 段階推定の結果より OLS の結果のほうが、最終学歴ダミーの係数が大きくなっており、逆に 2011-12 年以降は、Heckman の 2 段階推定の結果より OLS の結果のほうが、最終学歴ダミーの係数が小さくなっていることがわかる。

次節では、特定の層だけをデータに残した 2 段階推定を行う。比較する 2 グループに限定してから逆ミルズ比を推計し、それをを用いて第 5-4 節で Blinder-Oaxaca 分解を行う。

第 5-4 節 2 段階推定の結果を利用した Blinder-Oaxaca 分解

<表 2-7、表 2-8、表 2-9 をここに挿入>

表 2-7、表 2-8、表 2-9 は、それぞれ 2 グループに限定した Heckman の 2 段階推定の結果である。表 2-7 はヒンドゥー教徒とイスラーム教徒、表 2-8 はヒンドゥー教徒の一般カースト・OBCs とイスラーム教徒、表 2-9 はヒンドゥー教徒の SCs/STs とイスラーム教徒だけにデータを限定している。2 グループの区別には、すべてイスラーム教

⁴⁷ 佐藤(2020)は PLFS の会社部門の就業者を抽出し、イスラーム教徒の就業者が人口比と比較して極端に少ないことを示している。

徒ダミーを説明変数に加えることで対応している。

<表 2-10、表 2-11、表 2-12 をここに挿入>

表 2-7、表 2-8、表 2-9 で示した推定で得られた逆ミルズ比を、Blinder-Oaxaca 分解の説明変数として加えた分析結果が、表 2-10、表 2-11、表 2-12 である。これによって、賃金格差だけではなく、就職格差（サンプルセレクションバイアス）を考慮した Blinder-Oaxaca 分解を行うことができる。なお、推定に使用する推定式は、基本的には 5-2 節で示したものと同様であり、説明変数に逆ミルズ比を加えたという違いだけである⁴⁸。

表 2-10、表 2-11、表 2-12 の結果をそれぞれ見て分かる通り、2 段階推定の結果を利用した Blinder-Oaxaca 分解は、単純な Blinder-Oaxaca 分解と結果の傾向にほとんど違いがない。すなわち、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒、ヒンドゥー教徒の一般カースト・OBCs とイスラーム教徒を比較した結果は似通っており、都市の男性常用労働者の格差は教育レベルの差、特に高等教育卒業の差によってもっとも説明される。これは、非属性格差（説明変数の係数の差）、いわゆる差別ではなく、特に高等能力に関する人的資本の差であるということになる。一方で、ヒンドゥー教徒の SCs/STs とイスラーム教徒の差も、同様に 2007 年から高等能力に関する人的資本の差で説明できるようになる。

<図 2-12、図 2-13、図 2-14 をここに挿入>

図 2-12、図 2-13、図 2-14 は、第 5-2 節における賃金格差全体の寄与度を表した図と同様のものを、本節における Blinder-Oaxaca 分解の結果をもとに作成したものである。図 2-14 は図 2-10 と同様、1983 年データを削除した図である。

図 2-12 は、図 2-8 と同様、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒を比較している。平均対数賃金の差は、4 割から 6 割が教育レベルの属性格差によって説明できることが分かる。1983 年と 2018-19 年を比較するとかなり改善しているように見えるが、1983 年

⁴⁸ より厳密には Neuman & Oaxaca (2004) で示した分解が必要である。

から 1993-94 年にかけて改善されたのち、そのまま 4 割程度で安定しているようだ。図 2-12 における格差の縮小傾向は、それほど大きくはないようである。

図 2-13 は、図 2-9 と同様、ヒンドゥー教徒の一般カースト+OBCs とイスラーム教徒を比較している。賃金格差の推移は、図 2-9 と似通っている。

図 2-14 は、ヒンドゥー教徒の SCs/STs とイスラーム教徒を比較している。図 2-10 と同様、その符号は途中で逆転している。1993-94 年から 2004-05 年までは教育レベルの属性格差によって説明できる部分が少ないが、2007-08 年以降は 2 割から 5 割が教育レベルの属性格差によって説明できる。

<図 2-15 をここに挿入>

Heckman の 2 段階推定の結果を利用した Blinder-Oaxaca 分解でも、単なる Blinder-Oaxaca 分解と概ね結果は同じである。第 5-2 節における図 2-11 と同様に教育レベルの属性格差のみを抽出した図 2-15 を見てもそれが見て取れる。しかしながら、教育レベルや経験年数の非属性格差が平均対数賃金に与える影響は、年による変動がより大きくなっているように思われる。

本節の結果を踏まえ、次節では本稿の推定全体で得られた結果を再度まとめ、結果について考察する。

第 6 節 考察と結論

本稿では、ミンサー型賃金関数の推定、Blinder-Oaxaca 分解、Heckman の 2 段階推定、2 段階推定の結果を利用した Blinder-Oaxaca 分解と、いくつかの方法によってインドにおける宗教間賃金格差、特にヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の賃金格差を検証した。

様々な手法を用いたが、本稿の推定で得られた結果は非常にシンプルなものである。まず、過去 35 年にわたって、ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の間には賃金格差が存在し続けてきた。その格差を形づくっているのは、非属性格差というよりもむしろ属性の格差である。

どちらも社会的に劣位に置かれているヒンドゥー教徒の SCs/STs とイスラーム教徒を比較すると、SCs/STs の教育状況や賃金レベルが大幅に改善されていることが分か

った。これも先行研究と整合的な結果である。ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒全体で比べると、その差は縮まっている傾向にあるが、SCs/STs とイスラーム教徒との比較では差が広がっているのである。言い換えれば、イスラーム教徒の教育状況や賃金レベルの改善は相対的に遅れているということである。

したがって、本稿の結果は、教育格差を解消することが、賃金格差の解消につながることを示唆している。これは先行研究の段階で既に確認されていたことではあるが、直近年のデータを使用して分析してもその傾向は変わることなく、むしろヒンドゥー教徒の下位カーストほどの底上げがなされていないことが分かる。例えば、Ahsan & Chatterjee (2017)の推定によると、イスラーム教徒の息子は、父親よりも高いランクの職業に就く可能性が低く、父親よりも低いランクの職業に就く可能性が高いという。教育が職種を通じて賃金に影響すると考えるならば、本稿の結果はこうした先行研究と整合的なものである。

また、先行研究では、労働市場での経験年数の非属性格差が、賃金格差を説明するかどうかについては結果が分かっていた。本稿のように、約 35 年の長いスパンで確認すると、労働市場での経験年数の非属性格差は、年によって大きく異なっていることが分かった。したがって、この点については安定した影響があるとは言い難いだろう。

しかしながら、本稿では労働供給側のデータを利用しているため、労働需要側がどのように決定されているかについては議論できていない。そのため、雇用における差別が本当に存在しないかどうかは、さらなる検証が必要だと考えられる⁴⁹。

Heckman の 2 段階推定では、賃金労働者が常用労働者になるかどうかという点においても、明確にヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の間に差があることが分かった。ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒との間には、都市の常用労働者内での賃金格差だけでなく、就業格差がある。

就学や就業に対して、大きな影響を及ぼしているだろう留保制度が、実際にどの程度影響しているのか、本稿では検証していない。この点については今後インパクトの研究を行う必要があるだろう。

⁴⁹ 序章で述べた、宗教的に同質な人間関係を好む傾向が、労働需要側においても存在する可能性がある。すなわち、雇用主がヒンドゥー教徒であれば、ヒンドゥー教徒の労働者を選好するかもしれない。

第3章 インドにおける巡礼と宗教に関する計量経済分析：国内旅行支出調査（Domestic Tourism Expenditure Survey）を利用して

第1節 はじめに

宗教ツーリズム（あるいは宗教活動目的の旅行、巡礼）は、「芸術、文化、伝統および建築のような宗教が形作るもの、またはそれらが生み出すものを経験することの中心的な動機とする旅行」として定義することができる（SIGA Team, 2012）。旅行が宗教的な理由のみに動機づけられているなら、それは宗教ツーリズムとなる。他の目的があったとしても、主目的が宗教的な理由に強く動機づけられているような旅行形態であれば、やはりそれは宗教ツーリズムである（Rinschede, 1992）。

本稿が研究対象とするインドにおいては、宗教的背景を持つ人々が共存している。2011年のセンサス（Government of India Press Information Bureau, 2015）によると、割合的に最も多いのは79.8%を占めるヒンドゥー教徒であるが、イスラーム教徒が14.2%、キリスト教徒が2.3%、シク教徒が1.7%、仏教徒が0.7%、ジャイナ教徒が0.4%と、実に多様である⁵⁰。そして、ほとんどのインド人は何らかの宗教を持っていると言える。こうした多様な宗教的属性を持つ人々を観測すれば、その属性ごとに異なる傾向の宗教ツーリズムを行っているのではないかと予想できよう。

しかしながら、宗教ツーリズムを経済学的手法によって分析した研究は、十分進んでいるとは言えない。このような旅行の研究は、定性的かつ局地的な研究が主であり、定量的かつ全体的な研究は発展途上である。

本稿の研究は、インド国内旅行のデータを利用した「世俗化仮説（secularization hypothesis）」の最も基礎的な段階の研究として位置付けられる。序章で説明したように、経済発展に伴って、社会的・経済的思考の規範が宗教に関係するものなどから、科学的あるいは非宗教的・世俗的な規範に置き換わっていくという仮説のことを「世俗化仮説」といい、近年では経済学の実証分析においても、この仮説の検証の一端としての研究が行われている（中田, 2018; Barro & McCleary, 2003; Barro & McCleary, 2005; Barro & McCleary, 2019）。また、世界価値観調査（World Values Survey）の結果によれば、インドの人々の信仰心は変わらず高い水準であるものの、宗教参加は減少してい

⁵⁰ その他は0.7%、言及なしは0.2%である。

ることが示唆されている。

そこで本稿では、所得水準の向上は、宗教行動の相対的重要性にどのような影響を及ぼすかについて、マイクロデータを利用して計量経済学的な検証を行う。推定には、インド標本調査（National Sample Survey: NSS）の特別調査である、国内旅行支出調査（Domestic Tourism Expenditure Survey）の2015-16年データを利用する。

第2節では、世俗化仮説についての概念と先行研究について説明する。第3節では、インドにおける国内旅行を宗教・巡礼目的の旅行を中心に概観する。第4節では、実証分析を行う。第5節では、推定で得られた結果を総括する。

第2節 世俗化仮説

序章第2-2節では、インド人の信仰心は非常に高い水準を維持している一方で、宗教行動は世俗化している可能性を示唆した（図0-4から図0-8）。そして、第3-1節では、宗教の経済学の中の重要なトピックである「世俗化仮説」について説明した。本節では、その「世俗化仮説」について再度整理する。

McCleary & Barro (2006)や Barro & McCleary (2019)は、宗教性は経済との間で双方向の作用を持つことを指摘している。彼らによれば、宗教が経済や社会に与える影響を検証するときの課題は、個人の宗教性が人的資本にいかに関与し、それが経済の成績にいかに関与を与えるかということである。言い換えれば、これは宗教を回帰分析における説明変数として捉えていることになる。反対に、経済発展や制度が、いかに宗教への参加や信仰に影響するのかを検証する場合は、宗教を被説明変数として捉えていることになる。

世俗化仮説は、とりわけ後者について、つまり経済発展が宗教性に与える影響を検証する場合に取り上げられるものである。世俗化仮説が正しければ、経済が発展すると個人の正式な宗教活動への参加が減退し、信仰や個人の祈りの習慣を減退させる⁵¹（Barro & McCleary 2019）。

世俗化仮説が成立するかどうかは研究によって評価が分かれている（Barro & McCleary, 2003, 2005; McCleary & Barro, 2006; McBride, 2010; Buser, 2015; Liang & Dong, 2019）。しかしながらいずれにせよ、インドを対象とした世俗化仮説の実証研究はほと

⁵¹ ただし、世俗化は無神論とは同義ではなく、宗教性の減退は宗教の拒否と同じではない（Barro & McCleary, 2019）。

んど行われていない。

本稿の推定は、世俗化仮説がインドで成立しているかについて、厳密に検証するものではない。しかしながら、インド人の泊りがけ国内旅行のなかでも宗教・巡礼目的の旅行を取り上げ、インドの経済と宗教の関係に焦点を当てようとするうえで、世俗化仮説の概念は重要である。

第3節 インドにおける国内旅行

前節では、世俗化仮説の概念と先行研究について整理した。本稿は、個人の宗教性や宗教活動の一例として巡礼を取り上げるため、本節では旅行の種類を整理し、インドにおける国内旅行の状況について概観する。

旅行（ツーリズム）は、その目的によって分類することができる。例えば、週末・休暇を利用した観光、保養地への旅行、レジャーなどのホリデー・ツーリズム、博物館や科学館などといった教育的・文化的施設への訪問などの文化的ツーリズム、家族旅行や団体構成員の交流を目的とする社会的ツーリズム、競技者、スポーツイベントの観戦者としての旅行を指すスポーツ・ツーリズム、ビジネスや会議、展示会への参加に伴う経済的ツーリズム、外交、政治的なイベントでの旅行、モニュメントへの旅行である政治的ツーリズムなどである（Rinschede, 1992; NSSO, 2016）。

そして、本稿において特に焦点を当てる宗教ツーリズムは、宗教的な理由のみに動機づけられた旅行形態や、他の目的があったとしても主目的が宗教的な理由に強く動機づけられているような旅行形態のことを指す（Rinschede, 1992）。

インドにおける宗教・巡礼旅行を研究するためのマイクロデータは非常に少ない。インドでは長らく、観光とは国際インバウンドを意味していたので、国内観光の統計はまともに取られておらず、組織的に統計が取られるようになったのは1991年になってからであった（中谷, 2010）。インドにおける宗教・巡礼目的の旅行の研究は数多くある（Shinde, 2010, 2018; Nakajo, 2017）が、そのほとんどが特定の地域や事象に焦点を当てたものである。

<図 3-1 をここに挿入>

図 3-1 は、2000 年から 2018 年までの国内旅行者数の推移を示している。近年、イ

インドにおける国内旅行者数は、経済発展に伴って増加し続けている（中谷, 2010; Government of India Ministry of Tourism, 2019）。また、観光はインド経済の国内総生産や雇用に大きく貢献している（Munjal, 2013）。1991年には6667万人だった旅行者数は、2000年には2億2010万人、2010年には7億4770万人、2018年には18億5493万人（暫定値）にまで増加している（Government of India Ministry of Tourism, 2019）。旅行省の年次報告書（2019-20年）のなかには、「国内旅行は、インドの旅行部門全体の発展に重要な役割を果たしている」という内容が2,3度出てくる程度に、その重要性が強調されている（Government of India Ministry of Tourism, 2019）。

2010年代までの国内旅行に関する政府調査については、先行研究でも定期的に取り上げられている（中谷, 1996, 2010, 2014; Baken & Bhagavatula, 2010）。強調されているのは、経済的な中間層の台頭である。経済発展が進むにつれて、特にレジャーやホリデー目的の旅行が増えているという。

インド応用経済研究所（National Council of Applied Economic Research: NCAER）の2002年調査（NCAER, 2003）では、1億9570万世帯（都市5520万世帯、農村1億4060万世帯）中、旅行を行った人が属している世帯は8680万世帯（都市2190万世帯、農村6490万世帯）である。また、旅行者の数は5億4940万人（都市1億5700万人、3億9240万人）となっている。世帯当たりの旅行数は、2.64（都市2.78、農村2.60）であり、都市の方が少し大きい。旅行当たりの旅行者数は2.39人（都市2.58人、農村2.33人）である。

目的別でみると、2002年時点では宗教・巡礼目的が2番手に来ていることが分かる。ソーシャル（Social）目的が58.9%（都市52.9%、農村61.0%）で最も多い。次に宗教・巡礼（Religious & Pilgrimage）目的が多く、13.8%（都市16.2%、農村12.9%）である。僅差でその他が13.7%であり、ビジネス・貿易（Business & Trade）が7.7%、レジャー・ホリデー（Leisure & Holiday）が6.0%である。

第4-1節でも説明するが、本稿で使用する2015年のデータを見ると、旅行に行くとする40.3%のうち、宗教・巡礼目的の旅行は、全体のうちの1.5%にとどまっている。旅行目的として最も多いのがソーシャル目的の15.6%、次に多いのが健康・医療目的の9.3%、ホリデー目的の7.0%である。データの出所が違うため、単純比較はできないものの、旅行全体のなかで宗教・巡礼目的の需要が相対的に低くなっている可能性がある。

旅行行動を分析する計量経済学的な手法の一つとしては、旅行需要モデル (tourism demand model) を使用した分析が挙げられる (森地・轟, 2001; 鎌田, 2006; Matias et al., 2011)。旅行需要モデルの応用として、トラベルコスト法 (travel cost method) が挙げられる (田中, 2000; 裘・橋本, 2003; Preez & EllenLee, 2016; Jones et al., 2017)。トラベルコスト法とは、ある地域への旅行回数や費用、旅行者の個人属性、旅行自体の属性との関係を推定し、その地域が旅行者に与える便益を導出する手法のことである。

個人トラベルコスト法は、ある地域へ訪問した個人について旅行需要関数を推定し、その結果をもとに消費者余剰を導出する手法である。目的地である地域に来た旅行者の情報を集計したデータを使用されることが多く、具体的な情報がある場合には個人トラベルコスト法が適用できるが、そうでない場合は難しい。

以上のように、旅行行動の分析をする場合、旅行先となる地域や、旅行をする個人のデータのみを使用する場合は、バイアスなどに十分注意しなければならない。しかしながら、データの中に旅行に行っている者と行っていない者が両方含まれている場合は部分的に解決できる。

本稿の分析で使用するデータは、旅行者の詳細な目的地は特定できないものの、旅行者・非旅行者のいずれにおいても個人属性についての詳細な情報がある。一方で、移動のためのコストや現地での出費などの情報は限定的であり、本稿では直接コストを利用した旅行需要関数の推定を行っていない。これについては、第 4-1 節において説明する。

第 4 節 実証分析

第 4-1 節 データ

本稿の分析では、NSS の国内旅行支出調査 (Domestic Tourism Expenditure Survey) の 2014-15 年調査 (NSS・第 72 次調査の一環) を使用する。国内旅行 (支出) 調査は、Jana et al. (2012) や Bardhan et al. (2015) で使用された 2008-09 年調査が初回であり、2014-15 年調査は二度目である。

このデータを使用した先行研究の数は限られている。Bardhan et al. (2015) は、インド全国調査 (National Sample Survey: NSS) の特別調査である国内旅行調査 (Domestic Tourism Survey) の 2008-09 年調査 (第 65 次調査の一環) を使用し、レジャー目的、健康・医療目的の旅行と同様に、宗教・巡礼目的の旅行についても分析した。彼らは、

都市部でも農村部でも、居住県外への旅行を好むオッズは県内の旅行に比べて減少することや、公共交通機関の利用や季節が目的地の選択に正の影響を与えることを発見した⁵²。Chakrabarti & Tatavarthy (2019)は、2014-15年調査を利用しているが、彼らの関心は健康・医療目的の旅行である。

国内旅行支出調査では、他のNSSと同様に世帯 (Household) への質問と、世帯の構成員である個人 (Individual) への質問がなされている。この調査の特徴はそれらに加えて、世帯構成員によって行われた旅行 (Trip) についての情報が含まれていることである。したがって、調査世帯の中で旅行に行っているサンプルと行っていないサンプルを判別することが可能であり、行っているサンプルについては何度旅行に行っているのか、世帯員のうち何人がその旅行に参加しているのかについて、その回数や内容を判別することができる。

次に、「旅行」の定義について説明する。旅行は「トラベル (travel)」という大きな枠組みに属するものである。ここで、トラベルとは、「目的や期間を問わず、居住地から異なる地理的な場所への移動」のことを指す。異なる地理的な場所とは、特に異なる地理的行政区域 (例えば、異なる村/町/都市など) を指す (NSSO, 2016: B-3)。

旅行は、このようなすべての移動を含むものではない。旅行調査では、通常の居住地 (Usual Place of Residence : UPR) の概念を導入することで、自宅から学校や勤務先といった定期的な移動を除外し、日常的な移動ではないもののみを集計している (NSSO, 2016: B-3)。要するに、トラベルが旅行たり得る要件は、「目的が明確であり、定期的な移動ではなく、UPR から出発するだけでなく UPR に帰ってくる場合」なのである。

調査のなかで、旅行は、泊りがけ国内旅行 (Overnight domestic trips) と日帰り国内旅行 (Same-day domestic trips) に分類されている。いずれも、基本的には目的地がインド国内のどこかにある旅行を指す。泊りがけ国内旅行は、世帯員の1人以上が通常環境 (UPR を含む) 以外の場所で、連続する二日間で深夜0時から午前5時を含んだ12時間以上かつ6か月を超えない移動のことであると定義されている。第72次調査では泊りがけ国内旅行に加えて、世帯員によるインド領内での泊りがけ旅行全体がサンプルに含まれている。つまり、最終的な目的地がインド領外であったとしても、

⁵² しかしながら、宗教的属性のコントロールや、社会的属性 (指定カーストや指定部族など) のコントロールは一切されていない。

宿泊などを伴っていれば、その旅行のうちの国内部分はサンプルに含まれる⁵³。

旅行の主な目的地（Main Destination）は、旅行を実施することを決定するような行き先の中心となった場所と定義されている。しかし、情報提供者がそのような場所を特定できなかった場合は、旅行者が旅行中に最も多くの時間を過ごした場所を主な目的地として扱われた。旅行中に同じ時間を2つ以上の場所で過ごした場合は、その中でも最も遠い場所が主な目的地として扱われている。

精度としてはあくまで州（state）・県（district）レベルであり、具体的な主な目的地は質問されていない。国内旅行調査で分かるのは、主な目的地が州内かつ県内にあるのか、州内だが県外にあるのか、国内だが州外にあるのか、あるいは国外への移動途中のうち（空）港までの移動、のいずれかであって具体的な目的地は分からない。

泊りがけ国内旅行には旅行の目的（Purpose）が存在している。目的は、次のいずれかにカテゴリズされている。ビジネス（Business）、レジャー・レクリエーション（Holidaying, leisure & recreation）、ソーシャル（Social）、巡礼・宗教関係（Pilgrimage & Religious）、教育・トレーニング（Education and Training）、健康・医療（Health and Medical）、ショッピング（Shopping）、その他（Others）である（NSSO, 2016: B-3）。

目的は、旅行の主目的（Leading purpose）と参加者の目的とに分けられている。つまり、主目的として旅行全体の目的が設定されてはいるのだが、その同行者が必ずしも主目的のために同行しているとは限らない。主目的と参加者の目的は、いずれも前述の目的のカテゴリのいずれかに分類される。

旅行は、パッケージ旅行とノンパッケージ旅行の2つのタイプがある。パッケージ旅行とは、ツアーオペレーターが提供する「観光商品」で構成されており、旅行会社が直接、または旅行会社を通じて販売するものとして定義される。

推定においては、パッケージの要素とノンパッケージの要素がデータ中に混在していることが問題となってくる。費用の支出先が、交通費、宿泊費、食費などに細分化されているにも関わらず、パッケージの要素は纏められてしまう。そもそも、すべての旅行について費用の情報が厳密に調査されているわけではなく、あくまでも回答者

⁵³ ここで注意しなければならないのは、調査されている旅行はサンプル中の世帯に属するということである。したがって、例えば集計されている参加人数は、ある旅行に参加する世帯の人数であって、旅行全体の参加者ではない。サンプル中で複数の世帯が同じグループとして旅行をしていたとしても、それを識別することは不可能である。

の認識している範囲内での費用がデータとして存在しているというだけのものである。

したがって、こうしたコストを利用した旅行需要関数の推定を行う場合、かなり多くのサンプルが脱落することになる。また、当然ながら旅行に行かなかったサンプルの活用も難しくなってしまう。このような理由から、本稿では、旅行需要関数の推定をせずに、個人の属性と旅行行動の関係を検証するにとどめている。

こうした基本的な概念や定義については第 65 次と第 72 次で変わらないものの、質問票における質問項目には、小さいながらも相違点が非常に多い。したがって本稿では、推定に使用する第 72 次調査のデータを中心に説明する。

データは、大きく Block1 から Block8 に分けられている。Block1-2 は調査全体についての情報、Block3 は世帯調査に関する情報、Block4 は世帯のうちの世帯員調査に関する情報である。これらは、第 4-2 節における推定の際、個人や世帯情報のコントロールに使用する。

注意しなければならないのは、泊りがけ旅行の主目的によって、調査時点から過去 365 日の間に行った分について質問しているのか、過去 30 日の間に行った分について質問しているのかが区別されているということである。Block5.1 は、過去 365 日間の泊りがけ旅行について質問される。ここでは、健康・医療、レジャー・レクリエーション、ショッピングが主目的の泊りがけ旅行についてのみ質問されている。Block5.2 は、過去 30 日間のビジネス、ソーシャル、巡礼・宗教関係活動、教育・トレーニング・その他が主目的の泊りがけ旅行について質問されている。

Block6.1 は、Block5.1 に対応した過去 365 日の健康・医療、レジャー・レクリエーション、ショッピングが主目的の泊りがけ旅行について、品目ごとの支出が質問されている。Block6.2 も同様に、Block5.2 に対応した過去 30 日間のビジネス、ソーシャル、巡礼・宗教関係、教育・トレーニング、その他が主目的の泊りがけ旅行について質問されている。

以上から分かるように、第 72 次調査では、泊りがけ旅行への調査にかなり重点が置かれている。第 65 次調査においては、泊りがけ旅行と日帰り旅行の質問におけるウェイトはほとんど同じであり、旅行行動についてはいずれも過去 30 日に限定した調査であった。この点における変化を見ると、5 年の間に泊りがけ国内旅行がより重要視されるようになったのだということが分かる。

第 72 次調査は、インド全土のうち、農村の 79,497 世帯と都市の 60,191 世帯に調査

を行っている。サンプルウェイトを利用して復元すると、これはそれぞれ農村の 1 億 7,000 万世帯と都市の 8,340 万世帯を代表していることになる。このうち、過去 365 日のうちに健康・医療やレジャー目的で泊りがけ旅行を行ったのは農村の 3,190 万世帯と、都市の 1,540 万世帯である。また、このうち過去 30 日のうちに教育や宗教・巡礼目的で泊りがけ旅行を行ったのは農村の 3,620 万世帯と都市の 1,660 万世帯である。

これらの数字は、それぞれ全世帯の 20%前後である。ただし、比較的発生頻度が少ないと思われる健康・医療やレジャー目的での旅行は過去 365 日について聞かれているのに対して、比較的多いと思われる教育や宗教・巡礼目的での旅行は過去 30 日について聞かれていることに注意しなければならない。教育や宗教・巡礼目的での旅行を行っている世帯は、過去 365 日に範囲を拡大すれば、調査されているよりも多いと想定される。

第 4-2 節 推定

本節では、主に 4 点に焦点を当てて推定を行う。一つ目は、宗教的属性の違いが大いに影響してくると思われる宗教・巡礼目的の旅行が、そうでない旅行とどのような違いがあるのかということである。二つ目は、世帯の支出と旅行行動にどのような関係があるのかということである。三つ目は、旅行行動における宗教的属性の違いがどのように存在するのかということである。四つ目は、旅行行動の主な目的地がどこであるのかを考慮に入れ、UPR の州外へ行く旅行行動における宗教的属性の違いがどのように存在するのかということである。

もし巡礼において世俗化仮説が成り立っているならば、所得（支出）の上昇は宗教・巡礼目的の旅行の減少をもたらすはずである。ただし、本稿の分析では、社会全体が世俗化しているかについては対象外とする。

前節で説明したように、推定には国内旅行調査の 2014-15 年データを使用する。旅行の主目的によって調査時点から過去 365 日についての調査か、調査時点から過去 30 日についての調査かに違いはあるが、両方を合併して使用することで、調査全体の中から、旅行に行っていないサンプルと、何らかの旅行に行っているサンプルとを区別することができる。もちろん、教育目的や宗教・巡礼目的については過去 30 日についての情報しか存在しないため、旅行に行っていないサンプルの中には、実際には過去 365 日のうちに旅行に行っているサンプルがあることには注意しなければならない。

また、国内旅行調査は世帯ごとに行われた旅行を集計したものである。推定にあたっては、まず、機械的にデータを人数単位に限定する。つまり、複数回旅行に行っているサンプルは、そのうちの一回に限定した⁵⁴。

<表 3-1 をここに挿入>

表 3-1 は、使用するデータの記述統計量を表したものである。サンプルのうち、旅行行動をしているサンプルは 40.3%である。目的別に見ていくと、ビジネス目的が 0.2%、ホリデー目的が 7.0%、ソーシャル目的が 15.6%、宗教・巡礼目的が 1.5%、教育目的が 0.1%、健康・医療目的が 9.3%、ショッピング目的が 0.4%である。なお、ここでのダミー変数は、目的は主目的と個人の目的が合致しているかどうかを基準とし、主目的と個人の目的が違っている場合は 0 としている。

まずは、宗教・巡礼目的の旅行と他の目的の旅行とを比較するために、単純な最小二乗法（Ordinary Least Squares regression: OLS）での推定と、その結果の頑健性の確認として、ロジットモデルでの推定を行う。

$$TRIP_i = \alpha + \beta \ln(MPCE_i) + \mathbf{X}_i' \boldsymbol{\mu} + \varepsilon_i \quad (3.1)$$

ここで、 $TRIP_i$ は個人*i*が旅行に行くか行かないかを示すダミー変数である。 $\ln(MPCE_i)$ は世帯の一人当たり月平均支出（Monthly per capita consumer expenditure: MPCE、対数値・ルピー）を示す。国内旅行支出調査には、所得のデータが存在しない。よって、所得の代理変数として、MPCE を利用する。 \mathbf{X}_i は個人*i*の属性を示す変数である。ここでは、宗教ダミー（レファレンスダミーはヒンドゥー教徒）、性別ダミー（男性を 1 とする）、州・県（State District）ダミー、年齢、年齢の二乗項、教育レベルダミー（レファレンスダミーは非識字）、婚姻状態ダミー（レファレンスダミーは未婚）、世帯員の数、指定カースト（SC）ダミー、指定部族（ST）ダミー、その他後進諸階級（OBCs）ダミー、都市ダミー、世帯職業ダミー（National Classification of Occupations-2004（以下、NCO）コードの上 1 桁レベル）、個人の就業状況ダミーである。

⁵⁴ 調査期間中に複数回泊りがけ旅行に行っているサンプルはごくわずか（サンプル全体の約 5%）である。

<表 3-2A をここに挿入>

表 3-2A は、OLS による推定の結果を示したものである。まず、支出と旅行行動の関係について確認する。(1)列目においては、支出が 1%上昇すると(つまり、MPCE (対数値) が限界的に 1 変化すると)、旅行に行く可能性は 6.9%増加する。つまり、旅行行動全体でみると、支出と旅行行動の関係は正である。

旅行が目的別に条件づけられると、支出と旅行行動の関係はどうなるだろうか。いずれの旅行においても正の関係がみられるものだろうか。ここで、旅行の目的ごとに MPCE (対数値) の関係を見ていくことにする。ビジネス目的、ホリデー目的、教育目的、健康・医療目的、ショッピング目的の旅行は、単なる旅行行動と同様に支出と旅行行動の関係が正となる。

しかしながら、その一方で、ソーシャル目的、宗教・巡礼目的の旅行においては、支出と旅行行動の関係は負となる。宗教・巡礼目的の旅行の場合、支出が 1%上昇すると、巡礼に行く可能性は 0.1%減少するという結果が得られた。

この結果からは、単なる旅行行動と、宗教・巡礼目的の旅行行動とでは、支出との関係が反対になることがわかる。所得の増加によって、旅行が上級財であれば旅行に行くようになり、下級財であれば旅行に行かなくなるという所得効果がある。個人の所得が高くなるほど、機会費用が上昇するので、仮に宗教・巡礼目的の旅行が下級財である場合、人々は所得が増加すると、宗教・巡礼目的の旅行には行かなくなる。つまり、宗教・巡礼目的の旅行は、ミクロ的には支出の増加が、マクロ的には経済発展が進むにつれて、行われなくなっていく傾向があるのではないかと考えられる。

宗教的属性と旅行行動の関係についても見ていこう。表 3-2A の推定では、ヒンドゥー教をレファレンスダミーとして、宗教的属性と旅行行動の関係についても推定している。(1)列目の結果によると、ヒンドゥー教徒と比較して、シク教徒は 1%有意に 1.5 パーcentageポイント、仏教徒は 10%有意に 1.2 パーcentageポイント、ゾロアスター教徒は 1%有意に 11.8 パーcentageポイント、それぞれ旅行をしない傾向がある。

しかし、目的を限定して推定を行うと、この結果は大きく異なる。ビジネス目的の旅行においては、ヒンドゥー教徒と比較して、キリスト教徒は 10%有意に 0.1 パーセ

ンテージポイント旅行をしない傾向があるが、それ以外は非有意である。ホリデー目的の旅行においては、それぞれ 1%有意にイスラーム教徒は 1.4 パーセンテージポイント、シク教徒は 0.9 パーセンテージポイント、ゾロアスター教徒は 11.7 パーセンテージポイント旅行をしない傾向があり、逆にキリスト教徒は 0.6 パーセンテージポイント、ジャイナ教徒は 4.8 パーセンテージポイント旅行をする傾向がある。ソーシャル目的の旅行においては、それぞれ 1%有意にシク教徒は 1.4 パーセンテージポイント、ジャイナ教徒は 2.4 パーセンテージポイント、10%有意に仏教徒は 0.9 パーセンテージポイント、旅行をしない傾向がある。逆にイスラーム教徒は、1%有意に 0.5 パーセンテージポイント旅行をする傾向がある。宗教・巡礼目的の旅行においては、それぞれ 1%有意でイスラーム教徒は 0.8 パーセンテージポイント、キリスト教徒は 0.3 パーセンテージポイント旅行をしない傾向がある。逆にシク教徒は 0.9 パーセンテージポイント旅行をする傾向がある。

つまり、表 3-2A の結果は、宗教的属性と旅行行動は無関係でないこと、またその関係は、旅行の目的によって大きく異なるということを示唆している。この結果についての考察は、次節で行うものとする。

支出や宗教的属性と旅行行動の関係について、更なる詳細な検討をするために、MPCE（対数値）と宗教ダミーの交差項を推定式(3.1)式に追加する。推定式(3.2)において、 $Religion_i$ は個人*i*の宗教ダミーである。

$$TRIP_i = \alpha + \beta \ln(MPCE_i) + \ln(MPCE_i) * (Religion)_i' \gamma + X_i' \mu + \varepsilon_i \quad (3.2)$$

<表 3-2B をここに挿入>

表 3-2B に示したものがその結果である。被説明変数は、それぞれ表 3-2A と共通している。(1)列目の旅行行動そのものと、(5)列目の宗教・巡礼目的の旅行行動の結果を重点的に確認する。まず(1)列目の結果を確認する。支出が 1%上昇すると、旅行に行く傾向は 7.5%大きくなる。ヒンドゥー教徒と比較すると、それぞれ 1%有意にイスラーム教徒は 21.3 パーセンテージポイント、シク教徒は 26.7 パーセンテージポイント旅行に行く傾向が多くなり、ジャイナ教徒は 42.2 パーセンテージポイント旅行に行く

傾向が小さくなる。MPCE（対数値）と宗教ダミーの交差項についても確認する。支出が1%上昇すると、それぞれ1%有意に、イスラーム教徒は2.9パーセンテージポイント、シク教徒は3.6パーセンテージポイント旅行に行く傾向が小さくなる。ジャイナ教徒は5.4パーセンテージポイント旅行に行く傾向が大きくなる。

次に、(5)列目の結果を確認する。ヒンドゥー教徒と比較すると、それぞれ1%有意にイスラーム教徒は4.1パーセンテージポイント、キリスト教徒は3.6パーセンテージポイント、シク教徒は6.9パーセンテージポイント旅行に行く傾向が多い。支出が1%上昇すると、それぞれ1%有意に、イスラーム教徒は0.7パーセンテージポイント、キリスト教徒は0.5パーセンテージポイント、シク教徒は0.8パーセンテージポイント旅行に行く傾向が小さくなる。

表3-2Bで得られた結果をまとめると、イスラーム教徒、キリスト教徒、シク教徒はヒンドゥー教徒と比較すると旅行行動を行う傾向があるが、一方で支出が高くなった場合は旅行行動を行わなくなる傾向がある。また、旅行行動全般においては支出の大きさが旅行行動に直接影響するが、宗教・巡礼目的の旅行においてはそうではないという結果になった。

本稿では、OLS推定と同じ変数を利用して頑健性の確認のためにロジットモデルでの推定も行う。

$$\Pr(TRIP_i = 1) = \frac{\exp(\alpha_1 + \beta_1 \ln(MPCE_i) + \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\mu}_1)}{1 + \exp(\alpha_1 + \beta_1 \ln(MPCE_i) + \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\mu}_1)} \quad (3.3)$$

ここで、 $TRIP_i$ は個人*i*が旅行に行っているかどうかを示すダミー変数であり、 $\Pr(TRIP_i = 1)$ は、個人*i*が旅行に行っている確率を示す。また、 \mathbf{X}_i はOLS推定と共通する、個人の特徴や世帯の特徴をコントロールするための変数のベクトル、 $\alpha_1, \beta_1, \boldsymbol{\mu}_1$ は旅行に行っている場合のパラメータである。

<表3-3Aをここに挿入>

表3-3Aは、表3-2Aと同様の変数を使用してロジットモデルで推定を行った場合の結果である。州・県ダミーのみ、計算速度を速めるために州ダミーを使用している。

MPCE（対数値）と旅行行動の関係を見ると、OLS による推定と同様に、単純な旅行行動と支出との関係は有意に正になっているのに対して、宗教・巡礼目的の旅行行動と支出との関係は有意に負になっていることが分かる。具体的には、支出が 1%上昇する（つまり、MPCE（対数値）が 1 上昇する）と、旅行に行く確率が 1.32 倍になるのに対して、宗教・巡礼目的の旅行に行く確率は 0.90 倍になる。

宗教的属性と旅行行動の関係を見ると、ヒンドゥー教徒と比較した旅行に行く確率がイスラーム教徒は 0.96 倍、シク教徒は 0.92 倍、仏教徒は 0.94 倍、ゾロアスター教徒は 0.46 倍であり、それぞれ有意に旅行に行かない傾向があるという結果になっている。一方で、宗教・巡礼目的の旅行については、イスラーム教徒は 0.45 倍、キリスト教徒は 0.81 倍と、有意に旅行に行かない傾向があるものの、シク教徒は 1.44 倍旅行に行く傾向があるという結果になった。これは、表 3-2A における結果と概ね整合的なものである。

したがって、単純に支出や宗教的属性と旅行行動との関係のみを見ていくと、支出が高くなるほど宗教・巡礼目的の旅行には行かない傾向になり、ヒンドゥー教徒と比較するとイスラーム教徒やキリスト教徒は旅行に行かないが、シク教徒は旅行に行くという傾向は強くみられるものと考えられる。

<表 3-3B をここに挿入>

表 3-3B は、表 3-2B と同様の変数を使用してロジットモデルでの推定結果を行った場合の結果である。MPCE（対数値）の係数については、表 3-2B における OLS の結果と概ね符号が合致しているが、一部異なっている。ロジットモデルにおける推定でも、旅行行動全般、ビジネス目的、ホリデー目的、健康・医療目的、ショッピング目的での旅行行動は支出との間に正の関係があるが、ソーシャル目的、宗教・巡礼目的での旅行行動は支出との間に負の関係があることが、ロジットモデルでの推定においても確認された。

宗教ダミーと MPCE（対数値）の交差項においても概ね傾向は同じである。単純な旅行行動においては、ヒンドゥー教徒と比較すると、MPCE の上昇によって旅行に行く確率がイスラーム教徒は 0.88 倍、キリスト教徒は 0.95 倍、シク教徒は 0.87 倍になり、ジャイナ教徒は 1.28 倍になる。宗教・巡礼目的の旅行においては、MPCE の上昇

によって、旅行に行く確率が、イスラーム教徒は 0.71 倍、キリスト教徒は 0.80 倍、シク教徒は 0.69 倍となり、それぞれ有意に旅行に行かなくなる傾向を見せる。

これらの結果を踏まえ、次に、個人がどのような目的の旅行に行くのかどうかを、行かないサンプルを含めて多項ロジットモデルにより推定する。

$$\Pr(TRIP_i = j) = \frac{\exp(\alpha_j + \beta_j \ln(MPCE_i) + \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\mu}_j)}{1 + \sum_{k=1}^4 \exp(\alpha_k + \beta_k \ln(MPCE_i) + \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\mu}_k)}$$

$$j = \{1: \text{ビジネス}, 2: \text{ホリデー + ショッピング}, 3: \text{ソーシャル + 教育 + 健康・医療} \\ + \text{その他}, 4: \text{宗教・巡礼}\} \quad (3.4)$$

ここで、 $TRIP_i$ は個人*i*がどのタイプの旅行に行っているか、あるいは旅行に行っていないかどうかを示す変数であり、 $\Pr(TRIP_i = j)$ は、個人*i*がタイプ*j*の旅行に行っている確率を示す。基準は、旅行に行かないグループである。また、 \mathbf{X}_i は OLS 推定や二項ロジットモデルによる推定と共通する、個人の特徴や世帯の特徴をコントロールするための変数のベクトル、 $\alpha_j, \beta_j, \boldsymbol{\mu}_j$ は推定するパラメータである。

ここでは、個人の旅行行動が必ずどれかに分類されるように、旅行の主目的のみに着目した。また、計算速度を速めるために、旅行目的の種類数を限定した。今回は、「旅行に行かない」、「ビジネス目的」、「ホリデー+ショッピング目的」、「ソーシャル+教育+健康・医療+その他の目的」、「宗教・巡礼目的」に目的を分類し、計算においては「旅行に行かない」サンプルを基準とした。その他のコントロール変数については、基本的にはこれまでの推定と同様の変数を使用している。

<表 3-4A をここに挿入>

表 3-4A は、「旅行に行かない」グループと比較した場合の、多項ロジットモデルでの推定結果である。(1)は係数、(2)はオッズ比を示している。「旅行に行かない」グループと比較すると、MPCE (対数値) の係数は、すべての目的において旅行行動に対して有意に正となった。しかしながら、宗教・巡礼目的は他の目的の旅行と比較すると、係数が小さく、有意水準も低く、またオッズ比も小さいことが分かる。例えば、支出が 1%上昇すると、ホリデー+ショッピング目的の旅行に行く確率は 2.22 倍上昇する

が、宗教・巡礼目的の旅行に行く確率は 1.05 倍しか上昇しない。

次に、宗教的属性と旅行行動との関係を見ていく。旅行に行かないヒンドゥー教徒と比較すると、ビジネス目的で旅行するイスラーム教徒は 1.20 倍である。同様に比較すると、ホリデー+ショッピング目的で旅行するキリスト教徒は 1.25 倍、ジャイナ教徒は 1.19 倍と、旅行に行く傾向があり、イスラーム教徒 0.80 倍、仏教徒は 0.92 倍、ゾロアスター教徒は 0.17 倍と、行かない傾向がある。ソーシャル+教育+健康・医療目的で旅行するイスラーム教徒は 1.04 倍と多い傾向があり、シク教徒やジャイナ教徒などは少ない傾向がある。宗教・巡礼目的で旅行するシク教徒は 1.37 倍と多い傾向があり、イスラーム教徒は 0.45 倍、キリスト教徒は 0.83 倍と少ない傾向がある。

<表 3-4B をここに挿入>

表 3-4A に、MPCE（対数値）と宗教ダミーの交差項を追加した結果が表 3-4B である。宗教・巡礼目的の旅行の結果を確認する。旅行に行かないヒンドゥー教徒と比較すると、イスラーム教徒、キリスト教徒、シク教徒はそれぞれ 11.85 倍、7.77 倍、50.99 倍、ヒンドゥー教徒と比較すると旅行に行く確率が高いが、一方で支出が 1%上昇すると、それぞれ旅行に行く確率が 0.64 倍、0.75 倍、0.63 倍となり、宗教・巡礼目的の旅行に行かなくなるということが分かる。この結果は、概ね表 3-2 や表 3-3 で提示した OLS やロジットモデルでの推定結果と共通している。

次に、旅行の主な目的地の情報を使用して、州外への旅行行動と支出や宗教的属性との関係を見ていく。使用する変数は、これまでの推定とほとんど同様である。

$$TRIP_OState_i = \alpha + \beta \ln(MPCE_i) + \mathbf{X}'_i \boldsymbol{\mu} + \varepsilon_i \quad (3.5)$$

推定式(3.5)において、 $TRIP_OState_i$ は個人*i*が州外への旅行に行くか行かないかを示すダミー変数である。これまでの推定とは異なり、個人*i*が旅行に行かなかった場合に加えて、個人*i*が旅行に行った場合であっても、その旅行先が UPR と同じ州であればダミー変数は 0 となるような変数を被説明変数として使用する。

<表 3-5A をここに挿入>

表 3-5A は、説明変数は表 3-2A で示した結果と同じものを使用して推定しつつ、被説明変数については州外を主な目的地とする旅行行動の有無を示すダミー変数に変更したものである。まず、単純な旅行行動について確認する。MPCE（対数値）と旅行行動の関係は、単純な旅行行動においては支出が 1%上昇すると 5.5%旅行に行く可能性が大きくなる。イスラーム教徒は 0.9 パーセンテージポイント、キリスト教徒は 2.1 パーセンテージポイント、シク教徒は 3.7 パーセンテージポイント、仏教徒は 2.0 パーセンテージポイント、ゾロアスター教徒は 6.8 パーセンテージポイント、それぞれヒンドゥー教徒と比較すると、旅行に行く傾向が小さくなる。ジャイナ教徒は 6.6 パーセンテージポイント、有意に旅行に行く傾向が大きくなる。次に、宗教・巡礼目的の旅行について確認する。MPCE（対数値）と旅行行動の関係は、支出が 1%増加すると 0.4%旅行に行く可能性が小さくなる。この点においては、旅行先を限定しなかった場合と同様に、支出と宗教・巡礼目的の旅行行動の関係は負になっているということが分かる。宗教的属性を見ると、イスラーム教徒とキリスト教徒は、ヒンドゥー教徒と比較して旅行に行かない傾向にあり、ジャイナ教徒は行く傾向になる結果となっている。

目的地を州外とした旅行は、州内を目的地とする旅行も含めた場合と比較して、一般的にはコストがかかるものだと考えられる。ソーシャル目的の旅行行動において、表 3-2A の結果とは違い、MPCE（対数値）との関係が正に転じているのは、そのためかもしれない。

<表 3-5B をここに挿入>

宗教的属性と MPCE（対数値）の交差項を入れて推定を行った結果が表 3-5B である。これは、同じく表 3-2B に対応した推定である。まず、支出と旅行行動の関係を見ていくことにしよう。単純な旅行行動においては、支出が 1%上昇すると、州外に旅行に行く可能性は 6.0%上昇する。一方で宗教・巡礼目的の旅行については、支出と旅行行動の関係は非有意であるものの、係数は正である。これは、表 3-5A におけるソーシャル目的の州外旅行と同様、州外への泊りがけ旅行ともなれば、コストがかかるからだと考えられる。

MPCE（対数値）と宗教ダミーの交差項を確認しよう。単純な旅行行動においては、ヒンドゥー教徒と比較して、イスラーム教徒の支出が1%上昇すると2.2%旅行をする可能性が減少する。同様に、キリスト教徒は1.5%、シク教徒は1.9%、仏教徒は3.1%、それぞれMPCE（対数値）の上昇によって旅行をする可能性が減少する。ジャイナ教徒のみ、MPCE（対数値）の上昇によって8.9%旅行をする可能性が増加する。宗教・巡礼目的の旅行においては、ヒンドゥー教徒と比較して、支出が1%上昇すると、イスラーム教徒は0.2%、キリスト教徒が0.1%、シク教徒が0.8%、それぞれ有意に旅行をする可能性が減少する。

これら交差項の係数の正負は、概ね表3-2Bと変わらないものとなった。つまり、州外を主な目的地とする旅行は、目的地を限定しない旅行と比較すると高コストではあるのだが、ヒンドゥー教徒の支出と比較した場合、非ヒンドゥー教徒の支出の上昇と旅行行動の関係は、大きく変化することはないということが分かった。

この推定においても、頑健性の確認のため、ロジットモデルによる推定を行う。推定にあたっては、推定式(3.5)式と被説明変数以外は同様の式を使用する。なお、計算速度の高速化のため、州・県ダミーの代わりに州ダミーを使用した。

<表3-6A、表3-6Bをここに挿入>

表3-6Aと表3-6Bは、それぞれ表3-5Aと表3-5Bと同様の変数を利用して推定をした結果である。係数の符号は、OLSによる推定と概ね整合的なものになっている。

まず、表3-6Aの支出と旅行行動の関係について確認する。単純な旅行行動においては、支出が1%上昇すると、旅行に行く可能性が2.18倍上昇する。一方で、宗教・巡礼目的の旅行においては、支出と旅行行動の関係は非有意である。

宗教的属性と旅行行動の関係は、単純な旅行行動においては、ヒンドゥー教徒と比較するとイスラーム教徒、キリスト教徒、シク教徒、ゾロアスター教徒が1%有意に負であり、ジャイナ教徒が正である。宗教・巡礼目的の旅行においては、ヒンドゥー教徒と比較すると、イスラーム教徒とキリスト教徒は負であり、ジャイナ教徒と仏教徒は正である。

次に、表3-6Bの支出と宗教的属性の交差項について確認する。単純な旅行行動においては、ヒンドゥー教徒と比較すると、キリスト教徒は支出が1%上昇すると、州外へ

の旅行を行う可能性が 1.16 倍有意に上昇し、反対にシク教徒は 0.73 倍、仏教徒は 0.70 倍となって、MPCE（対数値）が上昇すると州外への旅行を行う可能性が有意に減少する結果になった。また、宗教・巡礼目的の旅行においては、ヒンドゥー教徒と比較すると、シク教徒は州外への旅行を行う可能性が 2,336.14 倍だが、一方で MPCE（対数値）の上昇によって旅行を行う可能性は 0.38 倍となり、減少を示す。

最後に、多項ロジットモデルによる推定を行う。推定にあたっては、推定式(3.4)式と被説明変数以外は同様の式を使用する。

<表 3-7A、表 3-7B をここに挿入>

表 3-7A と表 3-7B は、多項ロジットによる州外への旅行行動の分析である。被説明変数の分類は、表 3-4A や表 3-4B と同様のもので、それぞれ「州外への旅行をしていない」グループとの比較結果となっている。

支出と旅行行動の関係を見ると、MPCE（対数値）は、州外への旅行をしていないグループと比較して、いずれのグループも高い傾向がある。本稿では結果を示していないが、二乗項を入れた場合は、係数上は逆 U 字状になるが、非有意となる。宗教的属性と旅行行動の関係は、概ね表 3-6A や表 3-6B の結果と整合的なものになっている。

以上のように、本節では、支出や宗教的属性と旅行行動との関係を、OLS、二項ロジットモデル、多項ロジットモデルにより推定し、そのうえで旅行先の違いによる変化を見てきた。次節では、本節で得られた結果を整理し、内容について考察する。

第 5 節 結論

本稿での発見は以下の 4 点である。1. OLS では、他の目的の旅行とは異なり、宗教・巡礼目的の旅行と支出との関係は負である。2. 多項ロジットモデルによる推定では、支出が上昇すると旅行に行く可能性も増加するが、他の目的の旅行と比較すると増加の程度が小さい。つまり、所得が上昇しても、巡礼旅行が選択される可能性はそれほど大きくなる。3. 宗教・巡礼目的の旅行は、宗教間の違いが有意に存在する。4. 目的地の UPR との位置関係は、結果に違いをもたらす。

これらは、宗教行動における世俗化を否定できない結果である。本稿ではこれ以上の検証に至っていないが、この結果からは、2 つの可能性が示唆される。一つは、一

一般的な旅行が上級財であるのに対して、宗教・巡礼目的の旅行は下級財である可能性である。所得の代理変数としての支出が高くなるほど宗教・巡礼目的の旅行に行かなくなるのであれば、これは機会費用の上昇によるものかもしれない。もう一つは、部分的に世俗化仮説が支持されるような結果ではないかということである。経済発展に伴って、レジャー・ホリデー目的の旅行への需要が高まって、相対的に宗教・巡礼目的の旅行への需要が減少している可能性がある。

ただし、宗教・巡礼目的の旅行が本当に下級財であるのかどうかや、世俗化仮説との関係性の議論は慎重に行う必要があり、さらに研究を精緻化する必要がある。

加えて、旅行日数の情報、移動コストや旅行先での出費などのデータは本稿では一切分析に使用していない。これらの情報を活用した旅行需要関数の推定は、今後の課題としたい。

結論

本節では、序章から第3章までを総括し、本稿全体の結論を述べる。本稿では、宗教と経済行動の関係に焦点を当てるために、「説明変数としての宗教」と「被説明変数としての宗教」をそれぞれ検証した。

序章「インドにおける宗教と宗教の経済学」では、インドにおける宗教のあり方を、憲法や相続法の条文から整理したうえで、大学や研究所による大規模調査の結果をもとに、宗教に関する人々の行動について検証した。また、「宗教の経済学」のこれまでの研究、特に「世俗化仮説」の先行研究について整理した。調査レポートでは、インド人の多くは宗教を重要だと考えており、神を信じているが、その一方で礼拝への参加は減少していることや、インド人の友人関係や婚姻関係は同じ宗教グループ内で完結していることが多いことが明らかになっていた。

第1章「インド女性の健康状態とヒンドゥー教徒相続（改正）法：全国家族健康調査（National Family Health Survey）を利用して」では、生活と宗教が依然として密接な関係にあるインド社会において、宗教的な規範の変化は、女性の健康状態にどのような影響を及ぼしたのかを検証した。Triple-Differenceによる分析では、改正州の土地所有世帯に居住しているヒンドゥー教徒の世帯主の娘について、低体重と喘息症状については減少が見られ、栄養状態が改善しているのではないかと推測される結果となった。つまり、相続法の改正というある種の宗教的な規範の変化は、女性の健康状態に対しては正の影響を与えていた。

第2章「インドにおける宗教間賃金格差の計量経済分析：全国標本調査（National Sample Survey）と定期労働力調査（Periodic Labour Force Survey）を利用して」では、宗教的な属性の違いは、教育投資行動への違いを通して賃金にどのような影響を及ぼすかを検証した。Heckmanの2段階推定によってサンプルセレクションバイアスを修正したBlinder-Oaxaca分解によると、イスラーム教徒はヒンドゥー教徒より一貫して賃金が低く、この格差は非属性格差（差別）よりも教育レベルの違いが生み出しているものが大きいという結果が得られた。SCsやSTsとイスラーム教徒を比較すると、イスラーム教徒が当初は有意に賃金が高かったが、近年では有意に賃金が低く、これも教育レベルの違いで説明できるという結果になった。一方で、教育レベルや労働市場での経験年数による非属性格差（差別）がどの程度賃金格差に影響を及ぼしているかどうかは、先行研究によって異なっていたが、本稿では年次ごとにばらつきが大きい

く、全体的に見れば非有意であることを発見した。つまり、理由を明らかにすることはできていないものの、イスラーム教徒はヒन्दゥー教徒に比べて教育投資行動をしておらず、その結果賃金が低くなっていた。

第3章「インドにおける巡礼と宗教に関する計量経済分析：国内旅行支出調査（Domestic Tourism Expenditure Survey）を利用して」では、インドにおける所得水準の向上は、宗教行動の相対的重要性にどのような影響を及ぼすかを検証した。OLSでは、旅行目的を宗教活動・巡礼に限定した場合、支出が高いほど旅行に行かない傾向があるという結果になった。多項ロジスティック分析では、旅行に行かないグループと比較すると、支出が上昇すると宗教・巡礼目的の旅行に行く可能性が上昇するという結果になったが、上昇の程度は他の目的の旅行と比較すると小さいという結果になった。これは、「世俗化仮説」を否定できない結果である。つまり、所得水準の向上は、宗教行動の相対的重要性を低下させる可能性がある。

以上のように、インド社会においては、宗教と経済行動は密接に関係しており双方向の作用があることが分かった。インド社会では、依然として宗教が重要だと考えられており、人間関係も宗教の影響を大いに受けている。相続法のような、人々の生活と密接に関わる規範も宗教ごとに違っている。そして実際に、教育投資行動や賃金について宗教間には無視できない格差があった。その一方で、経済発展や所得水準の向上に伴い、宗教行動が変化していた。相続法が改正され、より世俗的な規範になると女性の健康状態が改善されており、ジェンダー格差の解消に繋がることが示唆された。このように、インドの経済発展や社会経済問題を考える上では、宗教と経済行動の関係を考慮に入れなければならないことを改めて強調したい。

参考文献

<日本語文献>

- 浅野宣之 (2009).「公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在—その他後進階級にかかわるタートル判決をもとに」、近藤則夫 編『インド民主主義体制のゆくえ：挑戦と変容』、123-154 頁、日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- 伊藤弘子 (2005). 「インド共和国家族法関係法制度及び身分登録制度に関する研究報告書」、『民事月報』60(2)、109-192 頁。
- 伊藤弘子 (2016). 「国際私法における南アジアのムスリム家族法適用上の問題」、アジア法学会 編、孝忠延夫・高見澤磨・堀井聡江 編集代表『現代のイスラーム法』、103-146 頁、成文堂。
- 香川雅春 (2017). 「世界における子どもの栄養と成長・発達」、『日本健康学会誌』、83(6)、198-207 頁。
- 鎌田裕美 (2006). 「交通アクセスを考慮した観光地の魅力度評価」、『交通学研究』、49、149-158 頁。
- 木曾順子 (2007). 「インドの雇用と労働に関する研究動向—経済自由化を軸として」、『アジア経済』、48(9)、33-50 頁。
- 裘春暉・橋本介三 (2003). 「奄美大島の観光評価に関する経済評価分析」、Discussion Papers In Economics And Business, Discussion Paper 03-06, 大阪大学。
- 黒崎卓 (2020). 「新興市場経済としてのインド—2016 年廃貨政策を題材に一」、『比較経済研究』、57(1)、41-51 頁。
- 孝忠延夫 (1992). 『インド憲法』、関西大学出版部。
- 近藤則夫 (2009). 「インドにおけるムスリムと他のコミュニティの社会的格差について：近年の研究動向と政策」、平島成望・小田尚也編『包括的成長へのアプローチ—インドの挑戦—』、アジア経済研究所。
- 佐々木宏 (2011). 『インドにおける教育の不平等』、明石書店。
- 佐藤隆広 (2020). 「インド自動車産業における就業者とその特徴」、『経済経営研究 (年報)』、69、17-70 頁。
- 澤田康幸 (2003). 「教育開発の経済学—現状と展望」、大塚啓二郎・黒崎卓 編『教育と経済発展：途上国における貧困削減に向けて』、13-48 頁、東洋経済新報社。
- 杉山圭以子 (2016). 「インド新ビジネス環境時代と「ヒンドゥー法」の現在」、『惠泉

- 女学園大学紀要』、28、27-54 頁。
- 住家正芳 (2017). 「宗教経済学における合理性：合理性の理論的位置づけについての試論」『宗教研究』91(2)、125-151 頁。
- 世界銀行 (2012). 『世界開発報告 2012：ジェンダーの平等と開発』、一灯社。
- 田中裕人 (2000). 「トラベルコスト法による農村のレクリエーション機能の評価—京都府美山町を事例として—」、『農業経済研究』、71(4)、211-218 頁。
- 寺西重郎 (2014). 『経済行動と宗教—日本経済システムの誕生』、勁草書房。
- 中田大悟 (2018). 「近年における宗教経済学の新展開：ショートサーベイ」、『季刊創価経済論集』、47、67-77 頁。
- 中谷哲弥 (1996). 「インドにおける『観光』の現状について」、『奈良県立商科大学研究季報』、7(1)、1-9 頁。
- 中谷哲弥 (2010). 「新興国における中間層の拡大と観光—インドにおける国内観光の動向を中心として—」、『地域創造学研究：奈良県立大学研究季報』、20(3)、127-155 頁。
- 中谷哲弥 (2014). 「インドにおける中間層と観光の現状：観光行動に関する質問紙調査より」、『地域創造学研究：奈良県立大学研究季報』、25(1)、1-36 頁。
- 中根千枝 (1970). 『家族の構造：社会人類学的分析』、東京大学出版。
- 中溝和弥 (2015). 「経済成長と宗教ナショナリズム—2014 年総選挙から見たインド社会」、『アジア研究』、61(4)、3-21 頁。
- 柳澤悠・押川文子・杉本大三 (2014). 「インド農村の今—ビハール・パンジャブ・タミルナードゥの現地調査の事例から—」、『南アジア研究』、26、214-220 頁。
- 森地茂・轟朝幸 (2001). 「海外観光旅行需要の国内地域格差構造と将来動向」、『運輸政策研究』、4(1)、8-18 頁、運輸総合研究所。
- 山崎利男 (1991). 「インド家族法の原理とその変化—1948 年ヒンドゥー法典案をめぐって—」、川井健・利谷信義・三木妙子・久貴忠彦・野田愛子・泉久雄 編『講座現代家族法：島津一郎教授古稀記念 第 1 巻 総論』、237-256 頁、日本評論社。
- 山本明日香 (2021). 「ヒンドゥー教徒相続（改正）法とインド女性の教育—「全国家族健康調査」を利用して—」、『南アジア研究』、31、47-85 頁。
- スターク、ロドニー、穂田信子 訳、松本宣郎 解説 (2014). 『キリスト教とローマ帝国：小さなメシア運動が帝国に広がった理由』、信教出版社。

- ディートン, アンガス、松本裕 訳 (2014). 『大脱出：健康、お金、格差の起源』、みすず書房。
- チャンディラマニ, ニリマ、伊藤弘子 訳、小川富之 監修 (2006). 「インド家族法(上)」、『戸籍時報』、598、16–28 頁。
- ノース, ダグラス・C.、瀧澤弘和・中林真幸 監訳、水野孝之・川嶋稔哉・高槻泰郎・結城武延 訳 (2016). 『ダグラス・ノース 制度原論』、東洋経済新報社。
- バナジー, アビジット・V.・エスター・デュフロ、山形 浩生 訳 (2012). 『貧乏人の経済学：もういちど貧困問題を根っこから考える』、みすず書房。
- バロー, ロバート・J.・レイチェル・M・マックリアリー、田中健彦 訳、大垣昌夫 解説 (2021). 『宗教の経済学：信仰は経済を発展させるのか』、慶応大学出版会。
- ラウ, マーティン、堀井聡江 訳 (2016). 「パキスタンおよびインドにおける司法積極主義とムスリム家族法改革の比較分析」、アジア法学会 編、孝忠延夫・高見澤磨・堀井聡江 編集代表『現代のイスラーム法』、82–102 頁、成文堂。

<英語文献>

- Agarwal, B. (1994). *A Field of One's Own: Gender and Land Rights in South Asia*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Ahsan, R. N., & A. Chatterjee. (2017). Trade liberalization and intergenerational occupational mobility in urban India. *Journal of International Economics*, 109, 138–152.
- Alam, M. S., & S. Raju. (2007). Contextualising Inter-, Intra-Religious and Gendered Literacy and Educational Disparities in Rural Bihar. *Economic and Political Weekly*, 42(18), 1613–1622.
- Anderson, S., & Genicot, G. (2015). Suicide and property rights in India. *Journal of Development Economics*, 114, 64–78.
- Azam, M. (2012). Changes in Wage Structure in Urban India, 1983–2004: A Quantile Regression Decomposition. *World Development*, 40(6), 1135–1150
- Baken, R., & Bhagavatula, S. (2010). Some Reflections on Tourism and Tourism Policy in India. *IIM Bangalore Research Paper*, 320.
- Bakshi, A. (2008). Social Inequality in Land Ownership in India: A Study with Particular Reference to West Bengal. *Social Scientist*, 36(9-10), 95–116.

- Balakumar, S., & S. Chattopadhyay. (2020). Skilled-unskilled wage gap without discrimination – the case of India. *Applied Economics Letters*, DOI: 10.1080/13504851.2020.1851644.
- Banerjee, B., & J. B. Knight. (1985). Caste Discrimination in the Indian Urban Labour Market. *Journal of Development Economics*, 17(1), 277–307.
- Bardhan, R., V. Varghese, & A. Jana. (2015). Analyzing Regional Travel Patterns in India: Disaggregated Analysis of Social, Health and Pilgrimage Trips. *Journal of the Eastern Asia Society for Transportation Studies*, 11, 362–378.
- Barro, R. J., & R. M. McCleary. (2003). Religion and Economic Growth across Countries. *American Sociological Review* 68 (5), 760–81.
- Barro, R. J., & R. M. McCleary. (2005). Which Countries Have State Religions? *Quarterly Journal of Economics* 120 (4), 1331–70.
- Barro, R. J., & R. M. McCleary. (2006). Religion and Economy. *Journal of Economic Perspectives*, 20(2), 49–72.
- Barro, R. J., & R. M. McCleary. (2019). *The Wealth of Religions: The Political Economy of Believing and Belonging*. Princeton University Press.
- Basten, C., & F. Betz. (2013). Beyond Work Ethic: Religion, Individual, and Political Preferences. *American Economic Journal: Economic Policy* 5 (3), 67–91.
- Becker, S. O., & L. Woessmann. (2009). Was Weber Wrong? A Human Capital Theory of Protestant Economic History. *Quarterly Journal of Economics* 124 (2), 531–96.
- Becker, S. O., & L. Woessmann. (2013). Not the Opium of the People: Income and Secularization in a Panel of Prussian Countries. *American Economic Review* 103 (3), 539–44.
- Becker, S. O., F. Cinnirella, & L. Woessmann. (2010). The Trade-Off between Fertility and Education: Evidence from Before the Demographic Transition. *Journal of Economic Growth* 15 (3), 177–204.
- Berman, E. (2000). Sect, Subsidy, and Sacrifice: An Economists View of Ultra-Orthodox Jews. *Quarterly Journal of Economics* 115 (3), 905–953.
- Bhalotra, S., C. Valente & A. van Soest. (2010). Religion and Childhood Death in India. In A. Shariff & R. Basant (Eds.), *Handbook of Muslims in India*. New Delhi: Oxford University Press.
- Bhaumik, S. K., & Chakrabarty, M. (2009). Is education the panacea for economic deprivation

- of Muslims? Evidence from wage earners in India, 1987–2005. *Journal of Asian Economics*, 20, 137–149.
- Bhaumik, S. K., & Chakrabarty, M. (2010). Earnings Inequality in India: Has the Rise of Caste and Religion Based Politics in India had an Impact. In A. Shariff & R. Basant (Eds.), *Handbook of Muslims in India*. New Delhi: Oxford University Press.
- Bird, K. (2007). The Intergenerational Transmission of Poverty: An Overview, *Chronic Poverty Research Centre Working Paper 99*. Manchester: Chronic Poverty Centre.
- Black, R. E., C. G. Victora, S. P. Walker, Z. A. Bhutta, P. Christian, M. de Onis, M. Ezzati, S. G.-McGregor, J. Katz, R. Martorell, & R. Uauy. (2013). Maternal and child undernutrition and overweight in low-income and middle-income countries. *The Lancet*, 382, 427–451.
- Blinder, A.S. (1973). Wage discrimination: Reduced form and structural estimates. *Journal of Human Resources*, 8, 436–455.
- Borooah, V. K. (2005). Caste, inequality and poverty in India. *Review of Development Economics*, 9(3), 399–414.
- Borooah, V. K., & Iyer, S. (2005). Vidya, Veda and Varna: The influence of religion and caste on education in rural India. *Journal of Development Studies*, 41(8), 1369–1404.
- Borooah, V. K., Dubey, A., & Iyer, S. (2007). The effectiveness of job reservation: Religion and economic status in India. *Development and Change*, 38(3), 423–445.
- Bose, N., & Das, S. (2017). Women’s Inheritance Rights, Household Allocation, and Gender Bias. *American Economic Review: Papers and Proceedings*, 107(5), 150–153.
- Bose, N., & Das, S. (2021). Intergenerational effects of improving women’s property rights: evidence from India, *Oxford Development Studies*, DOI: 10.1080/13600818.2021.1899154
- Buser, T. (2015). The Effect of Income on Religiousness. *American Economic Journal: Applied Economics*, 7(3), 178–95.
- Card, D. (1999). The causal effect of education on earnings. In O. Ashenfelter & D. Card (ed.), *Handbook of Labor Economics*, 1st ed., 3, 1801–1863, Elsevier.
- Chakrabarti, S., & A. D. Tatavarthy. (2019). The geography of medical travel in India: Differences across states, and the urban-rural divide. *Applied Geography* 107, 12–25.
- Chaudhary, L., & J. Rubin. (2011). Reading, Writing, and Religion: Institutions and Human Capital Formation. *Journal of Comparative Economics* 39 (1), 17–33.

- Chen, D. L. (2010). Club Goods and Group Identity: Evidence from Islamic Resurgence during the Indonesian Financial Crisis. *Journal of Political Economy* 118 (2), 300–354.
- Chen, D. L., & D. M. Hungerman. (2014). Economics, Religion, and Culture: A Brief Introduction. *Journal of Economic Behavior and Organization* 104(1-3), 1–6.
- Coffey, D., A. Deaton, J. Drèze, D. Spears, & A. Tarozzi, (2013). Stunting among Children: Facts and Implications. *Economic and Political Weekly*, 48(18), 68–70.
- Coffey, D., Khera, R., & Spears, D. (2014). *Women's status and children's height in India: Evidence from joint rural households*, Princeton University, Working Paper.
- Das, P. (2012). Wage Inequality in India: Decomposition by Sector, Gender and Activity Status. *Economic and Political Weekly*, 47(50), 58–64.
- Deaton, A. (2007). Height, Health, and Development. *Proceedings of the National Academy of Sciences*, 104(33), 13232–237.
- Deaton, A. (2008). Height, Health, and Inequality: The Distribution of Adult Heights in India. *American Economic Review: Paper and Proceedings*, 98(2), 468–474.
- Deaton, A., & J. Drèze. (2009). Food and Nutrition in India: Facts and Interpretations. *Economic and Political Weekly*, 44(7), 42–65.
- Deininger, K., A. Goyal, & H. Nagarajan. (2013). Women's Inheritance Rights and Intergenerational Transmission of Resources in India. *Journal of Human Resources*, 48(1), 114–41.
- Deininger, K., S. Jin, H. K. Nagarajan, & F. Xia. (2019). Inheritance Law Reform, Empowerment, and Human Capital Accumulation: Second-Generation Effects from India. *The Journal of Development Studies*, 55(12), 2549–2571.
- Deolalikar, A. B. (2010). How do Indian Muslims Fare on Social Indicators? In A. Shariff & R. Basant (Eds.), *Handbook of Muslims in India*. New Delhi: Oxford University Press.
- Deshpande, A., D. Goel, & S. Khanna. (2018). Bad Karma or Discrimination? Male–Female Wage Gaps Among Salaried Workers in India. *World Development*, 102, 331–344.
- Detels, R., M. Gulliford, Q. A. Karim, & C. C. Tan. (2015). *Oxford Textbook of Global Public Health: Sixth Edition*, Oxford University Press.
- Dsouza, A., S. Singh, & R. Ranjan. (2015). Does socio-religious identity lead to structural disadvantage? Evidence from the Indian labour market. *The Indian Journal of Labour*

- Economics*, 58, 545–561.
- Duraisamy, M., & P. Duraisamy. (2016). Gender wage gap across the wage distribution in different segments of the Indian labour market, 1983–2012: exploring the glass ceiling or sticky floor phenomenon. *Applied Economics*, 48(43), 4098–4111.
- Dutta, P. V. (2005). Accounting for Wage Inequality in India, *Indian Journal of Labour Economics*, 48(2), 273–95.
- Dutta, P. V. (2006). Returns to education: New evidence for India, 1983–1999. *Education Economics*, 14(4), 431–451.
- Finke, R. (2013). Origins and Consequences of Religious Freedoms: A Global Overview. *Sociology of Religion* 74 (3), 297–313.
- Gillespie, S. (2013). Myths and Realities of Child Nutrition. *Economic and Political Weekly*, 48(34), 64–67.
- Greif, A. (2006). *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*. New York: Cambridge University Press.
- Guiso, L., P. Sapienza, & L. Zingales. (2003). People s Opium? Religion and Economic Attitudes. *Journal of Monetary Economics* 50 (1), 225–82.
- Humphrey, J. (2009). Child Undernutrition, Tropical Enteropathy, Toilets, and Handwashing. *The Lancet*, 374, 1032–35.
- Hungerford, T., & G. Solon. (1987). Sheepskin Effects in the Returns to Education. *The Review of Economics and Statistics*, 69(1), 175–177.
- Hungerman, D. M. (2014a). Do Religious Proscriptions Matter? Evidence from a Theory-Based Test. *Journal of Human Resources* 49 (4), 1053–93.
- Hungerman, D. M. (2014b). The Effect of Education on Religion: Evidence from Compulsory Schooling Laws. *Journal of Economic Behavior and Organization* 104, 52–63.
- Iannaccone, L. R. (1992). Sacrifice and Stigma: Reducing Free-Riding in Cults, Communes, and other Collectives. *Journal of Political Economy* 100 (2), 271–291.
- Iannaccone, L. R. (1998). Introduction to the Economics of Religion. *Journal of Economic Literature* 36 (3), 1465–1495.
- Ito, T. (2009). Caste discrimination and transaction costs in the labor market: Evidence from rural North India. *Journal of Development Economics*, 88(2), 292–300.

- Iyer, S., & A. Shrivastava. (2018). Religious riots and electoral politics in India, *Journal of Development Economics*, 131(C), 104–122.
- Iyer, S. (2016). The New Economics of Religion. *Journal of Economic Literature*, 54 (2), 395–441.
- Iyer, S. (2018). *The Economics of Religion in India*. Cambridge, England: Harvard University Press.
- Iyer, S., C. Velu, & A. Mumit. (2014). Communication and Marketing of Services By Religious Organizations in India. *Journal of Business Research* 67 (2), 59–67.
- Iyer, S., C. Velu, & M. Weeks. (2014). Divine Competition: Religious Organisations and Service Provision in India. *University of Cambridge Working Paper in Economics* 1409.
- Jana, A., Ohmori, N., & Harata, N. (2012). *Choice Based on Accessibility & Social Determinants—A Case of Elderly Health Care Decision and Health Trips in India*. In 13th International Conference on ‘Mobility and Transport for Elderly and Disabled Persons’ TRANSED.
- Jann, B. (2008). The Blinder–Oaxaca Decomposition for Linear Regression Models. *The Stata Journal: Promoting communications on statistics and Stata*, 8(4), 453–479.
- Jha, S. (2013). Trade, Institutions, and Ethnic Tolerance: Evidence from South Asia. *American Political Science Review* 107 (4), 806–832.
- Jones, T. E., Yang, Y., & Yamamoto, K. (2017). Assessing the recreational value of world heritage site inscription: A longitudinal travel cost analysis of Mount Fuji climbers. *Tourism Management*, 60(C), 67–78.
- Kadoya, Y., & M. S. R. Khan. (2016). Can concern for the long-term care of older parents explain son preference at birth in India?, *Journal of Women & Aging*, DOI: 10.1080/08952841.2015.1138048
- Kadoya, Y., & M. S. R. Khan. (2017): Gender differences in the long-term care of older parents: evidence from India, *Journal of Family Studies*, DOI: 10.1080/13229400.2017.1279561
- Kapur, D., C. B. Prasad, L. Pritchett, & D. S. Babu. (2010). Rethinking Inequality: Dalits in Uttar Pradesh in the Market Reform Era. *Economic and Political Weekly*, 45(35), 39–49.
- Keuschnigg, M., & J. Schikora. (2014). The Dark Side of Leadership: An Experiment on Religious Heterogeneity and Cooperation in India. *Journal of Socio-Economics* 48, 19–26.

- Kijima, Y. (2006a). Why did wage inequality increase? Evidence from urban India 1983–99. *Journal of Development Economics*, 81(1), 97–117.
- Kijima, Y. (2006b). Caste and tribe inequality: Evidence from India, 1983–1999. *Economic Development and Cultural Change*, 54(2), 369–404.
- Kijima, Y., & Lanjouw, P. (2005). Economic diversification and poverty in rural India. *The Indian journal of labour economics*, 48, 349–374.
- Kingdon, G. G. (1998). Does the labour market explain lower female schooling in India? *The Journal of Development Studies*, 35(1), 39–65.
- Kozyrskyj, A. L., Kendall G. E., Jacoby P., Sly P. D., & Zubrick S. R. (2010). Association between socioeconomic status and the development of asthma: analyses of income trajectories. *American Journal of Public Health*, 100(3), 540–546.
- Lee, J.-W., & Wieb, D. (2017). Wage Structure and Gender Earnings Differentials in China and India. *World Development*, 97, 313–329.
- Liang, Y., & Z. Dong. (2019). Has education led to secularization? Based on the study of compulsory education law in China. *China Economic Review* 54, 324–336.
- Madheswaran, S., & Attewell, P. (2007). Caste discrimination in the Indian urban labour market: Evidence from the national sample survey. *Economic and Political Weekly*, 42(41), 4146–4153.
- Makino, M. (2019). Dowry in the absence of the legal protection of women’s inheritance rights. *Review of Economics of the Household*, 17, 287–321.
- Matias, Á., P. Nijkamp, & M. Sarmiento. (eds.)., (2011). *Tourism economics: impact analysis*. Heidelberg: Physica-Verlag.
- McBride, M. (2007). Club Mormon: Free-Riders, Monitoring, and Exclusion in the LDS Church. *Rationality and Society* 19 (4), 395–424.
- McBride, M. (2008). Religious Pluralism and Religious Participation: A Game Theoretic Analysis. *American Journal of Sociology* 114 (1), 77–106.
- McBride, M. (2010). Religious Market Competition in a Richer World. *Economica* 77 (305), 148–71.
- McBride, M. (2015). Why Churches Need Free-Riders: Religious Capital Formation and Religious Group Survival. *Journal of Behavioral and Experimental Economics* 58, 77–87.

- McCleary R. M., & R. J. Barro. (2006). Religion and Political Economy in an International Panel. *Journal for the Scientific Study of Religion*, 45 (2), 149–175.
- Meinzen-Dick, R., A. Quisumbing, C. Doss, & S. Theis. (2019). Women's land rights as a pathway to poverty reduction: Framework and review of available evidence. *Agricultural Systems*, 172, 72–82.
- Mitra, A., & F. Ray. (2014). Implications of an Economic Theory of Conflict: Hindu-Muslim Violence in India. *Journal of Political Economy*, 122(4), 719–765.
- Montgomery, J. D. (1996). Contemplations on the Economic Approach to Religious Behavior. *American Economic Review*, 86 (2), 443–47.
- Mukherjee, D., & R. Majumder. (2011). Occupational Pattern, Wage Rates and Earning Disparities in India: A Decomposition Analysis. *Indian Economic Review* 46(1), 131–152.
- Munjal, P. (2013). Measuring the Economic Impact of the Tourism Industry in India Using the Tourism Satellite Account and Input—Output Analysis. *Tourism Economics*, 19(6), 1345–1359.
- Nakajo, A. (2017). Development of Tourism and the Tourist Industry in India: A Case Study of Uttarakhand. *Journal of Urban and Regional Studies on Contemporary India*, 3(2), 1–12.
- Neuman, S., & R. L. Oaxaca. (2004). Wage Decompositions with Selectivity-Corrected Wage Equations: A Methodological Note. *The Journal of Economic Inequality*. 2, 3–10.
- Neumark, D. (1988). Employers' Discriminatory Behavior and the Estimation of Wage Discrimination. *The Journal of Human Resources*, 23(3), 279–295.
- North, C. M., & C. R. Gwin. (2004). Religious Freedom and the Unintended Consequences of State Religion. *Southern Economic Journal* 71 (1), 103–17.
- Oaxaca, R. L., & M. Ransom. (1988). Searching for the effect of unionism on the wages of union and nonunion workers, *Journal of Labor Research*, 9, 139–148.
- Oaxaca, R. L., & M. Ransom. (1994). On discrimination and the decomposition of wage differentials. *Journal of Econometrics*, 61(1), 5–21.
- Oaxaca, R. L. (1973). Male–female wage differentials in urban labor markets. *International Economic Review* 14, 693–709.
- Olson, D. V. A. (2011). Toward Better Measures of Supply and Demand for Testing Theories of Religious Participation. In *The Oxford Handbook of the Economics of Religion*, edited by

- R. M. McCleary, 135–50. Oxford and New York: Oxford University Press.
- Panagariya, A. (2013). Does India Really Suffer from Worse Child Malnutrition Than Sub-Saharan Africa? *Economic and Political Weekly*, 48(18), 98–111.
- Pieters, J. (2011). Education and Household Inequality Change: A Decomposition Analysis for India. *The Journal of Development Studies*, 47(12), 1909–1924.
- Preez, M. D., & D. E. Lee. (2016). The economic value of the Trans Baviaans mountain biking event in the Baviaanskloof Mega-Reserve, Eastern Cape, South Africa: A travel cost analysis using count data models. *Journal of Outdoor Recreation and Tourism*, 15, 47–54.
- Rinschede, G. (1992). Forms of religious tourism. *Annals of Tourism Research*, 19(1), 51–67.
- Rosenblum, D. (2015). Unintended Consequences of Women's Inheritance Rights on Female Mortality in India. *Economic Development and Cultural Change*, 63(2), 223–248.
- Roy, S. (2015). Empowering Women? Inheritance Rights, Female Education and Dowry Payments in India. *Journal of Development Economics*, 114, 233–51.
- Rubin, J. (2014). Printing and Protestants: An Empirical Test of the Role of Printing in the Reformation. *Review of Economics and Statistics* 96 (2), 270–86.
- Schumacher, E. F. (1991). Buddhist economics. *Parabola*, 16(1), 63–69.
- Sengupta, A., & P. Das. (2014). Gender Wage Discrimination across Social and Religious Groups in India: Estimates with Unit Level Data. *Economic and Political Weekly*, 49(21), 71–76.
- Shinde, K. A. (2010). Entrepreneurship and Indigenous Entrepreneurs in Religious Tourism in India. *International Journal of Tourism Research*, 12, 523–535.
- Shinde, K. A. (2018). Governance and Management of Religious Tourism in India. *International Journal of Religious Tourism and Pilgrimage*, 6(1), 58–71.
- Srivastava, R. (2019). Emerging Dynamics of Labour Market Inequality in India: Migration, Informality, Segmentation and Social Discrimination. *The Indian Journal of Labour Economics*, 62, 147–171.
- Stark, R., & R. Finke. (2000). *Acts of Faith: Explaining the Human Side of Religion*. Berkeley and Los Angeles: University of California.
- Stark, R., L. R. Iannaccone, & R. Finke. (1996). Religion, Science, and Rationality. *American Economic Review* 86 (2), 433–37.

- Tarrozi, A. (2008). Growth Reference Charts and the Status of Indian Children. *Economics and Human Biology*, 6(3), 455–68.
- Vatta, K., & T. Sato (2012). Indian Labour Markets and Returns to Education, 1983 to 2009-10. *Discussion Paper Series DP2012-33*, Research Institute for Economics & Business Administration, Kobe University.
- Victora, C. G., L. Adair, C. Fall, C. Hallal, R. Martorell, L. Richter, & H. S. Sachdev. (2008). Maternal and child undernutrition: consequences for adult health and human capital. *The Lancet*, 371, 340–357.
- Weber, M. ([1905]1992). *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism*. Translated by Talcott Parsons. London: Routledge.

<web サイト>

浅野宣之 (2007). 「インド・留保制度のいま」

<<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2007/11/part3.html>> (2021年9月1日閲覧)

総務省 (2008). 「国際標準職業分類 (ISCO) 2008年改定版 (仮訳)」

<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/> (2021年9月1日閲覧)

Government of India. (2006a). *Social, economic and education status of the Muslim community of India*. Report submitted by the Prime Minister's High Level Committee, New Delhi. <https://minorityaffairs.gov.in/sites/default/files/sachar_comm.pdf> (2021年10月15日閲覧)

Government of India. (2006b). *THE CONSTITUTION (NINETY-THIRD AMENDMENT) ACT, 2005*. <<https://legislative.gov.in/constitution-ninety-third-amendment-act-2005>> (2021年9月1日閲覧)

Government of India. (2007). *The Central Educational Institutions (Reservation in Admission) Act, 2006*. <<https://legislative.gov.in/sites/@default/files/A2007-5.pdf>> (2021年9月1日閲覧)

Government of India. (2015). *RGI releases Census 2011 data on Population by Religious Communities*. <<https://pib.gov.in/newsite/printrelease.aspx?relid=126326>> (2021年11月

22 日閱覽)

Government of India. (2019a). *The Constitution (One Hundred and Third Amendment) Act, 2019*. <https://www.india.gov.in/sites/upload_files/mpi/files/consti.103amend.pdf> (2021 年 9 月 1 日閱覽)

Government of India. (2019b). *Reservation for Economically Weaker Sections (EWSs) in direct recruitment in civil posts and services in the Government of India*. <<https://dopt.gov.in/sites/default/files/ewsf28ft.PDF>> (2021 年 9 月 1 日閱覽)

Government of India. (2020). *Population, total: India* <<https://www.india.gov.in/my-government/constitution-india>> (2021 年 9 月 27 日閱覽)

Government of India. (n.d.). *Office of the Registrar General & Census Commissioner, Ministry of Home Affairs, Government of India*. <<https://censusindia.gov.in/>> (2021 年 11 月 22 日閱覽)

ILO. (2018). *India Wage Report: Wage policies for decent work and inclusive growth*. <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---sro-new_delhi/documents/publication/wcms_638305.pdf> (2021 年 9 月 1 日閱覽)

Indian Academy of Pediatrics. (n.d.). *Paediatrician friendly IAP Growth Charts for 0-18 years*. <<https://iapindia.org/iap-growth-charts/>> (2020 年 9 月 30 日閱覽)

Laws of India. (n.d.). *The Hindu Succession (Maharashtra Amendment) Act, 1994*. <<http://www.lawsofindia.org/pdf/maharashtra/1994/1994MH40.pdf>> (2019 年 12 月 20 日閱覽)

Ministry of Agriculture & Farmers' Welfare. (2019a). *Press Information Bureau Government of India Ministry of Agriculture & Farmers Welfare: Categorisation of Farmers*. <<https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=188051>> (2019 年 12 月 20 日閱覽)

Ministry of Agriculture & Farmers' Welfare. (2019b). *Agricultural Statistics at a Glance 2018*. <<https://eands.dacnet.nic.in/PDF/Agricultural%20Statistics%20at%20a%20Glance%202018.pdf>> (2019 年 12 月 20 日閱覽)

Ministry of Home Affairs. (2015). *RGI releases Census 2011 data on Population by Religious Communities*. Press Information Bureau Government of India Ministry of Home Affairs. <<https://pib.gov.in/newsite/printrelease.aspx?relid=126326>> (2021 年 9 月 1 日閱覽)

Ministry of Human Resource Development Department of School Education and Literacy

- Statistics Division. (2018). *Educational Statistics At A Glance*. <https://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics-new/ESAG-2018.pdf> (2019年12月20日閲覧)
- Ministry of Labour & Employment. (n.d.). *CONCORDANCE TABLE N.C.O., 2004 to N.C.O., 1968* <<https://labour.gov.in/sites/default/files/Concordancetable.pdf>> (2021年9月1日閲覧)
- Ministry of Tourism. (2019). *India Tourism Statistics at a Glance 2019*. <<http://tourism.gov.in/sites/default/files/Other/India%20Tourism%20Statistics%20at%20a%20Glance%202019.pdf>> (2020年8月31日閲覧)
- MOSPI. (n.d.a). *National Industrial Classification* <<http://mospi.nic.in/classification/national-industrial-classification>> (2021年9月1日閲覧)
- National Commission for Women. (n.d.). *THE HINDU SUCCESSION ACT, 1956*. <<http://ncwapps.nic.in/acts/TheHinduSuccessionAct1956.pdf>> (2019年12月20日閲覧)
- National Portal of India. (n. d.). *Constitution of India (Full Text)* <<https://www.india.gov.in/my-government/constitution-india/constitution-india-full-text>> (2019年7月30日閲覧)
- NCAER. (2003). *Domestic Tourism Study*, <<https://tourism.gov.in/sites/default/files/2020-04/01%20dtsurvey.pdf>> (2020年10月24日閲覧)
- Pew Research Center's Forum on Religion and Public Life. (2012). *The Global Religious Landscape Study* <<https://www.pewforum.org/2012/12/18/global-religious-landscape-exec/>> (2021年11月22日閲覧)
- SIGA Team. (2012). *Diverse Beliefs: Tourism of Faith Religious tourism gains ground*. Strategic Initiatives & Government Advisory (SIGA) Team. New Delhi: Yes Bank-FICCI. <<http://ficci.in/spdocument/20207/diverse-beliefs-tourism-of-faith.pdf>> (2021年9月1日閲覧)
- The Hindu. (2016). *India's religions by numbers* <<https://www.thehindu.com/news/national/religious-communities-census-2011-what-the-numbers-say/article7582284.ece>> (2021年9月1日閲覧)
- WHO. (n.d.). *Moderate and severe thinness, underweight, overweight and obesity*.

<<https://apps.who.int/nutrition/landscape/help.aspx?menu=0&helpid=392&lang=EN>> (2019年12月10日閲覧)

World Bank. (2021). *INDIA* <<https://data.worldbank.org/country/IN>> (2021年9月1日閲覧)

<データ>

International Institute for Population Sciences (IIPS). (1995). *National Family Health Survey (MCH and Family Planning), 1992-93: India*. Bombay: IIPS.

International Institute for Population Sciences (IIPS) and ORC Macro. (2000). *National Family Health Survey (NFHS-2), 1998-99: India*. Mumbai: IIPS.

International Institute for Population Sciences (IIPS) and Macro International. (2007). *National Family Health Survey (NFHS-3), 2005-06: India*. Mumbai: IIPS.

International Institute for Population Sciences (IIPS) and ICF. (2017). *National Family Health Survey (NFHS-4), 2015-16: India*. Mumbai: IIPS

NSSO. (2016). *Key Indicators of Domestic Tourism in India*, SDRD NSSO Kolkata.

MOSPI (n.d.b). *Employment and Unemployment: National Data Archive An online microdata library* <<http://microdata.gov.in/nada43/index.php/catalog/EUE/about>>

MOSPI (2019). *Periodic Labour Force Survey (PLFS): National Data Archive An online microdata library* <<http://microdata.gov.in/nada43/index.php/catalog/146>>

MOSPI (2020). *Unit Level Data of Periodic Labour Force Survey (PLFS), July 2018-June 2019* <<http://mospi.nic.in/unit-level-data-periodic-labour-force-survey-plfs-july-2018-june-2019>>

Pew Research Center (2021). *Religion in India: Tolerance and Segregation* <<https://www.pewforum.org/2021/06/29/religion-in-india-tolerance-and-segregation/>> (2021年9月27日閲覧)

World Values Survey (1990). *Wave 2 (1990-1994) India: 1990*. <<https://www.worldvaluessurvey.org/WVSDocumentationWV6.jsp>>. Madrid: JD Systems Institute. (2021年9月27日閲覧)

World Values Survey (2012). *Wave 6 (2010-2014) India:2012*. <<https://www.worldvaluessurvey.org/WVSDocumentationWV2.jsp>>. Madrid: JD Systems

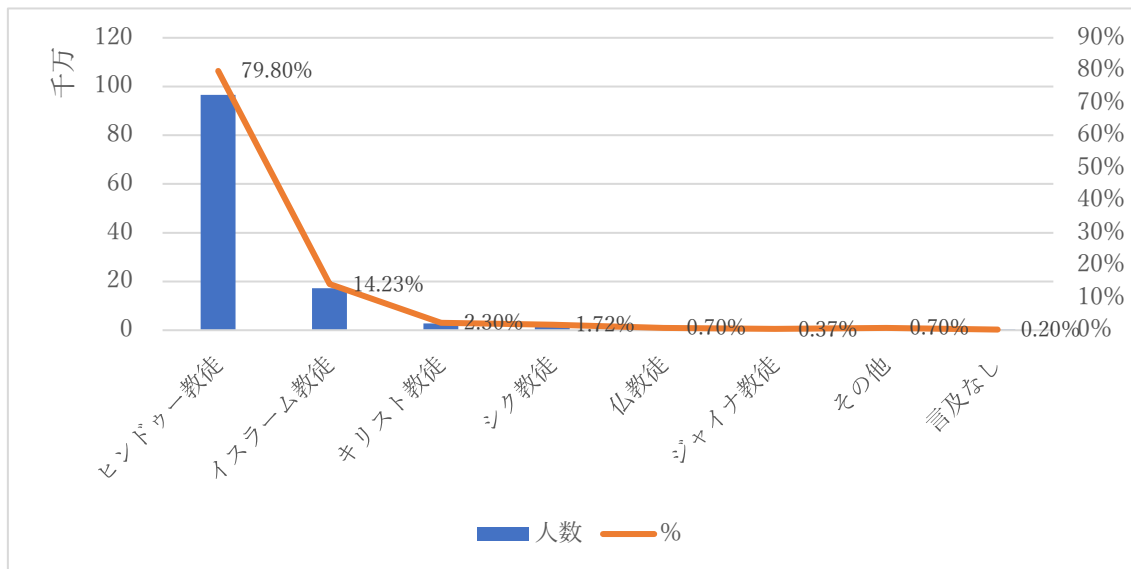
Institute. (2021 年 9 月 27 日閲覧)

図表

<序章>

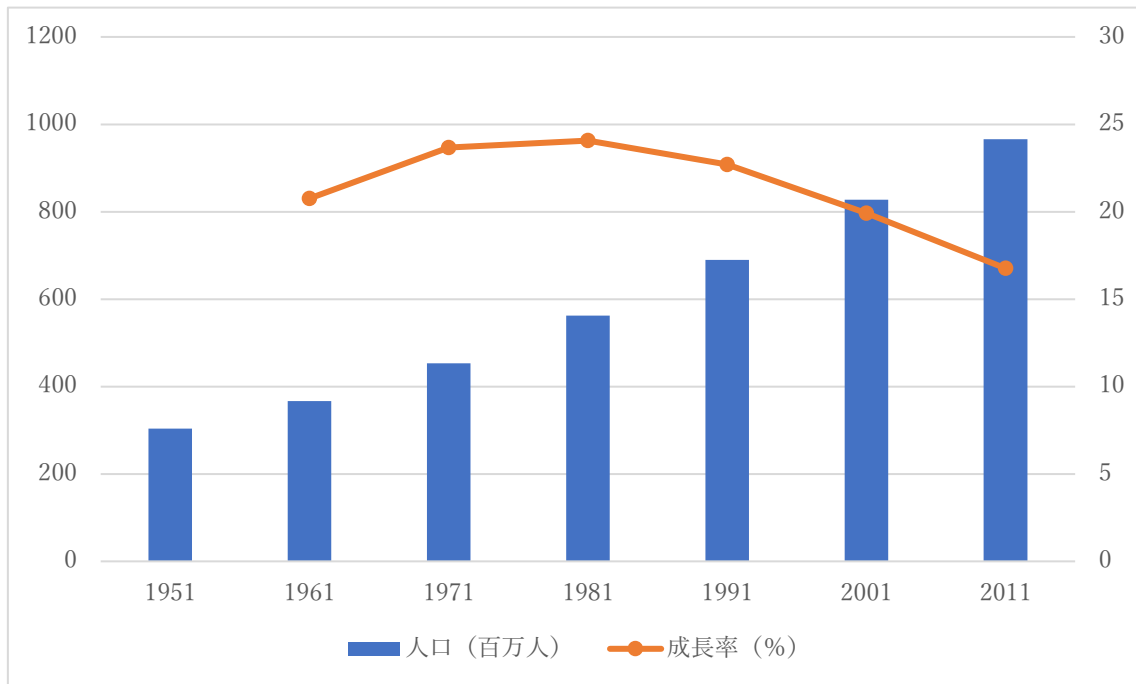
<序章：図>

【図 0-1：インドの宗教別人口割合（2011年センサス）】



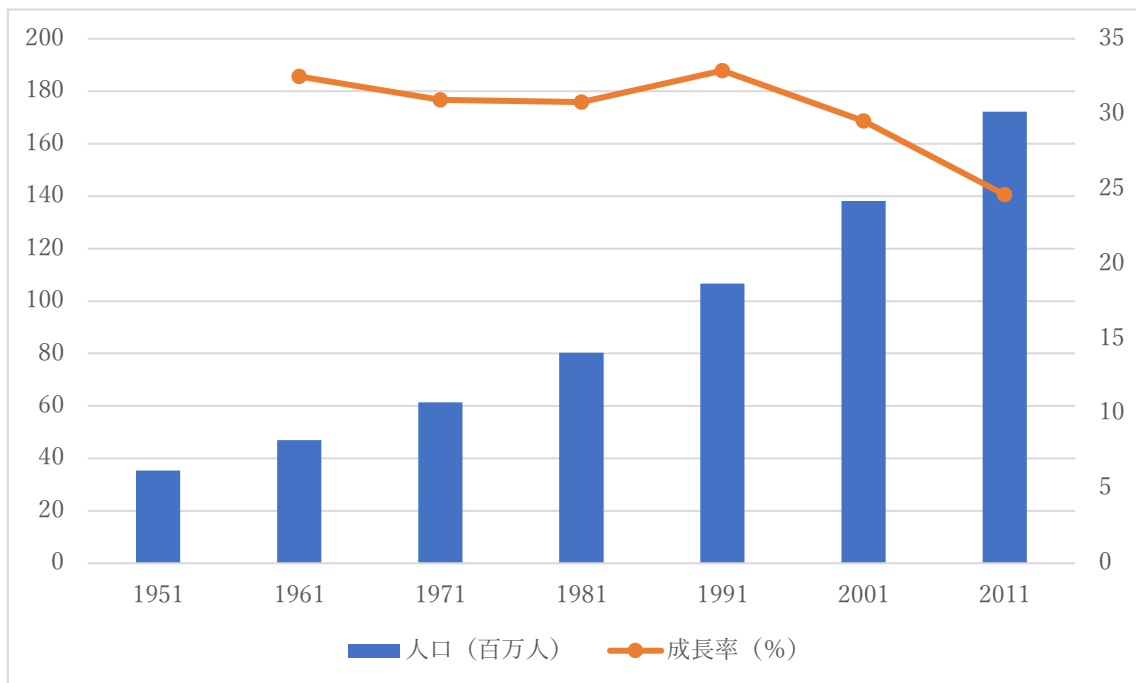
出所：Government of India (2015)

【図 0-2 : ヒンドゥー教徒の人口推移と人口成長率（1951-2011、センサス）】



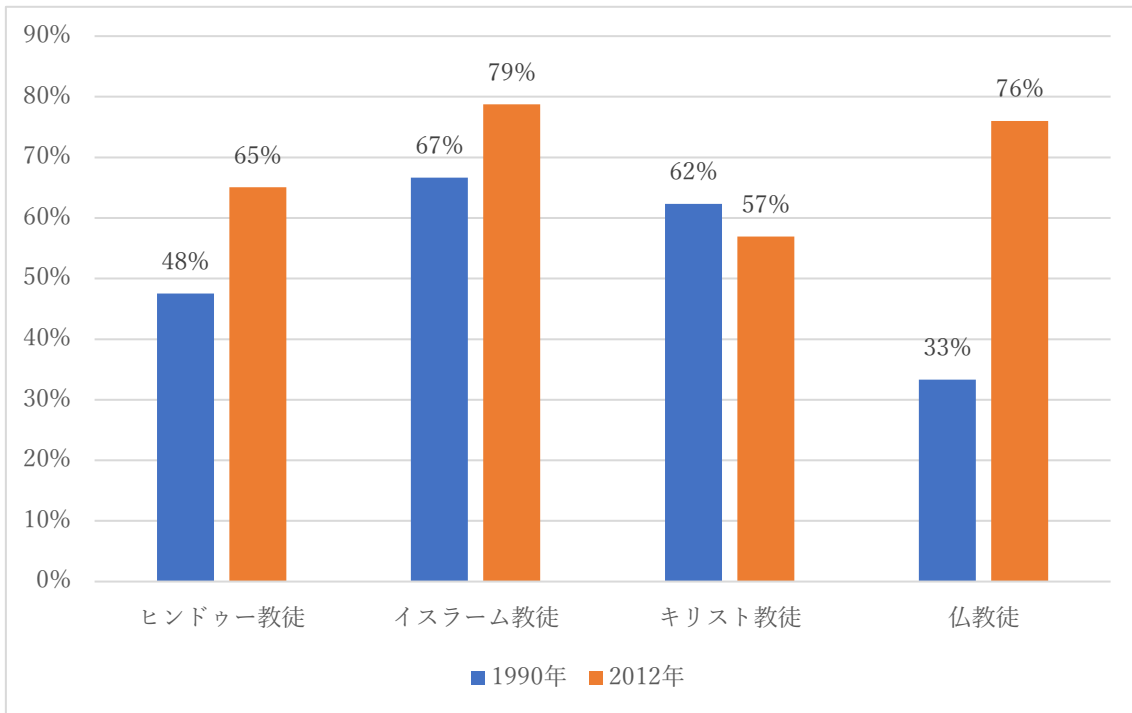
出所 : Government of India (n.d.), The Hindu (2016)

【図 0-3 : イスラーム教徒の人口推移と人口成長率（1951-2011、センサス）】



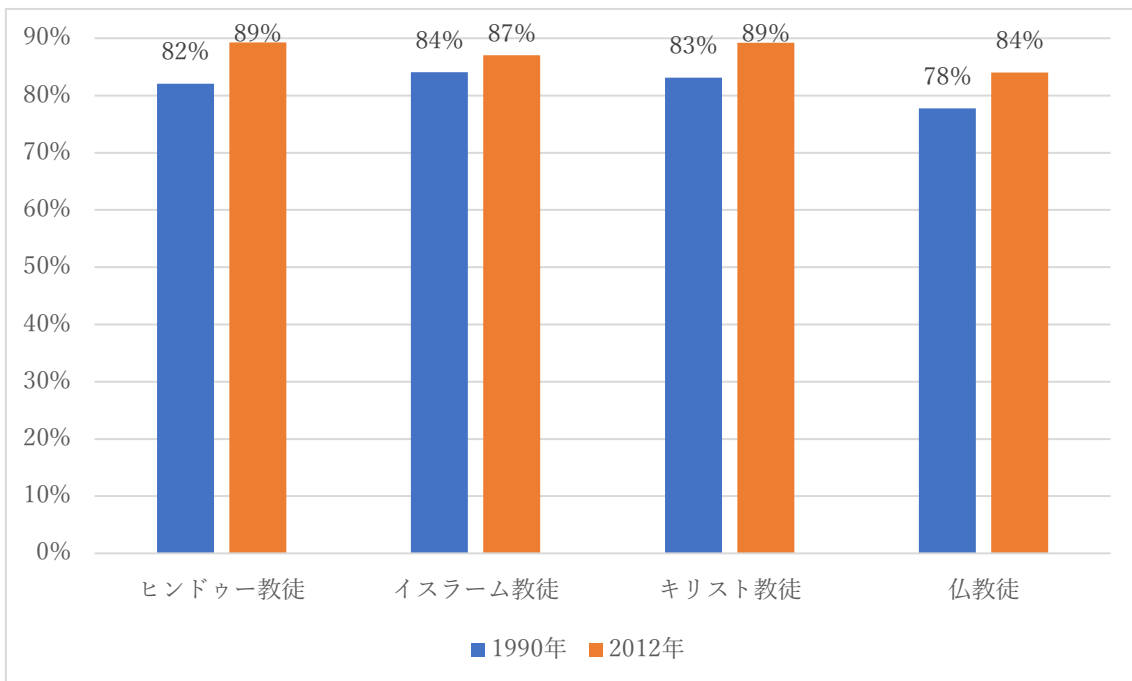
出所 : Government of India (n.d.), The Hindu (2016)

【図 0-4 : 宗教はとても重要であると考える人の割合】



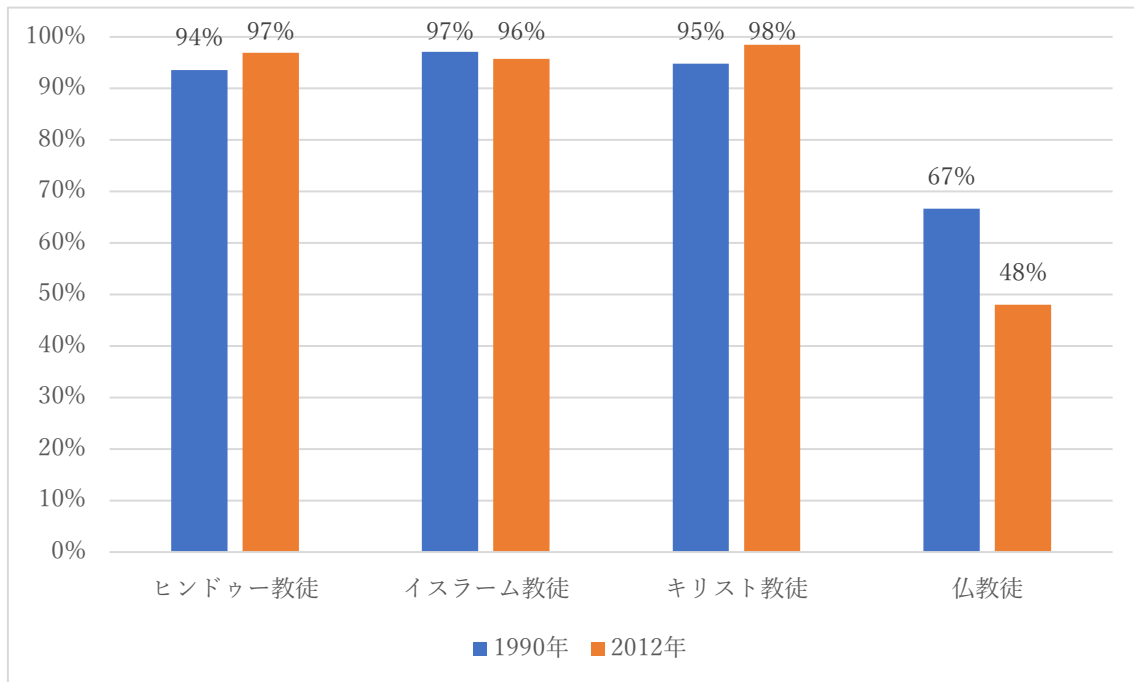
出所 : World Values Survey (1990, 2012)

【図 0-5 : 自身を宗教的であると考える人の割合】



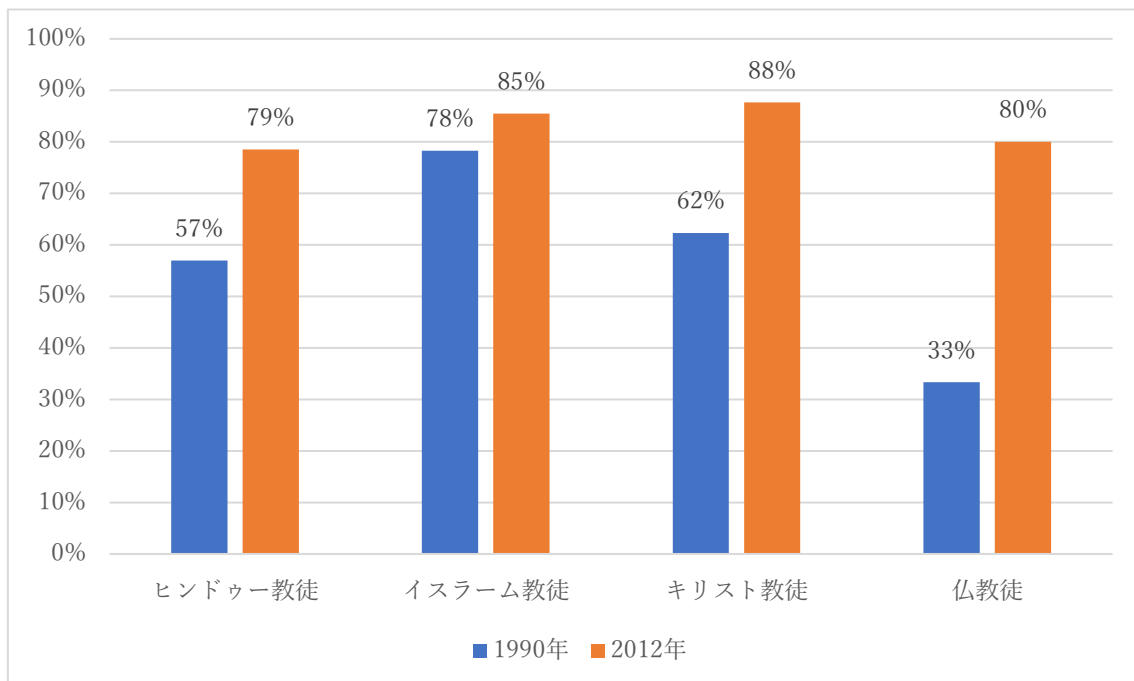
出所 : World Values Survey (1990, 2012)

【図 0-6：神を信じる人の割合】



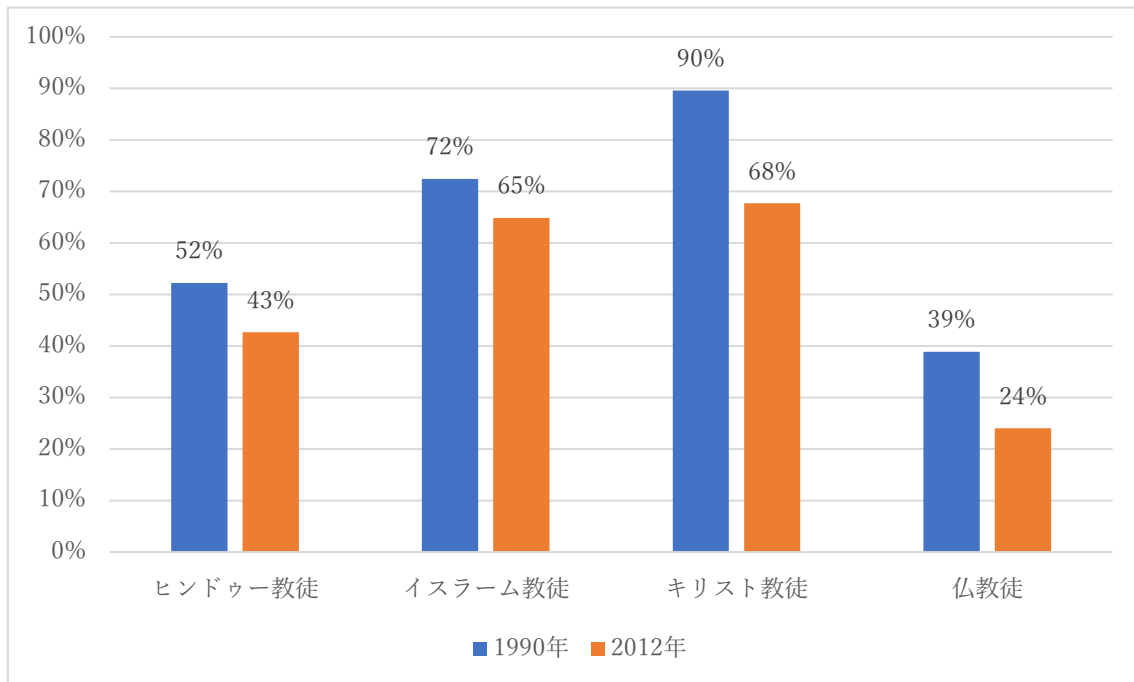
出所：World Values Survey (1990, 2012)

【図 0-7：教会（宗教組織）に大きな信頼を寄せている人の割合】



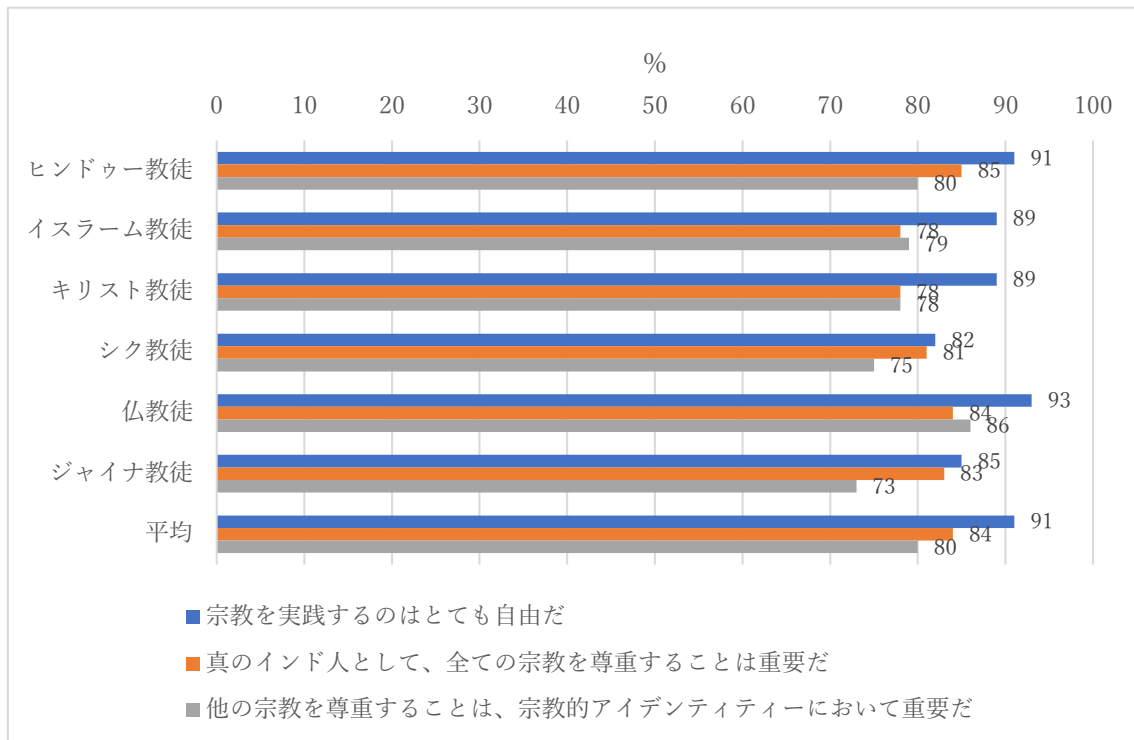
出所：World Values Survey (1990, 2012)

【図 0-8：週一回以上礼拝に参加している人の割合（冠婚葬祭を除く）】



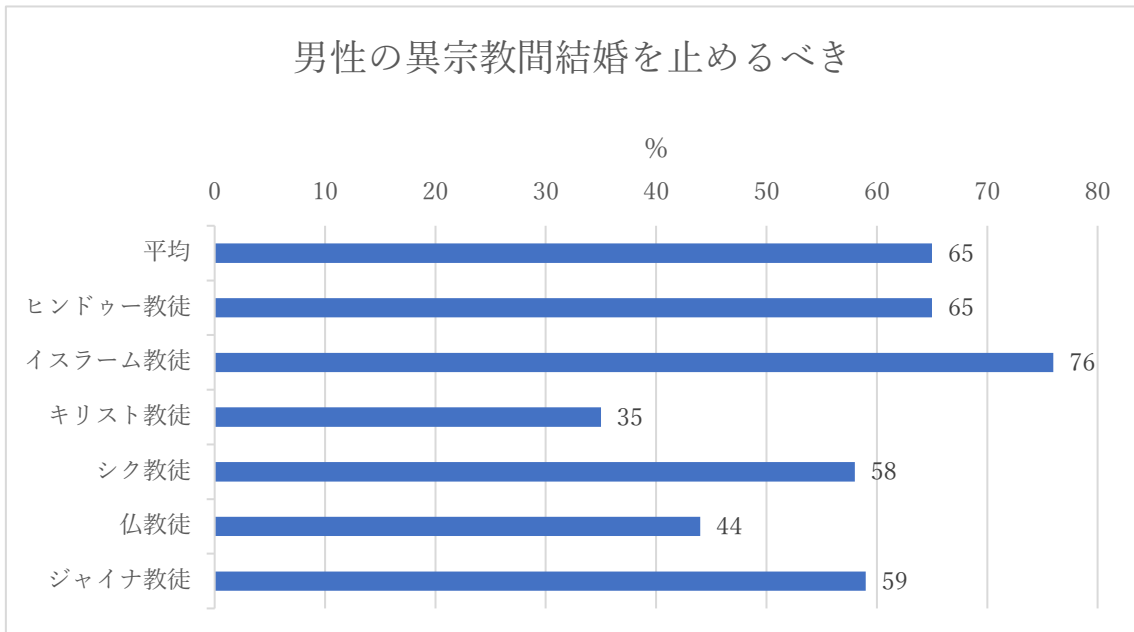
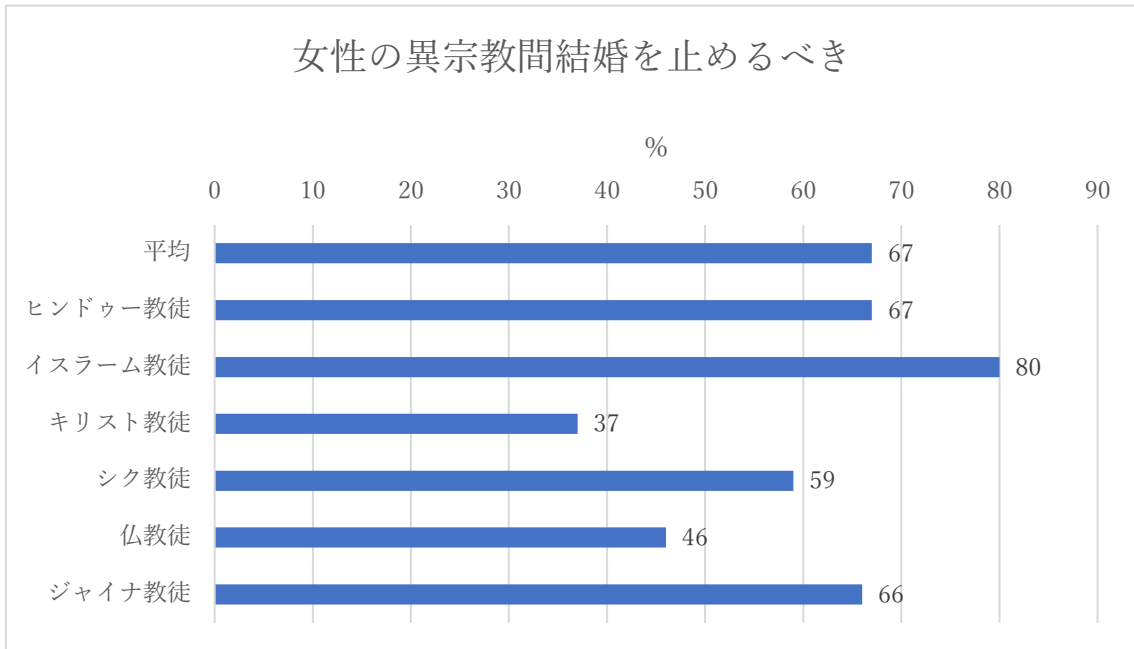
出所：World Values Survey (1990, 2012)

【図 0-9：宗教的寛容さを重要と思う人の割合】



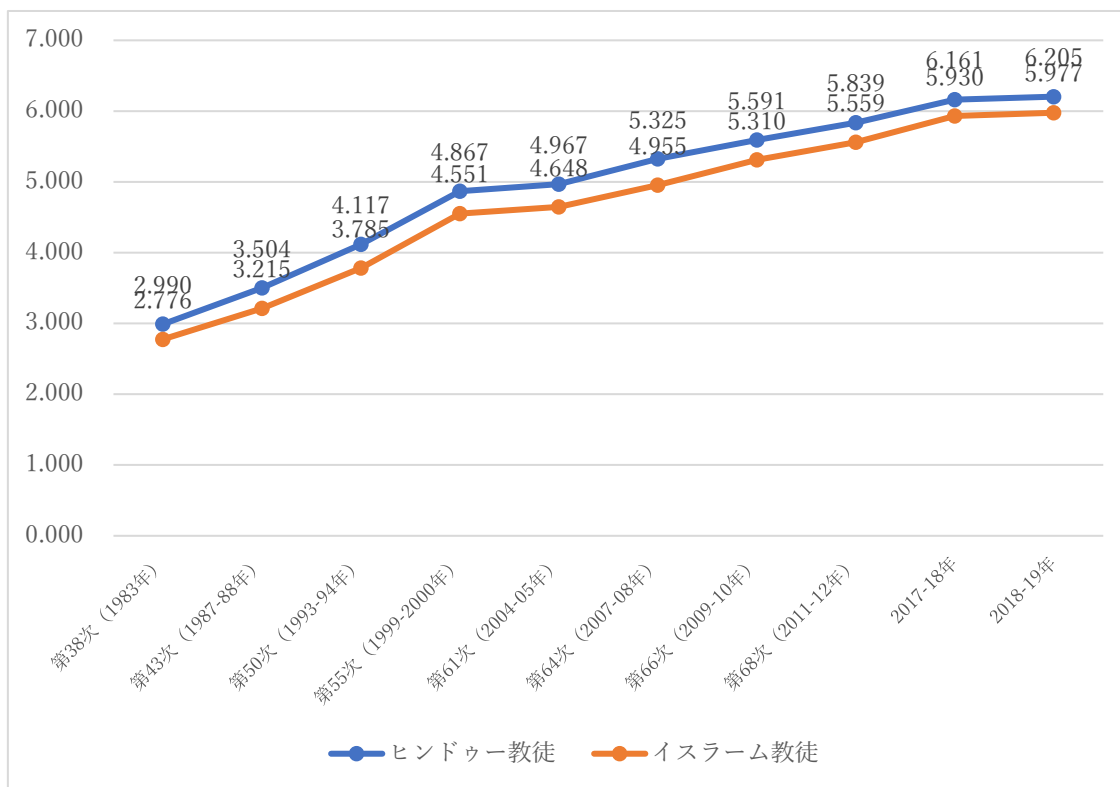
出所：Pew Research Center (2021)

【図 0-10：異宗教間結婚を止めるべきだと思う人の割合】



出所：Pew Research Center (2021)

【図 0-11：平均対数賃金（都市・男性常用労働者）】



<序章：表>

【表 0-1：世帯の中の宗教活動】

	自宅に祭壇や神棚、宗教的シンボルを置いて礼拝する	宗教指導者を招いて自宅で宗教儀式を行ったことがある	ホーリーバジル（トゥルシー）が自宅にある
平均	81	78	61
ヒンドゥー教徒	85	78	72
イスラーム教徒	61	82	10
キリスト教徒	64	82	15
シク教徒	67	69	20
仏教徒	76	71	29
ジャイナ教徒	87	79	62
男性	81	80	61
女性	81	77	62
18-34歳	81	77	60
35歳以上	81	80	62
大卒未満	81	78	60
大卒以上	83	81	72
北部	81	79	56
中部	86	86	70
東部	77	88	71
西部	88	73	66
南部	76	64	43
北東部	67	74	58
宗教は非常に重要である	82	82	63
宗教はそれほど重要ではない	73	61	52

出所：Pew Research Center (2021)

【表 0-2 : 巡礼をしたことがある人の割合】

平均	56
ヒンドゥー教徒	58
イスラーム教徒	37
キリスト教徒	48
シク教徒	62
仏教徒	54
ジャイナ教徒	55
男性	57
女性	54
18-34歳	49
35歳以上	61
大卒未満	56
大卒以上	58
北部	61
中部	65
東部	52
西部	55
南部	53
北東部	16
日常的に祈る	60
頻繁には祈らない	48

出所 : Pew Research Center (2021)

【表 0-3 : 寄付をしている人の割合】

	礼拝所	その他の慈善活動
平均	89	79
ヒンドゥー教徒	90	74
イスラーム教徒	89	72
キリスト教徒	89	71
シク教徒	89	78
仏教徒	75	83
ジャイナ教徒	91	80
男性	90	76
女性	89	76
18-34歳	87	79
35歳以上	91	77
大卒未満	89	81
大卒以上	90	80
宗教は非常に重要である	91	80
宗教はそれほど重要ではない	79	68
月に一度は礼拝所を訪れる	91	81
それほど頻繁は礼拝所を訪れない	85	71

出所 : Pew Research Center (2021)

【表 0-4：特定の宗教の人が多くの差別を受けていると感じている割合】

	対象の宗教						
	ヒン ドゥー教 徒	イスラ ム教徒	キリス ト 教徒	シク 教徒	仏教徒	ジャイ ナ 教徒	
回答者の属性	平均	20	18	10	7	7	7
	ヒンドゥー教徒	21	17	10	7	7	7
	イスラーム教徒	16	24	8	6	6	6
	キリスト教徒	14	16	18	6	6	5
	シク教徒	17	21	16	14	12	11
	仏教徒	21	20	11	10	18	8
	ジャイナ教徒	21	18	13	8	3	12
	男性	21	19	10	7	8	7
	女性	20	17	10	7	7	7
	18-34歳	20	18	10	7	7	7
	35歳以上	21	18	10	7	8	7
大卒未満	21	18	10	7	8	7	
大卒以上	19	18	10	6	6	6	

出所：Pew Research Center (2021)

【表 0-5,0-6：他の宗教グループと共通点が多いと思う人・大きく異なっていると思う人の割合】

		共通点が多い					
		ヒン ドゥー教 徒	イスラ ム教徒	キリス ト 教徒	シク 教徒	仏教徒	ジャイ ナ 教徒
対象の宗 教	ヒンドゥー教徒		29	27	52	32	66
	イスラーム教徒	23		22	36	8	19
	キリスト教徒	19	21		39	7	21
	シク教徒	20	15	9		7	20
	仏教徒	18	13	7	29		23
	ジャイナ教徒	19	12	7	29	7	

		大きく異なる					
		ヒン ドゥー教 徒	イスラ ム教徒	キリス ト 教徒	シク 教徒	仏教徒	ジャイ ナ 教徒
対象の宗 教	ヒンドゥー教徒		64	58	42	67	33
	イスラーム教徒	66		62	55	88	75
	キリスト教徒	59	54		49	87	74
	シク教徒	51	54	50		86	72
	仏教徒	50	52	49	52		68
	ジャイナ教徒	49	51	48	50	84	

【表 0-7：友人関係と宗教】

近しい友人関係の中に同じ宗教の人がどの程度いるか？

	全て	ほとんど	いくらか いる／少 ない／ほ とんどい ない／い ない
平均	45	40	13
ヒンドゥー教徒	47	39	13
イスラーム教徒	45	44	11
キリスト教徒	22	56	22
シク教徒	25	56	16
仏教徒	22	52	25
ジャイナ教徒	28	45	25
男性	42	44	13
女性	48	37	13
18-34歳	45	41	12
35歳以上	45	40	14
大卒未満	46	40	13
大卒以上	34	51	15
北部	40	48	10
中部	58	35	7
東部	81	37	11
西部	45	41	14
南部	29	45	25
北東部	52	39	7
都市	38	45	16
農村	49	38	12
宗教は非常に重要である	47	40	12
宗教はそれほど重要ではない	34	47	18

出所：Pew Research Center (2021)

< 第 1 章 >

< 第 1 章 : 表 >

【表 1-1 : ヒンドゥー教徒などに限定した NFHS の記述統計量】

	(1) 全ての州		(2) 非改正州		(3) 改正州		(4) (改正時)		(5)	(6)	(7)
	全年齢	≤10歳	11-15歳	16-20歳	≥21歳	全年齢	≤10歳	11-15歳	16-20歳	≥21歳	
年齢	26.46 (4.90)	26.29 (4.77)	27.02 (5.25)	25.46 (3.61)	28.42 (5.43)	30.71 (6.35)	31.91 (7.18)				
低身長	0.02 (0.29)	0.02 (0.15)	0.02 (0.13)	0.02 (0.13)	0.02 (0.15)	0.01 (0.11)	0.01 (0.12)				
低体重	0.09 (0.15)	0.09 (0.29)	0.11 (0.31)	0.10 (0.30)	0.13 (0.34)	0.11 (0.31)	0.12 (0.33)				
喘息	0.01 (0.11)	0.01 (0.10)	0.02 (0.14)	0.02 (0.14)	0.02 (0.13)	0.02 (0.12)	0.04 (0.19)				
父の年齢	57.58 (8.30)	57.34 (8.27)	58.39 (8.35)	56.61 (7.44)	60.15 (8.27)	62.39 (8.79)	63.90 (9.27)				
母の年齢	51.69 (7.55)	51.93 (7.49)	50.92 (7.68)	49.42 (6.83)	52.28 (7.67)	54.34 (8.30)	55.70 (8.85)				
父の教育年数	6.58 (5.19)	6.76 (5.26)	5.97 (4.91)	6.20 (4.93)	6.03 (4.94)	5.49 (4.79)	4.91 (4.70)				
母の教育年数	3.64 (4.55)	3.52 (4.58)	4.01 (4.42)	4.44 (4.52)	3.81 (4.41)	3.17 (4.00)	2.32 (3.48)				
土地所有	0.17 (0.38)	0.17 (0.38)	0.18 (0.38)	0.15 (0.36)	0.19 (0.39)	0.19 (0.39)	0.29 (0.45)				
世帯の子どもの数	0.46 (0.85)	0.47 (0.87)	0.42 (0.79)	0.37 (0.73)	0.43 (0.86)	0.50 (0.84)	0.66 (0.97)				
都市	0.38 (0.48)	0.37 (0.48)	0.41 (0.49)	0.40 (0.49)	0.47 (0.50)	0.45 (0.50)	0.38 (0.49)				
SC	0.20 (0.40)	0.19 (0.39)	0.24 (0.43)	0.26 (0.44)	0.23 (0.42)	0.20 (0.40)	0.14 (0.35)				
ST	0.10 (0.30)	0.12 (0.32)	0.06 (0.24)	0.07 (0.25)	0.06 (0.24)	0.06 (0.24)	0.05 (0.21)				
TV所有	0.59 (0.49)	0.57 (0.50)	0.68 (0.47)	0.74 (0.44)	0.62 (0.48)	0.56 (0.50)	0.46 (0.50)				
ラジオ所有	0.18 (0.38)	0.17 (0.37)	0.21 (0.41)	0.13 (0.34)	0.30 (0.46)	0.34 (0.47)	0.48 (0.50)				
時計所有	0.86 (0.35)	0.85 (0.35)	0.88 (0.33)	0.91 (0.29)	0.88 (0.33)	0.82 (0.38)	0.73 (0.44)				
オートバイ所有	0.34 (0.47)	0.34 (0.47)	0.34 (0.47)	0.39 (0.49)	0.28 (0.45)	0.23 (0.42)	0.18 (0.39)				
Observations	39,375	30,142	9,233	6,190	1,250	730	1,063				

注 : ()内は標準偏差。「(1)全ての州」の内訳は「(2)非改正州」と「(3)改正州」である。

「(3)非改正州」の内訳は(4)-(7)に示している。「ヒンドゥー教徒など」は、ヒンドゥー教徒相続法の対象であるヒンドゥー教徒・ジャイナ教徒・シク教徒・仏教徒の総称である。本表で示されるのは、調査時に 22 歳以上で、世帯主の実の娘に限られている。

【表 1-2：イスラーム教徒・キリスト教徒に限定した NFHS の記述統計量】

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	全ての州	非改正州	改正州	全年齢	≤10歳	11-15歳	16-20歳
年齢	26.84 (4.97)	26.83 (4.96)	26.87 (5.03)	25.77 (4.05)	28.05 (5.13)	31.20 (6.10)	30.95 (6.72)
低身長	0.02 (0.14)	0.02 (0.14)	0.01 (0.11)	0.01 (0.11)	0.02 (0.12)	0.02 (0.14)	0.00 (0.00)
低体重	0.06 (0.24)	0.06 (0.24)	0.07 (0.25)	0.06 (0.24)	0.10 (0.30)	0.07 (0.25)	0.08 (0.28)
喘息	0.02 (0.12)	0.02 (0.12)	0.02 (0.13)	0.02 (0.14)	0.01 (0.07)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)
父の年齢	59.20 (8.66)	59.21 (8.79)	59.14 (8.06)	57.97 (7.56)	60.61 (8.50)	63.83 (7.62)	63.08 (8.85)
母の年齢	52.98 (8.01)	53.26 (8.08)	51.67 (7.54)	50.66 (6.88)	52.60 (8.33)	56.09 (8.02)	55.28 (8.62)
父の教育年数	5.57 (4.78)	5.48 (4.81)	6.01 (4.62)	6.31 (4.63)	5.32 (4.45)	5.26 (4.77)	5.13 (4.44)
母の教育年数	3.49 (4.09)	3.23 (3.98)	4.73 (4.39)	5.27 (4.48)	3.66 (3.88)	3.01 (3.77)	3.09 (3.74)
土地所有	0.13 (0.34)	0.14 (0.35)	0.06 (0.24)	0.05 (0.23)	0.04 (0.20)	0.14 (0.34)	0.10 (0.30)
世帯の子どもの数	0.59 (0.97)	0.59 (0.96)	0.63 (1.01)	0.58 (0.97)	0.69 (1.07)	0.69 (1.06)	0.82 (1.16)
都市	0.48 (0.50)	0.46 (0.50)	0.58 (0.49)	0.55 (0.50)	0.63 (0.48)	0.70 (0.46)	0.63 (0.48)
SC	0.03 (0.16)	0.02 (0.13)	0.06 (0.25)	0.07 (0.25)	0.05 (0.21)	0.05 (0.22)	0.06 (0.24)
ST	0.43 (0.49)	0.51 (0.50)	0.01 (0.08)	0.01 (0.08)	0.00 (0.06)	0.02 (0.15)	0.00 (0.00)
TV所有	0.63 (0.48)	0.62 (0.49)	0.67 (0.47)	0.72 (0.45)	0.57 (0.50)	0.56 (0.50)	0.48 (0.50)
ラジオ所有	0.21 (0.41)	0.20 (0.40)	0.26 (0.44)	0.20 (0.40)	0.38 (0.49)	0.41 (0.49)	0.51 (0.50)
時計所有	0.89 (0.31)	0.88 (0.32)	0.91 (0.28)	0.92 (0.27)	0.92 (0.27)	0.91 (0.29)	0.83 (0.38)
オートバイ所有	0.30 (0.46)	0.29 (0.45)	0.35 (0.48)	0.41 (0.49)	0.27 (0.45)	0.22 (0.42)	0.13 (0.34)
Observations	12,717	10,516	2,201	1,585	276	140	200

注：()内は標準偏差。「(1)全ての州」の内訳は「(2)非改正州」と「(3)改正州」である。

「(3)非改正州」の内訳は(4)-(7)に示している。本表で示されるのは、調査時に 22 歳以上で、世帯主の実の娘に限られている。

【表 1-3：ヒンドゥー教徒などに限定したバランステスト】

	パネルA		パネルB		パネルC				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	非改正州	改正州	非改正州	改正州	非改正州	改正州	非改正州	改正州	非改正州
年齢	41.68 (0.34)	41.40 (0.34)	-0.27 [0.573]	33.77 (0.19)	34.81 (0.31)	1.04** [0.003]	41.68 (0.34)	41.45 (0.76)	-0.23 [0.790]
低身長	0.00	0.04	0.04 [0.421]	0.02	0.01	-0.01 [0.535]	0.00	0.33	0.333* [0.016]
低体重	0.00	0.04	-0.02 [0.869]	0.01	0.01	0.03 [0.346]	0.00	0.00	-0.19 [0.442]
喘息	0.10	0.08		0.02	0.03	-0.03 [0.351]	0.10	0.00	
父親の年齢	70.58 (0.73)	70.59 (0.79)	0.00 [0.999]	64.93 (0.29)	66.52 (0.44)	1.59** [0.003]	70.58 (0.73)	72.60 (1.98)	2.02 [0.288]
母親の年齢	63.37 (0.68)	62.29 (0.69)	-1.08 [0.264]	58.07 (0.26)	58.04 (0.39)	-0.03 [0.952]	63.37 (0.68)	65.60 (1.78)	2.23 [0.204]
父親の教育年数	4.62 (0.46)	4.34 (0.44)	-0.28 [0.664]	4.95 (0.17)	4.62 (0.24)	-0.33 [0.285]	4.62 (0.46)	4.55 (0.93)	-0.07 [0.951]
母親の教育年数	1.29 (0.29)	2.00 (0.30)	0.71 [0.094]	1.85 (0.12)	2.01 (0.17)	0.16 [0.461]	1.29 (0.29)	3.10 (0.71)	1.81* [0.017]
土地所有	0.41 (0.05)	0.21 (0.04)	-0.20** [0.003]	0.34 (0.02)	0.28 (0.02)	-0.06* [0.027]	0.41 (0.05)	0.00	-0.41*** [0.000]
世帯の子どもの数	0.71 (0.11)	0.57 (0.10)	-0.14 [0.343]	0.93 (0.04)	0.64 (0.05)	-0.29*** [0.000]	0.71 (0.11)	0.55	-0.16 [0.534]
都市	0.31 (0.04)	0.33 (0.05)	0.02 [0.821]	0.32 (0.02)	0.39 (0.03)	0.07* [0.02]	0.31 (0.04)	0.25 (0.10)	-0.06 [0.567]
SC	0.11 (0.03)	0.09 (0.03)	-0.03 [0.539]	0.11 (0.01)	0.12 (0.02)	0.01 [0.467]	0.11 (0.03)	0.05	-0.06 [0.410]
ST	0.09 (0.03)	0.05 (0.02)	-0.04 [0.289]	0.06 (0.01)	0.03 (0.01)	-0.03* [0.026]	0.09 (0.03)	0.05	-0.04 [0.536]
TV所有	0.37 (0.05)	0.35 (0.05)	-0.02 [0.777]	0.41 (0.02)	0.42 (0.03)	0.01 [0.735]	0.37 (0.05)	0.20	-0.17 [0.143]
ラジオ所有	0.54 (0.05)	0.61 (0.05)	0.07 [0.323]	0.54 (0.02)	0.53 (0.03)	-0.01 [0.705]	0.54 (0.05)	0.85	0.31** [0.009]
時計所有	0.70 (0.04)	0.70 (0.05)	0.00 [0.981]	0.74 (0.01)	0.68 (0.02)	-0.06* [0.042]	0.70 (0.04)	0.85	0.15 [0.180]
オートバイ所有	0.22 (0.04)	0.16 (0.04)	-0.04 [0.421]	0.20 (0.01)	0.17 (0.02)	-0.03 [0.242]	0.20 (0.04)	0.10	-0.10 [0.279]
Observations	108	94		940	374		108	20	

注：パネル A は 1956 年以前の生まれの女性のデータを使用した。ケーララ州など改正五州と非改正州を比較している。パネル B は 1966 年以前の生まれの女性のデータを使用し、改正州からケーララ州を除いている。パネル C は 1956 年以前の生まれの女性のデータを使用し、改正州からケーララ州以外を除いている。「ヒンドゥー教徒など」は、ヒンドゥー教徒相続法の対象であるヒンドゥー教徒・ジャイナ教徒・シク教徒・仏教徒の総称である。

【表 1-4：ヒンドゥー教徒などと、イスラーム教徒・キリスト教徒のバランステスト】

	パネル D			パネル E			パネル F		
	(10) 非改正州	(11) 改正州	(12) D:(11)-(10)	(13) 非改正州	(14) 改正州	(15) D:(14)-(13)	(16) 非改正州	(17) 改正州	(18) D:(17)-(16)
年齢	41.64 (0.30)	41.43 (0.32)	-0.21 [0.637]	33.79 (0.17)	34.45 (0.28)	0.66* [0.039]	41.64 (0.30)	41.62 (0.62)	-0.02 [0.980]
低身長	0.00	0.04	0.04 [0.386]	0.02	0.01	-0.01 [0.252]	0.00	0.25 [0.022]	0.250* [0.022]
低体重	0.20	0.15	-0.05 [0.690]	0.10	0.14	0.04 [0.186]	0.20	0.00	-0.20 [0.349]
喘息	0.09	0.07	0.02 [0.690]	0.02	0.03	-0.05 [0.170]	0.09	0.00	0.00 [0.349]
父親の年齢	71.00 (0.67)	70.34 (0.72)	-0.66 [0.499]	65.10 (0.26)	66.21 (0.40)	1.11* [0.026]	71.00 (0.67)	71.34 (1.46)	0.35 [0.826]
母親の年齢	63.58 (0.61)	62.07 (0.62)	-1.52 [0.085]	58.16 (0.24)	57.87 (0.36)	-0.29 [0.524]	63.58 (0.61)	64.07 (1.35)	0.48 [0.737]
父親の教育年数	4.62 (0.42)	4.28 (0.4)	-0.34 [0.564]	4.77 (0.15)	4.72 (0.23)	-0.05 [0.868]	4.62 (0.42)	4.03 (0.70)	-0.59 [0.540]
母親の教育年数	1.28 (0.26)	2.07 (0.29)	0.798* [0.04]	1.85 (0.1)	2.12 (0.16)	0.27 [0.158]	1.28 (0.26)	2.90 (0.56)	1.62** [0.008]
土地所有	0.39 (0.04)	0.19 (0.04)	-0.21*** [0.001]	0.33 (0.01)	0.26 (0.02)	-0.07* [0.012]	0.39 (0.04)	0.00 (0.00)	-0.39*** [0.000]
世帯の子どもの数	0.76 (0.10)	0.65 (0.10)	-0.11 [0.461]	0.93 (0.04)	0.68 (0.05)	-0.25*** [0.000]	0.76 (0.10)	0.76 (0.22)	-0.00 [0.990]
都市	0.33 (0.04)	0.33 (0.05)	-0.00 [0.953]	0.33 (0.01)	0.41 (0.02)	0.08** [0.003]	0.33 (0.04)	0.21 (0.08)	-0.12 [0.194]
SC	0.09 (0.03)	0.07 (0.03)	-0.02 [0.631]	0.09 (0.01)	0.11 (0.02)	0.03 [0.115]	0.09 (0.03)	0.03 (0.03)	-0.06 [0.307]
ST	0.17 (0.03)	0.05 (0.02)	-0.123** [0.003]	0.13 (0.01)	0.03 (0.01)	-0.11*** [0.000]	0.17 (0.03)	0.03 (0.03)	-0.14 [0.063]
TV所有	0.35 (0.04)	0.34 (0.05)	-0.01 [0.876]	0.40 (0.01)	0.42 (0.02)	0.02 [0.441]	0.35 (0.04)	0.21 (0.08)	-0.14 [0.148]
ラジオ所有	0.54 (0.04)	0.62 (0.05)	0.08 [0.226]	0.55 (0.01)	0.51 (0.02)	-0.04 [0.132]	0.54 (0.04)	0.86 (0.07)	0.32** [0.001]
時計所有	0.72 (0.04)	0.71 (0.04)	-0.01 [0.931]	0.74 (0.01)	0.69 (0.02)	-0.05* [0.047]	0.72 (0.04)	0.86 (0.07)	0.15 [0.104]
オートバイ所有	0.19 (0.03)	0.14 (0.03)	-0.05 [0.288]	0.19 (0.01)	0.16 (0.02)	-0.03 [0.190]	0.19 (0.03)	0.07 (0.05)	-0.12 [0.111]
Observations	130	107		1,177	440		130	29	

()内は標準誤差。 []内はp値。 * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

注：パネル D は 1956 年以前の生まれの女性のデータを使用した。ケーララ州など改正五州と非改正州を比較している。パネル E は 1966 年以前の生まれの女性のデータを使用し、改正州からケーララ州を除いている。パネル F は 1956 年以前の生まれの女性のデータを使用し、改正州からケーララ州以外を除いている。

【表 1-5：低身長、低体重、喘息と州別改正（ヒンドゥー教徒などに限定）】

VARIABLES	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	低身長	低身長	低体重	低体重	喘息	喘息
トリートメント（10歳以下）	0.0077 (0.4170)	0.0076 (0.4074)	-0.1361*** (-3.6554)	-0.1350*** (-3.6098)	-0.0660*** (-3.0813)	-0.0664*** (-3.1685)
トリートメント（11-15歳）	0.0119 (0.5727)	0.0118 (0.5648)	-0.1396*** (-3.3598)	-0.1390*** (-3.3303)	-0.0496** (-2.1918)	-0.0501** (-2.2675)
トリートメント（16-20歳）	-0.0095 (-0.4083)	-0.0096 (-0.4077)	-0.1139** (-2.4307)	-0.1133** (-2.4069)	-0.0617** (-2.4675)	-0.0624** (-2.5526)
土地所有世帯	0.0650 (0.0000)	0.0240 (0.1024)	-1.2518*** (-2.6868)	1.0995 (0.0002)	0.1178 (0.0001)	-0.0146 (-0.0000)
都市	0.0004 (0.2146)	0.0002 (0.1084)	-0.0241*** (-6.3231)	-0.0259*** (-6.6550)	0.0003 (0.1758)	0.0004 (0.2929)
世帯の子どもの数	-0.0001 (-0.0989)	-0.0001 (-0.0599)	-0.0025 (-1.2727)	-0.0023 (-1.1508)	0.0004 (0.5608)	0.0002 (0.2920)
SC	0.0041** (2.0134)	0.0038* (1.8512)	0.0183*** (4.4978)	0.0184*** (4.4383)	0.0013 (0.8277)	0.0013 (0.8556)
ST	-0.0029 (-1.0382)	-0.0031 (-1.0686)	0.0154*** (2.7175)	0.0151*** (2.6410)	0.0038* (1.7506)	0.0040* (1.8878)
テレビ所有	0.0001 (0.0512)	0.0001 (0.0693)	0.0112*** (2.6935)	0.0116*** (2.7587)	-0.0013 (-0.7969)	-0.0014 (-0.9126)
ラジオ所有	0.0032 (1.2788)	0.0027 (1.0374)	0.0041 (0.8089)	0.0037 (0.7207)	0.0022 (1.1255)	0.0029 (1.4621)
時計所有	-0.0088*** (-3.5465)	-0.0089*** (-3.5377)	-0.0184*** (-3.6878)	-0.0184*** (-3.6585)	0.0000 (0.0170)	0.0002 (0.0973)
オートバイ所有	-0.0044** (-2.1742)	-0.0042** (-2.0282)	-0.0169*** (-4.1378)	-0.0159*** (-3.8070)	0.0006 (0.3884)	0.0001 (0.0633)
NFHS3	0.0107** (1.9927)	0.0116** (2.0604)	0.0117 (1.0808)	0.0150 (1.3408)		
NFHS4	0.0139** (2.4534)	0.0143** (2.4343)	-0.0519*** (-4.5726)	-0.0475*** (-4.0619)	0.0058** (2.2289)	0.0068*** (2.5995)
父親の年齢	0.0002 (0.7943)	0.0002 (0.7728)	0.0004 (1.0117)	0.0005 (1.1348)	0.0001 (0.4092)	0.0001 (0.6559)
父親の教育年数	-0.0009*** (-4.4152)	-0.0009*** (-4.3906)	-0.0016*** (-3.8340)	-0.0016*** (-3.9147)	0.0001 (0.7413)	0.0001 (0.3297)
母親の年齢	0.0001 (0.5549)	0.0001 (0.5623)	-0.0006 (-1.2010)	-0.0006 (-1.2612)	0.0001 (0.6442)	0.0001 (0.5095)
母親の教育年数	-0.0005** (-2.1117)	-0.0005** (-2.1655)	-0.0013*** (-2.6804)	-0.0012** (-2.4821)	-0.0003* (-1.9141)	-0.0003 (-1.5103)
Constant	0.1603 (0.0001)	0.9570 (1.2436)	2.9314 (0.0006)	1.5834 (0.0003)	0.2842 (0.0002)	-0.3091 (-0.0002)
State Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Year of Birth Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES
State * Year of Birth Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES
State * Landed-Household Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Year of Birth * Landed-Household Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	35,826	34,878	35,793	34,845	34,740	33,901
Adj R-squared	0.006	0.005	0.021	0.021	0.020	0.019

() 内はt値。*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

注：「ヒンドゥー教徒など」は、ヒンドゥー教徒相続法の対象であるヒンドゥー教徒・ジャイナ教徒・シク教徒・仏教徒の総称である。(1)と(3)と(5)はジャンムー・カシミール州を除く全ての州のデータを利用している。そこからケーララ州を除いたものが(2)

と(4)と(6)である。身長・体重についての質問は、NFHS-1では欠損扱いであるので、NFHS-2,3,4のデータのみを使用している。喘息症状についての質問は、NFHS-1,2では欠損扱いであるので、NFHS-3,4のデータのみを使用している。

【表 1-6：低身長、低体重、喘息と州別改正（イスラーム教徒・キリスト教徒に限定）】

VARIABLES	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	低身長	低身長	低体重	低体重	喘息	喘息
プラセボ（10歳以下）	0.0077 (0.0727)	0.0039 (0.0360)	-0.2626 (-1.4635)	-0.2755 (-1.5179)	-0.031 (-0.2182)	-0.0298 (-0.2152)
プラセボ（11-15歳）	-0.0481 (-0.4139)	-0.0233 (-0.1968)	0.0004 (0.0022)	0.0022 (0.0110)	-0.0029 (-0.0199)	-0.0020 (-0.0141)
プラセボ（16-20歳）	-0.0555 (-0.4904)	-0.0525 (-0.4577)	-0.0725 (-0.3777)	-0.0780 (-0.4017)	0.0030 (0.0210)	0.0033 (0.0237)
土地所有世帯	-0.3332 (-1.2551)	-0.3542 (-1.6052)	0.1499 (0.0000)	-0.3601 (-0.9636)	0.9917*** (2.8133)	0.0244 (0.1084)
都市	0.0021 (0.6655)	0.0035 (1.0605)	-0.0047 (-0.8798)	-0.0045 (-0.8041)	-0.0024 (-0.8471)	-0.0038 (-1.3426)
世帯の子どもの数	0.0006 (0.4302)	0.0013 (0.8482)	-0.0078*** (-3.0816)	-0.0077*** (-2.9067)	-0.0008 (-0.6101)	-0.0005 (-0.4115)
SC	-0.0008 (-0.0895)	-0.0001 (-0.0098)	0.0279* (1.7997)	0.0299* (1.8897)	-0.0103 (-1.2944)	-0.0111 (-1.4156)
ST	0.0006 (0.0963)	0.0012 (0.1772)	0.0052 (0.4778)	0.0064 (0.5753)	0.0022 (0.3978)	0.0023 (0.4236)
テレビ所有	0.0004 (0.1229)	0.0004 (0.1058)	-0.0057 (-0.9770)	-0.0056 (-0.9244)	-0.00001 (-0.0024)	0.0008 (0.2789)
ラジオ所有	-0.0004 (-0.1019)	-0.0003 (-0.0658)	-0.0026 (-0.3971)	-0.0023 (-0.3379)	0.0054 (1.5864)	0.0060* (1.7536)
時計所有	-0.0059 (-1.2919)	-0.0062 (-1.3072)	-0.0340*** (-4.3500)	-0.0357*** (-4.4544)	0.0004 (0.0923)	0.0002 (0.0420)
オートバイ所有	-0.0029 (-0.8700)	-0.0032 (-0.9349)	-0.0113** (-2.0182)	-0.0125** (-2.1487)	0.0065** (2.2775)	0.0059** (2.0301)
NFHS3	0.0095 (0.8379)	0.0013 (0.0989)	-0.0467** (-2.4270)	-0.0663*** (-3.0474)		
NFHS4	0.0114 (0.9717)	0.0058 (0.4434)	-0.0939*** (-4.7157)	-0.1156*** (-5.2007)	0.0016 (0.3075)	0.0025 (0.4756)
父親の年齢	-0.0004 (-1.3031)	-0.0004 (-1.2225)	-0.0002 (-0.4695)	-0.0002 (-0.4395)	0.0001 (0.5074)	0.0001 (0.5928)
父親の教育年数	-0.0008** (-2.3362)	-0.0009** (-2.5006)	0.0001 (0.2198)	0.0002 (0.3034)	-0.0007** (-2.3393)	-0.0007** (-2.0937)
母親の年齢	0.0004 (1.2370)	0.0004 (1.1494)	0.0000 (0.0818)	-0.0000 (-0.0686)	-0.0001 (-0.4000)	-0.0002 (-0.6094)
母親の教育年数	-0.0007 (-1.5418)	-0.0007 (-1.5649)	-0.0014* (-1.8659)	-0.0015* (-1.9396)	0.0001 (0.3253)	-0.0001 (-0.3825)
Constant	-0.6924 (-1.3408)	0.1303 (0.2241)	0.2137 (0.0000)	-0.2292 (-0.3335)	-0.0133 (-0.0365)	0.0244 (0.0000)
State Fixed Effects	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Year of Birth Fixed Effects	YES	YES	YES	YES	YES	YES
State*Year of Birth Fixed Effects	YES	YES	YES	YES	YES	YES
State * Landed-Household Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Year of Birth * Landed-Household Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	11,634	10,992	11,621	10,979	11,422	10,881
Adj R-squared	0.005	0.006	0.053	0.055	0.045	0.045

() 内はt値。*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

注：表 1-5 に同じ。

<第1章：付表>

【付表 1-1：記述統計量（ヒンドゥー教徒など、イスラーム教徒・キリスト教徒）】

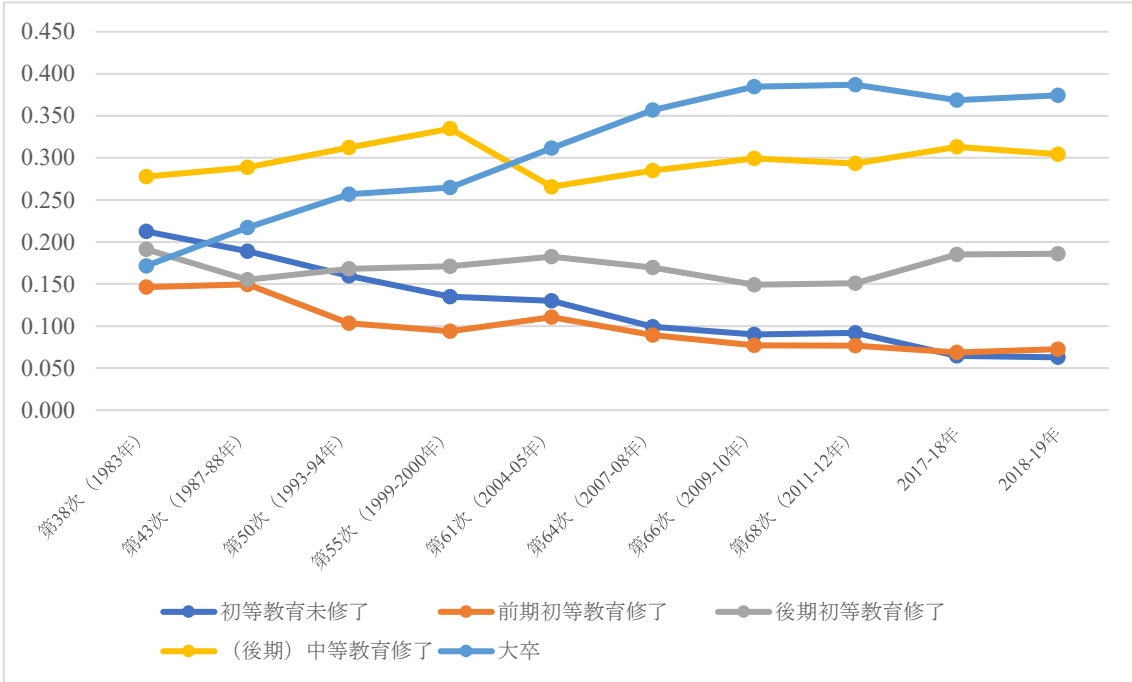
変数	定義	Obs.	Mean	Std. Dev.	Min	Max
低身長	女性が同年代の女性の平均身長と比べて、2標準偏差より小さければ1、そうでないなら0	47,460	0.02	0.14	0	1
低体重	BMIが17.00未満であれば1、17.00以上であれば0	47,414	0.09	0.28	0	1
喘息	喘息症状があれば1、なければ0（本人の申告）	46,162	0.01	0.11	0	1
トリートメント（10歳以下）	改正州の土地所有世帯に居住する改正時10歳以下のヒンドゥー教徒、仏教徒、シク教徒、ジャイナ教徒のいずれかの女性なら1、そうでないなら0	48,982	0.0193	0.14	0	1
トリートメント（11-15歳）	改正州の土地所有世帯に居住する改正時11-15歳のヒンドゥー教徒、仏教徒、シク教徒、ジャイナ教徒のいずれかの女性なら1、そうでないなら0	48,982	0.0047	0.07	0	1
トリートメント（16-20歳）	改正州の土地所有世帯に居住する改正時16-20歳のヒンドゥー教徒、仏教徒、シク教徒、ジャイナ教徒のいずれかの女性なら1、そうでないなら0	48,982	0.0025	0.05	0	1
アラセボ（10歳以下）	改正州の土地所有世帯に居住する改正時10歳以下のイスラームかキリスト教徒の女性なら1、そうでないなら0	48,982	0.0017	0.04	0	1
アラセボ（11-15歳）	改正州の土地所有世帯に居住する改正時11-15歳のイスラームかキリスト教徒の女性なら1、そうでないなら0	48,982	0.0002	0.01	0	1
アラセボ（16-20歳）	改正州の土地所有世帯に居住する改正時16-20歳のイスラームかキリスト教徒の女性なら1、そうでないなら0	48,982	0.0002	0.02	0	1
土地所有世帯都市	1ヘクタール以上の土地所有世帯であれば1、そうでないなら0	48,982	0.16	0.36	0	1
世帯の子どもの数	世帯が都市部にあれば1、農村部にあれば0	48,982	0.41	0.49	0	1
SC	世帯の5歳以下の子どもの数	48,982	0.46	0.85	0	10
ST	指定カースト (SC) なら1、そうでないなら0	48,982	0.16	0.37	0	1
ラジボ所有	指定部族 (ST) なら1、そうでないなら0	48,982	0.19	0.39	0	1
時計所有	世帯にラジボがあれば1、ないなら0	48,982	0.62	0.49	0	1
オートバイ所有	世帯に時計があれば1、ないなら0	48,982	0.16	0.37	0	1
父親の年齢	世帯にオートバイがあれば1、ないなら0	48,982	0.88	0.33	0	1
母親の年齢	女性の父親の年齢（1歳単位）	48,982	0.34	0.48	0	1
父親の教育年数	女性の母親の年齢（1歳単位）	48,982	57.87	8.36	33	95
母親の教育年数	女性の父親の教育年数（1年単位）	48,982	51.98	7.64	32	95
NFHSS2	女性の母親の教育年数（1年単位）	48,982	6.46	5.11	0	21
NFHSS3	NFHSS-2のデータであれば1、そうでないなら0	48,982	3.72	4.49	0	22
NFHSS4	NFHSS-3のデータであれば1、そうでないなら0	48,982	0.05	0.22	0	1
	NFHSS-4のデータであれば1、そうでないなら0	48,982	0.13	0.34	0	1
		48,982	0.81	0.39	0	1

注：低身長、低体重、喘息の各ダミーは、それぞれ少なからず欠損がある。どれか一つでも情報があるサンプルの数が 48,982 である。

< 第 2 章 >

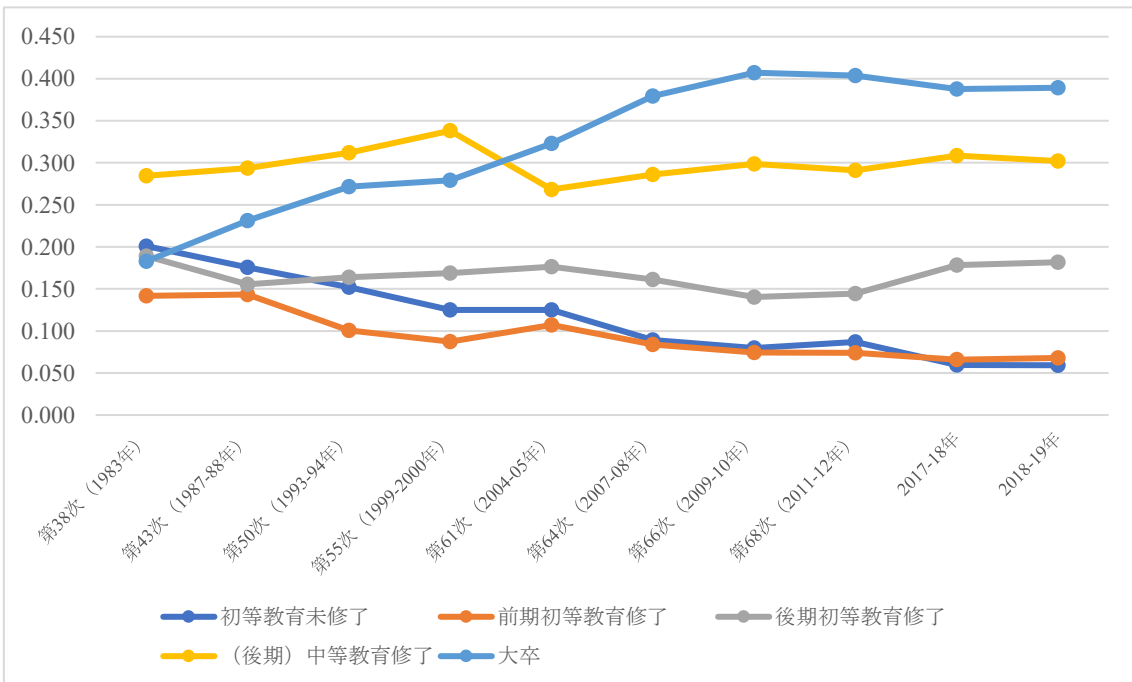
< 第 2 章 : 図 >

【図 2-1 : 都市男性常用労働者の各最終学歴別の割合】



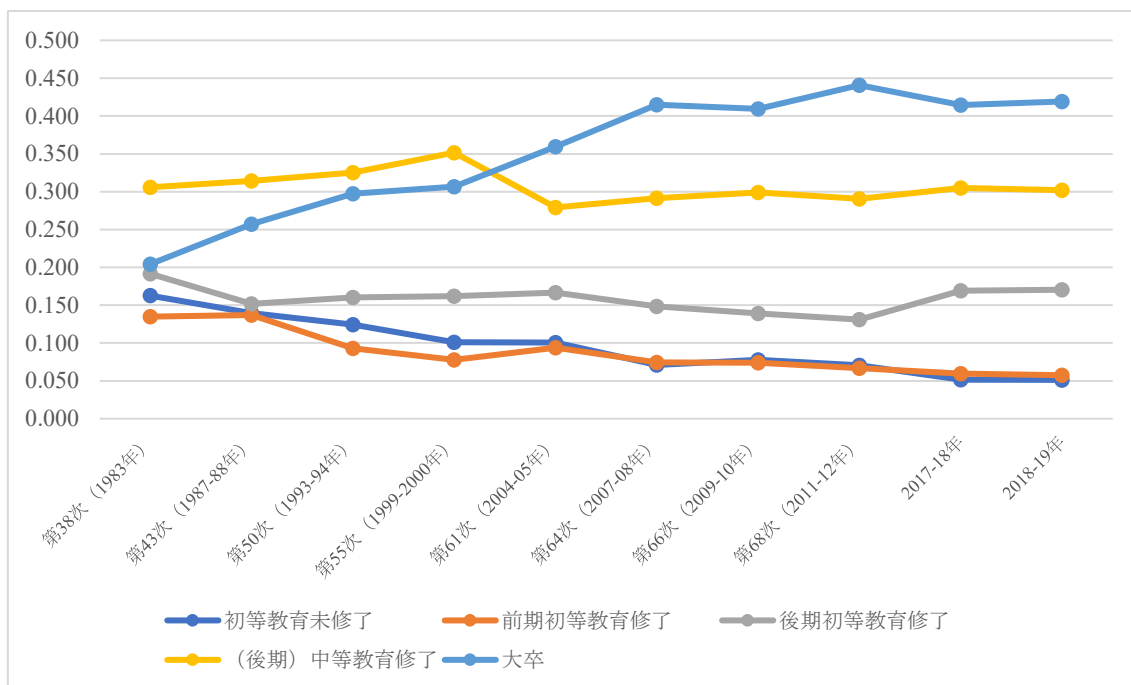
注：表 2-1 の最終学歴ダミーを抜粋して図にしたものである。

【図 2-2 : 都市男性常用労働者の各最終学歴別の割合 (ヒンドゥー教徒に限定)】



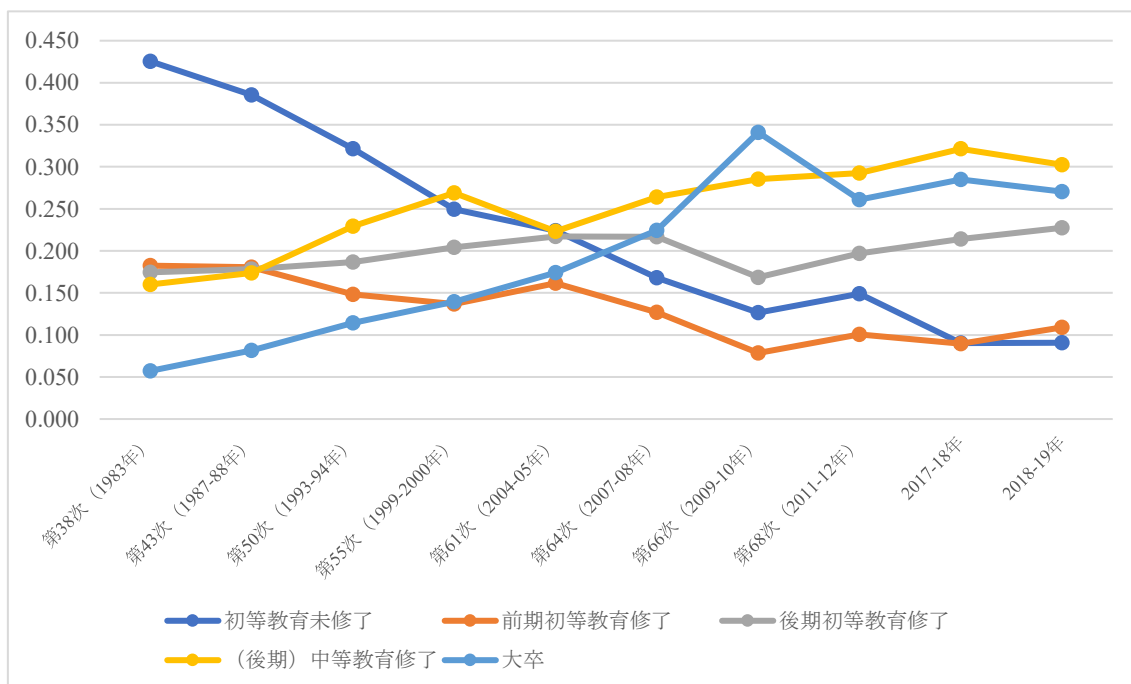
注：付表 2-3 の最終学歴ダミーを抜粋して図にしたものである。

【図 2-3：都市男性常用労働者の各最終学歴別の割合（ヒन्दゥー教徒の一般カーストと OBCs に限定）】



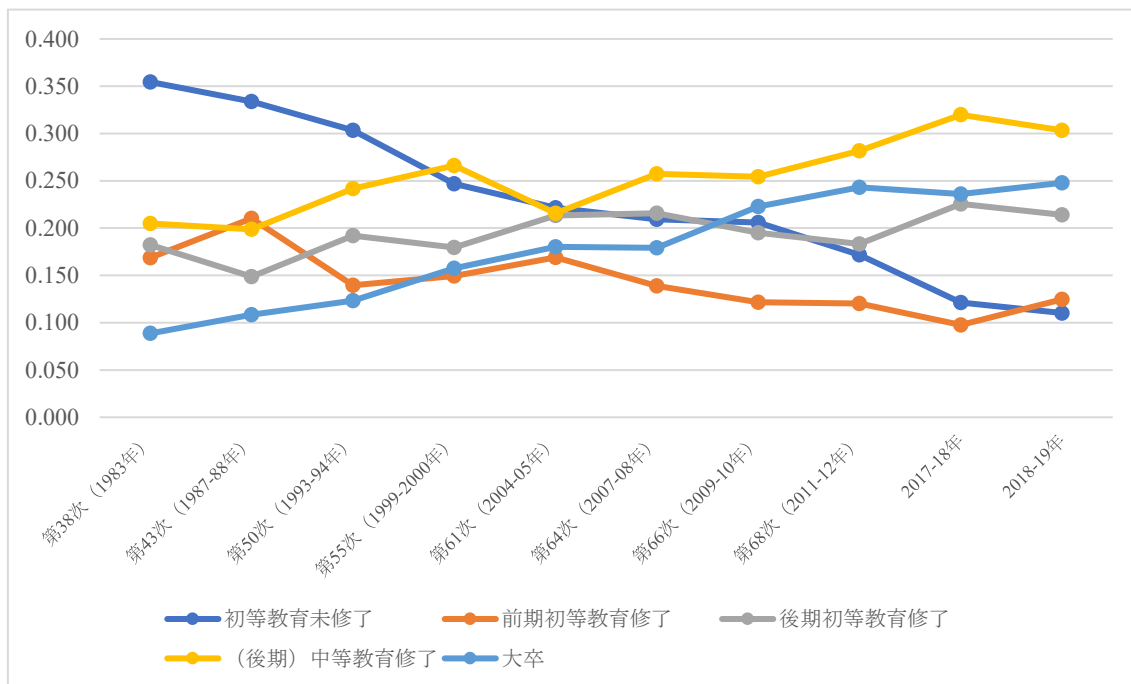
注：付表 2-5 の最終学歴ダミーを抜粋して図にしたものである。

【図 2-4：都市男性常用労働者の各最終学歴別の割合（ヒन्दゥー教徒の SCs と STs に限定）】



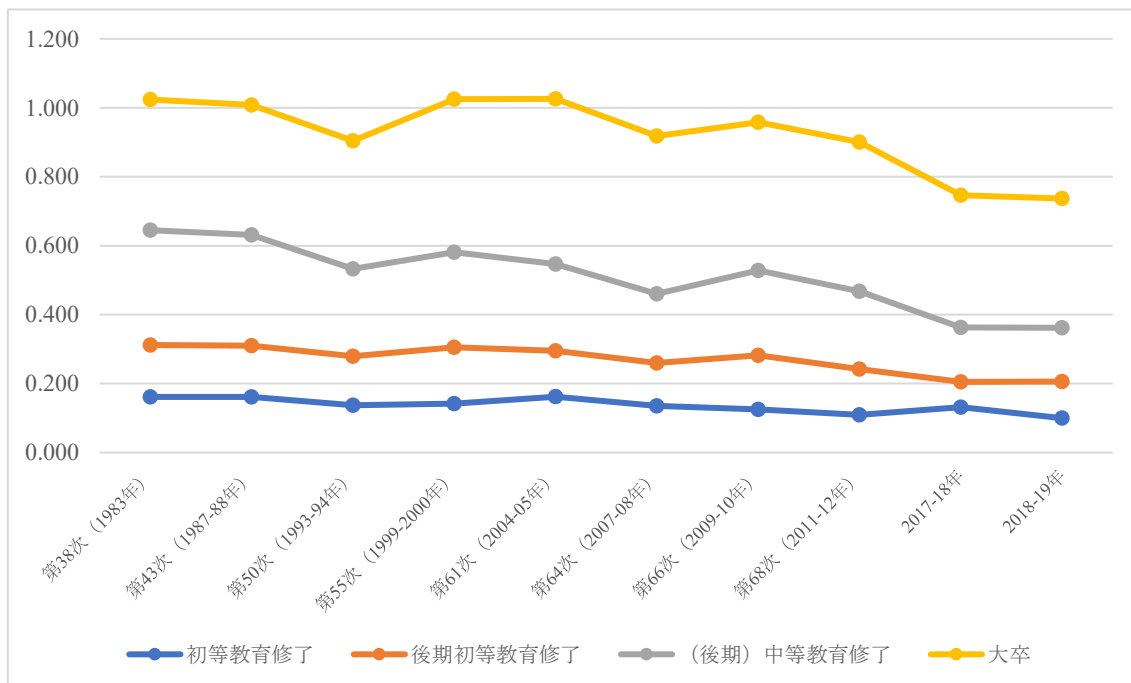
注：付表 2-6 の最終学歴ダミーを抜粋して図にしたものである。

【図 2-5：都市男性常用労働者の各最終学歴別の割合（イスラーム教徒に限定）】



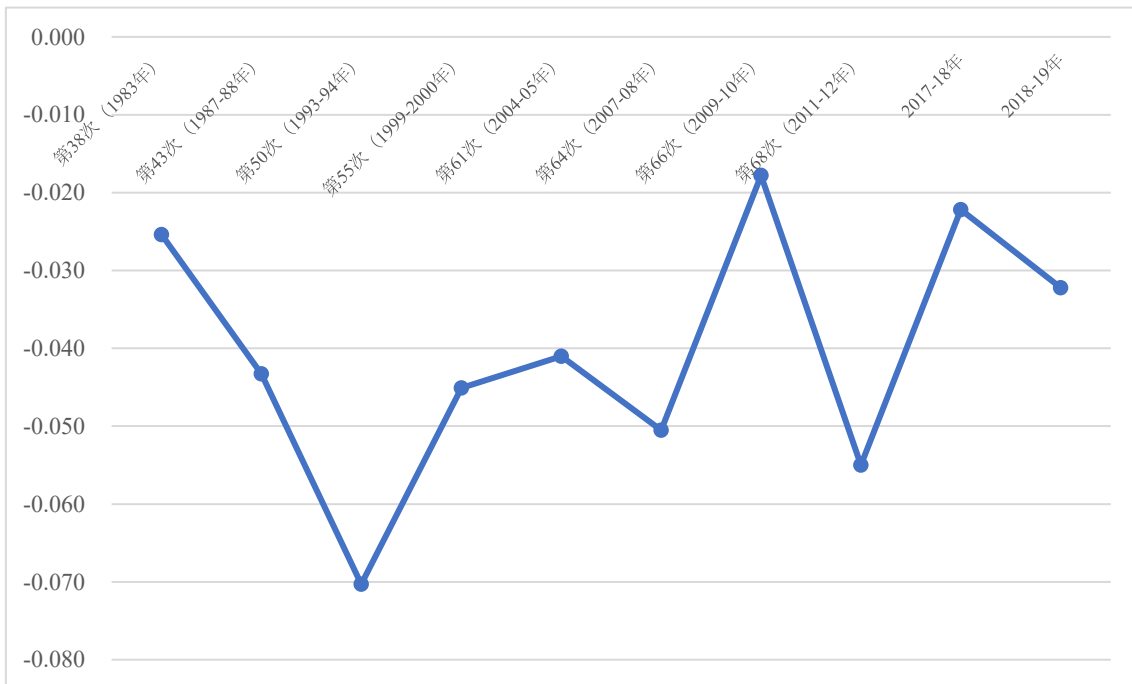
注：付表 2-4 の最終学歴ダミーを抜粋して図にしたものである。

【図 2-6：最終学歴ダミーの係数の推移（ミンサー型賃金関数の推定）】



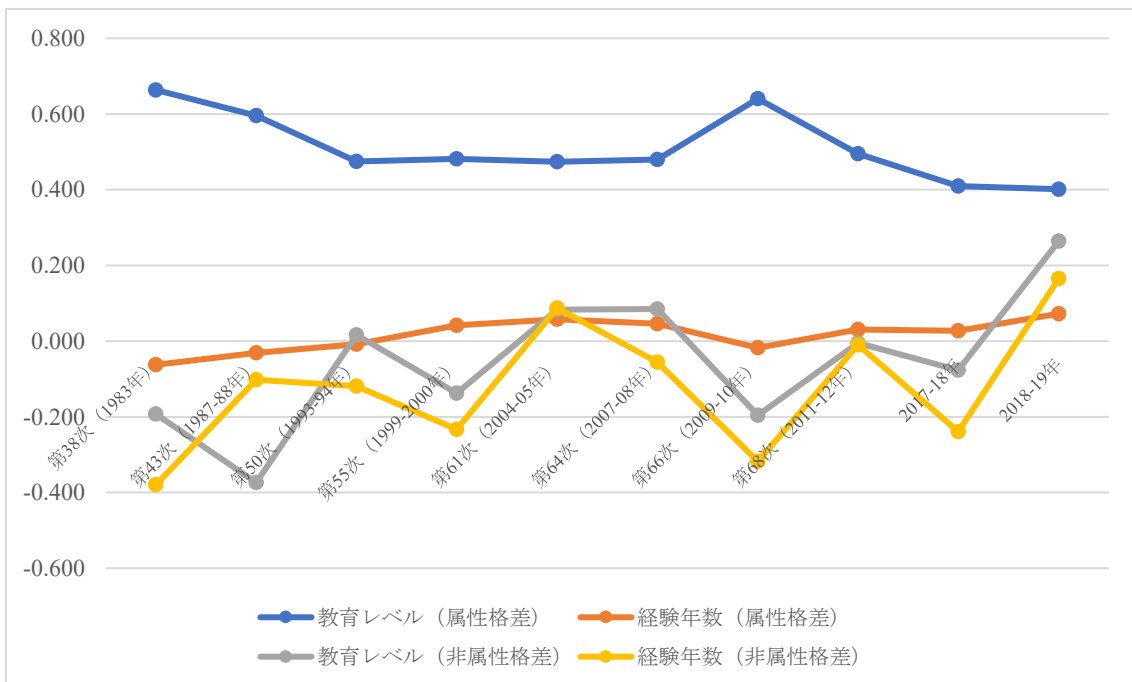
注：表 2-2 の推定結果を抜粋して図にしたものである。

【図 2-7：イスラーム教徒ダミーの係数の推移（ミンサー型賃金関数の推定）】

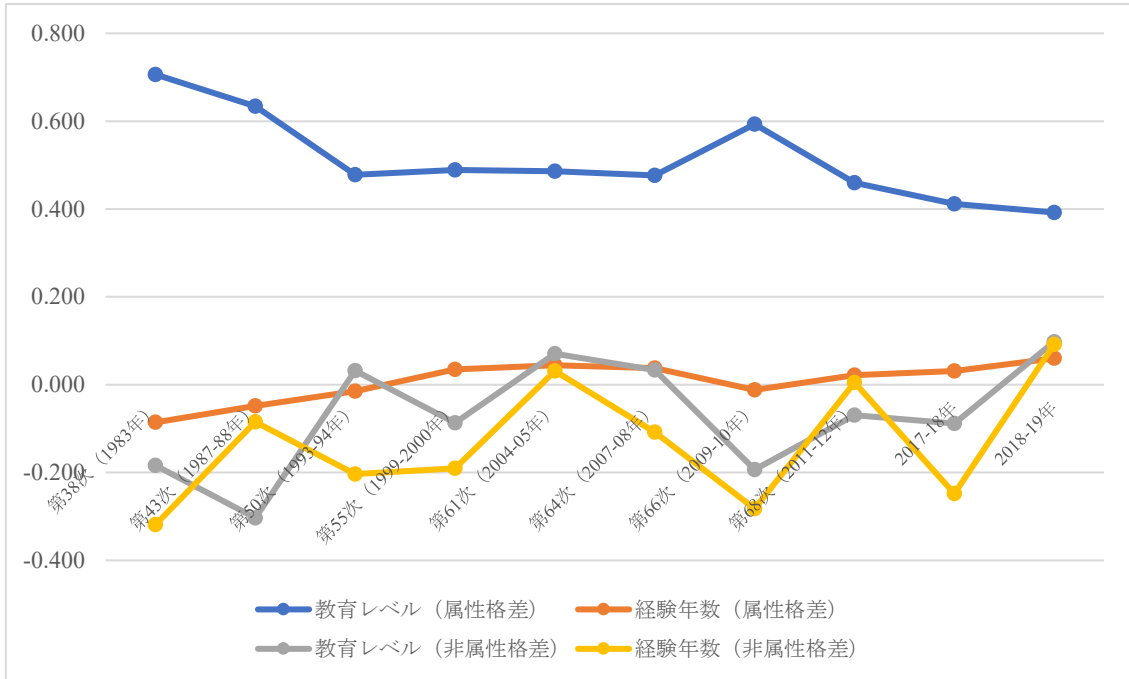


注：表 2-2 の推定結果を抜粋して図にしたものである。

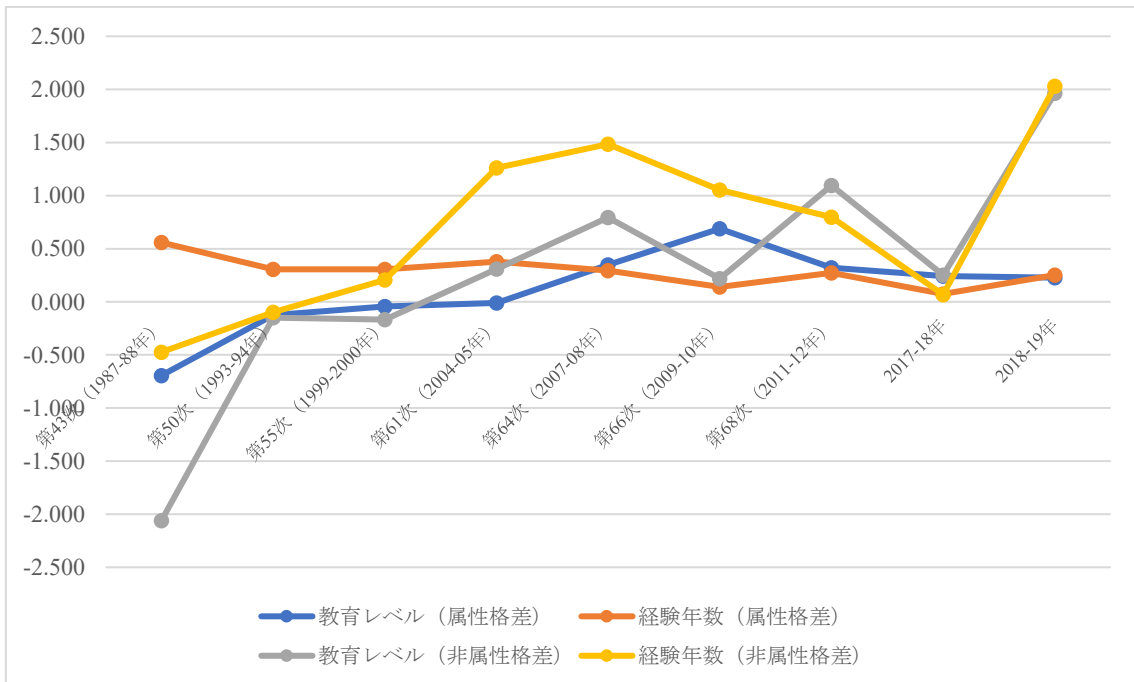
【図 2-8：教育レベルおよび経験年数による属性・非属性格差の合計の寄与度（ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒の比較）】



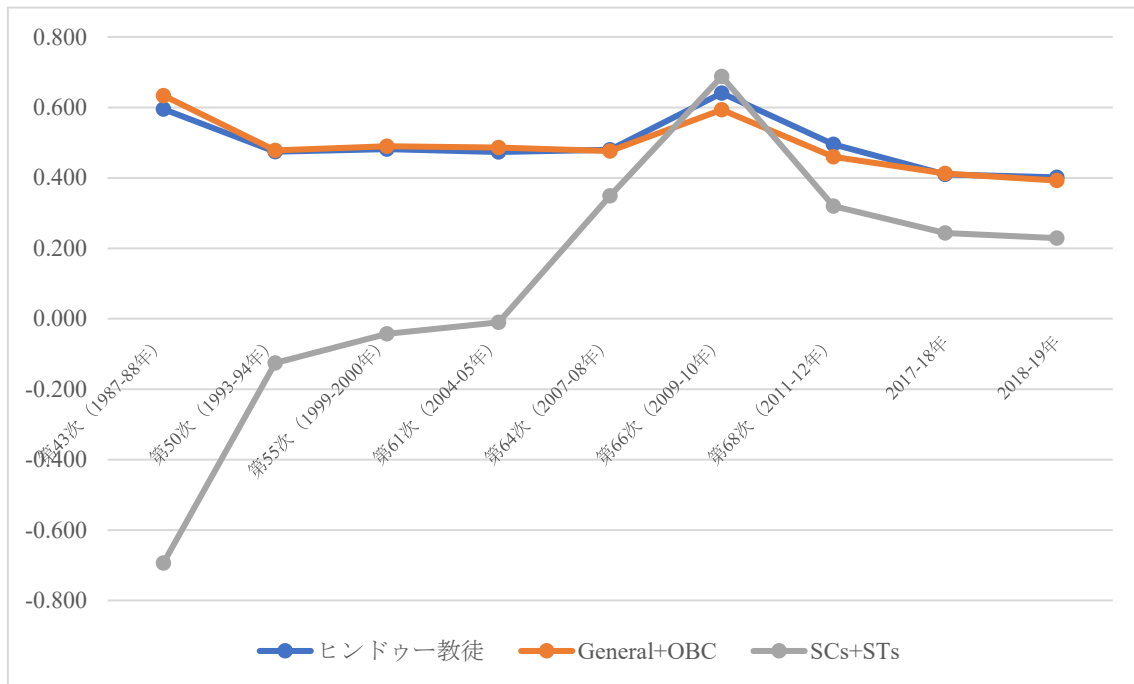
【図 2-9：教育レベルおよび経験年数による属性・非属性格差の合計の寄与度（ヒンドゥー教徒の一般カースト・OBCs とイスラーム教徒の比較）】



【図 2-10：教育レベルおよび経験年数による属性・非属性格差の合計の寄与度（ヒンドゥー教徒の SCs/STs とイスラーム教徒の比較、1983 年を削除）】

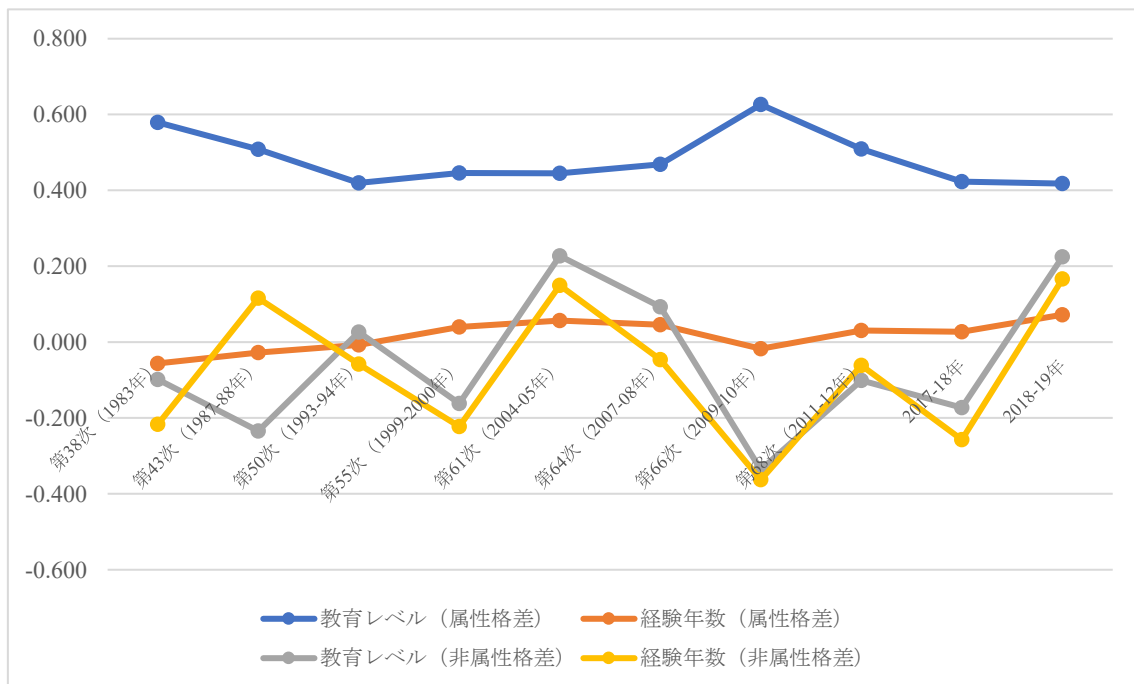


【図 2-11：教育の属性格差の寄与度（イスラーム教徒との比較、1983 年を削除）】

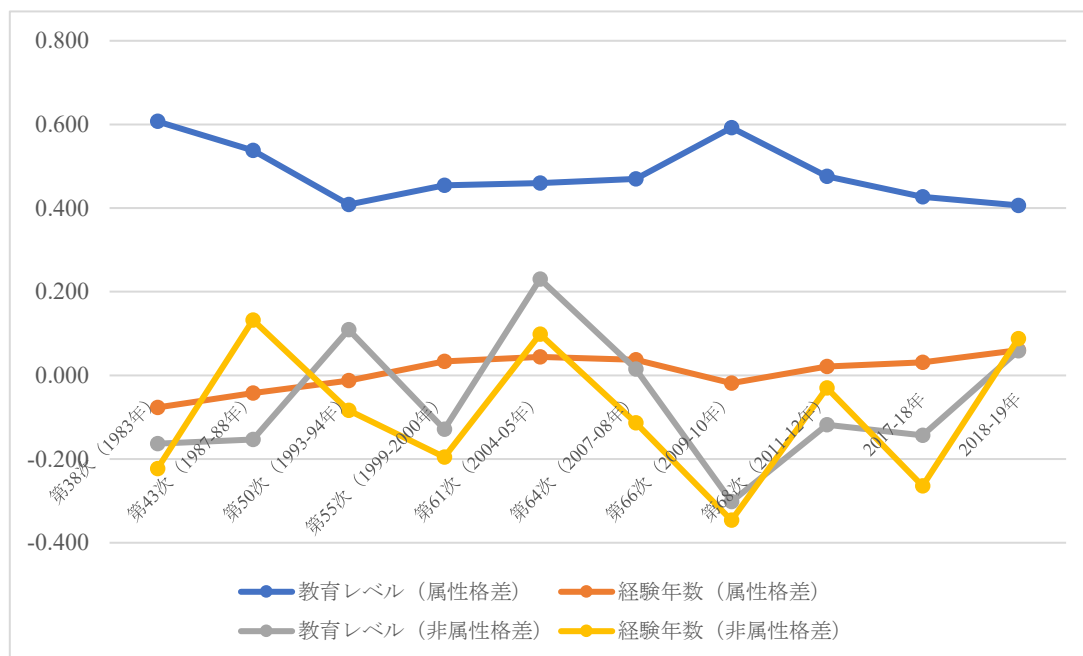


注：本図は、図 2-8、図 2-9、図 2-10 から教育レベルの属性格差の合計の寄与度のみを抜き出したものである。

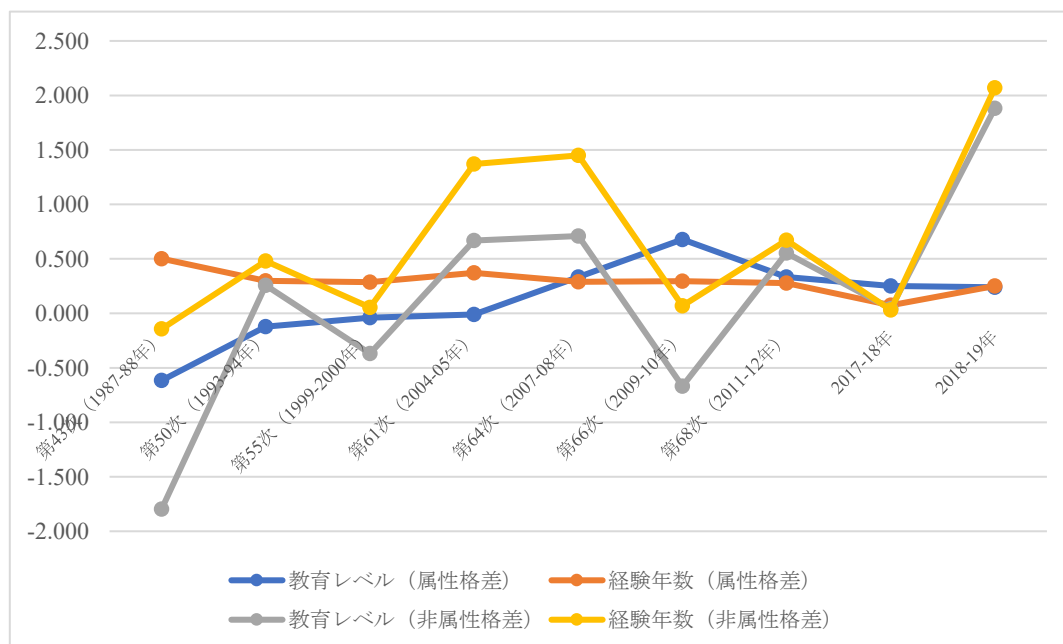
【図 2-12：教育レベルおよび経験年数による属性・非属性格差の合計の寄与度（ヒन्दゥ教徒とイスラーム教徒の比較、Heckman の 2 段階推定を利用した結果）】



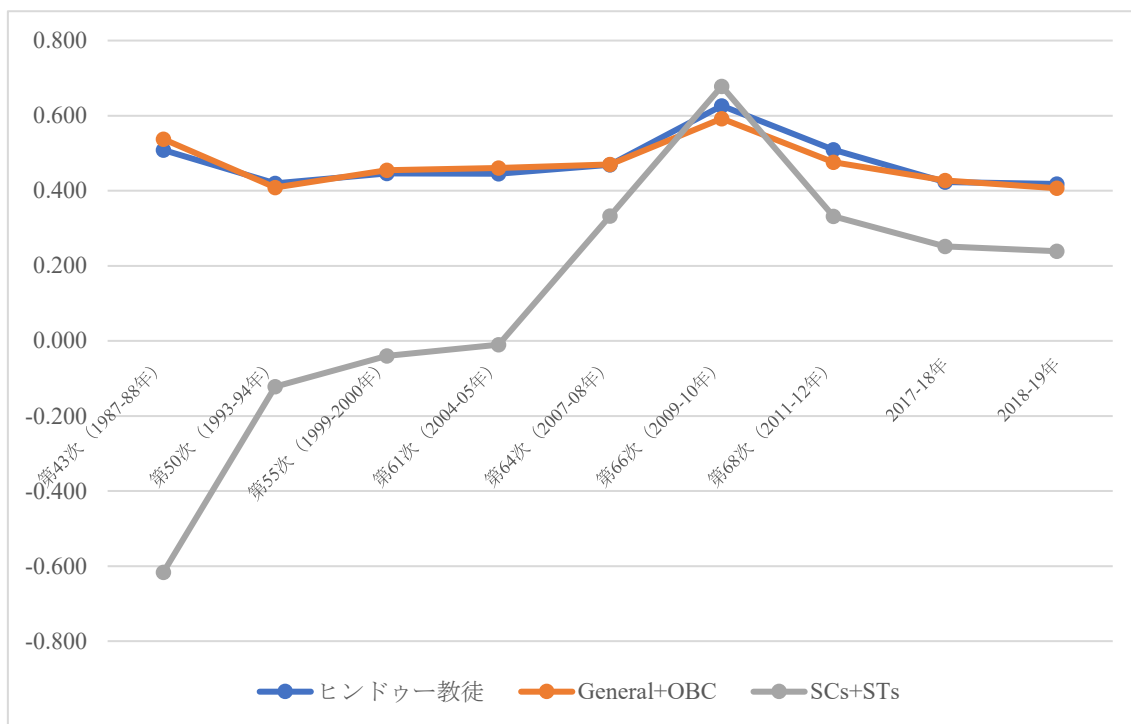
【図 2-13：教育レベルおよび経験年数による属性・非属性格差の合計の寄与度（ヒンドゥー教徒の一般カースト・OBCs とイスラーム教徒の比較、Heckman の 2 段階推定を利用した結果）】



【図 2-14：教育レベルおよび経験年数による属性・非属性格差の合計の寄与度（ヒンドゥー教徒の SCs/STs とイスラーム教徒の比較、Heckman の 2 段階推定を利用した結果、1983 年を削除）】



【図 2-15：教育の属性格差の寄与度（Heckman の 2 段階推定を利用した結果、1983 年を削除）】



注：本図は、図 2-12、図 2-13、図 2-14 から教育レベルの属性格差の合計の寄与度のみを抜き出したものである。

< 第2章：表 >

【表 2-1：記述統計量（NSS+PLFS）】

Variable	第38次 (1983年)				第43次 (1987-88年)				第50次 (1993-94年)			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	2.977	0.706	-2.303	7.075	3.467	0.831	-6.551	9.346	4.088	0.930	-3.150	7.670
初等教育卒業未満ダミー	0.212	0.409	0	1	0.189	0.392	0	1	0.160	0.367	0	1
初等教育卒業ダミー	0.146	0.353	0	1	0.150	0.357	0	1	0.103	0.305	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.191	0.393	0	1	0.155	0.362	0	1	0.168	0.373	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.278	0.448	0	1	0.289	0.453	0	1	0.311	0.463	0	1
大学卒業ダミー	0.172	0.377	0	1	0.217	0.412	0	1	0.258	0.438	0	1
経験年数	21.821	12.144	0	60	22.133	11.926	0	60	22.333	11.575	0	60
経験年数 (二乗)	623.632	635.993	0	3600	632.075	623.009	0	3600	632.728	595.844	0	3600
未婚ダミー	0.207	0.405	0	1	0.201	0.401	0	1	0.191	0.393	0	1
既婚ダミー	0.775	0.418	0	1	0.784	0.411	0	1	0.796	0.403	0	1
死別+離婚ダミー	0.018	0.135	0	1	0.015	0.120	0	1	0.012	0.110	0	1
世帯員数	5.373	2.877	1	29	5.184	2.762	1	33	4.820	2.441	1	26
STダミー	0.048	0.213	0	1	0.054	0.225	0	1	0.060	0.237	0	1
SCダミー	0.106	0.308	0	1	0.098	0.297	0	1	0.095	0.294	0	1
ヒンドゥー教徒ダミー	0.795	0.404	0	1	0.799	0.401	0	1	0.806	0.395	0	1
イスラーム教徒ダミー	0.114	0.318	0	1	0.116	0.320	0	1	0.094	0.292	0	1
キリスト教徒ダミー	0.051	0.221	0	1	0.048	0.214	0	1	0.061	0.239	0	1
シク教徒ダミー	0.019	0.135	0	1	0.017	0.130	0	1	0.019	0.137	0	1
ジャイナ教徒ダミー	0.006	0.078	0	1	0.007	0.082	0	1	0.006	0.075	0	1
仏教徒ダミー	0.009	0.096	0	1	0.007	0.081	0	1	0.009	0.095	0	1
ゾロアスター教徒ダミー	0.001	0.028	0	1	0.001	0.033	0	1	0.001	0.027	0	1
その他ダミー	0.005	0.070	0	1	0.005	0.070	0	1	0.004	0.063	0	1
Obs	第55次 (1999-2000年)				第61次 (2004-05年)				第64次 (2007-08年)			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	4.849	0.817	0.357	9.581	4.966	0.870	1.099	9.816	5.300	0.828	1.861	11.272
初等教育卒業未満ダミー	0.135	0.341	0	1	0.130	0.337	0	1	0.099	0.299	0	1
初等教育卒業ダミー	0.094	0.292	0	1	0.110	0.313	0	1	0.089	0.285	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.171	0.376	0	1	0.183	0.387	0	1	0.170	0.376	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.336	0.472	0	1	0.266	0.442	0	1	0.285	0.451	0	1
大学卒業ダミー	0.264	0.441	0	1	0.311	0.463	0	1	0.357	0.479	0	1
経験年数	22.464	11.760	0	60	21.844	11.840	0	60	21.313	12.256	0	60
経験年数 (二乗)	642.930	605.979	0	3600	617.333	593.928	0	3600	604.429	607.633	0	3600
未婚ダミー	0.200	0.400	0	1	0.225	0.417	0	1	0.247	0.431	0	1
既婚ダミー	0.787	0.409	0	1	0.762	0.426	0	1	0.743	0.437	0	1
死別+離婚ダミー	0.013	0.112	0	1	0.013	0.112	0	1	0.010	0.102	0	1
世帯員数	4.881	2.548	1	31	4.825	2.512	1	23	4.637	2.485	1	34
STダミー	0.064	0.246	0	1	0.081	0.272	0	1	0.085	0.279	0	1
SCダミー	0.117	0.321	0	1	0.140	0.347	0	1	0.130	0.336	0	1
ヒンドゥー教徒ダミー	0.787	0.410	0	1	0.781	0.413	0	1	0.780	0.414	0	1
イスラーム教徒ダミー	0.114	0.318	0	1	0.110	0.313	0	1	0.119	0.324	0	1
キリスト教徒ダミー	0.057	0.231	0	1	0.066	0.248	0	1	0.068	0.251	0	1
シク教徒ダミー	0.020	0.141	0	1	0.021	0.144	0	1	0.015	0.121	0	1
ジャイナ教徒ダミー	0.006	0.074	0	1	0.006	0.076	0	1	0.004	0.061	0	1
仏教徒ダミー	0.008	0.090	0	1	0.009	0.094	0	1	0.008	0.086	0	1
ゾロアスター教徒ダミー	0.001	0.023	0	1	0.000	0.019	0	1	0.000	0.010	0	1
その他ダミー	0.008	0.089	0	1	0.006	0.078	0	1	0.006	0.079	0	1

第66次 (2009-10年)

第68次 (2011-12年)

Obs	18,247				18,652			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	5.580	0.874	1.966	9.196	5.835	0.867	2.317	11.517
初等教育卒業未満ダミー	0.090	0.286	0	1	0.092	0.289	0	1
初等教育卒業ダミー	0.078	0.268	0	1	0.077	0.266	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.149	0.357	0	1	0.151	0.358	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.299	0.458	0	1	0.293	0.455	0	1
大学卒業ダミー	0.384	0.486	0	1	0.387	0.487	0	1
経験年数	21.437	11.810	0	60	21.518	11.856	0	60
経験年数 (二乗)	599.021	581.505	0	3600	603.567	586.872	0	3600
未婚ダミー	0.213	0.410	0	1	0.207	0.405	0	1
既婚ダミー	0.773	0.419	0	1	0.782	0.413	0	1
死別+離婚ダミー	0.013	0.115	0	1	0.011	0.104	0	1
世帯員数	4.565	2.394	1	33	4.560	2.374	1	31
STダミー	0.082	0.275	0	1	0.098	0.298	0	1
SCダミー	0.136	0.343	0	1	0.138	0.344	0	1
ヒンドゥー教徒ダミー	0.779	0.415	0	1	0.773	0.419	0	1
イスラーム教徒ダミー	0.113	0.317	0	1	0.117	0.321	0	1
キリスト教徒ダミー	0.068	0.252	0	1	0.071	0.256	0	1
シク教徒ダミー	0.018	0.132	0	1	0.020	0.138	0	1
ジャイナ教徒ダミー	0.004	0.064	0	1	0.004	0.061	0	1
仏教徒ダミー	0.010	0.101	0	1	0.008	0.091	0	1
ゾロアスター教徒ダミー	0.000	0.018	0	1	0.000	0.010	0	1
その他ダミー	0.007	0.085	0	1	0.008	0.087	0	1

2017-18年

2018-19年

Obs	21,670				21,505			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	6.153	0.732	2.303	10.058	6.198	0.732	1.204	9.275
初等教育卒業未満ダミー	0.064	0.245	0	1	0.062	0.241	0	1
初等教育卒業ダミー	0.069	0.253	0	1	0.073	0.260	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.185	0.389	0	1	0.186	0.389	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.313	0.464	0	1	0.304	0.460	0	1
大学卒業ダミー	0.369	0.482	0	1	0.375	0.484	0	1
経験年数	21.082	12.285	0	60	20.932	12.293	0	60
経験年数 (二乗)	595.348	606.491	0	3600	589.237	604.263	0	3600
未婚ダミー	0.245	0.430	0	1	0.252	0.434	0	1
既婚ダミー	0.744	0.436	0	1	0.735	0.441	0	1
死別+離婚ダミー	0.011	0.103	0	1	0.013	0.113	0	1
世帯員数	4.539	2.111	1	19	4.419	2.021	1	20
STダミー	0.087	0.282	0	1	0.081	0.273	0	1
SCダミー	0.136	0.343	0	1	0.138	0.345	0	1
ヒンドゥー教徒ダミー	0.775	0.418	0	1	0.770	0.421	0	1
イスラーム教徒ダミー	0.121	0.326	0	1	0.126	0.332	0	1
キリスト教徒ダミー	0.068	0.252	0	1	0.065	0.247	0	1
シク教徒ダミー	0.016	0.126	0	1	0.018	0.133	0	1
ジャイナ教徒ダミー	0.004	0.067	0	1	0.004	0.064	0	1
仏教徒ダミー	0.007	0.082	0	1	0.010	0.102	0	1
ゾロアスター教徒ダミー	0.001	0.024	0	1	0.001	0.026	0	1
その他ダミー	0.008	0.088	0	1	0.006	0.076	0	1

注：すべて都市の男性常用労働者のデータである。第38次(1983年)、第43次(1987-88年)、第50次(1993-94年)、第55次(1999-2000年)、第61次(2004-05年)、第64次(2007-08年)、第66次(2009-10年)、第68次(2011-12年)はそれぞれNSSデータ、2017-18年および2018-19年はPLFSデータである。産業ダミー、職業ダミー、地

域ダミー、調査時期ダミーは、紙幅の都合により省略している。詳細については、著者より提供が可能である。

【表 2-2 : ミンサー型賃金関数の推定の結果】

	第38次 (1983年)	第43次 (1987-88 年)	第50次 (1993-94 年)	第55次 (1999- 2000年)	第61次 (2004-05 年)	第64次 (2007-08 年)	第66次 (2009-10 年)	第68次 (2011-12 年)	2017-18年	2018-19年
VARIABLES	(1) 賃金 (対数 値)	(2) 賃金 (対数 値)	(3) 賃金 (対数 値)	(4) 賃金 (対数 値)	(5) 賃金 (対数 値)	(6) 賃金 (対数 値)	(7) 賃金 (対数 値)	(8) 賃金 (対数 値)	(9) 賃金 (対数 値)	(10) 賃金 (対数 値)
初等教育卒業ダミー	0.161*** (0.0116)	0.161*** (0.0146)	0.137*** (0.0208)	0.142*** (0.0155)	0.162*** (0.0161)	0.135*** (0.0175)	0.125*** (0.0219)	0.109*** (0.0212)	0.132*** (0.0194)	0.0999*** (0.0192)
後期初等教育卒業ダミー	0.312*** (0.0116)	0.310*** (0.0153)	0.279*** (0.0194)	0.305*** (0.0141)	0.295*** (0.0150)	0.260*** (0.0158)	0.282*** (0.0198)	0.242*** (0.0191)	0.205*** (0.0168)	0.206*** (0.0169)
後期中等教育卒業ダミー	0.645*** (0.0125)	0.631*** (0.0155)	0.533*** (0.0190)	0.581*** (0.0136)	0.547*** (0.0151)	0.460*** (0.0156)	0.528*** (0.0192)	0.468*** (0.0184)	0.363*** (0.0167)	0.362*** (0.0168)
大学卒業ダミー	1.024*** (0.0158)	1.008*** (0.0190)	0.904*** (0.0235)	1.025*** (0.0163)	1.026*** (0.0174)	0.918*** (0.0180)	0.958*** (0.0220)	0.901*** (0.0210)	0.746*** (0.0185)	0.737*** (0.0185)
経験年数	0.0447*** (0.00119)	0.0439*** (0.00149)	0.0413*** (0.00196)	0.0464*** (0.00134)	0.0483*** (0.00144)	0.0363*** (0.00136)	0.0327*** (0.00162)	0.0328*** (0.00155)	0.0315*** (0.00125)	0.0316*** (0.00125)
経験年数 (二乗)	-0.000552*** (2.08e-05)	-0.000533*** (2.62e-05)	-0.000479*** (3.51e-05)	-0.000530*** (2.41e-05)	-0.000590*** (2.60e-05)	-0.000402*** (2.49e-05)	-0.000336*** (3.01e-05)	-0.000340*** (2.91e-05)	-0.000372*** (2.34e-05)	-0.000380*** (2.35e-05)
既婚ダミー	0.101*** (0.0105)	0.121*** (0.0131)	0.147*** (0.0173)	0.147*** (0.0120)	0.162*** (0.0130)	0.115*** (0.0121)	0.142*** (0.0145)	0.137*** (0.0141)	0.140*** (0.0109)	0.140*** (0.0107)
死別+離婚ダミー	-0.0909*** (0.0262)	-0.00802 (0.0361)	0.0550 (0.0491)	0.000357 (0.0340)	0.0478 (0.0365)	-0.0343 (0.0384)	0.0270 (0.0405)	-0.0757* (0.0433)	-0.0373 (0.0351)	-0.0245 (0.0322)
世帯員数	-0.00645*** (0.00116)	-0.00955*** (0.00150)	-0.0147*** (0.00215)	-0.0103*** (0.00146)	-0.0154*** (0.00159)	-0.0120*** (0.00158)	-0.0139*** (0.00191)	-0.0145*** (0.00189)	-0.0199*** (0.00172)	-0.0219*** (0.00179)
STダミー	-0.0581*** (0.0190)	0.000150 (0.0219)	0.0101 (0.0303)	0.0469*** (0.0196)	0.0196 (0.0209)	-0.00667 (0.0202)	-0.0117 (0.0239)	0.0819*** (0.0217)	0.0479** (0.0184)	0.0479** (0.0188)
SCダミー	-0.0475*** (0.0115)	-0.0661*** (0.0146)	-0.0610*** (0.0183)	-0.0225* (0.0119)	-0.0627*** (0.0120)	-0.0603*** (0.0118)	-0.0417*** (0.0137)	-0.0609*** (0.0132)	-0.0250** (0.0107)	-0.0654*** (0.0106)
イスラーム教徒ダミー	-0.0254** (0.0115)	-0.0433*** (0.0142)	-0.0703*** (0.0187)	-0.0451*** (0.0126)	-0.0410*** (0.0137)	-0.0505*** (0.0132)	-0.0178 (0.0162)	-0.0550*** (0.0154)	-0.0222* (0.0124)	-0.0322*** (0.0120)
キリスト教徒ダミー	0.0352* (0.0181)	-0.0277 (0.0230)	-0.0249 (0.0283)	0.0369* (0.0206)	0.0327 (0.0229)	0.0317 (0.0226)	0.0121 (0.0260)	-0.0240 (0.0259)	-0.0438** (0.0208)	0.0316 (0.0210)
シク教徒ダミー	0.0615** (0.0257)	-0.00181 (0.0337)	-0.108*** (0.0413)	0.0253 (0.0279)	0.0891*** (0.0308)	0.0108 (0.0341)	0.0121 (0.0370)	0.0373 (0.0337)	0.0258 (0.0309)	0.00402 (0.0289)
ジャイナ教徒ダミー	0.0986** (0.0417)	0.0779 (0.0493)	0.0459 (0.0681)	0.192*** (0.0482)	0.139*** (0.0505)	0.130** (0.0605)	0.280*** (0.0686)	0.162** (0.0705)	0.147*** (0.0523)	-0.0389 (0.0541)
仏教徒ダミー	0.0276 (0.0359)	-0.00142 (0.0515)	-0.00978 (0.0556)	0.0612 (0.0425)	-0.00350 (0.0436)	0.0357 (0.0447)	-0.107** (0.0461)	0.0858* (0.0489)	-0.0119 (0.0453)	0.0358 (0.0384)
ゾロアスター教徒ダミー	-0.0116 (0.114)	-0.00958 (0.121)	-0.0926 (0.189)	0.115 (0.157)	0.392* (0.205)	0.765** (0.378)	1.339*** (0.240)	0.809* (0.414)	0.236* (0.142)	0.303** (0.130)
その他ダミー	0.0369 (0.0466)	0.113* (0.0582)	-0.141* (0.0815)	0.0452 (0.0427)	0.0881* (0.0531)	0.0309 (0.0550)	0.0844 (0.0572)	0.0472 (0.0595)	0.0755* (0.0400)	0.0184 (0.0467)
定数項	1.551*** (0.0490)	1.706*** (0.0938)	2.470*** (0.0688)	2.990*** (0.135)	4.004*** (0.158)	4.130*** (0.133)	4.280*** (0.589)	4.284*** (0.181)	5.230*** (0.184)	5.533*** (0.121)
State Region Dummies	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Dummies	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
NIC-code Dummies	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
NCO-code Dummies	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	22,433	23,438	22,270	23,182	19,911	20,843	18,247	18,652	21,670	21,505
R-squared	0.540	0.465	0.352	0.567	0.620	0.593	0.555	0.562	0.525	0.536

Standard errors in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-3 : Blinder-Oaxaca 分解の結果 (ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒)】

VARIABLES	第38次 (1983年)			第43次 (1987-88年)			第50次 (1993-94年)			第55次 (1999-2000年)			第61次 (2004-05年)		
	(1) 全体	(2) 属性格差	(3) 非属性格差	(4) 全体	(5) 属性格差	(6) 非属性格差	(7) 全体	(8) 属性格差	(9) 非属性格差	(10) 全体	(11) 属性格差	(12) 非属性格差	(13) 全体	(14) 属性格差	(15) 非属性格差
平均対数賃金:ヒンドゥー	2.990*** (0.00533)			3.504*** (0.00586)			4.117*** (0.00675)			4.867*** (0.00601)			4.967*** (0.00699)		
平均対数賃金:イスラーム	2.776*** (0.0133)			3.215*** (0.0147)			3.785*** (0.0194)			4.551*** (0.0162)			4.648*** (0.0179)		
差	0.214*** (0.0143)			0.289*** (0.0159)			0.331*** (0.0205)			0.316*** (0.0173)			0.319*** (0.0192)		
属性格差	0.190*** (0.0116)			0.250*** (0.0128)			0.257*** (0.0141)			0.272*** (0.0141)			0.278*** (0.0165)		
非属性格差	0.0244** (0.0118)			0.0387*** (0.0128)			0.0739*** (0.0180)			0.0438*** (0.0129)			0.0413*** (0.0136)		
定数項			0.320** (0.161)			0.568*** (0.205)			-0.00776 (0.239)			0.360** (0.158)			-0.0638 (0.161)
初等教育卒業ダミー		-0.00426*** (0.00132)	-0.00571 (0.00590)		-0.01066*** (0.00162)	-0.0130* (0.00704)		-0.00546*** (0.00135)	-0.00185 (0.00695)		-0.00935*** (0.00148)	-0.00322 (0.00535)		-0.00994*** (0.00166)	0.00702 (0.00607)
後期初等教育卒業ダミー		0.00199 (0.00251)	-0.0153** (0.00649)		0.00265 (0.00227)	-0.0240*** (0.00586)		-0.00776*** (0.00257)	0.00544 (0.00974)		-0.00258 (0.00243)	-0.0142** (0.00678)		-0.0108*** (0.00279)	0.00981 (0.00848)
後期中等教育卒業ダミー		0.0508*** (0.00569)	-0.0106 (0.00960)		0.0595*** (0.00548)	-0.0443*** (0.0105)		0.0358*** (0.00537)	-0.00454 (0.0137)		0.0398*** (0.00536)	-0.0177 (0.0114)		0.0277*** (0.00511)	0.00936 (0.00973)
大学卒業ダミー		0.0938*** (0.00593)	-0.00951 (0.00732)		0.120*** (0.00713)	-0.0266*** (0.00732)		0.135*** (0.00810)	0.00628 (0.0140)		0.124*** (0.00536)	-0.00858 (0.00714)		0.144*** (0.00511)	0.000180 (0.00973)
経験年数		-0.0400*** (0.0118)	-0.129 (0.0870)		-0.0288*** (0.0110)	-0.0134 (0.0933)		-0.0137 (0.0117)	-0.0791 (0.150)		0.0226* (0.0116)	-0.0563 (0.105)		0.0292*** (0.0136)	0.0435 (0.111)
経験年数 (二乗)		0.0266*** (0.00792)	0.0477 (0.0430)		0.0197*** (0.00723)	-0.0162 (0.0466)		0.0109 (0.00717)	0.0396 (0.0714)		-0.00949 (0.00687)	-0.0173 (0.0526)		-0.0108 (0.0136)	-0.0157 (0.0569)
既婚ダミー		0.00454*** (0.00106)	0.0261 (0.0225)		0.00963*** (0.00154)	0.00604 (0.0253)		0.00988*** (0.00190)	0.0347 (0.0447)		0.00899*** (0.00158)	0.0518* (0.0285)		0.0146*** (0.00215)	-0.0156 (0.0282)
死別+離婚ダミー		0.000165 (0.000287)	0.000733 (0.00225)		7.68e-06 (3.82e-05)	0.00140 (0.00126)		0.000148 (0.000196)	-0.000147 (0.00131)		7.27e-05 (0.000137)	-0.000176 (0.00108)		2.19e-05 (7.31e-05)	0.000636 (0.00156)
世帯員数		0.00717*** (0.00161)	-0.0340* (0.0201)		0.00863*** (0.00160)	-0.0269 (0.0218)		0.0163*** (0.00252)	0.0270 (0.0357)		0.0139*** (0.00214)	-0.0554** (0.0229)		0.0174*** (0.00219)	-0.0204 (0.0252)
STダミー		-0.000901** (0.000403)	0.00111 (0.00136)		0.000378 (0.000264)	0.00488** (0.00216)		-0.000220 (0.000951)	-0.0116 (0.00933)		-0.000546* (0.000329)	0.00308 (0.00457)		5.50e-05 (0.000122)	-0.00545 (0.00665)
SCダミー		-0.00397*** (0.00133)	0.000721 (0.00105)		-0.00555*** (0.00155)	-0.00118** (0.000684)		-0.00564*** (0.00187)	0.000313 (0.00250)		-0.000553 (0.00150)	-0.00291* (0.00158)		-0.00787*** (0.00185)	-7.60e-05 (0.000971)
州地域ダミー		0.00156 (0.00506)	-0.128** (0.0604)		-0.00572 (0.00626)	-0.116 (0.0795)		-0.00160 (0.00538)	-0.140 (0.0927)		-0.00245 (0.00506)	-0.105 (0.0909)		-0.00677 (0.00593)	0.165* (0.0935)
NICダミー		0.0356*** (0.00423)	0.0143 (0.133)		0.0525*** (0.00454)	-0.0235 (0.153)		0.0618*** (0.00525)	0.325** (0.150)		0.0571*** (0.00489)	-0.0301 (0.111)		0.0665*** (0.00607)	-0.116 (0.0874)
NCODダミー		0.0163*** (0.00269)	-0.0832 (0.0568)		0.0274*** (0.00309)	-0.241*** (0.0855)		0.0210*** (0.00369)	-0.128 (0.106)		0.0302*** (0.00340)	-0.0473 (0.0519)		0.0257*** (0.00396)	0.0317 (0.0715)
サンラウンダダミー		0.000170 (0.000393)	0.0146 (0.0180)		2.62e-05 (0.000682)	0.00437 (0.0201)		0.00144 (0.00130)	0.00789 (0.0335)		9.01e-05 (0.000437)	-0.0130 (0.0208)		-0.000829 (0.000557)	0.0105 (0.0247)
Observations	20,387			21,451			20,058			20,877			17,749		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

VARIABLES	第64次 (2007-08年)			第66次 (2009-10年)			第68次 (2011-12年)			2017-18年			2018-19年		
	(16) 全体	(17) 属性格差	(18) 非属性格差	(19) 全体	(20) 属性格差	(21) 非属性格差	(22) 全体	(23) 属性格差	(24) 非属性格差	(25) 全体	(26) 属性格差	(27) 非属性格差	(28) 全体	(29) 属性格差	(30) 非属性格差
平均対数賃金:ヒンドゥー	5.325*** (0.00655)			5.591*** (0.00738)			5.839*** (0.00723)			6.161*** (0.00564)			6.205*** (0.00570)		
平均対数賃金:イスラーム	4.955*** (0.0155)			5.310*** (0.0185)			5.559*** (0.0181)			5.930*** (0.0138)			5.977*** (0.0135)		
差	0.371*** (0.0169)			0.281*** (0.0199)			0.279*** (0.0195)			0.231*** (0.0149)			0.228*** (0.0146)		
属性格差	0.328*** (0.0143)			0.265*** (0.0176)			0.224*** (0.0176)			0.215*** (0.0125)			0.204*** (0.0125)		
非属性格差	0.0433*** (0.0124)			0.0161 (0.0156)			0.0549*** (0.0147)			0.0152 (0.0118)			0.0237*** (0.0118)		
定数項			0.106 (0.280)			0.196 (0.299)			-0.321 (0.319)			-0.823*** (0.245)			0.249 (0.255)
初等教育卒業ダミー	-0.00683*** (0.00130)		-0.00283 (0.00502)	-0.00603*** (0.00139)		-0.00550 (0.00599)	-0.00494*** (0.00122)		0.00398 (0.00557)	-0.00394*** (0.000947)		-0.000582 (0.00363)	-0.00525*** (0.00115)		0.00808* (0.00439)
後期初等教育卒業ダミー	-0.0136*** (0.00236)		0.00574 (0.00768)	-0.0149*** (0.00275)		-0.0175*** (0.00874)	-0.00898*** (0.00215)		-0.0166*** (0.00794)	-0.00925*** (0.00186)		-0.00767 (0.00824)	-0.00619*** (0.00172)		0.0113 (0.00794)
後期中等教育卒業ダミー	0.0134*** (0.00440)		0.0140 (0.0106)	0.0228*** (0.00545)		-0.0235* (0.0136)	0.00494 (0.00480)		-0.00296 (0.0131)	-0.00391 (0.00348)		-0.000859 (0.0126)	-0.000679 (0.00339)		0.0116 (0.0120)
大学卒業ダミー	0.185*** (0.00886)		0.0145 (0.0117)	0.177*** (0.0105)		-0.0183 (0.0166)	0.147*** (0.00980)		0.0141 (0.0165)	0.112*** (0.00730)		-0.00867 (0.0127)	0.104*** (0.00723)		0.0292** (0.0136)
経験年数	0.0265*** (0.0101)		-0.0521 (0.0855)	-0.00961 (0.00925)		-0.141 (0.111)	0.0136 (0.00906)		0.00842 (0.102)	0.00126 (0.00837)		-0.0846 (0.0780)	0.0291*** (0.00840)		0.0479 (0.0762)
経験年数 (二乗)	-0.00940 (0.00585)		0.0315 (0.0415)	0.00470 (0.00486)		0.0475 (0.0552)	-0.00507 (0.00478)		-0.0111 (0.0501)	-0.00509 (0.00507)		0.0293 (0.0398)	-0.0126*** (0.00508)		-0.0103 (0.0393)
既婚ダミー	0.0113*** (0.00176)		-0.00381 (0.0232)	0.00767*** (0.00167)		0.00786 (0.0307)	0.0110*** (0.00186)		-0.0160 (0.0298)	0.00908*** (0.00151)		0.0222 (0.0226)	0.00725*** (0.00144)		-0.0229 (0.0210)
死別+離婚ダミー	-7.59e-05 (0.000115)		-0.000792 (0.000115)	0.000173 (0.000386)		-0.00131 (0.000978)	-9.02e-05 (0.000164)		0.00168 (0.00143)	-5.12e-05 (9.01e-05)		0.000156 (0.00101)	-0.000179 (0.000234)		-0.00185 (0.00130)
世帯員数	0.0177*** (0.00277)		0.0160 (0.0235)	0.0142*** (0.00227)		-0.00815 (0.0289)	0.0189*** (0.00276)		-0.0225 (0.0262)	0.0218*** (0.00225)		-0.0504*** (0.0229)	0.0202*** (0.00202)		-0.0694*** (0.0234)
STダミー	8.34e-05 (0.000126)		0.00203 (0.00528)	-9.35e-05 (0.000259)		-0.00167 (0.00336)	3.03e-05 (0.000351)		-0.0132*** (0.00642)	0.00248*** (0.000493)		0.000288 (0.00205)	0.000479 (0.000450)		-0.00125 (0.00167)
SCダミー	-0.00759*** (0.00170)		-1.54e-05 (0.00179)	-0.00603*** (0.00196)		0.00231 (0.00150)	-0.00884*** (0.00212)		0.00155*** (0.000699)	-0.00333*** (0.00166)		0.00331*** (0.00127)	-0.00081*** (0.00173)		-0.000449 (0.00123)
州地域グループ	-0.0166*** (0.00526)		0.0874* (0.0454)	-0.0379*** (0.00842)		0.169 (0.138)	-0.0347*** (0.00788)		0.179 (0.148)	0.0104* (0.00602)		0.212*** (0.0820)	0.0103* (0.00575)		0.326*** (0.0803)
NICグループ	0.0658*** (0.00522)		-0.0900 (0.0817)	0.062*** (0.00659)		-0.407** (0.162)	0.0611*** (0.00625)		-0.0782 (0.0733)	0.0403*** (0.00489)		0.726*** (0.224)	0.0391 (0.00455)		-0.0901 (0.0709)
NCOグループ	0.0597*** (0.00478)		-0.0982 (0.256)	0.0452*** (0.00506)		0.260 (0.206)	0.0370*** (0.00502)		0.314 (0.271)	0.0336*** (0.00373)		-0.0219 (0.0333)	0.0336*** (0.00373)		-0.418* (0.220)
サテライトグループ	0.00212*** (0.000632)		0.0139 (0.0197)	0.00167*** (0.000808)		-0.0433* (0.0236)	-0.00614*** (0.00124)		0.0140 (0.0258)	6.92e-05 (0.000692)		0.0196 (0.0285)	-0.00193*** (0.000713)		-0.0450 (0.0322)
Observations	18,752			16,274			16,600			19,418			19,268		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-4 : Blinder-Oaxaca 分解の結果 (一般コースト+OBCs とイスラーム教徒)】

VARIABLES	第38次 (1983年)			第43次 (1987-88年)			第50次 (1993-94年)			第55次 (1999-2000年)			第61次 (2004-05年)		
	(1) 全体	(2) 属性格差	(3) 非属性格差	(4) 全体	(5) 属性格差	(6) 非属性格差	(7) 全体	(8) 属性格差	(9) 非属性格差	(10) 全体	(11) 属性格差	(12) 非属性格差	(13) 全体	(14) 属性格差	(15) 非属性格差
平均対数賃金:一般+OBCs	3.029*** (0.00581)			3.544*** (0.00641)			4.150*** (0.00732)			4.895*** (0.00660)			5.014*** (0.00786)		
平均対数賃金:イスラーム	2.777*** (0.0134)			3.210*** (0.0148)			3.761*** (0.0204)			4.523*** (0.0167)			4.625*** (0.0182)		
差	0.252*** (0.0146)			0.333*** (0.0161)			0.389*** (0.0217)			0.372*** (0.0179)			0.389*** (0.0198)		
属性格差	0.228*** (0.0119)			0.298*** (0.0131)			0.316*** (0.0145)			0.326*** (0.0145)			0.350*** (0.0169)		
非属性格差	0.0234* (0.0120)			0.0357*** (0.0130)			0.0735*** (0.0183)			0.0455*** (0.0133)			0.0391*** (0.0140)		
定数項			0.305* (0.163)			0.544*** (0.208)			0.122 (0.254)			0.385** (0.163)			0.0295 (0.166)
初等教育卒業ダミー		-0.00483*** (0.00131)	-0.00776 (0.00597)		-0.0121*** (0.00183)	-0.0110 (0.00721)		-0.00679*** (0.00156)	-0.00125 (0.00732)		-0.0115*** (0.00177)	-0.00184 (0.00542)		-0.0116*** (0.00190)	0.00733 (0.00613)
後期初等教育卒業ダミー		0.00273 (0.00259)	-0.0159** (0.00667)		0.00135 (0.00239)	-0.0230*** (0.00608)		-0.00717*** (0.00263)	0.00734 (0.0102)		-0.00418 (0.00260)	-0.0127* (0.00699)		-0.0142*** (0.00292)	0.00845 (0.00879)
後期中等教育卒業ダミー		0.0639*** (0.00599)	-0.0108 (0.0101)		0.0757*** (0.00589)	-0.0404*** (0.0109)		0.0471*** (0.00584)	-0.000322 (0.0145)		0.0496*** (0.00575)	-0.0126 (0.0121)		0.0325*** (0.00534)	0.0115 (0.0103)
大学卒業ダミー		0.117*** (0.00711)	-0.0108 (0.00627)		0.146*** (0.00772)	-0.0265*** (0.00781)		0.153*** (0.00891)	0.00650 (0.0156)		0.148*** (0.00875)	-0.00527 (0.0104)		0.182*** (0.0110)	0.000138 (0.0127)
経験年数		-0.0632*** (0.0124)	-0.129 (0.0887)		-0.0468*** (0.0113)	-0.00683 (0.0964)		-0.0237* (0.0123)	-0.139 (0.158)		0.0184 (0.0118)	-0.0555 (0.107)		0.0241* (0.0138)	0.0287 (0.114)
経験年数 (二乗)		0.0416*** (0.00836)	0.0488 (0.0439)		0.0306*** (0.00745)	-0.0275 (0.0483)		0.0180** (0.00769)	0.0602 (0.0753)		-0.00550 (0.00701)	-0.0152 (0.0536)		-0.00679 (0.00880)	-0.0166 (0.0575)
既婚ダミー		0.00354*** (0.000969)	0.0355 (0.0266)		0.00879*** (0.00154)	0.00684 (0.0260)		0.0103*** (0.00203)	0.0358 (0.0460)		0.0100*** (0.00171)	0.0483* (0.0286)		0.0169*** (0.00245)	-0.0139 (0.0291)
死別+離婚ダミー		0.000384 (0.000337)	0.000527 (0.00225)		7.94e-07 (2.34e-05)	0.00118 (0.00130)		0.000144 (0.000186)	0.000445 (0.00139)		5.80e-05 (0.000107)	-0.000252 (0.00115)		-1.15e-05 (9.65e-05)	-5.77e-05 (0.00153)
世帯員数		0.00858*** (0.00184)	-0.0410** (0.0205)		0.00965*** (0.00183)	-0.0246 (0.0224)		0.0172*** (0.00277)	0.0347 (0.0376)		0.0114*** (0.00231)	-0.0421* (0.0241)		0.0218*** (0.00266)	-0.0369 (0.0265)
州地域グループ		0.00211 (0.00522)	-0.117* (0.0610)		-0.00429 (0.00643)	-0.0819 (0.0917)		0.00968* (0.00507)	-0.149 (0.0917)		0.0116** (0.00482)	-0.0842 (0.0922)		-0.00158 (0.00603)	0.121 (0.0957)
NICグループ		0.0330*** (0.00430)	0.0400 (0.0400)		0.0487*** (0.00480)	-0.0303 (0.155)		0.0657*** (0.00568)	0.264 (0.166)		0.0574*** (0.00513)	-0.0816 (0.114)		0.0661*** (0.00627)	-0.137 (0.0899)
NCOグループ		0.0237*** (0.00300)	-0.0775 (0.0578)		0.0397*** (0.00371)	-0.254*** (0.0860)		0.0310*** (0.00436)	-0.168 (0.107)		0.0417*** (0.00386)	-0.0599 (0.0536)		0.0419*** (0.00446)	0.0365 (0.0755)
サテララウンドグループ		0.000395 (0.000389)	0.00487 (0.0184)		0.000142 (0.000705)	0.00374 (0.0205)		0.00149 (0.00135)	0.000666 (0.0355)		-0.000639 (0.000439)	-0.0163 (0.0221)		-0.000825 (0.000543)	-0.00333 (0.0255)
Observations	17,734			18,634			17,391			17,748			14,612		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

VARIABLES	第64次 (2009-08年)			第66次 (2009-10年)			第68次 (2011-12年)			2017-18年			2018-19年		
	(16) 全体	(17) 属性格差	(18) 非属性格差	(19) 全体	(20) 属性格差	(21) 非属性格差	(22) 全体	(23) 属性格差	(24) 非属性格差	(25) 全体	(26) 属性格差	(27) 非属性格差	(28) 全体	(29) 属性格差	(30) 非属性格差
平均対数賃金:一般+OBG	5.383*** (0.00726)			5.644*** (0.00817)			5.890*** (0.00813)			6.183*** (0.00630)			6.243*** (0.00629)		
平均対数賃金:イヌラーム	4.940*** (0.0159)			5.285*** (0.0188)			5.516*** (0.0183)			5.916*** (0.0139)			5.965*** (0.0135)		
差	0.443*** (0.0175)			0.358*** (0.0205)			0.374*** (0.0200)			0.267*** (0.0152)			0.278*** (0.0149)		
属性格差	0.408*** (0.0148)			0.341*** (0.0178)			0.314*** (0.0176)			0.250*** (0.0128)			0.246*** (0.0128)		
非属性格差	0.0344*** (0.0127)			0.0171 (0.0161)			0.0602*** (0.0151)			0.0168 (0.0121)			0.0312** (0.0121)		
定数項			0.143 (0.287)			0.181 (0.321)			-0.503 (0.355)		-0.555** (0.222)			0.460* (0.267)	
初等教育卒業ダミー		-0.00689*** (0.00146)	-0.00319 (0.00500)		-0.00634*** (0.00166)	-0.00469 (0.00615)		-0.00475*** (0.00143)	0.00404 (0.00549)		0.000561 (0.00366)		-0.00542*** (0.00141)	-0.00508 (0.00434)	
後期初等教育卒業ダミー		-0.0152*** (0.00237)	-0.00359 (0.00790)		-0.0174*** (0.00293)	-0.0170* (0.00912)		-0.0108*** (0.00216)	-0.0258*** (0.00827)		-0.0102*** (0.00189)	-0.00975 (0.00845)		-0.00751*** (0.00167)	0.00218 (0.00796)
後期中等教育卒業ダミー		0.0158*** (0.00441)	0.00979 (0.0112)		0.0299*** (0.00555)	-0.0289*** (0.0148)		0.00494 (0.00466)	-0.0118 (0.0137)		-0.00406 (0.00345)	-0.00298 (0.0130)		-9.62e-05 (0.00319)	-0.000379 (0.0123)
大学卒業ダミー		0.217*** (0.00971)	0.0119 (0.0129)		0.214*** (0.0116)	-0.0257 (0.0183)		0.183*** (0.0105)	0.00765 (0.0171)		0.129*** (0.00777)	-0.0114 (0.0138)		0.122*** (0.00760)	0.0196 (0.0145)
経験年数		0.0248** (0.00976)	-0.0993 (0.0879)		-0.0147 (0.00920)	-0.170 (0.115)		0.0114 (0.00977)	0.0399 (0.106)		0.00420 (0.00865)	-0.0826 (0.0797)		0.0314*** (0.00849)	0.0614 (0.0780)
経験年数 (二乗)		-0.00818 (0.00556)	0.0514 (0.0428)		0.00792 (0.00488)	0.0533 (0.0576)		-0.00341 (0.00566)	-0.0382 (0.0519)		0.00416 (0.00559)	0.0164 (0.0404)		-0.0146*** (0.00542)	-0.0359 (0.0402)
既婚ダミー		0.0128*** (0.00202)	0.00589 (0.0240)		0.00867*** (0.00184)	0.0126 (0.0318)		0.0119*** (0.00206)	-0.00592 (0.0301)		0.0107*** (0.00173)	0.0297 (0.0232)		0.00827*** (0.00159)	-0.0215 (0.0214)
死別+離婚ダミー		-2.57e-05 (0.000118)	-0.00645 (0.00105)		-0.000183 (0.000397)	-0.00128 (0.00102)		-3.92e-05 (0.000117)	0.00241 (0.00154)		-3.80e-05 (0.00343)	9.39e-05 (0.00154)		4.48e-05 (0.000197)	-0.00165 (0.00134)
世帯員数		0.0210*** (0.00322)	-0.00461 (0.0250)		0.0147*** (0.00263)	-0.00833 (0.0306)		0.0196*** (0.00343)	-0.0321 (0.0278)		0.0255*** (0.00265)	-0.0628*** (0.0236)		0.0219*** (0.000197)	-0.0735*** (0.00134)
州地域グループ		-0.00231 (0.00532)	0.0818* (0.0471)		-0.0221*** (0.00839)	0.251 (0.155)		-0.0153*** (0.00755)	0.227 (0.193)		0.0119** (0.00657)	0.210** (0.0903)		0.0175*** (0.00603)	0.221*** (0.0786)
NICグループ		0.0686*** (0.00554)	-0.1122 (0.0847)		0.0700*** (0.00686)	-0.429*** (0.168)		0.0646*** (0.00672)	-0.0606 (0.0776)		0.0403*** (0.00518)	0.500** (0.196)		0.0336*** (0.00475)	0.0598 (0.0732)
NCOグループ		0.0783*** (0.00538)	-0.0490 (0.261)		0.0613*** (0.00554)	0.255 (0.220)		0.0588*** (0.00549)	0.435 (0.283)		0.0440*** (0.00396)	-0.0195 (0.0345)		0.0408*** (0.00391)	-0.482** (0.225)
ナゾラウインドグループ		0.00249*** (0.000709)	0.0125 (0.0206)		0.00202*** (0.000890)	-0.0508** (0.0245)		-0.00606*** (0.00130)	0.0216 (0.0272)		-4.76e-05 (0.000784)	0.00361 (0.0294)		-0.00115 (0.000704)	-0.0638* (0.0329)
Observations	15,599			13,450			13,483			15,874			15,868		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-5 : Blinder-Oaxaca 分解の結果 (SCs+STs とイスラーム教徒)】

VARIABLES	第38次 (1983年)			第43次 (1987-88年)			第50次 (1993-94年)			第55次 (1999-2000年)			第61次 (2004-05年)		
	(1) 全体	(2) 属性格差	(3) 非属性格差	(4) 全体	(5) 属性格差	(6) 非属性格差	(7) 全体	(8) 属性格差	(9) 非属性格差	(10) 全体	(11) 属性格差	(12) 非属性格差	(13) 全体	(14) 属性格差	(15) 非属性格差
平均対数賃金:SCs+STs	2.763*** (0.0125)			3.272*** (0.0135)			3.910*** (0.0168)			4.721*** (0.0143)			4.774*** (0.0147)		
平均対数賃金:イスラーム	2.776*** (0.0133)			3.215*** (0.0147)			3.785*** (0.0194)			4.551*** (0.0162)			4.648*** (0.0179)		
差	-0.0130 (0.0182)			0.0568*** (0.0200)			0.125*** (0.0257)			0.170*** (0.0216)			0.127*** (0.0232)		
属性格差	0.000303 (0.0156)			0.0657*** (0.0169)			0.121*** (0.0198)			0.151*** (0.0182)			0.134*** (0.0202)		
非属性格差	-0.0133 (0.0167)			-0.00897 (0.0173)			0.00402 (0.0233)			0.0185 (0.0171)			-0.00730 (0.0167)		
定数項			0.385 (0.244)			0.255 (0.344)			-0.594* (0.345)			-0.00739 (0.183)			-0.333*** (0.169)
初等教育卒業ダミー	0.00258 (0.00203)		-0.00215 (0.00760)			-0.00516*** (0.00192)			-0.00393 (0.00893)			-0.00233* (0.00140)			-0.00108 (0.00162)
後期初等教育卒業ダミー	-0.00242 (0.00348)		-0.0194*** (0.00801)			0.0111*** (0.00369)			0.00595 (0.00332)			0.00901*** (0.00368)			0.00136 (0.00352)
後期中等教育卒業ダミー	-0.0286*** (0.00683)		-0.0228*** (0.0102)			-0.0173*** (0.00722)			-0.00796 (0.0113)			-0.000318 (0.00616)			-0.0117 (0.00690)
大学卒業ダミー	-0.0332*** (0.00729)		-0.0176*** (0.00571)			-0.0280*** (0.00840)			-0.00825 (0.00853)			-0.0138 (0.00968)			-0.00182 (0.0106)
経験年数	0.0884*** (0.0164)		-0.262** (0.125)			0.0765*** (0.0159)			-0.0263 (0.0179)			0.0889*** (0.0179)			0.106 (0.141)
経験年数 (二乗)	-0.0532*** (0.0114)		0.0968 (0.0628)			-0.0448*** (0.0106)			0.0248 (0.0971)			-0.0661*** (0.0181)			-0.0707 (0.0715)
既婚ダミー	0.00998*** (0.00249)		0.105*** (0.0390)			0.0138*** (0.00291)			0.118** (0.0567)			0.00886*** (0.00238)			0.0361 (0.0416)
死別+離婚ダミー	-0.000770 (0.000705)		0.00344 (0.00317)			0.000226 (0.000382)			-0.000932 (0.000708)			-0.000288 (0.000767)			-0.00130 (0.00173)
世帯員数	0.000674 (0.00200)		0.000185 (0.0268)			0.00360*** (0.00170)			0.0254 (0.0304)			0.0114*** (0.00355)			-0.118*** (0.0298)
州地域グループ	0.00245 (0.00853)		-0.105* (0.0627)			-0.00605 (0.00886)			0.0331 (0.0112)			0.0135* (0.00788)			0.127* (0.0692)
NICグループ	0.0451*** (0.00689)		-0.0232 (0.0197)			0.0858*** (0.00710)			-0.0338 (0.0100)			0.0842*** (0.00763)			-0.0415 (0.0136)
NGOグループ	-0.0306*** (0.00431)		-0.187*** (0.0882)			-0.0228*** (0.00458)			-0.166 (0.142)			-0.0108*** (0.00439)			0.0386 (0.0661)
サテライトグループ	-0.000106 (0.000676)		0.0360 (0.0231)			-0.000122 (0.00113)			0.0217 (0.0255)			-7.55e-05 (0.000572)			-0.0218 (0.0261)
Observations	5,166			5,455			4,623			5,619			5,244		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

VARIABLES	第64次 (2007-08年)			第66次 (2009-10年)			第68次 (2011-12年)			2017-18年			2018-19年		
	(16) 全体	(17) 属性格差	(18) 非属性格差	(19) 全体	(20) 属性格差	(21) 非属性格差	(22) 全体	(23) 属性格差	(24) 非属性格差	(25) 全体	(26) 属性格差	(27) 非属性格差	(28) 全体	(29) 属性格差	(30) 非属性格差
平均対数賃金:SCs+Sts	5.074*** (0.0143)			5.370*** (0.0166)			5.641*** (0.0152)			6.074*** (0.0125)			6.052*** (0.0130)		
平均対数賃金:イヌーム	4.955*** (0.0155)			5.310*** (0.0185)			5.559*** (0.0181)			5.930*** (0.0138)			5.977*** (0.0135)		
差	0.120*** (0.0211)			0.0594** (0.0248)			0.0813*** (0.0237)			0.143*** (0.0186)			0.0749*** (0.0187)		
属性格差	0.127*** (0.0184)			0.0989*** (0.0206)			0.0938*** (0.0205)			0.113*** (0.0157)			0.0871*** (0.0155)		
非属性格差	-0.00713 (0.0159)			-0.0395** (0.0190)			-0.0125 (0.0181)			0.0299** (0.0148)			-0.0122 (0.0153)		
定数項			-0.255 (0.300)			-0.339 (0.263)			-0.324 (0.305)			-0.902*** (0.346)			-0.158 (0.167)
初等教育卒業ダミー	-0.00166 (0.00149)		0.00492 (0.00647)	-0.00133 (0.00162)		-0.00339 (0.00767)	-0.00256** (0.00129)		0.00876 (0.00679)	-0.00104 (0.00105)		0.000857 (0.00483)		-0.00154 (0.000939)	0.0122** (0.00602)
後期初等教育卒業ダミー	0.000158 (0.00339)		0.0318*** (0.0101)	-0.00215 (0.00388)		-0.0145 (0.0110)	0.00450 (0.00371)		0.00479 (0.0103)	-0.00286 (0.00269)		0.0103 (0.0108)		0.00339 (0.00265)	0.0362*** (0.0113)
後期中等教育卒業ダミー	0.00309 (0.00593)		0.0410*** (0.0134)	0.0186** (0.00776)		-0.0116 (0.0167)	0.00681 (0.00709)		0.0337** (0.0162)	0.000882 (0.00479)		0.0186 (0.0161)		-0.000718 (0.00502)	0.0483*** (0.0161)
大学卒業ダミー	0.0402*** (0.00995)		0.0174 (0.0138)	0.0267** (0.0123)		-0.0279 (0.0191)	0.0172 (0.0117)		0.0417** (0.0188)	0.0378*** (0.00904)		0.00620 (0.0159)		0.0159* (0.00858)	0.0506*** (0.0167)
経験年数	0.0749*** (0.0165)		0.272** (0.111)	0.0460*** (0.0152)		-0.0299 (0.146)	0.0389*** (0.0121)		0.0193 (0.131)	0.0115 (0.0111)		-0.0792 (0.0990)		0.0324*** (0.0111)	0.132 (0.101)
経験年数 (二乗)	-0.0396*** (0.0104)		-0.0941* (0.0547)	-0.0280*** (0.00889)		0.0185 (0.0749)	-0.0167*** (0.00596)		0.0456 (0.0662)	-0.000916 (0.00581)		0.0890* (0.0517)		-0.0136** (0.00598)	0.0204 (0.0529)
既婚ダミー	0.00805*** (0.00240)		-0.0438 (0.0306)	0.00473** (0.00185)		0.00723 (0.0402)	0.00866*** (0.00236)		-0.0476 (0.0381)	0.00617*** (0.00173)		-0.0180 (0.0287)		0.00649*** (0.00184)	-0.0555*** (0.0274)
死別+離婚ダミー	-0.000115 (0.000485)		-0.00162 (0.00150)	0.00201 (0.00124)		-0.00114 (0.00163)	-0.000502 (0.000585)		5.41e-05 (0.00189)	-7.99e-05 (0.000184)		0.000230 (0.00144)		-0.000831 (0.000783)	-0.00432*** (0.00185)
世帯員数	0.0111*** (0.00290)		0.0495* (0.0281)	0.00928*** (0.00265)		0.00482 (0.0357)	0.0117*** (0.00270)		-0.0242 (0.0335)	0.0116*** (0.00245)		-0.00597 (0.0302)		0.00914*** (0.00191)	-0.0564* (0.0309)
州地域グループ	-0.0390*** (0.00835)		0.0592 (0.0678)	-0.0442*** (0.00870)		0.0306 (0.0335)	-0.0245*** (0.00898)		0.246*** (0.0592)	-0.00186 (0.00767)		-0.0466 (0.0507)		-0.00907 (0.00703)	-0.00254 (0.0487)
NICグループ	0.0804*** (0.00754)		0.0199 (0.100)	0.0874*** (0.00875)		0.0547 (0.0904)	0.0812*** (0.00807)		-0.0666 (0.0826)	0.0582*** (0.00644)		0.932*** (0.333)		0.0641*** (0.00646)	-0.190** (0.0863)
NCOグループ	-0.0113*** (0.00517)		-0.110 (0.262)	-0.0220*** (0.00655)		0.310 (0.226)	-0.0237*** (0.00597)		0.0385 (0.280)	-0.00598 (0.00458)		-0.0248 (0.0376)		-0.0169*** (0.00506)	0.207** (0.0948)
サブサンプルトグループ	0.000870 (0.000714)		0.00260 (0.0246)	0.00187 (0.00138)		-0.0381 (0.0310)	-0.00730*** (0.00189)		0.0111 (0.0296)	2.58e-05 (0.00122)		0.0498 (0.0354)		-0.00172 (0.00155)	-0.0519 (0.0410)
Observations	5,513			4,786			5,161			6,085			6,037		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-6 : Heckman の 2 段階推定の結果】

VARIABLES	第38次 (1983年)		第43次 (1987-88年)		第50次 (1993-94年)		第55次 (1999-2000年)		第61次 (2004-05年)	
	(1) 賃金 (対数 値)	(2) 選択変数	(3) 賃金 (対数 値)	(4) 選択変数	(5) 賃金 (対数 値)	(6) 選択変数	(7) 賃金 (対数 値)	(8) 選択変数	(9) 賃金 (対数 値)	(10) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.113*** (0.0125)	0.376*** (0.0295)	0.107*** (0.0158)	0.371*** (0.0290)	0.0920*** (0.0220)	0.322*** (0.0310)	0.114*** (0.0162)	0.324*** (0.0319)	0.140*** (0.0166)	0.324*** (0.0338)
後期初等教育卒業ダミー	0.232*** (0.0139)	0.667*** (0.0332)	0.233*** (0.0175)	0.588*** (0.0332)	0.205*** (0.0227)	0.561*** (0.0315)	0.262*** (0.0158)	0.545*** (0.0311)	0.257*** (0.0167)	0.577*** (0.0343)
後期中等教育卒業ダミー	0.540*** (0.0160)	1.029*** (0.0421)	0.522*** (0.0197)	0.984*** (0.0402)	0.428*** (0.0252)	0.882*** (0.0345)	0.514*** (0.0175)	0.944*** (0.0333)	0.494*** (0.0183)	0.895*** (0.0387)
大学卒業ダミー	0.906*** (0.0197)	1.342*** (0.0679)	0.891*** (0.0231)	1.147*** (0.0596)	0.783*** (0.0304)	1.167*** (0.0517)	0.948*** (0.0207)	1.286*** (0.0498)	0.960*** (0.0216)	1.363*** (0.0548)
経験年数	0.0419*** (0.00125)	0.0531*** (0.00395)	0.0419*** (0.00153)	0.0429*** (0.00387)	0.0387*** (0.00202)	0.0445*** (0.00374)	0.0452*** (0.00136)	0.0388*** (0.00362)	0.0479*** (0.00144)	0.0253*** (0.00405)
経験年数 (二乗)	-0.000530*** (2.14e-05)	-0.000635*** (6.32e-05)	-0.000525*** (2.66e-05)	-0.000476*** (6.24e-05)	-0.000460*** (3.55e-05)	-0.000503*** (6.23e-05)	-0.000525*** (2.42e-05)	-0.000399*** (6.05e-05)	-0.000594*** (2.61e-05)	-0.000195*** (6.75e-05)
既婚ダミー	0.0854*** (0.0109)	0.0295 (0.0318)	0.117*** (0.0133)	-0.0505 (0.0317)	0.131*** (0.0176)	0.0441 (0.0322)	0.138*** (0.0121)	0.0329 (0.0315)	0.157*** (0.0131)	0.00825 (0.0360)
死別+離婚ダミー	-0.0992*** (0.0268)	-0.0147 (0.0722)	-0.00281 (0.0367)	-0.105 (0.0800)	0.0590 (0.0495)	-0.135 (0.0860)	0.00362 (0.0341)	-0.207** (0.0824)	0.0495 (0.0365)	-0.108 (0.0934)
世帯員数	-0.00392*** (0.00122)	-0.0177*** (0.00395)	-0.00849*** (0.00154)	-0.000126 (0.00414)	-0.0112*** (0.00224)	-0.0237*** (0.00433)	-0.00849*** (0.00150)	-0.0250*** (0.00406)	-0.0139*** (0.00163)	-0.0297*** (0.00465)
STダミー	-0.0381* (0.0196)	-0.211*** (0.0541)	0.0191 (0.0223)	-0.214*** (0.0501)	0.0285 (0.0308)	-0.234*** (0.0549)	0.0598*** (0.0198)	-0.253*** (0.0500)	0.0251 (0.0210)	-0.144** (0.0562)
SCダミー	-0.0283*** (0.0118)	-0.194*** (0.0303)	-0.0369*** (0.0151)	-0.297*** (0.0301)	-0.0361* (0.0188)	-0.250*** (0.0297)	-0.00856 (0.0121)	-0.298*** (0.0283)	-0.0566*** (0.0121)	-0.186*** (0.0303)
イスラーム教徒ダミー	-0.00369 (0.0119)	-0.188*** (0.0316)	-0.0291** (0.0145)	-0.114*** (0.0308)	-0.0519*** (0.0190)	-0.143*** (0.0305)	-0.0333*** (0.0127)	-0.180*** (0.0292)	-0.0348** (0.0138)	-0.0911*** (0.0330)
キリスト教徒ダミー	0.0241 (0.0187)	0.125** (0.0614)	-0.0384 (0.0235)	0.102* (0.0592)	-0.0428 (0.0288)	0.187*** (0.0576)	0.0292 (0.0208)	0.134** (0.0599)	0.0248 (0.0230)	0.172*** (0.0658)
シク教徒ダミー	0.0679*** (0.0268)	-0.00864 (0.0980)	0.000528 (0.0346)	0.0395 (0.0983)	-0.113*** (0.0420)	0.132 (0.0964)	0.0341 (0.0282)	-0.0393 (0.0919)	0.0875*** (0.0310)	0.228** (0.113)
ジャイナ教徒ダミー	0.0910** (0.0434)	0.117 (0.164)	0.0590 (0.0510)	0.336* (0.198)	0.0588 (0.0693)	-0.111 (0.177)	0.180*** (0.0488)	0.309 (0.198)	0.122** (0.0510)	0.567** (0.262)
仏教徒ダミー	0.0210 (0.0370)	-0.0165 (0.110)	0.00263 (0.0524)	-0.0411 (0.120)	0.000302 (0.0563)	-0.209* (0.109)	0.0639 (0.0427)	0.0119 (0.115)	-0.00386 (0.0438)	0.0438 (0.127)
ゾロアスター教徒ダミー	-0.0262 (0.119)	0.112 (0.491)	-0.0108 (0.125)	0.565 (0.708)	-0.0887 (0.194)	5.529 (0)	0.129 (0.158)	-0.166 (0.762)	0.393* (0.206)	4.952 (0)
その他ダミー	0.0545 (0.0478)	-0.141 (0.128)	0.0940 (0.0592)	0.159 (0.132)	-0.136* (0.0824)	-0.116 (0.149)	0.0333 (0.0431)	0.247** (0.122)	0.0821 (0.0533)	0.106 (0.162)
従属人口指数		-0.106* (0.0547)		-0.193*** (0.0543)		-0.149*** (0.0524)		-0.155*** (0.0532)		-0.0492 (0.0598)
逆ミルズ比	-0.339*** (0.0303)		-0.362*** (0.0384)		-0.334*** (0.0518)		-0.195*** (0.0316)		-0.170*** (0.0330)	
定数項	2.081*** (0.0691)	-2.305*** (0.118)	2.165*** (0.105)	-1.696*** (0.146)	3.008*** (0.109)	-2.219*** (0.103)	3.037*** (0.0511)	-0.975*** (0.0900)	3.505*** (0.0544)	0.241 (0.168)
State Region Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Sub-Round Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NIC-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NCO-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Observations	22,433	29,433	23,438	30,618	22,270	30,546	23,182	32,268	19,911	28,104

VARIABLES	第64次 (2007-08年)		第66次 (2009-10年)		第68次 (2011-12年)		2017-18年		2018-19年	
	(11) 賃金 (対数 値)	(12) 選択変数	(13) 賃金 (対数 値)	(14) 選択変数	(15) 賃金 (対数 値)	(16) 選択変数	(17) 賃金 (対数 値)	(18) 選択変数	(19) 賃金 (対数 値)	(20) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.128*** (0.0176)	0.181*** (0.0375)	0.122*** (0.0221)	0.250*** (0.0404)	0.113*** (0.0213)	0.164*** (0.0419)	0.139*** (0.0194)	0.175*** (0.0465)	0.114*** (0.0192)	0.243*** (0.0482)
後期初等教育卒業ダミー	0.245*** (0.0169)	0.485*** (0.0370)	0.278*** (0.0205)	0.411*** (0.0390)	0.250*** (0.0197)	0.378*** (0.0407)	0.218*** (0.0171)	0.362*** (0.0427)	0.228*** (0.0172)	0.401*** (0.0445)
後期中等教育卒業ダミー	0.440*** (0.0177)	0.709*** (0.0401)	0.522*** (0.0209)	0.707*** (0.0410)	0.481*** (0.0199)	0.690*** (0.0426)	0.382*** (0.0174)	0.628*** (0.0449)	0.390*** (0.0174)	0.612*** (0.0468)
大学卒業ダミー	0.892*** (0.0207)	1.186*** (0.0584)	0.950*** (0.0245)	1.313*** (0.0592)	0.917*** (0.0232)	1.299*** (0.0640)	0.770*** (0.0196)	1.324*** (0.0641)	0.773*** (0.0195)	1.323*** (0.0685)
経験年数	0.0361*** (0.00136)	0.0268*** (0.00422)	0.0327*** (0.00161)	0.0254*** (0.00434)	0.0330*** (0.00155)	0.0268*** (0.00457)	0.0314*** (0.00125)	0.00661 (0.00454)	0.0316*** (0.00124)	0.00613 (0.00466)
経験年数 (二乗)	-0.000402*** (2.48e-05)	-0.000284*** (7.00e-05)	-0.000336*** (3.00e-05)	-0.000270*** (7.32e-05)	-0.000340*** (2.90e-05)	-0.000317*** (7.59e-05)	-0.000369*** (2.33e-05)	-4.14e-05 (7.69e-05)	-0.000381*** (2.34e-05)	-0.000104 (7.96e-05)
既婚ダミー	0.114*** (0.0121)	0.00546 (0.0375)	0.142*** (0.0144)	0.0263 (0.0392)	0.137*** (0.0141)	0.0137 (0.0408)	0.140*** (0.0109)	-0.0147 (0.0419)	0.142*** (0.0107)	0.105*** (0.0429)
死別・離婚ダミー	-0.0292 (0.0384)	-0.220** (0.103)	0.0274 (0.0404)	-0.136 (0.101)	-0.0794* (0.0432)	-0.316*** (0.103)	-0.0383 (0.0350)	-0.0245 (0.115)	-0.0237 (0.0321)	0.0911 (0.109)
世帯員数	-0.0113*** (0.00160)	-0.0215*** (0.00481)	-0.0136*** (0.00194)	-0.0366*** (0.00502)	-0.0149*** (0.00190)	-0.0257*** (0.00566)	-0.0201*** (0.00172)	-0.0229*** (0.00628)	-0.0228*** (0.00179)	-0.0385*** (0.00676)
STダミー	-0.00224 (0.0202)	-0.216*** (0.0591)	-0.0110 (0.0239)	-0.172*** (0.0604)	0.0101 (0.0216)	-0.157** (0.0646)	0.0810*** (0.0183)	-0.0566 (0.0183)	0.0484** (0.0188)	0.0366 (0.0744)
SCダミー	-0.0587*** (0.0118)	-0.111*** (0.0320)	-0.0410*** (0.0137)	-0.160*** (0.0328)	-0.0621*** (0.0132)	-0.144*** (0.0345)	-0.0282*** (0.0107)	-0.143*** (0.0353)	-0.0685*** (0.0106)	-0.193*** (0.0367)
イスラム教徒ダミー	-0.0481*** (0.0132)	-0.0668* (0.0346)	-0.0171 (0.0162)	-0.115*** (0.0369)	-0.0576*** (0.0154)	-0.146*** (0.0381)	-0.0273** (0.0125)	-0.233*** (0.0374)	-0.0440*** (0.0121)	-0.340*** (0.0379)
キリスト教徒ダミー	0.0302 (0.0226)	0.0437 (0.0716)	0.0125 (0.0259)	-0.0610 (0.0696)	-0.0226 (0.0259)	0.0218 (0.0775)	-0.0416** (0.0207)	0.104 (0.0755)	0.0332 (0.0210)	-0.0186 (0.0806)
シク教徒ダミー	0.0125 (0.0340)	-0.0379 (0.123)	0.0134 (0.0369)	-0.150 (0.110)	0.0380 (0.0336)	0.178 (0.122)	0.0263 (0.0308)	-0.0662 (0.117)	0.00103 (0.0289)	-0.0903 (0.123)
ジャイナ教徒ダミー	0.129** (0.0604)	0.116 (0.272)	0.279*** (0.0683)	0.179 (0.255)	0.165** (0.0703)	0.692** (0.348)	0.137*** (0.0522)	-0.411* (0.238)	-0.0456 (0.0542)	-0.324 (0.332)
仏教徒ダミー	0.0414 (0.0447)	-0.309** (0.134)	-0.108** (0.0459)	0.147 (0.126)	0.0860* (0.0487)	-0.0812 (0.156)	-0.00872 (0.0452)	0.000718 (0.157)	0.0423 (0.0384)	0.443*** (0.154)
ゾロアスター教徒ダミー	0.772** (0.378)	4.144 (0)	1.340*** (0.239)	5.283 (0)	0.811** (0.412)	4.515 (0)	0.240* (0.142)	6.137 (0)	0.300** (0.130)	-0.173 (0.617)
その他ダミー	0.0323 (0.0549)	-0.111 (0.180)	0.0865 (0.0570)	-0.283** (0.122)	0.0522 (0.0593)	0.362* (0.204)	0.0773* (0.0399)	0.0181 (0.158)	0.0244 (0.0467)	0.323* (0.195)
従属人口指数		-0.201*** (0.0645)		-0.236*** (0.0658)		-0.106 (0.0703)		-0.0390 (0.0722)		-0.0497 (0.0755)
逆ミズ比	-0.0841** (0.0337)		-0.0229 (0.0317)		0.0528* (0.0313)		0.102*** (0.0260)		0.146*** (0.0248)	
定数項	4.630*** (0.310)	0.152 (0.731)	3.957*** (0.0570)	0.125 (0.139)	4.189*** (0.0569)	0.524*** (0.167)	5.191*** (0.184)	0.472 (0.703)	4.929*** (0.0502)	0.733*** (0.197)
State Region Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Sub-Round Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NIC-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NCO-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Observations	20,843	28,312	18,247	26,462	18,652	25,655	21,670	27,880	21,505	27,244

Standard errors in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-7 : Heckman の 2 段階推定 (ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒)】

VARIABLES	第38次 (1983年)		第43次 (1987-88年)		第50次 (1993-94年)		第55次 (1999-2000年)		第61次 (2004-05年)	
	(1) 賃金 (対数 値)	(2) 選択変数	(3) 賃金 (対数 値)	(4) 選択変数	(5) 賃金 (対数 値)	(6) 選択変数	(7) 賃金 (対数 値)	(8) 選択変数	(9) 賃金 (対数 値)	(10) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.117*** (0.0132)	0.381*** (0.0307)	0.0994*** (0.0155)	0.377*** (0.0301)	0.106*** (0.0220)	0.335*** (0.0322)	0.115*** (0.0170)	0.333*** (0.0330)	0.139*** (0.0174)	0.336*** (0.0350)
後期初等教育卒業ダミー	0.231*** (0.0146)	0.657*** (0.0346)	0.234*** (0.0173)	0.581*** (0.0346)	0.212*** (0.0230)	0.575*** (0.0329)	0.264*** (0.0167)	0.564*** (0.0322)	0.261*** (0.0175)	0.570*** (0.0358)
後期中等教育卒業ダミー	0.544*** (0.0169)	1.049*** (0.0443)	0.523*** (0.0195)	1.006*** (0.0423)	0.435*** (0.0255)	0.888*** (0.0359)	0.507*** (0.0187)	0.972*** (0.0347)	0.496*** (0.0192)	0.892*** (0.0404)
大学卒業ダミー	0.911*** (0.0207)	1.353*** (0.0718)	0.889*** (0.0230)	1.177*** (0.0633)	0.807*** (0.0309)	1.165*** (0.0540)	0.941*** (0.0223)	1.321*** (0.0525)	0.969*** (0.0230)	1.379*** (0.0581)
経験年数	0.0420*** (0.00132)	0.0529*** (0.00413)	0.0418*** (0.00153)	0.0444*** (0.00406)	0.0399*** (0.00203)	0.0445*** (0.00391)	0.0457*** (0.00143)	0.0379*** (0.00377)	0.0489*** (0.00154)	0.0262*** (0.00426)
経験年数 (二乗)	-0.000528*** (2.26e-05)	-0.000633*** (6.60e-05)	-0.000526*** (2.65e-05)	-0.000479*** (6.54e-05)	-0.000479*** (3.55e-05)	-0.000495*** (6.47e-05)	-0.000534*** (2.55e-05)	-0.000371*** (6.28e-05)	-0.000609*** (2.77e-05)	-0.000206*** (7.06e-05)
既婚ダミー	0.0810*** (0.0116)	0.0368 (0.0332)	0.120*** (0.0133)	-0.0643* (0.0333)	0.138*** (0.0178)	0.0361 (0.0337)	0.139*** (0.0128)	0.0221 (0.0329)	0.156*** (0.0139)	7.89e-05 (0.0377)
死別+離婚ダミー	-0.104*** (0.0284)	-0.0295 (0.0751)	0.00711 (0.0362)	-0.105 (0.0843)	0.0422 (0.0494)	-0.120 (0.0892)	0.0146 (0.0361)	-0.201** (0.0863)	0.0247 (0.0399)	-0.138 (0.0986)
世帯員数	-0.00304** (0.00128)	-0.0188*** (0.00410)	-0.00737*** (0.00153)	-0.000688 (0.00431)	-0.0125*** (0.00223)	-0.0214*** (0.00449)	-0.00800*** (0.00157)	-0.0235*** (0.00422)	-0.0143*** (0.00173)	-0.0334*** (0.00483)
STダミー	-0.0350 (0.0230)	-0.256*** (0.0596)	0.0506** (0.0239)	-0.253*** (0.0554)	0.0173 (0.0331)	-0.239*** (0.0590)	0.0505** (0.0232)	-0.235*** (0.0557)	0.0365 (0.0238)	-0.169*** (0.0616)
SCダミー	-0.0233* (0.0123)	-0.183*** (0.0313)	-0.0312** (0.0147)	-0.282*** (0.0312)	-0.0359* (0.0185)	-0.245*** (0.0305)	0.00184 (0.0127)	-0.290*** (0.0293)	-0.0564*** (0.0126)	-0.167*** (0.0313)
イスラーム教徒ダミー	-0.00204 (0.0120)	-0.187*** (0.0319)	-0.0203 (0.0138)	-0.112*** (0.0310)	-0.0550*** (0.0183)	-0.140*** (0.0306)	-0.0304** (0.0129)	-0.175*** (0.0294)	-0.0324** (0.0139)	-0.0886*** (0.0333)
従属人口指数		-0.0960* (0.0572)		-0.190*** (0.0567)		-0.152*** (0.0548)		-0.173*** (0.0556)		-0.0535 (0.0626)
逆ミズ比	-0.356*** (0.0312)		-0.435*** (0.0374)		-0.316*** (0.0527)		-0.215*** (0.0335)		-0.183*** (0.0348)	
定数項	2.085*** (0.0723)	-2.335*** (0.123)	2.236*** (0.101)	-1.653*** (0.152)	2.959*** (0.111)	-2.236*** (0.107)	3.039*** (0.0544)	-0.988*** (0.0931)	3.470*** (0.0585)	0.131 (0.173)
State Region Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
Sub-Round Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
NIC-code Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
NCO-code Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
Observations	20,387	26,934	21,451	28,045	20,058	27,684	20,877	29,180	17,749	25,257

VARIABLES	第64次 (2007-08年)		第66次 (2009-10年)		第68次 (2011-12年)		2017-18年		2018-19年	
	(11) 賃金 (対数 値)	(12) 選択変数	(13) 賃金 (対数 値)	(14) 選択変数	(15) 賃金 (対数 値)	(16) 選択変数	(17) 賃金 (対数 値)	(18) 選択変数	(19) 賃金 (対数 値)	(20) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.121*** (0.0185)	0.177*** (0.0388)	0.124*** (0.0230)	0.251*** (0.0418)	0.114*** (0.0220)	0.163*** (0.0432)	0.134*** (0.0201)	0.174*** (0.0482)	0.108*** (0.0199)	0.252*** (0.0494)
後期初等教育卒業ダミー	0.238*** (0.0177)	0.473*** (0.0384)	0.272*** (0.0215)	0.428*** (0.0405)	0.244*** (0.0205)	0.388*** (0.0420)	0.210*** (0.0178)	0.370*** (0.0441)	0.216*** (0.0180)	0.406*** (0.0458)
後期中等教育卒業ダミー	0.442*** (0.0185)	0.719*** (0.0417)	0.515*** (0.0219)	0.735*** (0.0429)	0.481*** (0.0208)	0.706*** (0.0442)	0.377*** (0.0181)	0.632*** (0.0464)	0.383*** (0.0182)	0.622*** (0.0483)
大学卒業ダミー	0.905*** (0.0218)	1.211*** (0.0617)	0.955*** (0.0259)	1.373*** (0.0628)	0.935*** (0.0243)	1.332*** (0.0669)	0.769*** (0.0205)	1.363*** (0.0673)	0.775*** (0.0204)	1.321*** (0.0709)
経験年数	0.0371*** (0.00144)	0.0278*** (0.00440)	0.0329*** (0.00170)	0.0265*** (0.00457)	0.0328*** (0.00165)	0.0282*** (0.00479)	0.0313*** (0.00132)	0.00670 (0.00471)	0.0320*** (0.00131)	0.00459 (0.00483)
経験年数 (二乗)	-0.000421*** (2.63e-05)	-0.000306*** (7.29e-05)	-0.000340*** (3.16e-05)	-0.000271*** (7.68e-05)	-0.000344*** (3.08e-05)	-0.000346*** (7.95e-05)	-0.000374*** (2.45e-05)	-3.64e-05 (8.00e-05)	-0.000394*** (2.46e-05)	-7.96e-05 (8.21e-05)
既婚ダミー	0.108*** (0.0128)	0.0157 (0.0390)	0.138*** (0.0153)	0.0150 (0.0413)	0.145*** (0.0148)	0.0175 (0.0427)	0.135*** (0.0115)	-0.0234 (0.0438)	0.142*** (0.0113)	0.107** (0.0448)
死別+離婚ダミー	-0.0380 (0.0409)	-0.194* (0.107)	0.0227 (0.0450)	-0.182* (0.109)	-0.0660 (0.0459)	-0.273** (0.108)	-0.0289 (0.0381)	-0.0687 (0.123)	-0.0267 (0.0349)	0.0812 (0.115)
世帯員数	-0.0113*** (0.00167)	-0.0206*** (0.00496)	-0.0142*** (0.00203)	-0.0369*** (0.00518)	-0.0155*** (0.00199)	-0.0251*** (0.00586)	-0.0207*** (0.00180)	-0.0243*** (0.00648)	-0.0229*** (0.00188)	-0.0430*** (0.00694)
STダミー	-0.0171 (0.0232)	-0.214*** (0.0649)	-0.0537** (0.0270)	-0.168** (0.0679)	0.0108 (0.0237)	-0.148** (0.0694)	0.0885*** (0.0202)	-0.0374 (0.0739)	0.0116 (0.0213)	0.0434 (0.0811)
SCダミー	-0.0532*** (0.0123)	-0.115*** (0.0328)	-0.0432*** (0.0142)	-0.140*** (0.0340)	-0.0586*** (0.0136)	-0.133*** (0.0353)	-0.0263** (0.0111)	-0.127*** (0.0365)	-0.0582*** (0.0111)	-0.180*** (0.0377)
イスラーム教徒ダミー	-0.0460*** (0.0135)	-0.0649* (0.0349)	-0.0157 (0.0164)	-0.0993*** (0.0373)	-0.0573*** (0.0155)	-0.137*** (0.0384)	-0.0281** (0.0126)	-0.226*** (0.0375)	-0.0439*** (0.0123)	-0.331*** (0.0380)
従属人口指数		-0.234*** (0.0674)		-0.260*** (0.0697)		-0.127* (0.0734)		-0.0280 (0.0756)		-0.0154 (0.0787)
逆ミズ比	-0.0813** (0.0346)		-0.0255 (0.0332)		0.0822** (0.0328)		0.109*** (0.0274)		0.156*** (0.0264)	
定数項	4.619*** (0.314)	0.172 (0.738)	3.980*** (0.0611)	-0.000472 (0.146)	4.180*** (0.0599)	0.485*** (0.172)	5.210*** (0.185)	0.469 (0.710)	4.946*** (0.0537)	0.724*** (0.200)
State Region Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
Sub-Round Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
NIC-code Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
NCO-code Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
Observations	18,752	25,566	16,274	23,683	16,600	23,043	19,418	24,987	19,268	24,427

Standard errors in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-8 : Heckman の 2 段階推定 (一般コースト+OBCs とイスラーム教徒)】

VARIABLES	第38次 (1983年)		第43次 (1987-88年)		第50次 (1993-94年)		第55次 (1999-2000年)		第61次 (2004-05年)	
	(1) 賃金 (対数 値)	(2) 選択変数	(3) 賃金 (対数 値)	(4) 選択変数	(5) 賃金 (対数 値)	(6) 選択変数	(7) 賃金 (対数 値)	(8) 選択変数	(9) 賃金 (対数 値)	(10) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.106*** (0.0145)	0.364*** (0.0342)	0.102*** (0.0174)	0.397*** (0.0338)	0.103*** (0.0251)	0.349*** (0.0365)	0.126*** (0.0194)	0.334*** (0.0378)	0.137*** (0.0206)	0.355*** (0.0407)
後期初等教育卒業ダミー	0.221*** (0.0161)	0.667*** (0.0383)	0.233*** (0.0194)	0.610*** (0.0387)	0.200*** (0.0260)	0.576*** (0.0366)	0.270*** (0.0191)	0.569*** (0.0364)	0.257*** (0.0206)	0.584*** (0.0412)
後期中等教育卒業ダミー	0.536*** (0.0184)	1.040*** (0.0479)	0.522*** (0.0218)	1.035*** (0.0459)	0.432*** (0.0292)	0.916*** (0.0392)	0.512*** (0.0215)	0.983*** (0.0385)	0.491*** (0.0228)	0.944*** (0.0456)
大学卒業ダミー	0.903*** (0.0224)	1.345*** (0.0759)	0.882*** (0.0254)	1.219*** (0.0670)	0.789*** (0.0349)	1.185*** (0.0576)	0.941*** (0.0252)	1.313*** (0.0564)	0.966*** (0.0269)	1.414*** (0.0643)
経験年数	0.0429*** (0.00141)	0.0491*** (0.00454)	0.0415*** (0.00164)	0.0440*** (0.00447)	0.0402*** (0.00219)	0.0424*** (0.00429)	0.0450*** (0.00156)	0.0377*** (0.00418)	0.0487*** (0.00171)	0.0264*** (0.00486)
経験年数 (二乗)	-0.000541*** (2.45e-05)	-0.000590*** (7.32e-05)	-0.000525*** (2.88e-05)	-0.000499*** (7.27e-05)	-0.000490*** (3.87e-05)	-0.000484*** (7.18e-05)	-0.000528*** (2.79e-05)	-0.000390*** (7.03e-05)	-0.000628*** (3.12e-05)	-0.000206*** (8.14e-05)
既婚ダミー	0.0684*** (0.0123)	0.0487 (0.0367)	0.114*** (0.0142)	-0.0476 (0.0370)	0.123*** (0.0191)	0.0516 (0.0370)	0.137*** (0.0138)	0.0353 (0.0364)	0.167*** (0.0154)	-0.00242 (0.0428)
死別+離婚ダミー	-0.114*** (0.0318)	-0.0103 (0.0877)	-0.0183 (0.0400)	-0.0625 (0.0973)	0.0480 (0.0541)	-0.0186 (0.105)	0.0403 (0.0415)	-0.315*** (0.100)	0.0282 (0.0459)	-0.0756 (0.118)
世帯員数	-0.00308** (0.00139)	-0.0199*** (0.00455)	-0.00694*** (0.00167)	-0.00516 (0.00476)	-0.0127*** (0.00242)	-0.0190*** (0.00493)	-0.00568*** (0.00172)	-0.0213*** (0.00468)	-0.0167*** (0.00194)	-0.0348*** (0.00544)
イスラーム教徒ダミー	0.00215 (0.0123)	-0.175*** (0.0328)	-0.0160 (0.0142)	-0.101*** (0.0319)	-0.0503*** (0.0189)	-0.143*** (0.0312)	-0.0301** (0.0133)	-0.180*** (0.0302)	-0.0301** (0.0144)	-0.0910*** (0.0342)
従属人口指数		-0.139** (0.0640)		-0.250*** (0.0635)		-0.163*** (0.0611)		-0.191*** (0.0626)		-0.0405 (0.0712)
逆ミルズ比	-0.403*** (0.0346)		-0.462*** (0.0420)		-0.359*** (0.0607)		-0.224*** (0.0394)		-0.169*** (0.0411)	
定数項	2.098*** (0.0755)	-2.150*** (0.134)	2.268*** (0.109)	-1.664*** (0.166)	2.972*** (0.118)	-2.075*** (0.115)	3.028*** (0.0588)	-0.879*** (0.103)	3.511*** (0.0668)	0.176 (0.214)
State Region Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Sub-Round Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NIC-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NCO-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Observations	17,734	22,629	18,634	23,427	17,391	22,914	17,748	23,535	14,612	19,869

VARIABLES	第64次 (2007-08年)		第66次 (2009-10年)		第68次 (2011-12年)		2017-18年		2018-19年	
	(11) 賃金 (対数 値)	(12) 選択変数	(13) 賃金 (対数 値)	(14) 選択変数	(15) 賃金 (対数 値)	(16) 選択変数	(17) 賃金 (対数 値)	(18) 選択変数	(19) 賃金 (対数 値)	(20) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.108*** (0.0213)	0.157*** (0.0453)	0.112*** (0.0269)	0.255*** (0.0491)	0.0924*** (0.0256)	0.160*** (0.0510)	0.136*** (0.0230)	0.156*** (0.0555)	0.0942*** (0.0226)	0.242*** (0.0571)
後期初等教育卒業ダミー	0.219*** (0.0200)	0.426*** (0.0442)	0.265*** (0.0250)	0.455*** (0.0474)	0.214*** (0.0237)	0.378*** (0.0495)	0.196*** (0.0202)	0.363*** (0.0506)	0.191*** (0.0202)	0.412*** (0.0525)
後期中等教育卒業ダミー	0.430*** (0.0208)	0.695*** (0.0471)	0.506*** (0.0255)	0.753*** (0.0496)	0.450*** (0.0237)	0.683*** (0.0512)	0.368*** (0.0204)	0.628*** (0.0532)	0.351*** (0.0203)	0.613*** (0.0550)
大学卒業ダミー	0.908*** (0.0242)	1.178*** (0.0684)	0.959*** (0.0297)	1.419*** (0.0707)	0.909*** (0.0275)	1.338*** (0.0761)	0.760*** (0.0230)	1.378*** (0.0756)	0.751*** (0.0228)	1.376*** (0.0809)
経験年数	0.0347*** (0.00159)	0.0289*** (0.00503)	0.0316*** (0.00188)	0.0245*** (0.00525)	0.0342*** (0.00184)	0.0322*** (0.00554)	0.0316*** (0.00145)	0.00900* (0.00534)	0.0315*** (0.00142)	0.00809 (0.00545)
経験年数 (二乗)	-0.000389*** (2.94e-05)	-0.000330*** (8.46e-05)	-0.000329*** (3.54e-05)	-0.000265*** (8.90e-05)	-0.000397*** (3.48e-05)	-0.000426*** (9.25e-05)	-0.000403*** (2.70e-05)	-6.61e-05 (9.04e-05)	-0.000411*** (2.67e-05)	-0.000133 (9.25e-05)
既婚ダミー	0.117*** (0.0140)	-0.0209 (0.0444)	0.139*** (0.0169)	0.0412 (0.0473)	0.145*** (0.0165)	-0.0220 (0.0493)	0.146*** (0.0127)	-0.0775 (0.0499)	0.149*** (0.0123)	0.113** (0.0508)
死別+離婚ダミー	-0.0515 (0.0473)	-0.223* (0.129)	-0.0283 (0.0517)	-0.148 (0.125)	-0.0466 (0.0517)	-0.351*** (0.129)	-0.0299 (0.0422)	-0.0201 (0.145)	0.0115 (0.0394)	0.0468 (0.136)
世帯員数	-0.0132*** (0.00186)	-0.0218*** (0.00558)	-0.0140*** (0.00224)	-0.0387*** (0.00585)	-0.0148*** (0.00228)	-0.0293*** (0.00673)	-0.0222*** (0.00200)	-0.0207*** (0.00734)	-0.0223*** (0.00207)	-0.0450*** (0.00792)
イスラーム教徒ダミー	-0.0384*** (0.0139)	-0.0629* (0.0362)	-0.0166 (0.0169)	-0.0779** (0.0387)	-0.0633*** (0.0161)	-0.150*** (0.0397)	-0.0244* (0.0129)	-0.228*** (0.0387)	-0.0457*** (0.0124)	-0.355*** (0.0393)
従属人口指数		-0.191** (0.0769)		-0.278*** (0.0804)		-0.125 (0.0853)		0.0218 (0.0861)		-0.0202 (0.0895)
逆ミルズ比	-0.0564 (0.0395)		-0.00775 (0.0380)		0.0905** (0.0370)		0.124*** (0.0308)		0.150*** (0.0291)	
定数項	4.846*** (0.386)	-0.0420 (0.832)	3.995*** (0.0679)	-0.0112 (0.167)	4.249*** (0.0683)	0.580*** (0.213)	5.514*** (0.259)	0.140 (0.842)	4.967*** (0.0597)	0.645*** (0.226)
State Region Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Sub-Round Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NIC-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NCO-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Observations	15,599	20,278	18,391	18,616	13,483	17,910	15,874	19,946	15,868	19,662

Standard errors in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-9 : Heckman の 2 段階推定 (SCs/STs とイスラーム教徒)】

VARIABLES	第38次 (1983年)		第43次 (1987-88年)		第50次 (1993-94年)		第55次 (1999-2000年)		第61次 (2004-05年)	
	(1) 賃金 (対数 値)	(2) 選択変数	(3) 賃金 (対数 値)	(4) 選択変数	(5) 賃金 (対数 値)	(6) 選択変数	(7) 賃金 (対数 値)	(8) 選択変数	(9) 賃金 (対数 値)	(10) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.154*** (0.0229)	0.410*** (0.0514)	0.117*** (0.0244)	0.434*** (0.0500)	0.124*** (0.0371)	0.343*** (0.0531)	0.104*** (0.0265)	0.362*** (0.0509)	0.135*** (0.0253)	0.371*** (0.0535)
後期初等教育卒業ダミー	0.275*** (0.0260)	0.643*** (0.0611)	0.312*** (0.0272)	0.461*** (0.0596)	0.245*** (0.0413)	0.610*** (0.0578)	0.299*** (0.0269)	0.519*** (0.0528)	0.284*** (0.0262)	0.564*** (0.0569)
後期中等教育卒業ダミー	0.554*** (0.0333)	1.182*** (0.0912)	0.603*** (0.0329)	0.937*** (0.0835)	0.449*** (0.0457)	0.792*** (0.0686)	0.516*** (0.0312)	0.886*** (0.0614)	0.529*** (0.0292)	0.779*** (0.0695)
大学卒業ダミー	0.920*** (0.0448)	1.404*** (0.188)	0.957*** (0.0449)	1.204*** (0.166)	0.857*** (0.0615)	1.001*** (0.124)	0.951*** (0.0406)	1.269*** (0.107)	1.001*** (0.0372)	1.232*** (0.114)
経験年数	0.0412*** (0.00276)	0.0568*** (0.00745)	0.0416*** (0.00303)	0.0505*** (0.00739)	0.0421*** (0.00445)	0.0566*** (0.00727)	0.0496*** (0.00290)	0.0389*** (0.00661)	0.0527*** (0.00273)	0.0197*** (0.00713)
経験年数 (二乗)	-0.000517*** (4.40e-05)	-0.000658*** (0.000115)	-0.000504*** (4.92e-05)	-0.000580*** (0.000116)	-0.000497*** (7.22e-05)	-0.000684*** (0.000116)	-0.000560*** (4.85e-05)	-0.000379*** (0.000107)	-0.000620*** (4.70e-05)	-0.000101 (0.000115)
既婚ダミー	0.109*** (0.0235)	-0.0204 (0.0577)	0.157*** (0.0255)	-0.207*** (0.0576)	0.181*** (0.0369)	-0.0128 (0.0612)	0.104*** (0.0257)	0.0562 (0.0563)	0.126*** (0.0245)	0.0387 (0.0624)
死別+離婚ダミー	-0.0773 (0.0499)	-0.160 (0.117)	0.0699 (0.0634)	-0.308** (0.138)	-0.00245 (0.101)	-0.258* (0.145)	-0.0689 (0.0637)	0.140 (0.144)	-0.0136 (0.0650)	-0.151 (0.160)
世帯員数	0.000832 (0.00230)	-0.0194*** (0.00649)	-0.00506* (0.00261)	-0.00167 (0.00699)	-0.0146*** (0.00403)	-0.0199*** (0.00746)	-0.00985*** (0.00272)	-0.0191*** (0.00651)	-0.00875*** (0.00282)	-0.0319*** (0.00748)
イスラーム教徒ダミー	0.0158 (0.0167)	0.0206 (0.0425)	-0.000661 (0.0182)	0.154*** (0.0416)	-0.0267 (0.0246)	0.0755* (0.0414)	-0.0362** (0.0172)	0.0960** (0.0392)	0.00286 (0.0174)	0.0983** (0.0432)
従属人口指数		-0.0440 (0.0952)		-0.0724 (0.0940)		-0.242*** (0.0940)		-0.190** (0.0896)		-0.103 (0.102)
逆ミルズ比	-0.245*** (0.0538)		-0.295*** (0.0564)		-0.154 (0.0951)		-0.243*** (0.0563)		-0.139*** (0.0519)	
定数項	1.970*** (0.152)	-2.940*** (0.228)	1.909*** (0.159)	-1.737*** (0.261)	2.914*** (0.251)	-3.004*** (0.199)	3.135*** (0.122)	-1.589*** (0.177)	3.208*** (0.0991)	-0.144 (0.270)
State Region Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Sub-Round Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NIC-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
NCO-code Dummies	YES		YES		YES		YES		YES	
Observations	5,166	8,137	5,455	8,503	4,623	8,036	5,619	9,766	5,244	8,895

VARIABLES	第64次 (2007-08年)		第66次 (2009-10年)		第68次 (2011-12年)		2017-18年		2018-19年	
	(11) 賃金 (対数 値)	(12) 選択変数	(13) 賃金 (対数 値)	(14) 選択変数	(15) 賃金 (対数 値)	(16) 選択変数	(17) 賃金 (対数 値)	(18) 選択変数	(19) 賃金 (対数 値)	(20) 選択変数
初等教育卒業ダミー	0.152*** (0.0261)	0.127** (0.0575)	0.171*** (0.0327)	0.244*** (0.0622)	0.135*** (0.0316)	0.200*** (0.0636)	0.138*** (0.0296)	0.227*** (0.0727)	0.115*** (0.0297)	0.261*** (0.0717)
後期初等教育卒業ダミー	0.280*** (0.0258)	0.464*** (0.0591)	0.334*** (0.0312)	0.390*** (0.0617)	0.343*** (0.0302)	0.417*** (0.0637)	0.259*** (0.0265)	0.428*** (0.0681)	0.266*** (0.0279)	0.345*** (0.0687)
後期中等教育卒業ダミー	0.469*** (0.0279)	0.610*** (0.0686)	0.598*** (0.0332)	0.738*** (0.0696)	0.570*** (0.0320)	0.762*** (0.0699)	0.412*** (0.0274)	0.655*** (0.0733)	0.447*** (0.0287)	0.619*** (0.0741)
大学卒業ダミー	0.871*** (0.0354)	1.159*** (0.119)	0.989*** (0.0421)	1.226*** (0.115)	0.982*** (0.0396)	1.324*** (0.116)	0.812*** (0.0325)	1.363*** (0.119)	0.789*** (0.0335)	1.101*** (0.116)
経験年数	0.0467*** (0.00251)	0.0243*** (0.00718)	0.0408*** (0.00310)	0.0325*** (0.00747)	0.0335*** (0.00283)	0.0176** (0.00747)	0.0341*** (0.00228)	0.0131* (0.00767)	0.0333*** (0.00241)	-0.000231 (0.00775)
経験年数 (二乗)	-0.000563*** (4.31e-05)	-0.000269** (0.000114)	-0.000431*** (5.41e-05)	-0.000314*** (0.000121)	-0.000286*** (5.05e-05)	-0.000143 (0.000121)	-0.000355*** (4.10e-05)	-0.000134 (0.000128)	-0.000356*** (4.45e-05)	-2.63e-05 (0.000133)
既婚ダミー	0.0796*** (0.0223)	0.0709 (0.0629)	0.122*** (0.0275)	-0.0468 (0.0668)	0.123*** (0.0254)	0.0875 (0.0662)	0.0821*** (0.0203)	-0.00507 (0.0709)	0.135*** (0.0206)	0.0964 (0.0705)
死別+離婚ダミー	-0.00423 (0.0657)	-0.168 (0.163)	0.177** (0.0812)	-0.423** (0.191)	-0.177** (0.0778)	0.00159 (0.164)	-0.0447 (0.0674)	-0.362* (0.193)	-0.0792 (0.0633)	-0.0201 (0.186)
世帯員数	-0.00974*** (0.00262)	-0.000187 (0.00733)	-0.0147*** (0.00335)	-0.0385*** (0.00776)	-0.0140*** (0.00295)	-0.00891 (0.00831)	-0.0149*** (0.00278)	-0.0166* (0.00955)	-0.0182*** (0.00309)	-0.0347*** (0.00997)
イスラーム教徒ダミー	0.00680 (0.0166)	0.0395 (0.0449)	0.0172 (0.0204)	-0.0121 (0.0471)	-0.00635 (0.0187)	-0.00969 (0.0480)	-0.0307** (0.0155)	-0.162*** (0.0491)	0.00782 (0.0161)	-0.155*** (0.0496)
従属人口指数		-0.484*** (0.105)		-0.192* (0.110)		-0.137 (0.113)		-0.318*** (0.121)		0.0266 (0.122)
逆ミルズ比	-0.139*** (0.0508)		0.0261 (0.0549)		0.0702 (0.0526)		0.0918** (0.0413)		0.151*** (0.0416)	
定数項	3.612*** (0.108)	0.284 (0.308)	3.859*** (0.115)	-0.235 (0.248)	3.978*** (0.102)	0.0929 (0.273)	5.048*** (0.233)	0.107 (0.818)	4.847*** (0.0990)	0.839** (0.344)
State Region Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
Sub-Round Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
NIC-code Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
NCO-code Dummies		YES		YES		YES		YES		YES
Observations	5,513	9,047	4,786	8,456	5,161	8,471	6,085	8,774	6,037	8,632
Standard errors in parentheses										
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1										

【表 2-10：2 段階推定の結果を利用した Oaxaca 分解（ヒンドゥー教徒とイスラーム教徒）】

VARIABLES	第38次 (1983年)		第43次 (1987-88年)		第50次 (1993-94年)		第55次 (1999-2000年)		第61次 (2004-05年)						
	(1) 全体	(2) 属性格差	(3) 非属性格差	(4) 全体	(5) 属性格差	(6) 非属性格差	(7) 全体	(8) 属性格差	(9) 非属性格差	(10) 全体	(11) 属性格差	(12) 非属性格差	(13) 全体	(14) 属性格差	(15) 非属性格差
平均対数賃金:ヒンドゥー	2.990*** (0.00533)			3.504*** (0.00586)			4.117*** (0.00675)			4.867*** (0.00601)			4.967*** (0.00699)		
平均対数賃金:イスラーム	2.776*** (0.0133)			3.215*** (0.0147)			3.785*** (0.0194)			4.551*** (0.0162)			4.648*** (0.0179)		
差	0.214*** (0.0143)			0.289*** (0.0159)			0.331*** (0.0205)			0.316*** (0.0173)			0.319*** (0.0192)		
属性格差	0.210*** (0.0120)			0.266*** (0.0131)			0.273*** (0.0147)			0.282*** (0.0144)			0.284*** (0.0166)		
非属性格差	0.00373 (0.0120)			0.0227* (0.0130)			0.0582*** (0.0184)			0.0337** (0.0131)			0.0352*** (0.0137)		
定数項			0.134 (0.242)			0.128 (0.238)			-0.119 (0.550)			0.379* (0.213)			-0.205 (0.176)
初等教育卒業ダミー		-0.00301*** (0.000969)	-0.00267 (0.00644)		-0.00638*** (0.00133)	-0.00631 (0.00764)		-0.00397*** (0.00114)	-0.00130 (0.00889)		-0.00767*** (0.00139)	-0.00418 (0.00585)		-0.00855*** (0.00153)	-0.00116* (0.00652)
後期初等教育卒業ダミー		0.00148 (0.00188)	-0.0102 (0.00803)		0.00191 (0.00164)	-0.0165** (0.00654)		-0.00595*** (0.00203)	0.00698 (0.0161)		-0.00224 (0.00211)	-0.0156* (0.00806)		-0.00945*** (0.00248)	0.0194** (0.00962)
後期中等教育卒業ダミー		0.04272*** (0.00487)	-0.00221 (0.0119)		0.0475*** (0.00468)	-0.0293** (0.0115)		0.0297*** (0.00468)	-0.00298 (0.0265)		0.0354*** (0.00487)	-0.0206 (0.0160)		0.0250*** (0.00465)	0.0254** (0.0121)
大学卒業ダミー		0.0832*** (0.00605)	-0.00607 (0.00706)		0.104*** (0.0115)	-0.0155* (0.00810)		0.119*** (0.00799)	0.00597 (0.0195)		0.115*** (0.00775)	-0.0106 (0.0120)		0.135*** (0.00906)	0.0161 (0.0141)
経歴年数		-0.0376*** (0.0111)	-0.0796 (0.0891)		-0.0272*** (0.0104)	0.0764 (0.0953)		-0.0130 (0.0110)	-0.0473 (0.170)		0.0221* (0.00945)	-0.0492 (0.107)		0.0289*** (0.0135)	0.0592 (0.111)
経歴年数 (二乗)		0.0256*** (0.00763)	0.0333 (0.0430)		0.0193*** (0.00708)	-0.0430 (0.0467)		0.0105 (0.0110)	0.0281 (0.0738)		-0.00945 (0.00684)	-0.0211 (0.0527)		-0.0109 (0.00847)	-0.0114 (0.0566)
既婚ダミー		0.00373*** (0.000927)	0.0434* (0.0261)		0.00928*** (0.00151)	0.00267 (0.0250)		0.00906*** (0.00180)	0.0350 (0.0456)		0.00858*** (0.00153)	0.0502* (0.0286)		0.0141*** (0.00211)	-0.0104 (0.0284)
死別+離婚ダミー		0.000178 (0.000309)	0.00114 (0.00225)		1.24e-05 (4.63e-05)	0.00134 (0.00127)		-0.000229 (0.000198)	-0.000279 (0.00130)		8.12e-05 (0.000139)	-0.000231 (0.00107)		2.43e-05 (7.94e-05)	0.00681 (0.00156)
世帯員数		0.00386** (0.00160)	-0.0380* (0.0205)		0.00727*** (0.00158)	-0.0310 (0.0219)		0.0135*** (0.00252)	0.0240 (0.0395)		0.0118*** (0.00216)	-0.0541** (0.0235)		0.0155*** (0.00217)	-0.0393 (0.0266)
STダミー		-0.000533 (0.000388)	0.00106 (0.00133)		0.000687** (0.000304)	0.00449** (0.00224)		-0.000712 (0.000962)	-0.0109 (0.00938)		-0.000682* (0.000358)	0.00334 (0.00460)		7.06e-05 (0.000152)	-0.00560 (0.00662)
SCダミー		-0.00212 (0.00133)	0.000958 (0.00104)		-0.00229 (0.00158)	-0.00158** (0.000735)		-0.00355* (0.00193)	0.000729 (0.00257)		0.000890 (0.00151)	-0.00276* (0.00156)		-0.00713*** (0.00186)	-7.53e-05 (0.000999)
州地域グループ		0.00883* (0.00485)	-0.122** (0.0602)		0.00582 (0.00610)	-0.0662 (0.0795)		-0.00330 (0.00514)	-0.134 (0.0929)		-0.00310 (0.00495)	-0.110 (0.0911)		-0.00731 (0.00580)	0.149 (0.0935)
NICグループ		0.0250*** (0.00413)	-0.122** (0.162)		0.0300*** (0.00469)	0.159 (0.152)		0.0504*** (0.00350)	0.0297 (0.257)		0.0526*** (0.00480)	-0.0297 (0.116)		0.0629*** (0.00506)	-0.122 (0.0880)
NCOグループ		0.0151*** (0.00251)	-0.0574 (0.0591)		0.0254*** (0.00297)	-0.205** (0.0866)		0.0190*** (0.00297)	-0.123 (0.0666)		0.0294*** (0.00338)	-0.0498 (0.0547)		0.0245*** (0.00389)	0.0659 (0.0738)
サブサハラントログループ		0.000164 (0.000446)	0.0134 (0.0179)		4.65e-05 (0.000647)	0.0124 (0.0198)		0.00145 (0.00127)	0.00833 (0.0338)		2.77e-05 (0.000436)	-0.0129 (0.0208)		-0.000810 (0.000563)	0.00786 (0.0247)
逆ミルズ比		0.0437*** (0.00493)	0.0219 (0.0336)		0.0509*** (0.00643)	0.0531 (0.0336)		0.0510*** (0.0109)	-0.00485 (0.105)		0.0292*** (0.00602)	-0.0183 (0.0428)		0.0225*** (0.00484)	0.0731** (0.0369)
Observations	20,387		21,451		20,058		20,877		17,749						
Robust standard errors in parentheses															
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1															

VARIABLES	第64次 (2007-08年)			第66次 (2009-10年)			第68次 (2011-12年)			2017-18年			2018-19年		
	(16) 全体	(17) 属性格差	(18) 非属性格差	(19) 全体	(20) 属性格差	(21) 非属性格差	(22) 全体	(23) 属性格差	(24) 非属性格差	(25) 全体	(26) 属性格差	(27) 非属性格差	(28) 全体	(29) 属性格差	(30) 非属性格差
平均対数賃金:ヒトドラー	5.325*** (0.00655)			5.591*** (0.00738)			5.839*** (0.00723)			6.161*** (0.00564)			6.205*** (0.00570)		
平均対数賃金:イヌドラー	4.955*** (0.0155)			5.310*** (0.0185)			5.559*** (0.0181)			5.930*** (0.0138)			5.977*** (0.0135)		
差	0.371*** (0.0169)			0.281*** (0.0199)			0.279*** (0.0195)			0.231*** (0.0149)			0.228*** (0.0146)		
属性格差	0.330*** (0.0144)			0.266*** (0.0177)			0.220*** (0.0176)			0.209*** (0.0125)			0.191*** (0.0126)		
非属性格差	0.0410*** (0.0125)			0.0149 (0.0156)			0.0593*** (0.0148)			0.0211* (0.0119)			0.0363*** (0.0120)		
定数項			0.0955 (0.286)			0.300 (0.305)			-0.268 (0.320)			-0.746*** (0.249)			0.247 (0.255)
初等教育卒業ダミー	-0.00651*** (0.00127)		-0.00270 (0.00509)	-0.00581*** (0.00138)		-0.00705 (0.00604)	-0.00531*** (0.00127)		0.00333 (0.00540)	-0.00415*** (0.000983)		-0.000931 (0.00366)	-0.00611*** (0.00122)		0.00767* (0.00447)
後期初等教育卒業ダミー	-0.0128*** (0.00227)		0.00607 (0.00840)	-0.0144*** (0.00270)		-0.0218*** (0.00915)	-0.00959*** (0.00229)		-0.0199*** (0.00827)	-0.00991*** (0.00198)		-0.0114 (0.00851)	-0.00692*** (0.00191)		0.00985 (0.00832)
後期中等教育卒業ダミー	0.0128*** (0.00423)		0.0149 (0.0124)	0.0223*** (0.00553)		0.0336*** (0.0152)	0.00520 (0.00505)		-0.0126 (0.0148)	-0.00414 (0.00369)		-0.00930 (0.0137)	-0.000738 (0.00369)		0.00905 (0.0129)
大学卒業ダミー	0.180*** (0.00892)		0.0161 (0.0130)	0.174*** (0.0106)		-0.0321* (0.0184)	0.151*** (0.0102)		0.00911 (0.0186)	0.116*** (0.00761)		-0.0182 (0.0138)	0.109*** (0.00762)		0.0247* (0.0148)
経験年数	0.0263*** (0.0100)		-0.0479 (0.0861)	-0.00959 (0.00923)		-0.148 (0.111)	0.0137 (0.00912)		-0.0128 (0.102)	0.00126 (0.00839)		-0.0882 (0.0779)	0.0291*** (0.00842)		0.0486 (0.0760)
経験年数 (二乗)	-0.000939 (0.00584)		0.0306 (0.0415)	0.00471 (0.00487)		0.0463 (0.0552)	-0.00509 (0.00480)		-0.00443 (0.0498)	0.00508 (0.00506)		0.0288 (0.0398)	-0.0126** (0.00510)		-0.0107 (0.0392)
既婚ダミー	0.0112*** (0.00176)		-0.00364 (0.0232)	0.00764*** (0.00167)		0.00680 (0.0308)	0.0111*** (0.00187)		-0.0156 (0.0298)	0.00904*** (0.00187)		0.0217 (0.0226)	0.00740*** (0.00842)		-0.0252 (0.0760)
死別+離婚ダミー	-6.80e-05 (0.000108)		-0.000814 (0.00103)	0.000183 (0.000387)		-0.00127 (0.000980)	-9.79e-05 (0.000175)		0.00177 (0.00144)	-5.33e-05 (9.19e-05)		0.000212 (0.000101)	-0.000176 (0.000235)		-0.00188 (0.00131)
世帯員数	0.0167*** (0.00281)		0.0147 (0.0244)	0.0138*** (0.00230)		8.87e-05 (0.000158)	0.0198*** (0.00279)		-0.0147 (0.0267)	0.0222*** (0.00226)		-0.0461*** (0.0230)	0.0211*** (0.00205)		-0.0650*** (0.0240)
STダミー	6.71e-05 (0.00531)		0.00191 (0.00351)	-9.08e-05 (0.000252)		-0.00158 (0.00335)	7.85e-05 (0.00053)		-0.0133** (0.00642)	0.00243*** (0.000591)		0.000832 (0.00208)	0.000498 (0.000450)		-0.00128 (0.00168)
SCダミー	-0.00736*** (0.00170)		-1.30e-05 (0.00179)	-0.00588*** (0.00197)		0.00256* (0.00150)	-0.00913*** (0.00212)		0.00163*** (0.000697)	-0.00353** (0.00166)		0.00325*** (0.00124)	-0.00854*** (0.000450)		-0.000372 (0.00122)
州地域グループ	-0.0162*** (0.00520)		0.0897** (0.0454)	-0.0374*** (0.00840)		0.166 (0.138)	-0.0354*** (0.00793)		0.187 (0.149)	0.00943 (0.00605)		0.216*** (0.0825)	0.00651 (0.00583)		0.315*** (0.0804)
NICグループ	0.0657*** (0.00527)		-0.0945 (0.0832)	0.0651*** (0.00660)		-0.403*** (0.163)	0.0634*** (0.00638)		-0.0754 (0.0725)	0.0413*** (0.00495)		0.733*** (0.225)	0.0422*** (0.00464)		-0.0800 (0.0717)
NCOグループ	0.0583*** (0.00475)		-0.0934 (0.258)	0.0445*** (0.00503)		0.221 (0.207)	0.0380*** (0.00516)		0.321 (0.269)	0.0348*** (0.00386)		-0.0559 (0.0397)	0.0295*** (0.00388)		-0.395* (0.221)
サテライトグループ	0.00216*** (0.000641)		0.0137 (0.0197)	0.00166*** (0.000809)		-0.0421* (0.0235)	-0.00668*** (0.00123)		0.0152 (0.0259)	7.86e-05 (0.000691)		0.0199 (0.0284)	-0.0187*** (0.000711)		-0.0444 (0.0322)
逆シフト比	0.0105** (0.00456)		0.000699 (0.0286)	0.00541 (0.00420)		-0.0387 (0.0313)	-0.0123*** (0.00426)		-0.0345 (0.0267)	-0.0103*** (0.00272)		-0.0268 (0.0195)	-0.0177*** (0.00297)		-0.00209 (0.0160)
Observations	18,752			16,274			16,600			19,418			19,268		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-11：2 段階推定の結果を利用した Oaxaca 分解（一般コースト+OBCs とイスラーム教徒）】

VARIABLES	第38次 (1983年)			第43次 (1987-88年)			第50次 (1993-94年)			第55次 (1999-2000年)			第61次 (2004-05年)		
	(1) 全体	(2) 属性格差	(3) 非属性格差	(4) 全体	(5) 属性格差	(6) 非属性格差	(7) 全体	(8) 属性格差	(9) 非属性格差	(10) 全体	(11) 属性格差	(12) 非属性格差	(13) 全体	(14) 属性格差	(15) 非属性格差
平均対数賃金:一般+OBC	3.029*** (0.00581)			3.544*** (0.00641)			4.150*** (0.00732)			4.895*** (0.00660)			5.014*** (0.00786)		
平均対数賃金:イスラーム	2.777*** (0.0134)			3.210*** (0.0148)			3.761*** (0.0204)			4.523*** (0.0167)			4.625*** (0.0182)		
差	0.252*** (0.0146)			0.333*** (0.0161)			0.389*** (0.0217)			0.372*** (0.0179)			0.389*** (0.0198)		
属性格差	0.252*** (0.0123)			0.315*** (0.0135)			0.336*** (0.0154)			0.337*** (0.0149)			0.356*** (0.0171)		
非属性格差	-0.000216 (0.0122)			0.0187 (0.0132)			0.0533*** (0.0188)			0.0347** (0.0136)			0.0337** (0.0141)		
定数項		0.232 (0.244)			0.0560 (0.243)			-0.196 (0.597)		0.440** (0.217)			-0.155 (0.184)		
初等教育卒業ダミー		-0.00321*** (0.000944)			-0.00715*** (0.00157)			-0.00453*** (0.00136)		0.00192 (0.0101)			-0.0102*** (0.00183)		0.0139** (0.00671)
後期初等教育卒業ダミー		0.00193 (0.00184)			0.000951 (0.00169)			-0.000514*** (0.00197)		0.0148 (0.0180)			-0.0127*** (0.00267)		0.0215** (0.0103)
後期中等教育卒業ダミー		0.0524*** (0.00510)			0.0598*** (0.00522)			0.0373*** (0.00515)		0.0124 (0.0135)			0.0297*** (0.00497)		0.0332** (0.0136)
大学卒業ダミー		0.102*** (0.00644)			0.125*** (0.00731)			0.131*** (0.00907)		0.0135 (0.0242)			0.172*** (0.0101)		0.0210 (0.0158)
経験年数		-0.0597*** (0.0117)			-0.0442*** (0.0107)			-0.0224* (0.0116)		-0.0724 (0.178)			0.0239** (0.0137)		0.0509 (0.113)
経験年数 (二乗)		0.0404*** (0.00812)			0.0300*** (0.00731)			0.0175** (0.00745)		0.0398 (0.0773)			-0.00682 (0.00884)		-0.0125 (0.0573)
既婚ダミー		0.00274*** (0.000816)			0.00835*** (0.00150)			0.00913*** (0.00192)		0.0402 (0.0473)			0.0165*** (0.00242)		-0.00415 (0.0292)
死別+離婚ダミー		0.000420 (0.000364)			6.97e-07 (2.06e-05)			0.000121 (0.000169)		0.000275 (0.00136)			-1.18e-05 (9.91e-05)		5.05e-05 (0.00153)
世帯員数		0.00453** (0.00182)			0.00733*** (0.00181)			0.0139*** (0.00277)		0.0243 (0.0424)			0.0201*** (0.00267)		-0.0611** (0.0282)
州地域グループ		0.0102** (0.00498)			0.00882 (0.00631)			0.00536 (0.00485)		-0.137 (0.0915)			-0.00138 (0.00594)		0.102 (0.0959)
NICグループ		0.0218*** (0.0163)			0.0283*** (0.00498)			0.0553*** (0.00587)		0.409 (0.269)			0.0638*** (0.00622)		-0.147 (0.0904)
NCOグループ		0.0196*** (0.00282)			0.0345*** (0.00359)			0.0257*** (0.00439)		-0.143 (0.124)			0.0399*** (0.00786)		0.0838 (0.0786)
サテラウドグループ		0.000449 (0.000463)			0.000147 (0.000708)			0.00146 (0.00128)		0.00443 (0.0361)			-0.000840 (0.000548)		-0.009717 (0.0255)
逆ミズ比		0.0590*** (0.00628)			0.0628*** (0.00843)			0.0710*** (0.0149)		0.0410 (0.125)			0.0328*** (0.00820)		0.0217*** (0.00663)
Observations	17,734			18,634			17,391			17,748			14,612		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

VARIABLES	第64次 (2007-08年)			第66次 (2009-10年)			第68次 (2011-12年)			2017-18年			2018-19年		
	(16) 全体	(17) 属性格差	(18) 非属性格差	(19) 全体	(20) 属性格差	(21) 非属性格差	(22) 全体	(23) 属性格差	(24) 非属性格差	(25) 全体	(26) 属性格差	(27) 非属性格差	(28) 全体	(29) 属性格差	(30) 非属性格差
平均対数賃金:一般+OBC	5.383*** (0.00726)			5.401*** (0.00750)			5.890*** (0.00813)			6.183*** (0.00630)			6.243*** (0.00629)		
平均対数賃金:イヌラーム	4.940*** (0.0159)			5.002*** (0.0140)			5.516*** (0.0183)			5.916*** (0.0139)			5.965*** (0.0135)		
差	0.443*** (0.0175)			0.399*** (0.0159)			0.374*** (0.0200)			0.267*** (0.0152)			0.278*** (0.0149)		
属性格差	0.410*** (0.0148)			0.390*** (0.0139)			0.309*** (0.0177)			0.244*** (0.0129)			0.234*** (0.0129)		
非属性格差	0.0329*** (0.0128)			0.00898 (0.0123)			0.0655*** (0.0152)			0.0233* (0.0123)			0.0433*** (0.0123)		
定数項	0.158 (0.290)			0.360 (0.319)			-0.475 (0.356)			-0.490*** (0.226)			0.436 (0.269)		
初等教育卒業ダミー	-0.00669*** (0.00144)			-0.00819*** (0.00137)			-0.00517*** (0.00147)			-0.00486*** (0.00110)			-0.00635*** (0.00145)		
後期初等教育卒業ダミー	-0.0147*** (0.00234)			-0.0145*** (0.00232)			-0.0116*** (0.00230)			-0.0111*** (0.00202)			-0.0111*** (0.00185)		
後期中等教育卒業ダミー	0.0154*** (0.00430)			0.0401*** (0.00410)			0.00523 (0.00493)			-0.00433 (0.00368)			-0.00861 (0.00348)		
大学卒業ダミー	0.214*** (0.00992)			0.206*** (0.00819)			0.190*** (0.0111)			0.134*** (0.00815)			0.128*** (0.00802)		
経験年数	0.0247*** (0.00971)			-0.0138* (0.00810)			0.0115 (0.00987)			0.00422 (0.00869)			0.0315*** (0.00797)		
経験年数 (二乗)	-0.00815 (0.00555)			0.0105*** (0.00512)			-0.0329 (0.00571)			0.00344 (0.00571)			0.0302 (0.00560)		
既婚ダミー	0.0128*** (0.00202)			0.00797*** (0.00138)			0.0119*** (0.00207)			0.0106*** (0.00172)			0.0302 (0.00172)		
死別+離婚ダミー	-2.42e-05 (0.000111)			-9.62e-05 (0.000170)			-4.50e-05 (0.000132)			-3.88e-05 (0.000155)			0.000127 (0.000107)		
世帯員数	0.0203*** (0.00328)			0.0159*** (0.00240)			0.0209*** (0.00349)			0.0261*** (0.00266)			0.0261*** (0.00237)		
州地域グループ	-0.00232 (0.00528)			-0.0268*** (0.00642)			0.232 (0.00763)			0.235*** (0.00642)			0.235*** (0.00911)		
NICグループ	0.0674*** (0.00559)			0.0847*** (0.00532)			0.0667*** (0.00683)			0.0414*** (0.00524)			0.0475*** (0.00524)		
NCOグループ	0.0768*** (0.00544)			0.0858*** (0.00498)			0.0609*** (0.00567)			0.0445 (0.00411)			0.0459*** (0.00409)		
サテライトグループ	0.00253*** (0.000714)			0.00274*** (0.000783)			-0.0062*** (0.00130)			0.0225 (0.000779)			0.00406 (0.00293)		
逆ミズ比	0.00804 (0.00598)			-0.0161 (0.0301)			-0.0155*** (0.00561)			-0.0194 (0.0276)			-0.0168 (0.0190)		
Observations	15,599			18,391			13,483			15,874			15,868		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 2-12：2 段階推定の結果を利用した Oaxaca 分解 (SCs/STs とイスラーム教徒)】

VARIABLES	第38次 (1983年)			第43次 (1987-88年)			第50次 (1993-94年)			第55次 (1999-2000年)			第61次 (2004-05年)		
	(1) 全体	(2) 属性格差	(3) 非属性格差	(4) 全体	(5) 属性格差	(6) 非属性格差	(7) 全体	(8) 属性格差	(9) 非属性格差	(10) 全体	(11) 属性格差	(12) 非属性格差	(13) 全体	(14) 属性格差	(15) 非属性格差
平均対数賃金: SCs+STs	2.763*** (0.0125)			3.272*** (0.0135)			3.910*** (0.0168)			4.721*** (0.0143)			4.774*** (0.0147)		
平均対数賃金: イスラーム	2.776*** (0.0133)			3.215*** (0.0147)			3.785*** (0.0194)			4.551*** (0.0162)			4.648*** (0.0179)		
差	-0.0130 (0.0182)			0.0568*** (0.0200)			0.125*** (0.0257)			0.170*** (0.0216)			0.127*** (0.0232)		
属性格差	-0.00140 (0.0156)			0.0545*** (0.0172)			0.120*** (0.0199)			0.147*** (0.0182)			0.130*** (0.0202)		
非属性格差	-0.0116 (0.0167)			0.00230 (0.0173)			0.00536 (0.0234)			0.0230 (0.0170)			-0.00389 (0.0168)		
定数項			0.301 (0.315)			0.118 (0.378)			-1.156* (0.671)		0.247 (0.244)			-0.493*** (0.186)	
初等教育卒業ダミー	0.00208 (0.00165)	0.00251 (0.00797)	0.00251 (0.00797)	-0.00366** (0.00147)	-0.0135 (0.00950)	-0.0135 (0.00950)	0.00119 (0.00149)	0.00176 (0.0106)	0.00176 (0.0106)	-0.00179 (0.00112)	-0.00975 (0.00758)	-0.00975 (0.00758)	-0.000938 (0.00141)	0.0135* (0.00805)	0.0135* (0.00805)
後期初等教育卒業ダミー	-0.00201 (0.00289)	-0.0128 (0.00883)	-0.0128 (0.00883)	0.00957*** (0.00322)	-0.0247*** (0.00819)	-0.0247*** (0.00819)	-0.000740 (0.00313)	0.0195 (0.0169)	0.0195 (0.0169)	0.00789** (0.00325)	0.00189* (0.0101)	0.00189* (0.0101)	0.00124 (0.00321)	0.0272*** (0.0111)	0.0272*** (0.0111)
後期中等教育卒業ダミー	-0.0249*** (0.00602)	-0.0131 (0.0116)	-0.0131 (0.0116)	-0.0153*** (0.00639)	-0.0456*** (0.0119)	-0.0456*** (0.0119)	-0.00765 (0.00805)	-0.00816 (0.0246)	-0.00816 (0.0246)	-0.000251 (0.00609)	-0.0260 (0.0169)	-0.0260 (0.0169)	0.00346 (0.00594)	0.0278** (0.0126)	0.0278** (0.0126)
大学卒業ダミー	-0.0304*** (0.00672)	-0.0137** (0.00617)	-0.0137** (0.00617)	-0.0256*** (0.00771)	-0.0184** (0.00915)	-0.0184** (0.00915)	-0.00805 (0.00833)	0.0191 (0.0187)	0.0191 (0.0187)	-0.0126 (0.00891)	-0.00822 (0.0126)	-0.00822 (0.0126)	-0.00507 (0.0104)	0.0162 (0.0142)	0.0162 (0.0142)
経験年数	0.0823*** (0.0154)	-0.251** (0.127)	-0.251** (0.127)	0.0707*** (0.0148)	-0.000485 (0.131)	-0.000485 (0.131)	0.0868*** (0.0181)	0.0677 (0.223)	0.0677 (0.223)	0.114*** (0.0175)	0.0733 (0.143)	0.0733 (0.143)	0.105*** (0.0191)	0.213 (0.141)	0.213 (0.141)
経験年数 (二乗)	-0.0504*** (0.0109)	0.100 (0.0629)	0.100 (0.0629)	-0.0422*** (0.0101)	-0.00767 (0.0640)	-0.00767 (0.0640)	-0.0498*** (0.0120)	-0.00760 (0.102)	-0.00760 (0.102)	-0.0649*** (0.0114)	-0.0643 (0.0716)	-0.0643 (0.0716)	-0.0579*** (0.0122)	-0.0391 (0.0736)	-0.0391 (0.0736)
既婚ダミー	0.00921*** (0.00244)	0.113*** (0.0392)	0.113*** (0.0392)	0.0154*** (0.00300)	0.0338 (0.0384)	0.0338 (0.0384)	0.0163*** (0.00392)	0.122** (0.0567)	0.122** (0.0567)	0.00803*** (0.00231)	0.0288 (0.0418)	0.0288 (0.0418)	0.0114*** (0.00278)	-0.0553 (0.0365)	-0.0553 (0.0365)
死別+離婚ダミー	-0.000752 (0.000699)	0.00382 (0.00316)	0.00382 (0.00316)	0.000419 (0.000430)	0.00302 (0.00194)	0.00302 (0.00194)	5.66e-05 (0.000713)	-0.00131 (0.00245)	-0.00131 (0.00245)	-0.000600 (0.000778)	-0.00171 (0.00173)	-0.00171 (0.00173)	-0.000114 (0.000411)	-0.000315 (0.00209)	-0.000315 (0.00209)
世帯員数	-0.000889 (0.00202)	-0.00331 (0.0272)	-0.00331 (0.0272)	0.00330* (0.00169)	-0.0143 (0.0303)	-0.0143 (0.0303)	0.0120*** (0.00377)	0.00840 (0.0474)	0.00840 (0.0474)	0.00968*** (0.00289)	-0.109*** (0.0304)	-0.109*** (0.0304)	0.00628*** (0.00210)	0.0238 (0.0310)	0.0238 (0.0310)
州地域グループ	0.00543 (0.00842)	-0.107* (0.0618)	-0.107* (0.0618)	-0.000554 (0.00872)	0.0333 (0.0975)	0.0333 (0.0975)	0.00837 (0.0101)	0.144 (0.113)	0.144 (0.113)	0.00949 (0.00773)	0.122* (0.0692)	0.122* (0.0692)	0.00262 (0.00841)	0.041** (0.0573)	0.041** (0.0573)
NICグループ	0.0341*** (0.00692)	-0.0525 (0.0231)	-0.0525 (0.0231)	0.0618*** (0.00805)	0.0565 (0.306)	0.0565 (0.306)	0.0851*** (0.0132)	0.624 (0.402)	0.624 (0.402)	0.0716*** (0.00782)	-0.122 (0.149)	-0.122 (0.149)	0.0849*** (0.00888)	-0.0714 (0.0996)	-0.0714 (0.0996)
NCOグループ	-0.0211*** (0.00446)	-0.161* (0.0884)	-0.161* (0.0884)	-0.0113*** (0.00515)	-0.164 (0.108)	-0.164 (0.108)	-0.0268*** (0.00799)	0.0628 (0.155)	0.0628 (0.155)	-0.00424 (0.00455)	0.00307 (0.0683)	0.00307 (0.0683)	-0.0256*** (0.00559)	0.0872 (0.0889)	0.0872 (0.0889)
サテライトグループ	-6.39e-05 (0.000703)	0.0366 (0.0231)	0.0366 (0.0231)	-0.000992 (0.00104)	0.0234 (0.0252)	0.0234 (0.0252)	0.000138 (0.00172)	0.00207 (0.0423)	0.00207 (0.0423)	-0.000140 (0.000572)	-0.0232 (0.0260)	-0.0232 (0.0260)	-0.000553 (0.00105)	0.0269 (0.0289)	0.0269 (0.0289)
逆ミルズ比	-0.00395 (0.00258)	0.0449 (0.0374)	0.0449 (0.0374)	-0.00708** (0.00321)	0.0230 (0.0391)	0.0230 (0.0391)	0.00268 (0.00515)	0.107 (0.0938)	0.107 (0.0938)	0.0110*** (0.00373)	-0.0670 (0.0443)	-0.0670 (0.0443)	0.00607** (0.00271)	0.0779** (0.0354)	0.0779** (0.0354)
Observations	5,166			5,455			4,623			5,619			5,244		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

VARIABLES	第64次 (2007-08年)			第66次 (2009-10年)			第68次 (2011-12年)			2017-18年			2018-19年		
	(16) 全体	(17) 属性格差	(18) 非属性格差	(19) 全体	(20) 属性格差	(21) 非属性格差	(22) 全体	(23) 属性格差	(24) 非属性格差	(25) 全体	(26) 属性格差	(27) 非属性格差	(28) 全体	(29) 属性格差	(30) 非属性格差
平均対数賃金:SCS+STS	5.074*** (0.0143)			5.370*** (0.0166)			5.641*** (0.0152)			6.074*** (0.0125)			6.052*** (0.0130)		
平均対数賃金:イヌーム	4.955*** (0.0155)			5.310*** (0.0185)			5.559*** (0.0181)			5.930*** (0.0138)			5.977*** (0.0135)		
差	0.120*** (0.0211)			0.0594*** (0.0248)			0.0813*** (0.0237)			0.143*** (0.0186)			0.0749*** (0.0187)		
属性格差	0.125*** (0.0184)			0.0986*** (0.0206)			0.0921*** (0.0205)			0.110*** (0.0157)			0.0792*** (0.0156)		
非属性格差	-0.00550 (0.0159)			-0.0392*** (0.0190)			-0.0108 (0.0182)			0.0333*** (0.0149)			-0.00432 (0.0154)		
定数項	-0.220 (0.305)			-0.403 (0.267)			-0.163 (0.314)			-0.812*** (0.349)			-0.178 (0.167)		
初等教育卒業ダミー	-0.00156 (0.00140)			-0.00127 (0.00154)			-0.00237 (0.00237)			-0.00110 (0.00111)			-0.00179** (0.00107)		
後期初等教育卒業ダミー	0.000145 (0.00310)			-0.00206 (0.00371)			-0.00190 (0.00391)			-0.00304 (0.00285)			0.00469 (0.0111)		
後期中等教育卒業ダミー	0.00290 (0.00556)			0.0374*** (0.0147)			-0.00414 (0.0177)			0.000931 (0.00506)			0.00724 (0.0171)		
大学卒業ダミー	0.0384*** (0.00953)			0.0143 (0.0151)			0.0208 (0.0201)			0.0392*** (0.00937)			-0.00592 (0.0168)		
経験年数	0.0743*** (0.0164)			0.269*** (0.111)			0.0454*** (0.146)			0.0390*** (0.0122)			0.00937 (0.0168)		
経験年数 (二乗)	-0.0397*** (0.0104)			-0.0942* (0.0547)			-0.0147 (0.0748)			0.0114 (0.031)			0.0882* (0.0990)		
既婚ダミー	0.00792*** (0.00240)			0.00476** (0.00186)			0.00600 (0.0402)			-0.0511 (0.0382)			0.0882*** (0.0061)		
死別+離婚ダミー	-3.31e-05 (0.000482)			-0.00159 (0.00124)			-0.00121 (0.00160)			4.97e-06 (0.000586)			0.000416 (0.00189)		
世帯員数	0.0104*** (0.00291)			0.0514* (0.0284)			0.00243 (0.0362)			-0.0189 (0.0336)			-0.00115 (0.0356)		
州地域グループ	-0.0405*** (0.00827)			0.0565 (0.0680)			-0.0443*** (0.00858)			-0.0239*** (0.00907)			0.233*** (0.0594)		
NICグループ	0.0760*** (0.00768)			0.0269 (0.101)			0.0544 (0.0882)			0.0846*** (0.00870)			-0.0887 (0.0887)		
NCOグループ	-0.00845* (0.00514)			-0.116 (0.264)			0.323 (0.221)			-0.0262*** (0.00625)			0.00101 (0.280)		
サテライトグループ	0.000909 (0.00057)			0.00125 (0.0246)			-0.0426 (0.0399)			-0.00710*** (0.00187)			0.0125 (0.0296)		
逆ミズ比	0.00474** (0.00217)			-0.0208 (0.0301)			0.0309 (0.0298)			-0.00536* (0.00287)			-0.0545* (0.0299)		
Observations	5,513			4,786			5,161			6,085			6,037		

Robust standard errors in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

<第2章：付図>

【付図 2-1：インドの教育制度】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
年齢	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	基礎教育（義務教育）								中等教育				高等教育							
就学前	初等教育					後期初等教育			前期中等教育		後期中等教育（文科／理科）		大学				大学院修士課程・博士課程			
																	教員養成			
	Non-Formal Education(NFE)								NFE		技術者の、医師養成等									
									技術系の職業教育											

注：佐々木(2011)および Ministry of Human Resource Development Department of School Education and Literacy Statistics Division (2018)を参考に作成。州や地域によって多少の違いがある。

< 第 2 章 : 付表 >

【付表 2-1 : NIC コード対照表】

推定に利用	NIC1970	NIC1987	NIC1998	NIC2004	NIC2008
	00:Agricultural Production	00:Agricultural production	01 : Agriculture , Hunting And Related Service Activities	01: Agriculture, hunting and related service activities	01 Crop and animal production, hunting and related service activities
00	01:Plantation 02:Livestock Production 03:Agricultural Services 04:Hunting, Trapping and Game Propagation	01:Plantations 02:Raising of livestock 03:Agricultural services 04:Hunting, trapping and game propagation			
05	05:Forestry and Logging	05:Forestry and logging	02 : Forestry, Logging And Related Service Activities	02: Forestry, logging and related service activities	02 Forestry and logging
06	06:Fishing	06:Fishing (including collect of sea products)	05 : Fishing, Operation Of Fish Hatcheries And Fish Farms; Service Activities Incidental To Fishing	05: Fishing, aquaculture and service activities incidental to fishing	03 Fishing and aquaculture
10	10:Coal Mining	10:Mining of coal and lignite; extraction of peat	10 : Mining Of Coal And Lignite; Extraction Of Peat	10: Mining of coal and lignite; extraction of peat	05 Mining of coal and lignite 09 Mining support service activities
11	11:Crude Petroleum and Natural Gas	11:Extraction of crude petroleum; production of natural gas	11 : Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas; Service Activities Incidental To Oil And Gas Extraction Excluding Surveying	11: Extraction of crude petroleum and natural gas; service activities incidental to petroleum and natural gas extraction, excluding surveying	06 Extraction of crude petroleum and natural gas
	12:Metal Ore Mining 13:Other Mining	12:Mining of iron ore 13:Mining of metal ores other than iron ore 14:Mining of uranium and thorium ores	12 : Mining Of Uranium And Thorium Ores 13 : Mining Of Metal Ores	12: Mining of uranium and thorium ores 13: Mining of metal ores	07 Mining of metal ores
19	15:Mining of non-metallic minerals n.e.c. 19:Mining services n.e.c.	15:Mining of non-metallic minerals n.e.c. 19:Mining services n.e.c.	14 : Other Mining And Quarrying	14: Other mining and quarrying	08 Other mining and quarrying
20	20:Manufacture of Food Products 21:Manufacture of Food Products	20:Manufacture of food products 21:Manufacture of food products	15 : Manufacture Of Food Products And Beverages	15: Manufacture of food products and beverages	10 Manufacture of food products 11 Manufacture of beverages

22	22:Manufacture of Beverages, Tobacco and Tobacco Products	22:Manufacture of beverages, tobacco and related products	16: Manufacture Of Tobacco Products	16: Manufacture of tobacco products	12 Manufacture of tobacco products
23	23:Manufacture of Cotton Textiles 24:Manufacture of Wool, Silk and Synthetic Fibre Textiles 25:Manufacture of Jute, Hemp and Mesta Textiles	23:Manufacture of cotton textiles 24:Manufacture of wool silk and man-made fibre textiles 25:Manufacture of jute and other vegetable fibre textiles (except cotton)	17: Manufacture Of Textiles	17: Manufacture of textiles	13 Manufacture of textiles
26	26:Manufacture of Textiles Products (including Wearing Apparel other than Footwear)	26:Manufacture of textile products (including wearing apparel)	18: Manufacture Of Wearing Apparel; Dressing And Dyeing Of Fur	18: Manufacture of wearing apparel; dressing and dyeing of fur	14 Manufacture of wearing apparel
27	27:Manufacture of Wood and Wood Products, Furniture and Fixtures	27:Manufacture of wood and wood products, furniture and fixtures	20 : Manufacture Of Wood And Of Products Of Wood And Cork,Except Furniture;Manufacture Of Articles Of Straw And Plating Materials	20: Manufacture of wood and of products of wood and cork, except furniture; manufacture of articles of straw and plating materials	16 Manufacture of wood and products of wood and cork, except furniture; manufacture of articles of straw and plating materials
28	28:Manufacture of Paper and Paper products and Printing, Publishing and Allied Industries	28:Manufacture of paper and paper products and printing publishing & allied industries	21: Manufacture Of Paper And Paper Products 22: Publishing, Printing And Reproduction Of Recorded Media	21: Manufacture of paper and paper products 22: Publishing, printing and reproduction of recorded media	17 Manufacture of paper and paper products 18 Printing and reproduction of recorded media 58 Publishing activities
29	29:Manufacture of Leather and Leather and Fur Products (except repair)	29:Manufacture of leather and products of leather, fur & substitutes of leather	19: Tanning And Dressing Of Leather;Manufacture Of Luggage,Handbags Saddlery,Harness And Footwear	19: Tanning and dressing of leather; manufacture of luggage, handbags, saddlery, harness and footwear	15 Manufacture of leather and related products
30	30:Manufacture of Rubber, plastic, Petroleum, and Coal Products	31:Manufacture of rubber, plastic, petroleum and coal products; processing of nuclear fuels	23: Manufacture Of Coke, Refined Petroleum Products And Nuclear Fuel 25 : Manufacture Of Rubber And Plastic Products	23: Manufacture of coke, refined petroleum products and nuclear fuel 25: Manufacture of rubber and plastics products	19 Manufacture of coke and refined petroleum products 22 Manufacture of rubber and plastics products
31	31:Manufacture of Chemicals and Chemical Products (except Petroleum and Coal)	30 : Manufacture of basic chemicals and chemical products (except products of petroleum and coal)	24: Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	24: Manufacture of chemicals and chemical products	20 Manufacture of chemicals and chemical products 21 Manufacture of pharmaceuticals, medicinal chemical and botanical products

32	32:Manufacture of Non-Metallic Mineral Products	32:Manufacture of non-metallic mineral products	26: Manufacture Of Other Non-Metallic Mineral Products	26: Manufacture of other non-metallic mineral products	23 Manufacture of other non-metallic mineral products
33	33:Basic Metal and Alloys Industries	33:Basic metal and alloys industries	27 : Manufacture Of Basic Metals	27: Manufacture of basic metals	24 Manufacture of basic metals
	34:Manufacture of Metal Products and Parts, except Machinery and Transport Equipment	34:Manufacture of metal products and parts, except machinery and equipment			
	35:Manufacture of Machinery, Machine Tools and Parts except Electrical Machinery		28: Manufacture Of Fabricated Metal Products, Except Machinery And Equipments	28: Manufacture of fabricated metal products, except machinery and equipment	25 Manufacture of fabricated metal products, except machinery and equipment
			29: Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	29: Manufacture of machinery and equipment n.e.c.	28 Manufacture of machinery and equipment n.e.c.
					33 Repair and installation of machinery and equipment
35		35:Manufacture of machinery and equipment other than transport equipment (manufacture of scientific equipment, photographic/ cinematographic equipment and watches & clocks is classified in Division 38)	30: Manufacture Of Office, Accounting And Computing Machinery	30: Manufacture of office, accounting and computing machinery	
			31: Manufacture Of Electrical Machinery And Apparatus N.E.C.	31: Manufacture of electrical machinery and apparatus n.e.c	27 Manufacture of electrical equipment
			32: Manufacture Of Radio, Television And Communication Equipment And Apparatus	32: Manufacture of radio, television and communication equipment and apparatus	26 Manufacture of computer, electronic and optical products
	36:Manufacture of Electrical Machinery, Apparatus, Appliances and Supplies and Parts	36:Manufacture of machinery and equipment other than transport equipment (manufacture of scientific equipment, photographic/ cinematographic equipment and watches & clocks is classified in Division 38)			

	37:Manufacture of Transport Equipment and Parts	37:Manufacture of transport equipment and parts	34 : Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	35 : Manufacture Of Other Transport Equipment	34: Manufacture of motor vehicles, trailers and semi-trailers	29 Manufacture of motor vehicles, trailers and semi-trailers
37			35 : Manufacture Of Other Transport Equipment		35: Manufacture of other transport equipment	30 Manufacture of other transport equipment
38	38:Other Manufacturing Industries	38:Other manufacturing industries	36 : Manufacture Of Furniture; Manufacturing N.E.C.	36 : Manufacture Of Furniture; Manufacturing n.e.c.	36: Manufacture of furniture; manufacturing n.e.c.	31 Manufacture of furniture
			37 : Recycling	37 : Recycling	37: Recycling	32 Other manufacturing
40	40:Electricity	40:Electricity generation, transmission and distribution	40 : Electricity, Gas, Steam And Hot Water Supply	40: Electricity, gas, steam and hot water supply	40: Electricity, gas, steam and hot water supply	35 Electricity, gas, steam and air conditioning supply
	41:Gas and Steam	41:Gas and steam generation and distribution through pipes				
42	42:Water Works and Supply	42:Water works and supply	41 : Collection, Purification And Distribution Of Water	41: Collection, purification and distribution of water	41: Collection, purification and distribution of water	36 Water collection, treatment and supply
	50:C:Construction	50:C:Construction	45 : Construction	45 : Construction	45: Construction	41 Construction of buildings
50	51:Activities Allied to Construction	51:Activities allied to construction	97:Repair Services	45: Construction	45: Construction	42 Civil engineering
	60:Wholesale Trade in Food, Textiles, Live Animals, Beverages and Intoxicants	60:Wholesale trade in agricultural raw materials live animals, food, beverages, intoxicants and textiles	51 : Wholesale Trade And Commission Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	51: Wholesale trade and commission trade, except of motor vehicles and motorcycles	51: Wholesale trade and commission trade, except of motor vehicles and motorcycles	43 Specialized construction activities
60			61:Wholesale Trade in Wood, Paper, Chemicals, Perfumery, Ceramics, and Glass	61:Wholesale trade in wood, paper, skin, leather and fur, fuel, petroleum, chemicals, perfumery ceramics, glass and ores, and metals	61:Wholesale trade in wood, paper, skin, leather and fur, fuel, petroleum, chemicals, perfumery ceramics, glass and ores, and metals	46 Wholesale trade, except of motor vehicles and motorcycles
	62:Wholesale Trade in Wood, Paper, Other Fabrics, Hide _and Skin and Inedible Oils	62:Wholesale trade in all types of machinery & equipment including transport equipment	62:Wholesale Trade in All Types of Machinery, Equipment, including Transport and Electrical Equipment	62:Wholesale trade n. e. c.	62:Wholesale trade in all types of machinery & equipment including transport equipment	
	64:Wholesale Trade in Miscellaneous Manufacturing					

65	65:Retail Trade in Food and Food Articles, Beverages, Tobacco and Intoxicants	65:Retail trade in food and food articles, beverages tobacco and intoxicants	52 : Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles; Repair Of Personal And Household Goods	52: Retail trade, except of motor vehicles and motorcycles; repair of personal and household goods	47 Retail trade, except of motor vehicles and motorcycles
	66:Retail Trade in Textiles	66:Retail trade in textiles			
	67:Retail Trade in Fuel and other Household Utilities and Durables	67: Retail trade in fuels and other household utilities and durables			
68	68:Retail Trade in Others	68:Retail trade n.e.c.	50 : Sale , Maintenance And Repair Of Motor Vehicles And Motorcycles; Retail Sale Of Automotive Fuel	50: Sale, maintenance and repair of motor vehicles and motorcycles; retail sale of automotive fuel	45 Wholesale and retail trade and repair of motor vehicles and motorcycles
69	69:Restaurants and Hotels	69:Restaurants and hotels	55 : Hotels And Restaurants	55: Hotels and restaurants	56 Food and beverage service activities
70	70:Land and Transport	70:Land transport	60 : Land Transport; Transport Via Pipelines	60: Land transport; transport via pipelines	49 Land transport and transport via pipelines
71	71:Water Transport	71:Water transport	61: Water Transport	61: Water transport	50 Water transport
72	72:Air Transport	72:Air transport	62 : Air Transport	62: Air transport	51 Air transport
73	73:Services Incidental to Transport	73:Services incidental to transport n.e.c.	63 : Supporting And Auxiliary Transport Activities; Activities Of Travel Agencies	63: Supporting and auxiliary transport activities; activities of travel agencies	52 Warehousing and support activities for transportation
	74:Storage and Warehousing	74:Storage and warehousing services			79 Travel agency, tour operator and other reservation service activities
75	75:Communications	75:Communication Services	64 : Post And Telecommunications	64: Post and telecommunications	53 Postal and courier activities
	80:Banking and Similar Type of Financial Institutions	80:Banking activities, including financial services	65 : Financial Intermediation, Except Insurance And Pension Funding	65: Financial intermediation, except insurance and pension funding	64 Financial service activities, except insurance and pension funding
80			67 : Activities Auxiliary To Financial Intermediation	67: Activities auxiliary to financial intermediation	65 Insurance, reinsurance and pension funding, except compulsory social security

81	81:Providents and Insurance	81:Provident and insurance services	66 : Insurance And Pension Funding, Except Compulsory Social Security	66: Insurance and pension funding, except compulsory social security	66 Other financial activities
	82:Real Estate and Business Services	82:Real estate activities	70 : Real Estate Activities	70: Real estate activities	68 Real estate activities
	83:Legal Services	83:Legal services	84:Operation of lotteries		
		85:Renting and leasing (financial leasing is classified in financial activities) n.e.c.	71 : Renting Of Machinery And Equipment Without Operator And Of Personal And Household Goods	71: Renting of machinery and equipment without operator and of personal and household goods	77 Rental and leasing activities
		89:Business services n.e.c.	72 : Computer And Related Activities	72: Computer and related activities	62 Computer programming, consultancy and related activities
			74 : Other Business Activities	74: Other business activities	63 Information service activities
					69 Legal and accounting activities
					70 Activities of head offices; management consultancy activities
					71 Architecture and engineering activities; technical testing and analysis
					73 Advertising and market research
					74 Other professional, scientific and technical activities
					78 Employment activities
					80 Security and investigation activities
					81 Services to buildings and landscape activities
					82 Office administrative, office support and other business support activities

90	90:Public Administration & Defence Services	90:Public administration and defence services	75 : Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	75: Public administration and defence; compulsory social security	84 Public administration and defence; compulsory social security
91	91:Sanitary Services	91:Sanitary services	90 : Sewage And Refuse Disposal, Sanitation And Similar Activities	90 : Sewage and refuse disposal, sanitation and similar activities	
92	92:Education, Scientific and Research Services	92:Education, scientific and research services	73 : Research And Development 80 : Education	73: Research and development 80: Education	72 Scientific research and development 85 Education
93	93:Medical and Health Services	93:Health and medical services	85 : Health And Social Work	85: Health and social work	75 Veterinary activities 86 Human health 85: Health and social activities 87 Residential care activities 88 Social work activities without accommodation 37 Sewerage 38 Waste collection, treatment and disposal activities; materials recovery 39 Remediation activities and other waste management services
94	94:Community Services	94:Community services	91 : Activities Of Membership Organisations N.E.C.	91: Activities of membership organizations n.e.c.	94 Activities of membership organizations

					59 Motion picture, video and television programme production, sound recording and music publishing activities
	95:Recreational and Cultural Services	95:Recreational and cultural services	92 : Recreational, Cultural And Sporting Activities		60 Broadcasting and programming activities
95					90 Creative, arts and entertainment activities
					91 Libraries, archives, museums and other cultural activities
					92 Gambling and betting activities
					93 Sports activities and amusement and recreation activities
	96:Personal Services	93 : Other Service Activities	93: Other service activities	96:Other personal service activities	
96		96:Personal services	95: Private Households With Employed Persons	95: Activities of private households as employers of domestic staff	97 Activities of households as employers of domestic personnel
		97:Repair services	99:Services n.e.c.		
98	98:International and other Extra Territorial Bodies Services	98:International and other extra territorial bodies	99 : Extra Territorial Organizations And Bodies	99: Extraterritorial organizations and bodies	99 Activities of extraterritorial organizations and bodies

【付表 2-2 : NCO コード対照表】

NCO-2004 (上1桁)	NCO-1968 (上3桁)
1. LEGISLATORS, SENIOR OFFICIALS AND MANAGERS	200,201,202,209,210,211,212,213,219,220,221,229,230,231,239,240,241,242,243,249,250,251,252,259,260,261,269,360,369,600,601,602,603,604,605,609
2. PROFESSIONALS	0,1,2,3,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,50,51,52,53,59,70,71,72,73,74,75,76,78,100,101,102,103,109,110,120,121,130,131,132,133,134,135,136,137,140,141,149,150,151,159,160,161,169,170,171,180,181,182,183,190,191,301
3. TECHNICIANS AND ASSOCIATE PROFESSIONALS	10,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,60,77,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88,89,104,111,139,142,152,153,154,155,156,172,173,184,189,193,199,300,302,391,411,420,421,429,440,441,442,443,444,445,449,571,572,860,861,862
4. CLERKS	192,310,320,321,322,323,330,331,339,340,341,349,350,351,352,353,354,355,356,359,361,390,430,439,450,451,459
5. SERVICE WORKERS AND SHOP & MARKET SALES WORKERS	357,358,370,371,379,380,400,401,410,412,419,439,500,510,520,521,522,530,539,560,570,573,590,591,599
6. SKILLED AGRICULTURAL AND FISHERY WORKERS	611,619,610,620,621,623,624,625,629,640,641,651,652,659,660,661,662,663,669,670,671,679,680,681,682,689
7. CRAFT AND RELATED TRADES WORKERS	399,711,712,714,715,718,719,725,731,739,751,752,755,756,761,762,769,770,771,774,776,777,781,782,784,789,790,791,792,793,794,795,799,796,801,803,809,811,812,813,814,815,816,819,821,829,830,831,832,833,834,836,840,841,843,844,845,849,850,851,852,854,855,856,857,859,870,871,872,873,874,879,880,881,882,883,889,891,892,894,895,920,921,922,924,925,926,927,928,929,930,931,932,939,940,941,942,950,951,952,953,954,955,956,957,958,959,963,972
8. PLANT AND MACHINE OPERATORS AND ASSEMBLERS	650,710,713,716,717,720,721,722,723,724,726,727,728,729,730,732,733,734,740,741,742,743,744,745,749,750,753,754,757,758,759,760,772,773,775,778,779,780,783,800,802,810,820,835,839,842,853,890,893,899,900,901,902,903,910,911,923,949,960,961,962,969,970,973,974,979,981,982,983,984,985,986
9. ELEMENTARY OCCUPATIONS	381,389,431,531,540,541,542,550,551,559,574,630,649, 943,971,975,976,980,987,988,989,999
X. WORKERS NOT CLASSIFIED BY OCCUPATIONS	X00,X01,X02,X09,X10,X90,X99

【付表 2-3：記述統計量（ヒンドゥー教徒のみ、NSS+PLFS）】

Obs	第38次（1983年）				第43次（1987-88年）				第50次（1993-94年）			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金（対数値）	2.990	0.712	-2.303	7.075	3.504	0.802	-6.551	9.330	4.117	0.905	-2.008	7.670
初等教育卒業未満ダミー	0.201	0.400	0	1	0.176	0.381	0	1	0.152	0.359	0	1
初等教育卒業ダミー	0.142	0.349	0	1	0.144	0.351	0	1	0.101	0.301	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.189	0.391	0	1	0.155	0.362	0	1	0.164	0.370	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.285	0.452	0	1	0.294	0.456	0	1	0.311	0.463	0	1
大学卒業ダミー	0.183	0.387	0	1	0.231	0.421	0	1	0.272	0.445	0	1
経験年数	21.785	12.115	0	60	22.116	11.896	0	60	22.362	11.614	0	60
経験年数（二乗）	621.332	630.207	0	3600	630.628	617.906	0	3600	634.964	598.916	0	3600
未婚ダミー	0.199	0.399	0	1	0.189	0.392	0	1	0.184	0.387	0	1
既婚ダミー	0.783	0.412	0	1	0.796	0.403	0	1	0.803	0.397	0	1
死別+離婚ダミー	0.018	0.134	0	1	0.015	0.121	0	1	0.013	0.113	0	1
世帯員数	5.224	2.786	1	22	5.058	2.684	1	22	4.713	2.346	1	23
STダミー	0.027	0.162	0	1	0.034	0.182	0	1	0.028	0.166	0	1
SCダミー	0.119	0.324	0	1	0.112	0.315	0	1	0.112	0.315	0	1
Obs	17,824				18,735				17,955			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
第55次（1999-2000年）	18,240				第61次（2004-05年）				第64次（2007-08年）			
Obs	18,240				15,554				16,266			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金（対数値）	4.867	0.812	0.357	9.581	4.967	0.872	1.099	9.816	5.325	0.836	1.861	11.272
初等教育卒業未満ダミー	0.125	0.330	0	1	0.125	0.331	0	1	0.089	0.285	0	1
初等教育卒業ダミー	0.087	0.282	0	1	0.107	0.309	0	1	0.084	0.277	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.169	0.375	0	1	0.177	0.382	0	1	0.162	0.368	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.339	0.473	0	1	0.268	0.443	0	1	0.286	0.452	0	1
大学卒業ダミー	0.279	0.448	0	1	0.323	0.467	0	1	0.379	0.485	0	1
経験年数	22.503	11.789	0	60	21.869	11.872	0	60	21.221	12.205	0	60
経験年数（二乗）	645.353	608.861	0	3600	619.199	593.736	0	3600	599.283	601.640	0	3600
未婚ダミー	0.193	0.394	0	1	0.219	0.414	0	1	0.237	0.425	0	1
既婚ダミー	0.794	0.404	0	1	0.769	0.422	0	1	0.753	0.431	0	1
死別+離婚ダミー	0.013	0.114	0	1	0.012	0.110	0	1	0.011	0.103	0	1
世帯員数	4.707	2.438	1	23	4.664	2.424	1	22	4.423	2.376	1	34
STダミー	0.032	0.175	0	1	0.037	0.188	0	1	0.036	0.186	0	1
SCダミー	0.132	0.338	0	1	0.159	0.366	0	1	0.150	0.357	0	1

	第66次 (2009-10年)				第68次 (2011-12年)			
Obs	14,209				14,422			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	5.591	0.880	1.966	9.196	5.839	0.868	2.317	9.790
初等教育卒業未満ダミー	0.079	0.270	0	1	0.087	0.282	0	1
初等教育卒業ダミー	0.075	0.263	0	1	0.074	0.262	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.141	0.348	0	1	0.145	0.352	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.298	0.458	0	1	0.291	0.454	0	1
大学卒業ダミー	0.407	0.491	0	1	0.404	0.491	0	1
経験年数	21.276	11.874	0	60	21.429	11.870	0	60
経験年数 (二乗)	593.637	581.658	0	3600	600.100	585.594	0	3600
未婚ダミー	0.210	0.407	0	1	0.201	0.401	0	1
既婚ダミー	0.777	0.416	0	1	0.788	0.409	0	1
死別+離婚ダミー	0.013	0.113	0	1	0.011	0.104	0	1
世帯員数	4.435	2.319	1	29	4.375	2.279	1	31
STダミー	0.036	0.187	0	1	0.044	0.204	0	1
SCダミー	0.155	0.362	0	1	0.163	0.370	0	1
	2017-18年				2018-19年			
Obs	16,794				16,550			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	6.161	0.730	2.303	10.058	6.205	0.733	1.204	9.275
初等教育卒業未満ダミー	0.060	0.237	0	1	0.058	0.235	0	1
初等教育卒業ダミー	0.066	0.248	0	1	0.068	0.252	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.179	0.383	0	1	0.182	0.386	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.308	0.462	0	1	0.302	0.459	0	1
大学卒業ダミー	0.388	0.487	0	1	0.390	0.488	0	1
経験年数	20.876	12.202	0	60	20.920	12.317	0	60
経験年数 (二乗)	584.677	598.404	0	3600	589.318	605.925	0	3600
未婚ダミー	0.237	0.426	0	1	0.248	0.432	0	1
既婚ダミー	0.752	0.432	0	1	0.739	0.439	0	1
死別+離婚ダミー	0.010	0.102	0	1	0.013	0.113	0	1
世帯員数	4.390	2.010	1	17	4.292	1.961	1	20
STダミー	0.046	0.210	0	1	0.040	0.195	0	1
SCダミー	0.160	0.366	0	1	0.161	0.368	0	1

注：すべて都市の男性常用労働者のデータである。第38次（1983年）、第43次（1987-88年）、第50次（1993-94年）、第55次（1999-2000年）、第61次（2004-05年）、第64次（2007-08年）、第66次（2009-10年）、第68次（2011-12年）はそれぞれNSSデータ、2017-18年および2018-19年はPLFSデータである。産業ダミー、職業ダミー、地域ダミー、調査時期ダミーは、紙幅の都合により省略している。詳細については、著者より提供が可能である。付表2-4から付表2-6も同様である。

【付表 2-4：記述統計量（イスラーム教徒のみ、NSS+PLFS）】

Variable	第38次 (1983年)				第43次 (1987-88年)				第50次 (1993-94年)			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	2.776	0.672	-2.303	4.787	3.215	0.768	-1.253	9.210	3.785	0.890	-3.150	6.081
初等教育卒業未満ダミー	0.352	0.478	0	1	0.333	0.471	0	1	0.305	0.460	0	1
初等教育卒業ダミー	0.168	0.374	0	1	0.211	0.408	0	1	0.138	0.345	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.182	0.386	0	1	0.147	0.354	0	1	0.192	0.394	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.206	0.405	0	1	0.200	0.400	0	1	0.242	0.428	0	1
大学卒業ダミー	0.091	0.287	0	1	0.109	0.312	0	1	0.123	0.329	0	1
経験年数	22.678	12.469	0	60	22.771	12.210	0	60	22.686	11.928	0	60
経験年数 (二乗)	669.702	680.651	0	3600	667.531	658.383	0	3600	656.862	625.254	0	3600
未婚ダミー	0.243	0.429	0	1	0.267	0.442	0	1	0.252	0.434	0	1
既婚ダミー	0.737	0.440	0	1	0.719	0.450	0	1	0.739	0.439	0	1
死別+離婚ダミー	0.020	0.140	0	1	0.014	0.117	0	1	0.010	0.097	0	1
世帯員数	6.476	3.423	1	28	6.060	3.168	1	20	5.751	3.206	1	26

Variable	第55次 (1999-2000年)				第61次 (2004-05年)				第64次 (2007-08年)			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	4.551	0.833	1.190	6.844	4.648	0.837	1.455	7.852	4.955	0.775	1.966	8.053
初等教育卒業未満ダミー	0.246	0.431	0	1	0.222	0.416	0	1	0.210	0.407	0	1
初等教育卒業ダミー	0.152	0.360	0	1	0.169	0.375	0	1	0.138	0.345	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.178	0.382	0	1	0.214	0.410	0	1	0.215	0.411	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.268	0.443	0	1	0.216	0.412	0	1	0.257	0.437	0	1
大学卒業ダミー	0.154	0.361	0	1	0.179	0.383	0	1	0.180	0.384	0	1
経験年数	22.017	11.952	0	60	21.272	12.194	0	60	20.513	12.500	0	60
経験年数 (二乗)	627.545	618.706	0	3600	601.094	621.548	0	3600	576.971	645.842	0	3600
未婚ダミー	0.256	0.436	0	1	0.309	0.462	0	1	0.342	0.474	0	1
既婚ダミー	0.734	0.442	0	1	0.680	0.467	0	1	0.649	0.477	0	1
死別+離婚ダミー	0.010	0.099	0	1	0.011	0.106	0	1	0.009	0.094	0	1
世帯員数	6.048	3.165	1	31	5.777	3.031	1	23	5.909	3.115	1	21

Variable	第66次 (2009-10年)				第68次 (2011-12年)			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	5.310	0.839	2.618	8.294	5.559	0.846	3.352	9.251
初等教育卒業未満ダミー	0.205	0.404	0	1	0.173	0.378	0	1
初等教育卒業ダミー	0.123	0.328	0	1	0.121	0.326	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.194	0.396	0	1	0.184	0.387	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.255	0.436	0	1	0.280	0.449	0	1
大学卒業ダミー	0.223	0.417	0	1	0.243	0.429	0	1
経験年数	21.568	11.934	0	60	21.014	11.998	0	60
経験年数 (二乗)	607.541	610.764	0	3600	585.455	599.238	0	3600
未婚ダミー	0.274	0.446	0	1	0.280	0.449	0	1
既婚ダミー	0.721	0.449	0	1	0.711	0.454	0	1
死別+離婚ダミー	0.005	0.073	0	1	0.010	0.098	0	1
世帯員数	5.421	3.026	1	33	5.670	2.961	1	18

Variable	2017-18年				2018-19年			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	5.930	0.706	3.507	9.210	5.977	0.702	2.909	8.112
初等教育卒業未満ダミー	0.121	0.326	0	1	0.109	0.312	0	1
初等教育卒業ダミー	0.097	0.296	0	1	0.124	0.330	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.226	0.418	0	1	0.213	0.410	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.319	0.466	0	1	0.304	0.460	0	1
大学卒業ダミー	0.237	0.425	0	1	0.249	0.433	0	1
経験年数	20.836	12.813	0	60	20.015	12.526	0	58
経験年数 (二乗)	598.251	649.607	0	3600	557.465	615.228	0	3364
未婚ダミー	0.306	0.461	0	1	0.306	0.461	0	1
既婚ダミー	0.685	0.465	0	1	0.687	0.464	0	1
死別+離婚ダミー	0.009	0.093	0	1	0.007	0.083	0	1
世帯員数	5.459	2.661	1	19	5.205	2.405	1	18

【付表 2-5：記述統計量（ヒンドゥー教徒の一般カーストと OBCs のみ、NSS+PLFS）】

Variable	第38次 (1983年)				第43次 (1987-88年)				第50次 (1993-94年)			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	3.029	0.716	-2.303	7.075	3.544	0.811	-6.551	9.330	4.150	0.910	-2.008	7.670
初等教育卒業未満ダミー	0.162	0.369	0	1	0.140	0.347	0	1	0.124	0.330	0	1
初等教育卒業ダミー	0.135	0.342	0	1	0.137	0.344	0	1	0.094	0.291	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.191	0.393	0	1	0.152	0.359	0	1	0.160	0.366	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.307	0.461	0	1	0.315	0.464	0	1	0.324	0.468	0	1
大学卒業ダミー	0.204	0.403	0	1	0.256	0.437	0	1	0.298	0.457	0	1
経験年数	21.292	11.966	0	60	21.717	11.774	0	60	21.986	11.504	0	60
経験年数 (二乗)	596.496	613.351	0	3600	610.243	602.821	0	3600	615.708	585.697	0	3600
未婚ダミー	0.208	0.406	0	1	0.194	0.396	0	1	0.188	0.391	0	1
既婚ダミー	0.776	0.417	0	1	0.792	0.406	0	1	0.799	0.400	0	1
死別+離婚ダミー	0.016	0.126	0	1	0.014	0.117	0	1	0.013	0.112	0	1
世帯員数	5.164	2.757	1	22	4.994	2.653	1	22	4.670	2.332	1	23
Obs	15,221				15,996				15,435			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	4.895	0.816	0.357	9.581	5.014	0.879	1.099	9.816	5.383	0.836	1.861	11.272
初等教育卒業未満ダミー	0.100	0.300	0	1	0.101	0.302	0	1	0.071	0.257	0	1
初等教育卒業ダミー	0.078	0.267	0	1	0.094	0.292	0	1	0.074	0.262	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.163	0.369	0	1	0.167	0.373	0	1	0.149	0.356	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.353	0.478	0	1	0.279	0.449	0	1	0.291	0.454	0	1
大学卒業ダミー	0.306	0.461	0	1	0.359	0.480	0	1	0.415	0.493	0	1
経験年数	22.146	11.640	0	60	21.527	11.719	0	60	21.019	12.103	0	60
経験年数 (二乗)	625.947	592.895	0	3600	600.705	577.012	0	3600	588.266	586.855	0	3600
未婚ダミー	0.197	0.398	0	1	0.220	0.414	0	1	0.237	0.425	0	1
既婚ダミー	0.792	0.406	0	1	0.769	0.422	0	1	0.754	0.431	0	1
死別+離婚ダミー	0.011	0.106	0	1	0.011	0.105	0	1	0.009	0.096	0	1
世帯員数	4.642	2.417	1	23	4.564	2.402	1	22	4.326	2.328	1	34
Obs	15,258				12,505				13,239			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	5.644	0.876	1.966	9.196	5.890	0.870	2.317	9.790	5.890	0.870	2.317	9.790
初等教育卒業未満ダミー	0.060	0.237	0	1	0.071	0.256	0	1	0.071	0.256	0	1
初等教育卒業ダミー	0.065	0.247	0	1	0.067	0.250	0	1	0.067	0.250	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.130	0.336	0	1	0.131	0.337	0	1	0.131	0.337	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.301	0.459	0	1	0.290	0.454	0	1	0.290	0.454	0	1
大学卒業ダミー	0.444	0.497	0	1	0.441	0.497	0	1	0.441	0.497	0	1
経験年数	20.944	11.693	0	60	21.238	11.752	0	60	21.238	11.752	0	60
経験年数 (二乗)	575.359	564.477	0	3600	589.167	571.663	0	3600	589.167	571.663	0	3600
未婚ダミー	0.208	0.406	0	1	0.200	0.400	0	1	0.200	0.400	0	1
既婚ダミー	0.780	0.414	0	1	0.789	0.408	0	1	0.789	0.408	0	1
死別+離婚ダミー	0.012	0.109	0	1	0.011	0.103	0	1	0.011	0.103	0	1
世帯員数	4.366	2.313	1	29	4.254	2.156	1	29	4.254	2.156	1	29
Obs	11,488				11,439							
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金 (対数値)	6.183	0.728	2.303	10.058	6.243	0.724	1.204	9.275	6.243	0.724	1.204	9.275
初等教育卒業未満ダミー	0.052	0.221	0	1	0.050	0.219	0	1	0.050	0.219	0	1
初等教育卒業ダミー	0.060	0.237	0	1	0.058	0.233	0	1	0.058	0.233	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.169	0.375	0	1	0.170	0.376	0	1	0.170	0.376	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.305	0.460	0	1	0.302	0.459	0	1	0.302	0.459	0	1
大学卒業ダミー	0.414	0.493	0	1	0.419	0.493	0	1	0.419	0.493	0	1
経験年数	20.798	12.162	0	60	20.903	12.281	0	60	20.903	12.281	0	60
経験年数 (二乗)	580.479	593.474	0	3600	587.751	602.206	0	3600	587.751	602.206	0	3600
未婚ダミー	0.239	0.426	0	1	0.248	0.432	0	1	0.248	0.432	0	1
既婚ダミー	0.751	0.433	0	1	0.740	0.439	0	1	0.740	0.439	0	1
死別+離婚ダミー	0.010	0.101	0	1	0.012	0.109	0	1	0.012	0.109	0	1
世帯員数	4.313	1.969	1	17	4.192	1.898	1	20	4.192	1.898	1	20
Obs	13,333				13,231							
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max

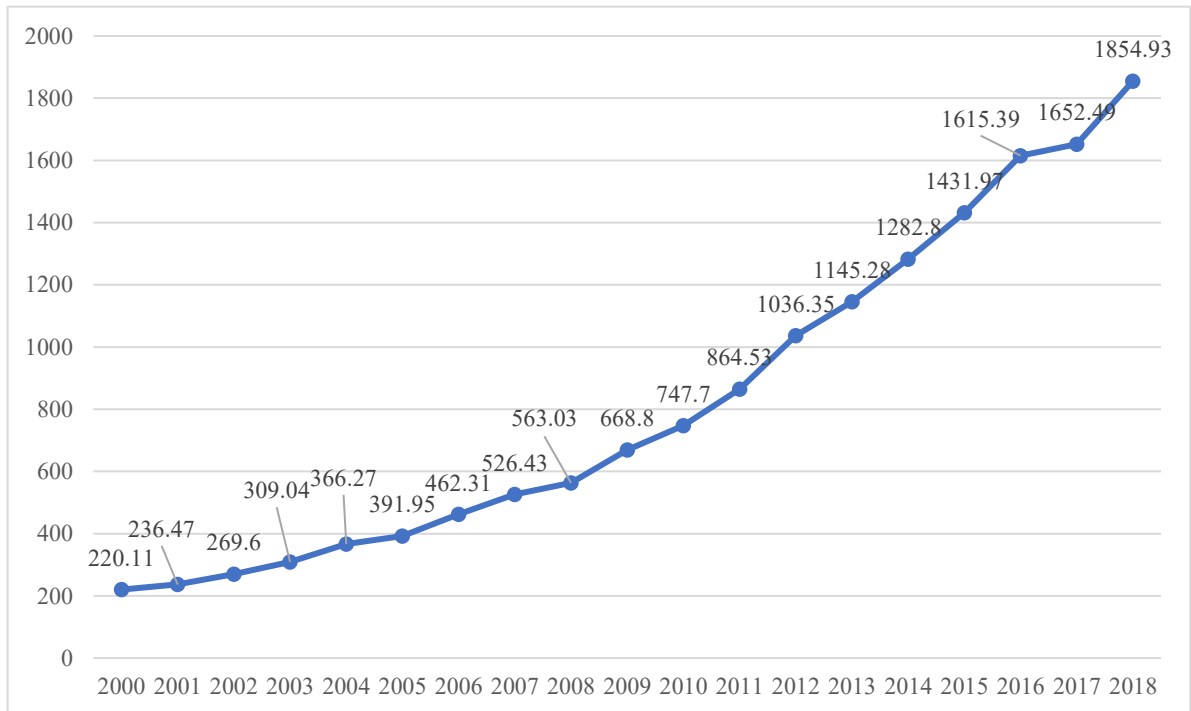
【付表 2-6：記述統計量（ヒンドゥー教徒の SCs と STs のみ、NSS+PLFS）】

Obs	第38次（1983年）				第43次（1987-88年）				第50次（1993-94年）			
	2,603				2,739				2,520			
Variable	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
1日あたり賃金（対数値）	2.763	0.639	-1.946	5.709	3.272	0.709	-2.457	8.434	3.910	0.845	-1.946	5.878
初等教育卒業未満ダミー	0.426	0.495	0	1	0.386	0.487	0	1	0.325	0.468	0	1
初等教育卒業ダミー	0.182	0.386	0	1	0.180	0.384	0	1	0.147	0.354	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.175	0.380	0	1	0.177	0.382	0	1	0.189	0.391	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.160	0.367	0	1	0.175	0.380	0	1	0.226	0.418	0	1
大学卒業ダミー	0.057	0.232	0	1	0.083	0.275	0	1	0.114	0.318	0	1
経験年数	24.667	12.576	0	60	24.445	12.335	0	60	24.669	12.017	0	60
経験年数（二乗）	766.561	703.721	0	3600	749.676	687.692	0	3600	752.906	662.270	0	3600
未婚ダミー	0.149	0.356	0	1	0.158	0.365	0	1	0.157	0.364	0	1
既婚ダミー	0.822	0.383	0	1	0.821	0.383	0	1	0.828	0.378	0	1
死別+離婚ダミー	0.030	0.169	0	1	0.020	0.142	0	1	0.015	0.123	0	1
世帯員数	5.575	2.928	1	20	5.429	2.829	1	20	4.973	2.413	1	19
Obs	第55次（1999-2000年）				第61次（2004-05年）				第64次（2007-08年）			
Variable	2,982				3,049				3,027			
1日あたり賃金（対数値）	4.721	0.779	1.050	7.159	4.774	0.814	2.148	7.382	5.075	0.787	1.966	7.734
初等教育卒業未満ダミー	0.251	0.433	0	1	0.223	0.417	0	1	0.169	0.375	0	1
初等教育卒業ダミー	0.136	0.343	0	1	0.162	0.369	0	1	0.128	0.334	0	1
後期初等教育卒業ダミー	0.204	0.403	0	1	0.218	0.413	0	1	0.216	0.411	0	1
後期中等教育卒業ダミー	0.268	0.443	0	1	0.223	0.416	0	1	0.264	0.441	0	1
大学卒業ダミー	0.141	0.348	0	1	0.174	0.379	0	1	0.224	0.417	0	1
経験年数	24.327	12.366	0	60	23.275	12.384	0	60	22.104	12.607	0	60
経験年数（二乗）	744.646	676.201	0	3600	695.053	652.531	0	3600	647.468	660.387	0	3600
未婚ダミー	0.172	0.377	0	1	0.214	0.411	0	1	0.235	0.424	0	1
既婚ダミー	0.805	0.396	0	1	0.769	0.422	0	1	0.749	0.434	0	1
死別+離婚ダミー	0.022	0.148	0	1	0.017	0.128	0	1	0.016	0.126	0	1
世帯員数	5.035	2.519	1	22	5.074	2.473	1	19	4.847	2.530	1	21
Obs	第66次（2009-10年）				第68次（2011-12年）							
Variable	2,721				2,983							
1日あたり賃金（対数値）	5.370	0.865	2.659	8.181	5.641	0.831	2.996	8.053				
初等教育卒業未満ダミー	0.161	0.368	0	1	0.149	0.356	0	1				
初等教育卒業ダミー	0.115	0.319	0	1	0.101	0.301	0	1				
後期初等教育卒業ダミー	0.188	0.391	0	1	0.197	0.398	0	1				
後期中等教育卒業ダミー	0.286	0.452	0	1	0.292	0.455	0	1				
大学卒業ダミー	0.250	0.433	0	1	0.261	0.439	0	1				
経験年数	22.678	12.512	0	60	22.161	12.287	0	60				
経験年数（二乗）	670.808	643.616	0	3600	642.024	634.554	0	3600				
未婚ダミー	0.220	0.414	0	1	0.205	0.404	0	1				
既婚ダミー	0.762	0.426	0	1	0.782	0.413	0	1				
死別+離婚ダミー	0.018	0.132	0	1	0.012	0.111	0	1				
世帯員数	4.724	2.322	1	19	4.838	2.651	1	31				
Obs	2017-18年				2018-19年							
Variable	3,461				3,319							
1日あたり賃金（対数値）	6.074	0.734	3.412	9.210	6.052	0.749	1.204	8.517				
初等教育卒業未満ダミー	0.090	0.286	0	1	0.091	0.287	0	1				
初等教育卒業ダミー	0.090	0.286	0	1	0.109	0.312	0	1				
後期初等教育卒業ダミー	0.214	0.410	0	1	0.227	0.419	0	1				
後期中等教育卒業ダミー	0.322	0.467	0	1	0.302	0.459	0	1				
大学卒業ダミー	0.285	0.451	0	1	0.271	0.444	0	1				
経験年数	21.175	12.350	0	60	20.986	12.457	0	60				
経験年数（二乗）	600.848	616.847	0	3600	595.567	620.582	0	3600				
未婚ダミー	0.232	0.422	0	1	0.247	0.431	0	1				
既婚ダミー	0.758	0.429	0	1	0.735	0.441	0	1				
死別+離婚ダミー	0.011	0.103	0	1	0.017	0.131	0	1				
世帯員数	4.686	2.135	1	17	4.690	2.151	1	17				

< 第 3 章 >

< 第 3 章 : 図 >

【図 3-1 : 国内旅行者数の推移 (単位 : 百万人)】



出所 : Ministry of Tourism (2019)

< 第3章：表 >

【表 3-1：記述統計量】

Variable	Obs	Mean	Std.Dev.	Min	Max
旅行に行く (=1)	645,815	0.403	0.491	0	1
ビジネス目的で行く (=1)	645,815	0.002	0.047	0	1
ホリデー目的で行く (=1)	645,815	0.070	0.255	0	1
ソーシャル目的で行く (=1)	645,815	0.156	0.363	0	1
宗教・巡礼目的で行く (=1)	645,815	0.015	0.123	0	1
教育目的で行く (=1)	645,815	0.001	0.038	0	1
健康・医療目的で行く (=1)	645,815	0.093	0.290	0	1
ショッピング目的で行く (=1)	645,815	0.004	0.064	0	1
旅行の主目的	645,815	1.144	1.424	0	4
MPCE (対数値)	645,815	7.417	0.569	4.094	11.414
ヒンドゥー	645,815	0.744	0.437	0	1
イスラーム	645,815	0.142	0.350	0	1
キリスト	645,815	0.068	0.252	0	1
シク	645,815	0.022	0.146	0	1
ジャイナ	645,815	0.003	0.056	0	1
仏	645,815	0.011	0.105	0	1
ゾロアスター	645,815	0.000	0.013	0	1
その他	645,815	0.010	0.098	0	1
性別 (男性=1, 女性その他=0)	645,815	0.514	0.500	0	1
都市 (都市=1, 農村=0)	645,815	0.594	0.491	0	1
年齢	645,815	29.072	19.275	0	110
年齢 (二乗)	645,815	1,216.724	1,380.747	0	12,100
非識字	645,815	0.251	0.434	0	1
通学なし (識字可能)	645,815	0.002	0.047	0	1
フォーマル教育なし：Non-formal	645,815	0.001	0.037	0	1
Education Courses					
フォーマル教育なし：Total					
Literacy Campaign/Adult Education	645,815	0.001	0.030	0	1
Centres					
フォーマル教育なし：その他	645,815	0.016	0.124	0	1
前期初等教育以下	645,815	0.146	0.353	0	1
前期初等教育修了	645,815	0.138	0.345	0	1
後期初等教育修了	645,815	0.149	0.356	0	1
前期中等教育	645,815	0.117	0.321	0	1
後期中等教育	645,815	0.079	0.270	0	1
diploma /certificate course	645,815	0.016	0.125	0	1
大卒 (高等教育)	645,815	0.064	0.245	0	1
大学院卒以上	645,815	0.020	0.140	0	1
未婚	645,815	0.456	0.498	0	1
既婚	645,815	0.496	0.500	0	1
死別	645,815	0.046	0.209	0	1
離婚・別居	645,815	0.003	0.052	0	1
世帯人数	645,815	5.732	2.755	1	35
ST	645,815	0.142	0.349	0	1
SC	645,815	0.163	0.369	0	1
OBCs	645,815	0.393	0.488	0	1

【表 3-2A：目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性（OLS）】

VARIABLES	(1) 旅行に行く (=1)	(2) ビジネス目 的で行く (=1)	(3) ホリデー目 的で行く (=1)	(4) ソーシャル 目的で行く (=1)	(5) 宗教・巡礼 目的で行く (=1)	(6) 教育目的で 行く(=1)	(7) 健康・医療 目的で行く (=1)	(8) ショッピング 目的で行く (=1)
MPCE(対数値)	0.069*** (45.036)	0.0003** (1.969)	0.060*** (75.892)	-0.005*** (-3.877)	-0.001*** (-3.439)	0.0003** (2.502)	0.010*** (10.484)	0.002*** (8.162)
イスラーム	-0.003 (-1.362)	0.0003 (1.237)	-0.014*** (-13.295)	0.005*** (3.179)	-0.008*** (-14.386)	-0.0001 (-0.433)	0.012*** (9.668)	0.001*** (3.005)
キリスト	-0.000 (-0.106)	-0.001* (-1.754)	0.006*** (2.813)	-0.001 (-0.260)	-0.003*** (-2.726)	-0.0002 (-0.609)	-0.002 (-0.996)	0.003*** (6.105)
シク	-0.015*** (-2.751)	-0.001 (-0.902)	-0.009*** (-3.315)	-0.014*** (-3.200)	0.009*** (6.094)	-0.001** (-2.473)	0.0002 (0.046)	0.001 (0.956)
ジャイナ	0.014 (1.313)	-0.001 (-1.107)	0.048*** (8.879)	-0.024*** (-3.028)	0.002 (0.771)	-0.002* (-1.926)	-0.012* (-1.857)	-0.0004 (-0.305)
仏	-0.012* (-1.773)	0.001 (0.820)	-0.0003 (-0.076)	-0.009* (-1.710)	0.001 (0.614)	0.001* (1.804)	-0.007* (-1.759)	-0.001 (-0.599)
ゾロアスター	-0.118*** (-2.664)	-0.0002 (-0.043)	-0.117*** (-5.146)	-0.030 (-0.897)	-0.013 (-1.147)	0.022*** (6.224)	-0.006 (-0.225)	0.023*** (3.811)
その他	-0.007 (-0.914)	-0.0002 (-0.241)	0.0002 (0.057)	0.007 (1.104)	-0.0003 (-0.138)	0.001 (1.307)	0.0001 (0.019)	0.003** (2.321)
定数項	-0.033* (-1.810)	0.010*** (5.323)	-0.230*** (-24.532)	0.177*** (12.710)	0.033*** (6.882)	-0.004*** (-2.630)	0.069*** (6.218)	-0.010*** (-4.215)
State-District Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Household Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Person Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815
R-squared	0.110	0.010	0.118	0.042	0.022	0.008	0.050	0.026
Adj R-squared	0.109	0.009	0.117	0.041	0.021	0.007	0.049	0.025
F-stat	114.1	8.942	123.5	40.91	20.65	7.215	48.85	24.98

t-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-2B：目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性（OLS）】

VARIABLES	(1) 旅行に行く (=1)	(2) ビジネス目 的で行く (=1)	(3) ホリデー目 的で行く (=1)	(4) ソーシャル 目的で行く (=1)	(5) 宗教・巡礼 目的で行く (=1)	(6) 教育目的で 行く(=1)	(7) 健康・医療 目的で行く (=1)	(8) ショッピング 目的で行く (=1)
MPCE(対数値)	0.075*** (44.623)	0.0002 (1.156)	0.067*** (77.985)	-0.005*** (-4.224)	-0.0001 (-0.181)	0.0002 (1.594)	0.009*** (9.163)	0.001*** (3.004)
イスラーム	0.213*** (8.226)	-0.002 (-0.885)	0.185*** (13.863)	-0.015 (-0.733)	0.041*** (6.068)	-0.003 (-1.583)	0.028* (1.765)	0.001 (0.296)
キリスト	0.032 (0.902)	-0.007** (-2.006)	0.187*** (10.326)	-0.022 (-0.807)	0.036*** (3.841)	0.003 (0.990)	-0.050** (-2.316)	-0.092*** (-19.224)
シク	0.267*** (4.516)	0.010* (1.678)	0.279*** (9.135)	-0.077* (-1.692)	0.069*** (4.438)	2.99E-06 (0.001)	-0.048 (-1.340)	0.023*** (2.806)
ジャイナ	-0.422*** (-2.979)	-0.028* (-1.960)	-0.522*** (-7.122)	0.020 (0.184)	-0.039 (-1.046)	0.003 (0.284)	0.066 (0.764)	-0.009 (-0.446)
仏教	0.060 (0.780)	-0.004 (-0.501)	0.204*** (5.131)	-0.080 (-1.356)	-0.014 (-0.690)	-0.004 (-0.666)	-0.007 (-0.152)	-0.014 (-1.321)
ゾロアスター	0.457 (1.398)	-0.023 (-0.683)	0.632*** (3.739)	-0.263 (-1.048)	0.015 (0.173)	-0.108*** (-4.058)	0.101 (0.504)	-0.231*** (-5.170)
その他	0.380*** (5.444)	-0.006 (-0.819)	0.490*** (13.593)	0.006 (0.118)	0.001 (0.043)	-0.018*** (-3.114)	-0.058 (-1.360)	-0.051*** (-5.304)
イスラーム*MPCE(対数値)	-0.029*** (-8.354)	0.0004 (0.983)	-0.027*** (-14.932)	0.003 (0.983)	-0.007*** (-7.213)	0.0004 (1.551)	-0.002 (-1.014)	-0.00004 (-0.075)
キリスト*MPCE(対数値)	-0.004 (-0.946)	0.001* (1.819)	-0.024*** (-10.110)	0.003 (0.786)	-0.005*** (-4.207)	-0.0004 (-1.071)	0.006** (2.212)	0.013*** (20.030)
シク*MPCE(対数値)	-0.036*** (-4.805)	-0.001* (-1.768)	-0.037*** (-9.507)	0.008 (1.401)	-0.008*** (-3.896)	-0.0001 (-0.228)	0.006 (1.349)	-0.003*** (-2.729)
ジャイナ*MPCE(対数値)	0.054*** (3.066)	0.003* (1.886)	0.070*** (7.753)	-0.005 (-0.404)	0.005 (1.089)	-0.001 (-0.424)	-0.010 (-0.901)	0.001 (0.443)
仏教*MPCE(対数値)	-0.010 (-0.945)	0.001 (0.574)	-0.028*** (-5.165)	0.010 (1.213)	0.002 (0.744)	0.001 (0.829)	-0.00002 (-0.002)	0.002 (1.260)
ゾロアスター*MPCE(対数値)	-0.077* (-1.784)	0.003 (0.681)	-0.099*** (-4.480)	0.031 (0.935)	-0.004 (-0.327)	0.017*** (4.951)	-0.014 (-0.542)	0.033*** (5.705)
その他*MPCE(対数値)	-0.054*** (-5.585)	0.001 (0.778)	-0.067*** (-13.587)	2.65e-06 (0.0004)	-0.00004 (-0.018)	0.003*** (3.301)	0.008 (1.346)	0.007*** (5.384)
定数項	-0.082*** (-4.330)	0.011*** (5.553)	-0.291*** (-29.648)	0.184*** (12.619)	0.022*** (4.314)	-0.003** (-1.996)	0.071*** (6.157)	-0.003 (-1.131)
State-District Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Household Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Person Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815	645,815
R-squared	0.110	0.010	0.119	0.042	0.022	0.008	0.050	0.027
Adj R-squared	0.109	0.009	0.118	0.041	0.021	0.007	0.049	0.026
F-stat	113.2	8.870	123.3	40.51	20.56	7.200	48.38	25.4

t-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-3A：目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的屬性（二項ロジット）】

VARIABLES	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)	
	旅行に行く(=1)	Odds ratio	ビジネス目的で行く(=1)	Odds ratio	ホリデー目的で行く(=1)	Odds ratio	ソーシャル目的で行く(=1)	Odds ratio	宗教・巡礼目的で行く(=1)	Odds ratio	教育目的で行く(=1)	Odds ratio	健康・医療目的で行く(=1)	Odds ratio	ショッピング目的で行く(=1)	Odds ratio
MPC(対数値)	0.275***	1.316***	0.091	1.095	0.786***	2.195***	-0.059***	0.943***	-0.109***	0.897***	-0.027	0.974	0.022*	1.022*	0.163***	1.177***
	(40.706)	(40.706)	(1.466)	(1.466)	(65.863)	(65.863)	(-6.717)	(-6.717)	(-4.356)	(-4.356)	(-0.366)	(-0.366)	(1.926)	(1.926)	(3.425)	(3.425)
イヌラーム	-0.040***	0.961***	0.193**	1.213**	-0.238***	0.788***	0.009	1.009	-0.793***	0.452***	-0.183	0.833	0.159***	1.172***	0.052	1.053
	(-4.489)	(-4.489)	(2.254)	(2.254)	(-12.815)	(-12.815)	(0.824)	(0.824)	(-17.719)	(-17.719)	(-1.369)	(-1.369)	(11.123)	(11.123)	(0.628)	(0.628)
キリスト	0.022	1.023	0.044	1.045	0.183***	1.201***	-0.029	0.971	-0.216***	0.806***	-0.008	0.992	-0.024	0.976	0.293***	1.340***
	(1.362)	(1.362)	(0.324)	(0.324)	(5.943)	(5.943)	(-1.330)	(-1.330)	(-3.830)	(-3.830)	(-0.049)	(-0.049)	(-0.893)	(-0.893)	(3.040)	(3.040)
シム	-0.080***	0.923***	-0.423	0.655	0.028	1.028	-0.112***	0.894***	0.366***	1.442***	-1.179***	0.308***	-0.049	0.952	0.008	1.008
	(-3.290)	(-3.290)	(-1.448)	(-1.448)	(0.727)	(0.727)	(-3.374)	(-3.374)	(4.888)	(4.888)	(-2.946)	(-2.946)	(-1.197)	(-1.197)	(0.028)	(0.028)
ジャマイナ	0.062	1.064	-0.268	0.765	0.209***	1.232***	-0.167**	0.846**	0.062	1.064	-0.318***	0.728***	-0.065	0.937	-0.065	0.937
	(1.316)	(1.316)	(-0.588)	(-0.588)	(3.692)	(3.692)	(-2.416)	(-2.416)	(0.399)	(0.399)	(-3.054)	(-3.054)	(-0.143)	(-0.143)	(-0.143)	(-0.143)
仏教	-0.063***	0.939***	0.229	1.258	-0.156***	0.856***	-0.083**	0.921**	0.127	1.135	0.248	1.281	-0.037	0.964	0.250*	1.284*
	(-2.241)	(-2.241)	(1.146)	(1.146)	(-2.708)	(-2.708)	(-2.166)	(-2.166)	(1.266)	(1.266)	(1.067)	(1.067)	(-0.767)	(-0.767)	(1.824)	(1.824)
ソロスター	-0.772***	0.462***	0.252	1.286	-2.392***	0.091***	-0.049	0.953	0.975	2.652	0.975	2.652	-0.975*	0.377*	0.434	1.544
	(-3.317)	(-3.317)	(0.240)	(0.240)	(-3.307)	(-3.307)	(-0.156)	(-0.156)	(1.546)	(1.546)	(0.446*)	(0.446*)	(-1.650)	(-1.650)	(0.718)	(0.718)
その他	-0.066*	0.936*	0.112	1.119	-0.017	0.983	-0.051	0.951	-0.083	0.921	-0.446*	0.640*	0.010	1.010	0.203	1.225
	(-1.948)	(-1.948)	(0.536)	(0.536)	(-0.249)	(-0.249)	(-0.971)	(-0.971)	(-0.511)	(-0.511)	(-1.954)	(-1.954)	(0.176)	(0.176)	(1.537)	(1.537)
定数項	-1.876***	0.153***	-7.056***	0.001***	-7.304***	0.001***	-0.484***	0.616***	-3.058***	0.047***	-9.156***	0.000***	-2.974***	0.051***	-6.265***	0.002***
	(-30.003)	(-30.003)	(-11.245)	(-11.245)	(-62.432)	(-62.432)	(-5.887)	(-5.887)	(-12.803)	(-12.803)	(-11.782)	(-11.782)	(-28.882)	(-28.882)	(-13.628)	(-13.628)
State Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Household Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Person Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	645,815	645,815	589,055	645,815	645,815	645,815	645,815	644,542	644,542	644,542	636,793	645,815	645,815	644,542	644,655	
Pseudo R-squared	0.080	0.182	0.182	0.151	0.043	0.081	0.043	0.081	0.081	0.081	0.164	0.069	0.069	0.178	0.178	

z-statistics in parentheses
 *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-3B：目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性（二項ロジット）】

VARIABLES	Logit coeff Odds ratio Logit coeff Odds ratio Logit coeff Odds ratio Logit coeff Odds ratio Logit coeff Odds ratio Logit coeff Odds ratio Logit coeff Odds ratio														
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)							
	旅行に行く(=1)	ビジネス目的で行く(=1)	ホリデー目的で行く(=1)	ソーシャル目的で行く(=1)	宗教・巡礼目的で行く(=1)	教育目的で行く(=1)	健康・医療目的で行く(=1)	ショッピング目的で行く(=1)							
MPCE(対数値)	0.299*** (40.582)	0.158** (2.210)	1.171** (2.210)	0.828*** (64.945)	2.288*** (64.945)	-0.076*** (-8.039)	0.927*** (-8.039)	-0.065** (-2.455)	0.937** (-2.455)	0.013 (0.158)	1.013 (0.158)	0.020* (1.647)	1.020* (1.647)	0.181*** (2.807)	1.198*** (2.807)
イヌラーム	0.886*** (7.337)	2.427*** (1.151)	3.162 (1.052)	-0.369 (-1.514)	0.692 (-1.514)	-0.568*** (-3.662)	0.567*** (-3.662)	5.652*** (2.824)	5.652*** (2.824)	-2.547 (-1.582)	0.078 (-1.582)	1.007*** (5.203)	2.738*** (5.203)	0.792 (0.790)	2.209 (0.790)
キリスト	0.394** (2.541)	1.482** (2.541)	1.536 (1.479)	4.648 (6.527)	1.998*** (7.374**)	-0.257 (-1.176)	0.774 (-1.176)	1.448** (2.408)	4.255** (2.408)	3.283*** (2.882)	26.642*** (2.882)	-1.252*** (-4.869)	0.286*** (-4.869)	-0.205 (-0.314)	0.815 (-0.314)
シラ	0.989*** (3.664)	2.689*** (3.664)	4.219 (1.181)	67.964 (12.634)	5.309*** (202.173**)	-0.973** (-2.574)	0.378** (-2.574)	3.259*** (4.242)	26.017*** (4.242)	-5.368 (-1.077)	0.005 (-1.077)	-0.747* (-1.668)	0.474* (-1.668)	10.974*** (3.563)	8.352.332** (3.563)
シヤイナ	-1.940*** (-2.853)	0.144*** (-1.761)	0.000* (-1.761)	1.001 (1.188)	2.722 (1.188)	-0.358 (-0.373)	0.699 (-0.373)	-1.209 (-0.582)	0.299 (-0.582)	2.299 (1.139)	2.299 (1.139)	9.964 (3.125)	9.964 (3.125)	-4.135 (-0.737)	0.016 (-0.737)
仏教	-0.013 (-0.035)	0.987 (1.471)	3.338 (1.471)	27.877 (0.673)	1.623 (0.673)	-1.335*** (-2.679)	0.263*** (-2.679)	0.849 (-0.134)	0.849 (-0.134)	1.139 (0.522)	3.125 (0.522)	-0.262 (-0.417)	0.770 (-0.417)	2.141 (1.414)	8.510 (1.414)
シロフスター	1.196 (0.631)	3.307 (0.309)	2.461 (0.309)	11.721 (1.573)	9.129 (1.573)	9.222.727 (-1.554)	-4.438 (-1.554)	0.012 (-1.554)	0.012 (-1.554)	-6.299 (-1.157)	0.002 (-1.157)	1.426 (0.357)	4.164 (0.357)	-9.233 (-1.485)	0.0001 (-1.485)
その他	1.623*** (4.838)	5.068*** (4.838)	1.443 (0.791)	6.927*** (11.829)	10.19184*** (11.829)	-1.370** (-2.382)	0.254** (-2.382)	-1.465 (-0.902)	0.231 (-0.902)	-1.237 (-0.633)	0.290 (-0.633)	-1.306** (-2.341)	0.271** (-2.341)	1.611 (1.484)	5.005 (1.484)
イヌラーム*MPCE(対数値)	-0.126*** (-7.703)	0.882*** (-0.873)	-0.128 (0.791)	0.018 (1.1829)	1.018 (1.829)	0.078*** (1.829)	1.081*** (-2.382)	-0.340*** (-0.902)	0.712*** (-0.902)	0.313 (-0.633)	1.367 (-0.633)	-0.116*** (-2.341)	0.891*** (-2.341)	-0.100 (1.484)	0.305 (1.484)
キリスト*MPCE(対数値)	-0.050** (-2.443)	0.951** (-1.453)	-0.198 (-1.453)	0.820 (-5.941)	0.794*** (-5.941)	0.031 (1.063)	1.031 (1.063)	-0.218*** (-2.781)	0.804*** (-2.781)	-0.443*** (-2.896)	0.642*** (-2.896)	0.162*** (4.799)	1.176*** (4.799)	0.066 (0.769)	1.069 (0.769)
シラ*MPCE(対数値)	-0.138*** (-3.986)	0.871*** (-1.290)	-0.593 (-1.290)	0.552 (-12.526)	0.517*** (-12.526)	0.111** (2.293)	1.117** (2.293)	-0.373*** (-3.762)	0.689*** (-3.762)	0.521 (0.853)	1.684 (0.853)	1.094 (0.853)	1.094 (0.853)	-1.425*** (-3.475)	0.241*** (-3.475)
シヤイナ*MPCE(対数値)	0.247*** (3.986)	1.280*** (-1.290)	1.304* (-1.290)	3.683* (-0.961)	0.907 (-0.961)	0.025 (0.208)	1.025 (0.208)	0.155 (0.607)	1.168 (0.607)	-0.110 (-0.381)	0.896 (-0.381)	0.029 (0.350)	1.030 (0.350)	0.777 (-1.245)	0.777 (-1.245)
仏教*MPCE(対数値)	(2.935) (2.935)	(0.993) (1.766)	(1.766) (1.766)	(-0.007) (-0.961)	(-0.961) (-0.961)	(0.208) (0.208)	(0.208) (0.208)	(0.607) (0.607)	(0.607) (0.607)	(-0.110) (-0.381)	(0.896) (-0.381)	(0.029) (0.350)	(1.030) (0.350)	(0.777) (-1.245)	(0.777) (-1.245)
シロフスター*MPCE(対数値)	(-0.141) (-1.043)	(-0.411) (-1.043)	(-0.280) (-0.278)	(-1.454* (-1.874)	(-1.454* (-1.874)	(0.561 (1.576)	(0.561 (1.576)	(0.244) (1.376)	(0.244) (1.376)	(-0.110) (-0.381)	(0.896) (-0.381)	(0.029) (0.350)	(1.030) (0.350)	(0.777) (-1.245)	(0.777) (-1.245)
その他*MPCE(対数値)	-0.233*** (-5.042)	0.792*** (-11.059)	-0.178 (-11.059)	0.837 (-0.720)	0.395*** (-11.634)	0.182** (2.307)	1.199** (2.307)	0.194 (0.884)	1.214 (0.884)	0.123 (0.466)	1.130 (0.466)	0.180** (2.336)	1.197** (2.336)	-0.193 (-1.311)	0.824 (-1.311)
定数項	-2.051*** (-30.997)	0.129*** (-11.059)	-7.567*** (-11.059)	0.001*** (-62.392)	0.000*** (-62.392)	-0.356*** (-4.132)	0.700*** (-4.132)	-3.396*** (-13.653)	0.034*** (-13.653)	-9.488*** (-11.235)	0.000*** (-11.235)	-2.961*** (-27.075)	0.052*** (-27.075)	-6.394*** (-11.248)	0.002*** (-11.248)
State Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Household Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Person Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	645,815	589,055	645,815	645,815	645,815	645,815	644,542	636,793	645,815	644,542	636,793	645,815	644,542	644,542	
Pseudo R-squared	0.081	0.182	0.152	0.043	0.043	0.081	0.165	0.070	0.179	0.081	0.165	0.070	0.179	0.179	

z-statistics in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-4A：目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性（多項ロジット）】

VARIABLES	(1)				(2)			
	ビジネス	ホリデー+ ショッピング	ソーシャル +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼	ビジネス	ホリデー+ ショッピング	ソーシャル +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼
	Logit coeff				Odds ratio			
MPCE(対数値)	0.296*** (4.887)	0.795*** (67.035)	0.107*** (14.441)	0.047* (1.848)	1.344*** (4.887)	2.215*** (67.035)	1.113*** (14.441)	1.048* (1.848)
イスラーム	0.178** (2.172)	-0.218*** (-11.972)	0.034*** (3.627)	-0.803*** (-17.982)	1.195** (2.172)	0.804*** (-11.972)	1.035*** (3.627)	0.448*** (-17.982)
キリスト	-0.038 (-0.290)	0.222*** (7.582)	-0.005 (-0.299)	-0.186*** (-3.284)	0.963 (-0.290)	1.249*** (7.582)	0.995 (-0.299)	0.831*** (-3.284)
シク	-0.270 (-1.027)	-0.012 (-0.317)	-0.106*** (-3.856)	0.314*** (4.141)	0.763 (-1.027)	0.988 (-0.317)	0.899*** (-3.856)	1.368*** (4.141)
ジャイナ	-0.291 (-0.639)	0.174*** (2.931)	-0.146** (-2.468)	0.079 (0.503)	0.748 (-0.639)	1.191*** (2.931)	0.864** (-2.468)	1.082 (0.503)
仏教	0.121 (0.623)	-0.088* (-1.652)	-0.040 (-1.305)	0.080 (0.793)	1.129 (0.623)	0.916* (-1.652)	0.961 (-1.305)	1.083 (0.793)
ゾロアスター	-0.387 (-0.368)	-1.799*** (-3.769)	-0.437* (-1.719)	-16.861 (-0.005)	0.679 (-0.368)	0.166*** (-3.769)	0.646* (-1.719)	4.76e-08 (-0.005)
その他	0.046 (0.232)	0.004 (0.074)	-0.067* (-1.746)	-0.119 (-0.736)	1.047 (0.232)	1.004 (0.074)	0.935* (-1.746)	0.888 (-0.736)
定数項	-6.834*** (-11.499)	-6.654*** (-57.691)	-1.225*** (-17.951)	-3.365*** (-13.935)	0.001*** (-11.499)	0.001*** (-57.691)	0.294*** (-17.951)	0.035*** (-13.935)
State Fixed Effect					YES			
Sub-Round Fixed Effect					YES			
Household Characteristics					YES			
Person Characteristics					YES			
Observations					645,815			
Pseudo R-squared					0.101			

z-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-4B：目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性（多項ロジット）】

VARIABLES	(1)				(2)			
	ビジネス	ソーシャル ホリデー+ ショッピング +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼	ビジネス	ビジネス	ソーシャル ホリデー+ ショッピング +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼	
	Logit coeff				Odds ratio			
MPCE(対数値)	0.394*** (5.643)	0.861*** (67.269)	0.113*** (13.918)	0.111*** (4.068)	1.483*** (5.643)	2.366*** (67.269)	1.120*** (13.918)	1.117*** (4.068)
イスラーム	1.411 (1.325)	0.160 (0.669)	0.440*** (3.374)	2.472*** (3.969)	4.099 (1.325)	1.173 (0.669)	1.552*** (3.374)	11.846*** (3.969)
キリスト	2.281** (2.223)	2.968*** (11.058)	-0.255 (-1.475)	2.051*** (3.369)	9.787** (2.223)	19.458*** (11.058)	0.775 (-1.475)	7.773*** (3.369)
シク	9.033*** (2.933)	5.448*** (12.731)	-0.324 (-1.044)	3.932*** (5.018)	8,375.538*** (2.933)	232.278*** (12.731)	0.724 (-1.044)	50.986*** (5.018)
ジャイナ	-12.643* (-1.953)	0.604 (0.680)	-0.390 (-0.463)	-2.367 (-1.086)	3.23e-06* (-1.953)	1.830 (0.680)	0.677 (-0.463)	0.094 (-1.086)
仏教	3.492 (1.541)	1.514** (2.272)	-0.555 (-1.372)	0.110 (0.087)	32.841 (1.541)	4.547** (2.272)	0.574 (-1.372)	1.116 (0.087)
ゾロアスター	3.595 (0.430)	1.017 (0.227)	0.618 (0.310)	-14.237 (-0.0005)	36.400 (0.430)	2.766 (0.227)	1.855 (0.310)	6.56e-07 (-0.0005)
その他	1.950 (1.077)	7.098*** (13.783)	0.141 (0.355)	-0.355 (-0.217)	7.031 (1.077)	1,209.996*** (13.783)	1.152 (0.355)	0.701 (-0.217)
イスラーム*MPCE(対数値)	-0.165 (-1.161)	-0.050 (-1.588)	-0.055*** (-3.122)	-0.441*** (-5.247)	0.848 (-1.161)	0.951 (-1.588)	0.946*** (-3.122)	0.643*** (-5.247)
キリスト*MPCE(対数値)	-0.309** (-2.286)	-0.353*** (-10.224)	0.032 (1.411)	-0.294*** (-3.699)	0.734** (-2.286)	0.703*** (-10.224)	1.033 (1.411)	0.745*** (-3.699)
シク*MPCE(対数値)	-1.201*** (-2.974)	-0.684*** (-12.704)	0.027 (0.687)	-0.468*** (-4.620)	0.301*** (-2.974)	0.505*** (-12.704)	1.028 (0.687)	0.627*** (-4.620)
ジャイナ*MPCE(対数値)	1.472** (1.962)	-0.054 (-0.501)	0.030 (0.288)	0.301 (1.120)	4.357** (1.962)	0.947 (-0.501)	1.031 (0.288)	1.351 (1.120)
仏教*MPCE(対数値)	-0.447 (-1.478)	-0.205** (-2.356)	0.069 (1.270)	-0.003 (-0.017)	0.640 (-1.478)	0.815** (-2.356)	1.071 (1.270)	0.997 (-0.017)
ゾロアスター*MPCE(対数値)	-0.504 (-0.475)	-0.344 (-0.629)	-0.139 (-0.536)	-0.405 (-0.0001)	0.604 (-0.475)	0.709 (-0.629)	0.870 (-0.536)	0.667 (-0.0001)
その他*MPCE(対数値)	-0.257 (-1.054)	-0.950*** (-13.496)	-0.031 (-0.556)	0.036 (0.163)	0.773 (-1.054)	0.387*** (-13.496)	0.970 (-0.556)	1.037 (0.163)
定数項	-7.575*** (-11.631)	-7.153*** (-59.007)	-1.266*** (-17.493)	-3.852*** (-15.275)	0.001*** (-11.631)	0.001*** (-59.007)	0.282*** (-17.493)	0.021*** (-15.275)
State Fixed Effect					YES			
Sub-Round Fixed Effect					YES			
Household Characteristics					YES			
Person Characteristics					YES			
Observations					645,815			
Pseudo R-squared					0.101			

z-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-5A：州外への目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性（OLS）】

VARIABLES	(1) 州外に旅行に行く (=1)	(2) 州外にビジネス目的で行く (=1)	(3) 州外にホリデー目的で行く (=1)	(4) 州外にソーシャル目的で行く (=1)	(5) 州外に宗教・巡礼目的で行く (=1)	(6) 州外に教育目的で行く (=1)	(7) 州外に健康・医療目的で行く (=1)	(8) 州外にショッピング目的で行く (=1)
MPCE(対数値)	0.055*** (69.539)	0.0003*** (3.319)	0.044*** (78.784)	0.002*** (4.775)	-0.0004** (-2.068)	0.0003*** (4.556)	0.006*** (17.210)	0.0003*** (3.518)
イスラーム	-0.009*** (-8.637)	0.0002** (2.053)	-0.010*** (-13.505)	0.001* (1.878)	-0.003*** (-9.181)	-0.0001 (-0.863)	0.002*** (4.693)	0.0002* (1.672)
キリスト	-0.021*** (-10.393)	-0.001*** (-3.381)	-0.003** (-2.015)	-0.008*** (-8.269)	-0.002*** (-4.174)	0.0001 (0.857)	-0.005*** (-5.340)	0.0002 (0.723)
シク	-0.037*** (-12.970)	-0.0003 (-1.018)	-0.024*** (-12.065)	-0.011*** (-8.117)	0.001 (0.867)	-0.0002 (-0.730)	-0.001 (-0.568)	0.0004 (1.193)
ジャイナ	0.066*** (12.384)	-0.0005 (-0.795)	0.033*** (8.800)	0.015*** (5.923)	0.004*** (2.939)	-0.001 (-1.505)	0.006** (2.553)	-0.001 (-0.910)
仏教	-0.020*** (-5.784)	-0.0003 (-0.776)	-0.009*** (-3.717)	-0.008*** (-4.882)	0.001 (1.487)	-0.0002 (-0.940)	-0.003** (-2.272)	0.001 (1.526)
ゾロアスター	-0.068*** (-3.008)	-0.003 (-1.054)	-0.065*** (-4.012)	-0.004 (-0.399)	-0.008 (-1.276)	0.007*** (4.090)	-0.012 (-1.283)	0.024*** (9.164)
その他	-0.048*** (-11.741)	-0.0004 (-1.015)	-0.012*** (-4.301)	-0.012*** (-5.867)	-0.003*** (-2.780)	-0.001*** (-2.709)	-0.007*** (-4.387)	-0.004*** (-9.235)
定数項	-0.302*** (-32.391)	0.0002 (0.228)	-0.239*** (-36.026)	0.001 (0.146)	0.006** (2.499)	-0.003*** (-4.139)	-0.044*** (-11.333)	-0.001 (-1.368)
State-District Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Household Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Person Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	645,724	645,815	645,787	645,805	645,813	645,815	645,785	645,812
R-squared	0.125	0.004	0.106	0.035	0.016	0.004	0.029	0.009
Adj R-squared	0.124	0.003	0.105	0.034	0.015	0.002	0.028	0.008
F-stat	132.5	3.881	109.5	33.91	15.17	3.253	27.39	8.027

t-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-5B：州外への目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性（OLS）】

VARIABLES	(1) 州外に旅行に行く (=1)	(2) 州外にビジネス目的で行く (=1)	(3) 州外にホリデー目的で行く (=1)	(4) 州外にソーシャル目的で行く (=1)	(5) 州外に宗教・巡礼目的で行く (=1)	(6) 州外に教育目的で行く (=1)	(7) 州外に健康・医療目的で行く (=1)	(8) 州外にショッピング目的で行く (=1)
MPCE(対数値)	0.060*** (69.813)	0.0002** (2.333)	0.050*** (81.350)	0.002*** (3.884)	0.0001 (0.292)	0.0003*** (4.919)	0.005*** (14.995)	0.0001 (0.717)
イスラーム	0.153*** (11.502)	-0.0004 (-0.298)	0.159*** (16.841)	-0.011* (-1.726)	0.011*** (3.159)	0.001 (1.149)	0.001 (0.198)	-0.001 (-0.889)
キリスト	0.094*** (5.203)	-0.006*** (-3.323)	0.181*** (14.062)	-0.008 (-0.879)	0.007 (1.478)	0.0003 (0.239)	-0.040*** (-5.371)	-0.021*** (-9.973)
シク	0.109*** (3.576)	0.004 (1.300)	0.008 (0.384)	-0.036** (-2.430)	0.059*** (7.136)	0.001 (0.599)	0.029** (2.281)	0.014*** (4.015)
ジャイナ	-0.654*** (-8.963)	-0.005 (-0.651)	-0.571*** (-11.002)	-0.097*** (-2.729)	-0.021 (-1.081)	0.002 (0.345)	0.047 (1.540)	-0.004 (-0.509)
仏教	0.208*** (5.269)	-0.001 (-0.185)	0.201*** (7.164)	0.021 (1.113)	-0.004 (-0.334)	-0.0004 (-0.125)	-0.016 (-0.945)	-0.008* (-1.868)
ゾロアスター	0.054 (0.319)	-0.0004 (-0.025)	0.444*** (3.712)	-0.210** (-2.569)	0.006 (0.129)	0.003 (0.272)	0.008 (0.113)	-0.205*** (-10.591)
その他	0.338*** (9.419)	-0.005 (-1.327)	0.321*** (12.593)	0.022 (1.289)	0.008 (0.792)	0.007*** (2.712)	-0.011 (-0.718)	-0.013*** (-3.085)
イスラーム*MPCE(対数値)	-0.022*** (-12.206)	0.0001 (0.458)	-0.023*** (-17.941)	0.002* (1.878)	-0.002*** (-3.884)	-0.0002 (-1.218)	0.0001 (0.169)	0.0002 (1.016)
キリスト*MPCE(対数値)	-0.015*** (-6.466)	0.001*** (2.957)	-0.024*** (-14.435)	-0.0001 (-0.057)	-0.001** (-1.982)	-0.00003 (-0.144)	0.005*** (4.793)	0.003*** (10.103)
シク*MPCE(対数値)	-0.019*** (-4.822)	-0.001 (-1.400)	-0.004 (-1.540)	0.003* (1.684)	-0.008*** (-7.090)	-0.0002 (-0.672)	-0.004** (-2.344)	-0.002*** (-3.920)
ジャイナ*MPCE(対数値)	0.089*** (9.868)	0.001 (0.597)	0.075*** (11.634)	0.014*** (3.174)	0.003 (1.288)	-0.0003 (-0.460)	-0.005 (-1.353)	0.0005 (0.454)
仏教*MPCE(対数値)	-0.031*** (-5.800)	0.0001 (0.117)	-0.028*** (-7.524)	-0.004 (-1.540)	0.001 (0.465)	0.00002 (0.041)	0.002 (0.749)	0.001** (2.001)
ゾロアスター*MPCE(対数値)	-0.016 (-0.739)	-0.0003 (-0.123)	-0.067*** (-4.290)	0.027** (2.537)	-0.002 (-0.304)	0.0005 (0.279)	-0.003 (-0.298)	0.030*** (11.922)
その他*MPCE(対数値)	-0.053*** (-10.773)	0.001 (1.187)	-0.046*** (-13.034)	-0.005** (-1.969)	-0.001 (-1.097)	-0.001*** (-3.041)	0.0003 (-0.167)	0.001* (1.938)
定数項	-0.347*** (-35.524)	0.001 (0.699)	-0.287*** (-41.280)	0.003 (0.535)	0.002 (0.812)	-0.003*** (-4.489)	-0.042*** (-10.318)	0.0004 (0.373)
State-District Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Household Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Person Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	645,724	645,815	645,787	645,805	645,813	645,815	645,785	645,812
R-squared	0.126	0.004	0.107	0.035	0.016	0.004	0.029	0.009
Adj R-squared	0.125	0.003	0.106	0.034	0.015	0.002	0.028	0.008
F-stat	131.9	3.86	109.7	33.62	15.12	3.236	27.17	8.324

t-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-6B：州外への目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的屬性（二項ロジット）】

VARIABLES	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)	
	旅行に行く(=1)		ビジネス目的で行く(=1)		ホリデー目的で行く(=1)		ソーシャル目的で行く(=1)		宗教・巡礼目的で行く(=1)		教育目的で行く(=1)		健康・医療目的で行く(=1)		ショッピング目的で行く(=1)	
	Logit coeff	Odds ratio	Logit coeff	Odds ratio	Logit coeff	Odds ratio	Logit coeff	Odds ratio	Logit coeff	Odds ratio	Logit coeff	Odds ratio	Logit coeff	Odds ratio	Logit coeff	Odds ratio
MPC(対数値)	0.788*** (61.371)	2.198*** (61.371)	0.560*** (4.554)	1.751*** (4.554)	1.059*** (61.485)	2.884*** (61.485)	0.216*** (8.132)	1.241*** (8.132)	0.058 (1.214)	1.060 (1.214)	0.644*** (4.065)	1.905*** (4.065)	0.317*** (9.888)	1.373*** (9.888)	0.363*** (2.890)	1.437*** (2.890)
イヌード	-0.153 (-0.648)	0.858 (-0.648)	3.682*** (2.036)	39.722*** (2.036)	-2.421*** (-6.638)	0.089*** (-6.638)	-0.679 (-1.487)	0.507 (-1.487)	0.360 (0.303)	1.434 (0.303)	-3.432 (-0.874)	0.032 (-0.874)	0.589 (1.152)	1.802 (1.152)	10.239 (1.217)	10.239 (1.217)
キリスト	-1.345*** (-3.854)	0.261*** (-3.854)	-1.922 (-0.809)	0.146 (-0.809)	-0.294 (-0.542)	0.745 (-0.542)	-1.729*** (-1.963)	0.178*** (-1.963)	-0.666 (-0.467)	0.514 (-0.467)	2.195 (0.808)	8.960 (0.808)	-4.183*** (-6.125)	0.015*** (-6.125)	-2.329 (-1.455)	0.097 (-1.455)
シム	2.300*** (5.182)	9.974*** (5.182)	5.260 (0.943)	192.544 (0.943)	2.085*** (3.422)	8.047*** (3.422)	-0.963 (-1.125)	0.382 (-1.125)	6.923 (6.923)	2.356139*** (6.923)	1.693 (0.217)	5.434 (0.217)	-0.661 (-0.483)	0.516 (-0.483)	18.887*** (4.942)	1.594e+08*** (4.942)
ジャイナ	-0.380 (-0.452)	0.684 (-0.452)	-4.722 (-0.508)	0.009 (-0.508)	0.810 (0.794)	2.248 (0.794)	-0.470 (-0.318)	0.625 (-0.318)	-1.720 (-0.618)	0.179 (-0.618)	86.498 (0.886)	86.498 (0.886)	3.881* (1.686)	48.485* (1.686)	-5.328 (-0.491)	0.005 (-0.491)
仏教	2.713*** (4.182)	15.078*** (4.182)	5.580 (1.458)	265.025 (1.458)	1.290 (1.177)	3.632 (1.177)	0.014 (0.009)	1.014 (0.009)	0.386 (0.169)	1.471 (0.169)	4.460 (0.886)	86.498 (0.886)	0.693 (0.558)	1.999 (0.558)	3.552 (1.428)	34.894 (1.428)
ソロスター	-5.211 (-1.334)	0.005 (-1.334)					-9.429* (-1.758)	0.0001* (-1.758)			4.178 (0.444)	65.247 (0.444)			-7.345 (-1.149)	0.001 (-1.149)
その他	2.620*** (3.191)	13.733*** (3.191)	2.485 (0.663)	11.998 (0.663)	3.414** (2.186)	30.384** (2.186)	-1.398 (-0.547)	0.247 (-0.547)			10.383* (1.858)	32.319520* (1.858)	-0.759 (-0.640)	0.468 (-0.640)	-13.656* (-1.825)	0.000* (-1.825)
イヌードMPC(対数値)	0.004 (0.137)	1.004 (0.137)	-0.413* (-1.725)	0.662* (-1.725)	0.270*** (5.799)	1.309*** (5.799)	0.101* (1.674)	1.106* (1.674)	-0.169 (-1.062)	0.845 (-1.062)	0.354 (0.710)	1.424 (0.710)	-0.046 (-0.673)	0.955 (-0.673)	-0.213 (-0.846)	0.808 (-0.846)
キリストMPC(対数値)	0.151*** (3.458)	1.161*** (3.458)	0.224 (0.752)	1.251 (0.752)	0.043 (0.640)	1.043 (0.640)	0.177 (1.592)	1.194 (1.592)	0.023 (0.128)	1.023 (0.128)	-0.274 (-0.791)	0.760 (-0.791)	0.514*** (5.898)	1.671*** (5.898)	0.560* (1.783)	1.433* (1.783)
シムMPC(対数値)	-0.319*** (-5.776)	0.727*** (-5.776)	-0.723 (-1.018)	0.485 (-1.018)	-0.283*** (-3.822)	0.753*** (-3.822)	0.094 (0.884)	1.099 (0.884)	-0.981*** (-6.724)	0.375*** (-6.724)	-0.279 (-0.294)	0.756 (-0.294)	0.063 (0.369)	1.065 (0.369)	-2.422*** (-4.567)	0.089*** (-4.567)
ジャイナMPC(対数値)	0.094 (0.923)	1.099 (0.923)	0.546 (0.498)	1.726 (0.498)	-0.084 (-0.683)	0.920 (-0.683)	0.131 (0.736)	1.140 (0.736)	0.271 (0.797)	1.311 (0.797)	0.354 (0.797)	1.311 (0.797)	-0.412 (-1.435)	0.663 (-1.435)	0.596 (0.470)	1.816 (0.470)
仏教MPC(対数値)	-0.358*** (-4.221)	0.699*** (-4.221)	-0.691 (-1.351)	0.501 (-1.351)	-0.167 (-1.206)	0.846 (-1.206)	-0.049 (-0.243)	0.952 (-0.243)	0.023 (0.078)	1.024 (0.078)	-0.510 (-0.778)	0.600 (-0.778)	-0.090 (-0.550)	0.914 (-0.550)	-0.379 (-1.147)	0.684 (-1.147)
ソロスターMPC(対数値)	0.484 (1.048)	1.623 (1.048)					1.161* (1.881)	3.194* (1.881)			-0.335 (-0.272)	0.715 (-0.272)			1.050 (1.403)	2.888 (1.403)
その他MPC(対数値)	-0.477*** (-4.341)	0.621*** (-4.341)	-0.319 (-0.638)	0.727 (-0.638)	-0.530*** (-2.609)	0.589*** (-2.609)	0.008 (0.024)	1.008 (0.024)			-1.654** (-2.027)	0.191** (-2.027)	0.006 (0.040)	1.007 (0.040)	1.558* (1.656)	4.752* (1.656)
定数項	-8.575*** (-69.165)	0.0002*** (-69.165)	-13.724*** (-10.878)	1e-06*** (-10.878)	-10.824*** (-62.313)	0.00002*** (-62.313)	-6.364*** (-23.513)	0.002*** (-23.513)	-6.344*** (-13.753)	0.002*** (-13.753)	-19.058*** (-9.311)	1e-08*** (-9.311)	-8.454*** (-28.402)	0.0002*** (-28.402)	-12.941*** (-10.394)	2e-06*** (-10.394)
State Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Sub-Round Fixed Effect	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Household Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Person Characteristics	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
Observations	645,724	645,724	552,897	552,897	645,674	645,674	645,637	645,637	636,183	636,183	500,578	500,578	645,672	645,672	624,269	624,269
Pseudo R-squared	0.171	0.171	0.193	0.193	0.240	0.240	0.112	0.112	0.107	0.107	0.220	0.220	0.117	0.117	0.210	0.210

z-statistics in parentheses
*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-7A : 州外への目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性 (多項ロジット)】

VARIABLES	(1)				(2)			
	ビジネス	ホリデー+ ショッピング	ソーシャル +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼	ビジネス	ホリデー+ ショッピング	ソーシャル +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼
	Logit coeff				Odds ratio			
MPCE(対数値)	0.673*** (5.937)	1.099*** (67.685)	0.435*** (24.714)	0.129*** (2.770)	1.960*** (5.937)	3.002*** (67.685)	1.546*** (24.714)	1.138*** (2.770)
イスラーム	0.536*** (3.619)	-0.295*** (-10.522)	0.112*** (4.622)	-0.916*** (-10.585)	1.709*** (3.619)	0.744*** (-10.522)	1.118*** (4.622)	0.400*** (-10.585)
キリスト	-0.162 (-0.597)	0.034 (0.758)	-0.295*** (-6.040)	-0.503*** (-4.415)	0.851 (-0.597)	1.035 (0.758)	0.744*** (-6.040)	0.605*** (-4.415)
シク	-0.570 (-1.220)	-0.272*** (-5.346)	-0.304*** (-5.145)	0.064 (0.584)	0.566 (-1.220)	0.762*** (-5.346)	0.738*** (-5.145)	1.066 (0.584)
ジャイナ	-0.039 (-0.054)	0.185*** (2.726)	0.665*** (8.042)	0.587*** (2.722)	0.962 (-0.054)	1.203*** (2.726)	1.944*** (8.042)	1.799*** (2.722)
仏教	0.312 (0.909)	0.014 (0.161)	-0.105 (-1.516)	0.513** (2.550)	1.366 (0.909)	1.014 (0.161)	0.900 (-1.516)	1.670** (2.550)
ゾロアスター	-17.479 (-0.002)	-1.526** (-2.517)	-0.818* (-1.746)	-17.608 (-0.002)	2e-07 (-0.002)	0.217** (-2.517)	0.441* (-1.746)	2e-08 (-0.002)
その他	-0.047 (-0.116)	-0.972*** (-7.245)	-0.950*** (-9.617)	-16.964 (-0.016)	0.954 (-0.116)	0.378*** (-7.245)	0.387*** (-9.617)	4e-08 (-0.016)
定数項	-14.412*** (-11.959)	-11.145*** (-66.743)	-7.389*** (-43.136)	-6.734*** (-14.917)	1e-06*** (-11.959)	1e-05*** (-66.743)	0.001*** (-43.136)	0.001*** (-14.917)
State Fixed Effect					YES			
Sub-Round Fixed Effect					YES			
Household Characteristics					YES			
Person Characteristics					YES			
Observations					645,724			
Pseudo R-squared					0.171			

z-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

【表 3-7B : 州外への目的別旅行行動と一人当たり支出・宗教的属性 (多項ロジット)】

VARIABLES	(1)				(2)			
	ビジネス	ソーシャル ホリデー+ ショッピング +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼	ビジネス	ビジネス	ソーシャル ホリデー+ ショッピング +教育+健 康・医療+ その他	宗教・巡礼	ビジネス
	Logit coeff				Odds ratio			
MPCE(対数値)	0.789*** (6.225)	1.094*** (63.648)	0.421*** (22.203)	0.199*** (4.054)	2.201*** (6.225)	2.985*** (63.648)	1.524*** (22.203)	1.220*** (4.054)
イスラーム	4.468** (2.373)	-2.084*** (-5.782)	-0.088 (-0.278)	0.851 (0.699)	87.174** (2.373)	0.124*** (-5.782)	0.916 (-0.278)	2.343 (0.699)
キリスト	-1.482 (-0.601)	-0.112 (-0.220)	-3.033*** (-6.257)	-0.590 (-0.403)	0.227 (-0.601)	0.894 (-0.220)	0.048*** (-6.257)	0.554 (-0.403)
シク	6.162 (1.073)	2.518*** (4.128)	-0.048 (-0.069)	8.321*** (7.320)	474.481 (1.073)	12.405*** (4.128)	0.953 (-0.069)	4,108.888*** (7.320)
ジャイナ	-6.428 (-0.648)	0.213 (0.205)	-0.249 (-0.208)	-3.301 (-1.104)	0.002 (-0.648)	1.238 (0.205)	0.779 (-0.208)	0.037 (-1.104)
仏教	6.319 (1.602)	2.390** (2.338)	1.508* (1.772)	0.834 (0.358)	554.979 (1.602)	10.918** (2.338)	4.517* (1.772)	2.303 (0.358)
ゾロアスター	-9.528 (-5.20e-05)	-4.653 (-0.734)	-7.223 (-1.589)	-14.755 (-9.67e-05)	7.28e-05 (-5.20e-05)	0.010 (-0.734)	0.001 (-1.589)	3.91e-07 (-9.67e-05)
その他	3.860 (1.030)	2.585* (1.662)	0.813 (0.827)	-15.135 (-0.001)	47.443 (1.030)	13.265* (1.662)	2.255 (0.827)	2.67e-07 (-0.001)
イスラーム*MPCE(対数値)	-0.518** (-2.076)	0.230*** (4.999)	0.027 (0.639)	-0.234 (-1.444)	0.596** (-2.076)	1.259*** (4.999)	1.027 (0.639)	0.791 (-1.444)
キリスト*MPCE(対数値)	0.162 (0.523)	0.020 (0.323)	0.352*** (5.712)	0.010 (0.055)	1.176 (0.523)	1.020 (0.323)	1.421*** (5.712)	1.010 (0.055)
シク*MPCE(対数値)	-0.849 (-1.162)	-0.341*** (-4.582)	-0.034 (-0.387)	-1.063*** (-7.173)	0.428 (-1.162)	0.711*** (-4.582)	0.967 (-0.387)	0.345*** (-7.173)
ジャイナ*MPCE(対数値)	0.765 (0.654)	-0.002 (-0.019)	0.113 (0.771)	0.478 (1.309)	2.149 (0.654)	0.998 (-0.019)	1.120 (0.771)	1.613 (1.309)
仏教*MPCE(対数値)	-0.800 (-1.519)	-0.303** (-2.322)	-0.216* (-1.919)	-0.042 (-0.136)	0.449 (-1.519)	0.739** (-2.322)	0.806* (-1.919)	0.959 (-0.136)
ゾロアスター*MPCE(対数値)	-1.167 (-4.88e-05)	0.375 (0.513)	0.781 (1.449)	-0.528 (-2.61e-05)	0.311 (-4.88e-05)	1.455 (0.513)	2.184 (1.449)	0.590 (-2.61e-05)
その他*MPCE(対数値)	-0.531 (-1.061)	-0.460** (-2.279)	-0.245* (-1.836)	-0.410 (-0.0002)	0.588 (-1.061)	0.631** (-2.279)	0.783* (-1.836)	0.664 (-0.0002)
定数項	-15.325*** (-11.931)	-11.093*** (-64.173)	-7.283*** (-40.626)	-7.267*** (-15.551)	2.21e-07*** (-11.931)	1.52e-05*** (-64.173)	0.001*** (-40.626)	0.001*** (-15.551)
State Fixed Effect					YES			
Sub-Round Fixed Effect					YES			
Household Characteristics					YES			
Person Characteristics					YES			
Observations					645,724			
Pseudo R-squared					0.172			

z-statistics in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1